私学経営 別冊

「私学経営に関するアンケート」
報　告　書

大学・短期大学・高等学校法人編

平成 16 年 7 月 調査

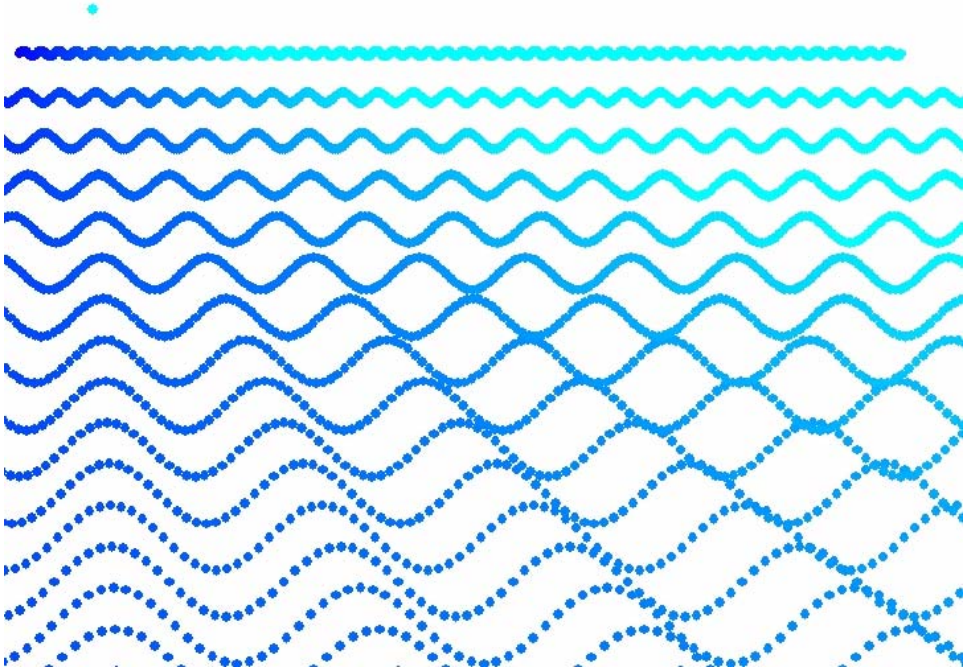

社団法人　私学経営研究会

刊行のごあいさつ

本会は平成15年に設立30周年を迎え、会誌『私学経営』に登載した記事の中から、現時点でお役に立ちそうなものを集録し、『30周年記念号』を発刊し、会員各位の永年に亘るご支持に感謝申し上げましたが、今日、より一層の私学経営のお役に立つべく努めているところであります。

本報告書は、その一環として、(社)私学経営研究会 会員学校法人の管理・運営・人事及び財務など、経営に関する実態を調査分析し、本会会員各位への情報提供を行うとともに、法律、経営相談に役立てることを目的として刊行しました。

私立学校の経営環境はますます厳しいものがあります。これらの調査結果が貴学校法人の経営の改善のために少しでもお役に立てれば幸いです。

ご多忙の中ご協力いただいた各学校法人の皆様に厚く感謝申し上げて、刊行のごあいさつとさせていただきます。

平成17年5月

社団法人　私学経営研究会

理事長　　俵　正市

目　次

刊行のごあいさつ

「アンケート報告」の利用に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

		（大学）	（短大）	（高校）
A	**法人の種類・規模**			
Q１	設置する学校について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	73	139
Q２	主たる事務所の所在地について・・・・・・・・・・・・・・・	6	74	140
Q３	法人の専任職員は何人ですか・・・・・・・・・・・・・・・・	7	75	141
B	**管理機関**			
Q４	理事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10	78	144
Q５	理事の選任について、選任方法及び各理事の人数をお書き下さい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13	81	147
Q６	理事長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18	86	152
Q７	理事会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20	88	154
Q８	監事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	89	155
Q９	役員（理事・監事）について・・・・・・・・・・・・・・・・	24	91	157
Q10	評議員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26	93	159
Q11	評議員の選任方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・	28	95	161
Q12	教授会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32	99	
Q13	学長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35	102	
C	**人事・労務・賃金関係**			
Q14	大学・短大・高校を設置している場合の系統別区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37	104	165
Q15	大学・短大・高校の規模について・・・・・・・・・・・・・・・・	38	105	166
Q16	専任教員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40	107	168
Q17	専任職員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41	108	169

		（大学）	（短大）	（高校）
Q18	中途採用の場合の給与について・・・・・・・・・・・・・	42	109	170
Q19	専任教職員の再雇用制度について・・・・・・・・・・・・	43	110	171
Q20	専任教職員の早期退職優遇制度（選択定年制度）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45	112	173
Q21	専任教職員の役職定年制について・・・・・・・・・・・・	47	114	175
Q22	賃金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49	116	177
Q23	勤務評定（人事考課）制度について・・・・・・・・・	52	119	180
Q24	専任教員の最低出講日数・ノルマについて・・・・・	53	120	181
Q25	教員の任期制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54	121	183
Q26	主要事務業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57	124	186
Q27	事務以外の業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・	59	126	188
Q28	人件費削減のために、今まで取り組まれた削減方策がありましたら記入して下さい・・・・・・・・・・・・・	61	128	190
D	**財務・経理関係**			
Q29	人件費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63	129	191
Q30	最近２年間で授業料の改定を行いましたか・・・・・・	65	131	192
Q31	入学金・授業料の扱いについて・・・・・・・・・・・・・	66	132	193
Q32	収益事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67	133	194
Q33	平成１５年度の１年間に、どのようなものを対象に資金運用をしましたか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68	134	195
Q34	情報公開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69	135	196
Q35	第三者評価制度への取組み状況について・・・・・・	71	137	198
（参考）「私学経営に関するアンケート」調査票	・・・・・・・・・・・・・・・・・・			199

「アンケート報告」の利用に当たって

調 査 の 概 要

１　調査目的

会員である学校法人の管理・運営、人事及び財務の実態について調査することで、学校経営の動向を分析し、法律・経営相談に役立てることを目的とします。

２　調査対象

今回のアンケート調査は、（社）私学経営研究会会員法人を対象に、当該学校法人及び同法人の設置する学校等に関する事項について実施した。

対象数は大学法人 252（回答法人 95)、短大法人 57（回答法人 25)、高等学校法人 182（回答法人 79)、幼稚園法人 14（回答法人 3)、専修学校法人 25（回答法人 6)、合計 530 法人（回答法人 208）である。

３　調査期日

平成１６年６月１日～7 月 26 日

４　調査方法

配布・回収とも郵送による書面調査

回答者は理事長、常務理事、事務局長等の法人運営に責任のある立場の方に依頼した。又、回答は原則として、設問に対し該当項目に○印を付する方式とし簡便なものとした。

５　用語説明

大学法人……大学を設置している学校法人
短大法人……大学法人以外で、短期大学を設置している学校法人
高等学校法人…大学・短大法人以外で、高等学校を設置している学校法人
幼稚園法人……大学・短大・高等学校法人以外で、幼稚園を設置している学校法人
専修学校法人…大学・短大・高等学校・幼稚園法人以外で専修学校を設置している法人

６　系統区分

設置している学部（学科）の違いによる傾向を把握するために系統による区分を行った。系統区分は下記のとおりである。

「大学の系統区分」

単一学部

１　医・歯学部
２　薬学部
３　理工系学部（保健系、理・工系、農学系）
４　文系学部（人文科学系、社会科学系）
５　その他系学部（家政、教育、体育、芸術系、その他）

複数学部

１　医歯他複数学部（医・歯学部を含む学部を複数設置）
２　薬他複数学部（薬学部を含む学部を複数設置「１を除く」）
３　理工他複数学部（１・２を除く）
４　文他複数学部
５　その他複数学部

「短期大学の系統区分」

単一学科

１　理工系学科（保険系・農工系）
２　文系学科（人文系・社会系）
３　その他系学科（家政系・教育系・芸術系・その他）

複数学科

１　理工他複数学科（理工系学科を含む学科を複数設置）
２　文他複数学科（文系学科とその他系学科、又は文系学科を複数設置）
３　その他複数学科（その他系学科を複数設置）

アンケート結果　概要

この調査は、当会会員学校法人の任意協力により行うことができた調査であり、指導監督、又、補助金関連調査と関連する文部科学省調査、あるいは私学事業団調査と異なる点であります。

したがって、学校法人名など記載についても任意協力としたため、各設問に回答のない場合などはカウントできない事項が見受けられ、このため各設問毎の法人数には若干のばらつきがあります。又、複数回答可とした項目などはその集計に当たっては各々１法人とカウントしております。

ご多忙の中このアンケート調査にご協力をいただいた学校法人理事長はじめ関係の皆様に御礼を申し上げます。

集計結果につきましては、他の類似の調査数値との比較などができるように可能な限り掲載してみました。そのため区分表示を以下のとおりとしてあります。

【参考文献】

① 日本私立学校振興・共済事業団刊
・『平成 16 年度版　今日の私学財政（大学・短期大学編)』
・『平成 16 年度版　今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編)』
② 日本私立学校振興・共済事業団刊
・私学経営情報第 20 号「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告（大学・短期大学法人編／平成 15 年 7 月調査）
・私学経営情報第 21 号「私立高等学校の経営改善方策」に関するアンケート報告（平成 16 年 7 月調査）
③ 俵　正市 著・(社）私学経営研究会 編集
『学校法人諸規定の整備と運用（改訂版)』の「事例と解説」による数値関係
④ 法令関係

大　学　編

A　法人の種類・規模

Ｑ１

設置する学校について（設置学校の種類）

■　95 大学法人が設置する学校数は、大学 106 校、短大 48 校、高等学校 91 校、中学校 58 校、小学校 13 校、幼稚園 40 校、専門学校 29 校、その他８校ですので、単純平均的には、１大学法人は１大学を設置している他に、１高等学校を設置し、短大、中学、幼稚園は 1／2 校設置していることとなります。

　なお、集計にあたっては、該当設置学校種別に○印を付し（　）内に設置学校数未記入の場合は１校を設置しているものとみなしカウントしております。

≪ 大学法人の設置学校種別学校数 ≫　　（大学法人 : 95）

設　置　数	１校	２校	３校	４校	５校	無記入	合計	設置学校数	構成比
大　学	75	3	4	0	0	13	95	106	27%
短　大	40	1	0	0	0	6	47	48	12%
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
高　等　学　校	39	15	0	2	1	9	66	91	23%
中　学　校	26	9	0	2	0	6	43	58	15%
小　学　校	7	1	1	0	0	1	10	13	3%
幼　稚　園	25	2	1	0	0	8	36	40	10%
専　門　学　校	12	1	2	1	0	5	21	29	8%
そ　の　他	4	2	0	0	0	0	6	8	2%
計	**228**	**34**	**8**	**5**	**1**	**48**	**324**	**393**	**100%**

Q２

主たる事務所の所在地について

■　95 学校法人の主たる事務所の所在地についてみてみますと、近畿 32%、関東 27%、東海 11%、九州・沖縄 11%などの順となっております。

*参考文献④　学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
（私立学校法 27 条）

≪ 主たる所在地 ≫

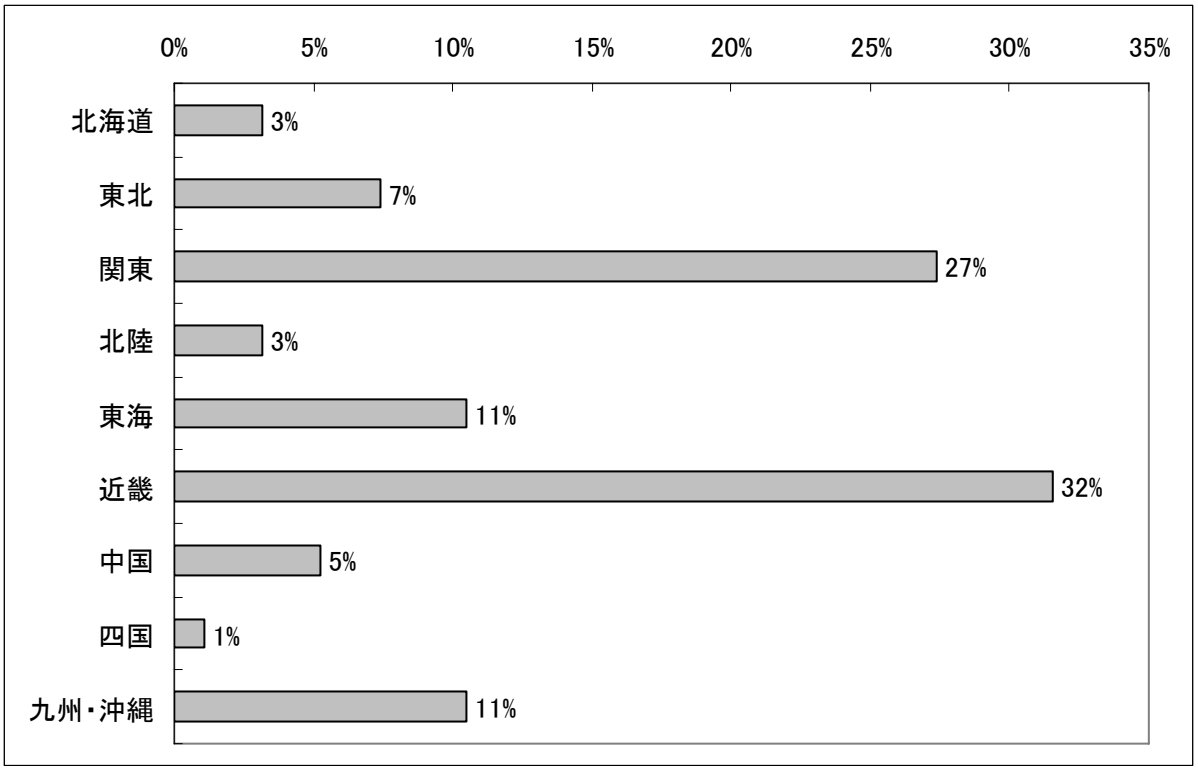

Ｑ３

法人の専任職員は何人ですか

■　副理事長から専務理事についてみると、いずれかの役職者を配置している学校法人は 63 法人（66%）で、配置役職１の法人（副理事長から専務理事の役職者のうち、配置人数を問わずいずれか１の役職者を置いている法人をいう）42（44%）、配置役職 2 の法人 17（18%）、配置役職 3 の法人４（4%）となっております。

■　役職名別でみた場合は、常務理事を配置している法人は 39（45%）で、常勤理事は 29 法人（33%）などとなっています。

（※ この場合、1 法人で常務、専務など複数配置の者は、各々1 法人としてカウントしております。）

≪ 法人の専任職員数 ≫　　（設置校の職員と兼任の場合は、ここには含まない）

項　目	副理事長		理事長補佐		常務理事		常勤理事		専務理事	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
１人	5	100%	1	100%	27	69%	15	52%	12	92%
２人	0	0%	0	0%	5	13%	1	3%	0	0%
３人	0	0%	0	0%	2	5%	4	14%	0	0%
４人	0	0%	0	0%	3	8%	2	7%	0	0%
５人	0	0%	0	0%	0	0%	2	7%	0	0%
６人	0	0%	0	0%	2	5%	0	0%	0	0%
７人	0	0%	0	0%	0	0%	2	7%	0	0%
８人	0	0%	0	0%	0	0%	2	7%	0	0%
９人	0	0%	0	0%	0	0%	1	3%	1	8%
合計	5	100%	1	100%	39	100%	29	100%	13	100%

≪ 役職名別グラフ ≫

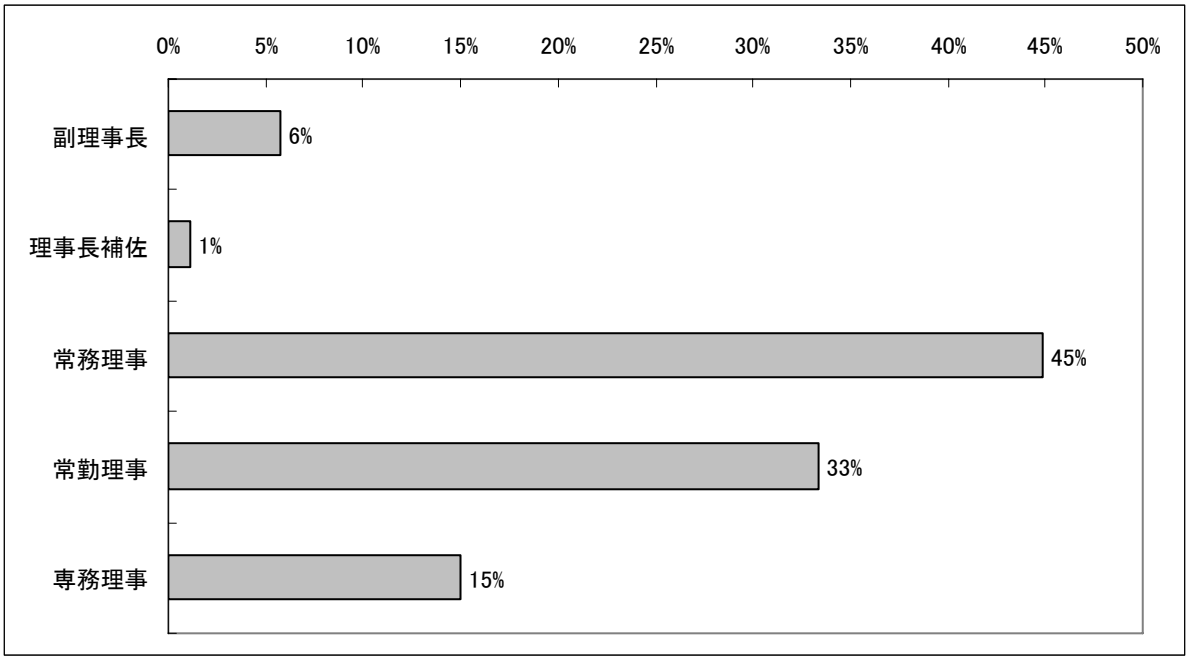

≪ 配置役職数別グラフ ≫

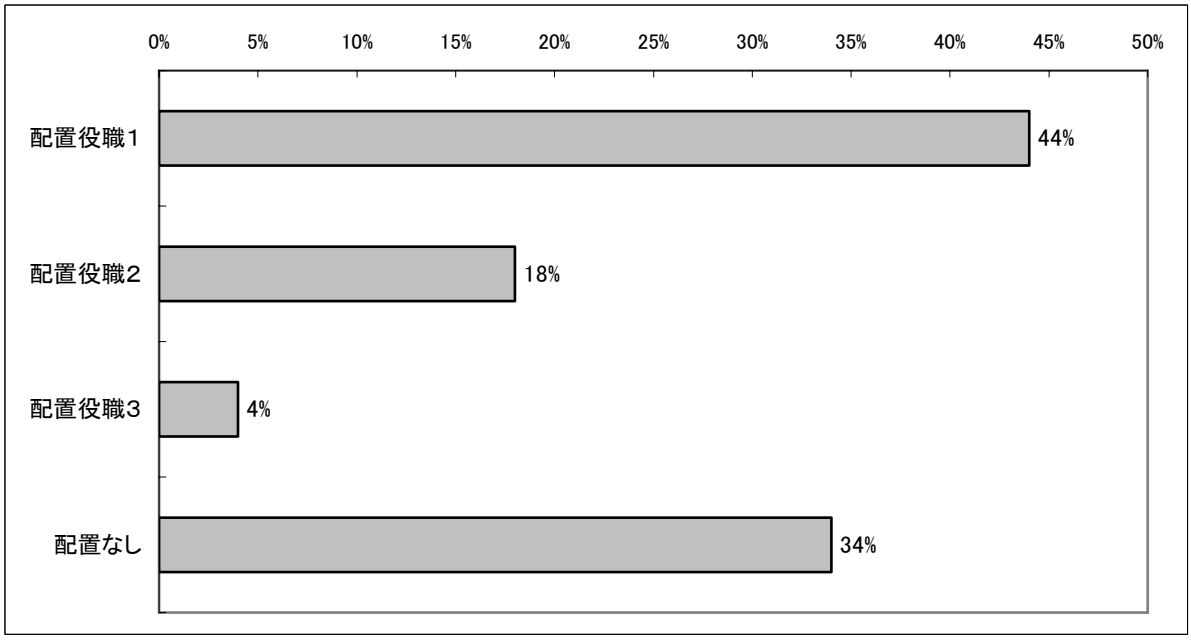

≪ その他法人専任職員 ≫

■　その他法人専任職員については、11 人～20 人を配置している学校法人が最も多く 12 法人（18%）、21～40 人配置が 9 法人（14%）などとなっています。

項　目	法人数	構成比
１人	5	8%
２人	8	12%
３人	3	5%
４人	4	6%
５人	1	1%
６人	3	5%
７人	1	1%
８人	3	5%
９人	1	1%
１０人	3	5%
11 人～20 人	12	18%
21 人～40 人	9	14%
41 人～60 人	3	5%
61 人～100 人	5	8%
100 人以上	4	6%
合　計	**65**	**100%**

B 管 理 機 関

Q４

理事について
ア）理事は何人ですか
イ）理事の任期は何年ですか
ウ）学外常勤理事（現に当該学校法人の教職員でない者）を
　　任用していますか

■　理事の数は、11 人～15 人とする学校法人が最も多く 44（46%）、次いで 5～10 人が（32%）などとなっています。

■　理事の任期は、4 年とする学校法人が最も多く 41（44%）、次いで 3 年が（37%）、2 年が（14%）などとなっています。

■　学外常勤理事の任用については、過半数（62%）の学校法人で任用しておりません。任用している学校法人は 36（38%）で、任用数は 1 人・2 人が各々9 法人（25%）、3 人が 7（19%）、４人以上が 11（31%）となっております。

*参考文献③　役員（理事・監事）の任期について規定のあるもの 99.8%うち任期 4 年 59%、3 年 27.2%、2 年 10.4%、 1 年 0.0%、その他 3.4%

*参考文献④　学校法人には役員として理事 5 人以上及び監事 2 人以上を置かなければならない（私立学校法 35 条）。
改正私立学校法で「理事の定数、任期、選任及び解任の手続きについては各学校法人の寄附行為で定める（同 30 条）」となりましたので、理事数、任期、選任、解任手続きなどにつき寄附行為の定めにより現在とは異なったものになります。
又、学外常勤理事の任用についても義務付けがされましたので異なるものとなります。

ア）理事は何人ですか

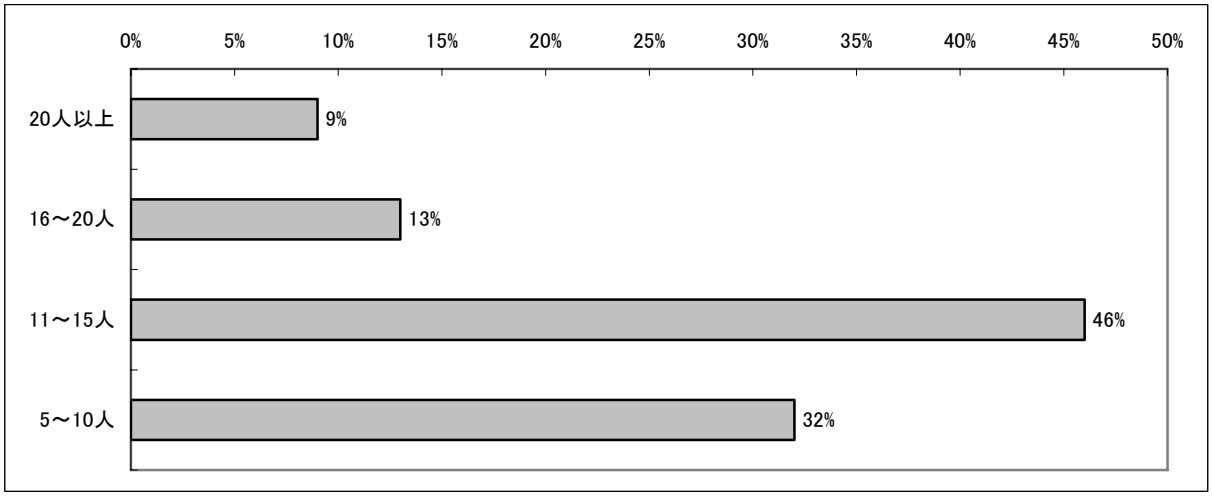

イ）理事の任期は何年ですか

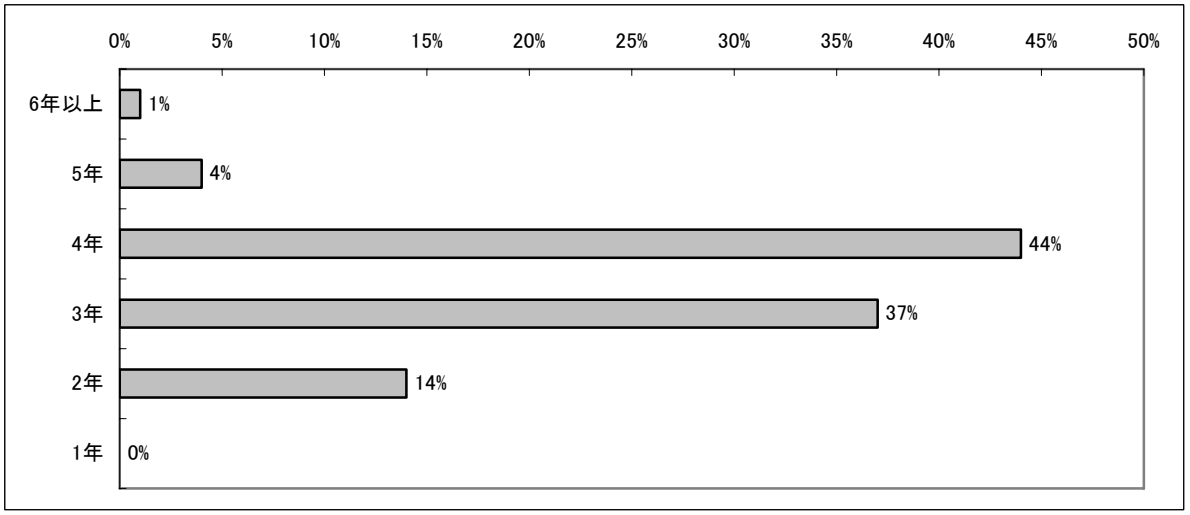

ウ）学外常勤理事（現に当該学校法人の教職員でない者）を任用していますか

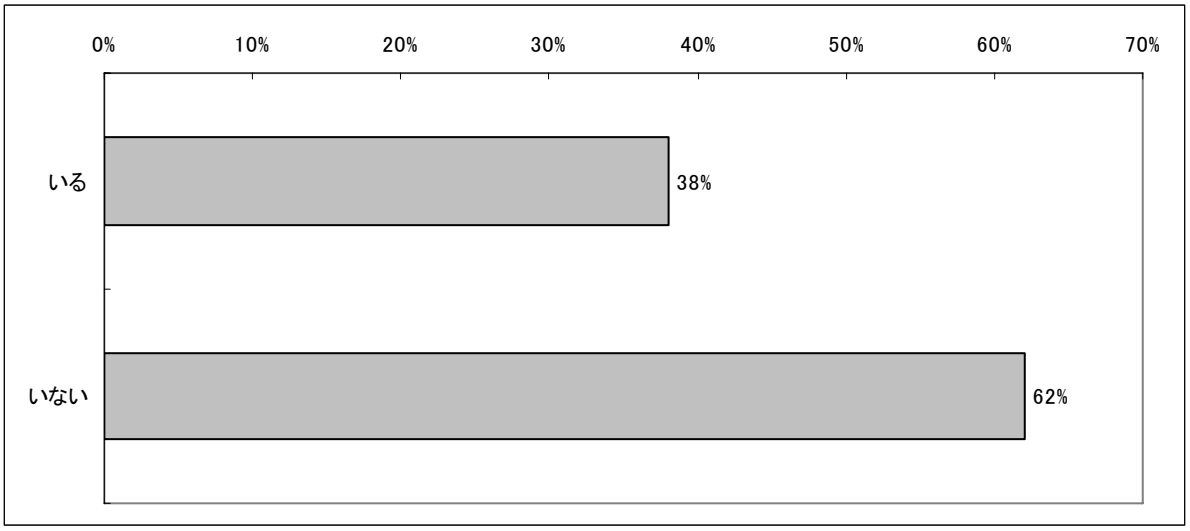

※　学外常勤理事を任用している場合は何人ですか

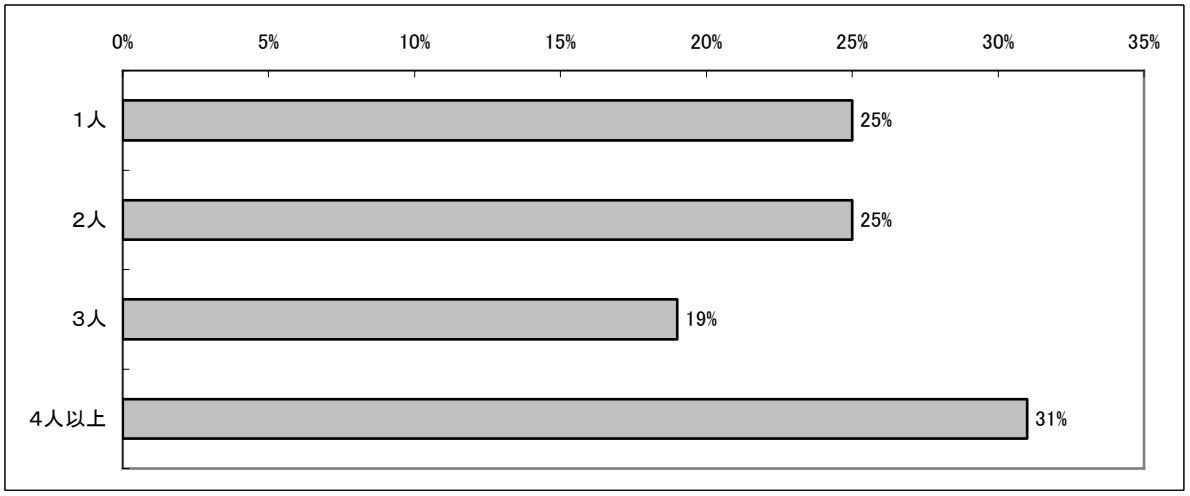

Ｑ５

理事の選任について、選任方法及び各理事の人数をお書き下さい
ア）学長（校長）理事
イ）評議員のうちから選任された理事
ウ）学識経験者理事
　ⅰ）選任対象
　ⅱ）選任方法

■　学長（校長）理事

学長（校長）理事人数は、2 人とする学校法人が 38（42%）で最多となっています。

選任方法は、学長（校長）全員が理事になる学校法人が過半数（56%）で、1 人又は一部の学長が理事になるものは（38%）となっています。

*参考文献③　1 人又は 1 部の校長が理事となるもの・・・72.6%
校長全員が理事となるもの・・・27.4%

■　評議員理事

評議員理事人数は、4 人以上である学校法人が 54（60%）で最多となっています。

選任方法は、評議員の互選による者が理事になる学校法人が過半数（62%）で、評議員会で選挙された者（20%）、寄附行為で選任基準を定めるものは（9%）です。

*参考文献③　評議員の互選によるもの・・・55.5%、
評議員会で選挙するもの・・・32.1%
寄附行為で選任権者を定めるもの・・・20.5%
寄附行為で選任基準を定めるもの・・・9.0%

■　学識経験者理事

学識経験者理事人数は、4 人とする学校法人が 20（23%）で最多となっています。（※ 複数回答可）

選任の対象は、学識経験者を選任対象とする学校法人が（97%）で最多となっいます。選任の方法は、理事の選任とする学校法人が（46%）で、理事会で選挙するは（15%）となっています。その他例えば、学園独自、理事会において選任などとする学校法人も（21%）あります。

ア）学長（校長）理事

項　　目	１人		２人		３人		４人以上		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
学長（校長）全員が理事になる	12	24%	24	47%	9	18%	6	12%	51	100%
１人又は一部の学長（校長）が理事になる	12	34%	11	31%	6	17%	6	17%	35	100%
そ　の　他	0	0%	3	60%	2	40%	0	0%	5	100%
計	**24**	**26%**	**38**	**42%**	**17**	**19%**	**12**	**13%**	**91**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫

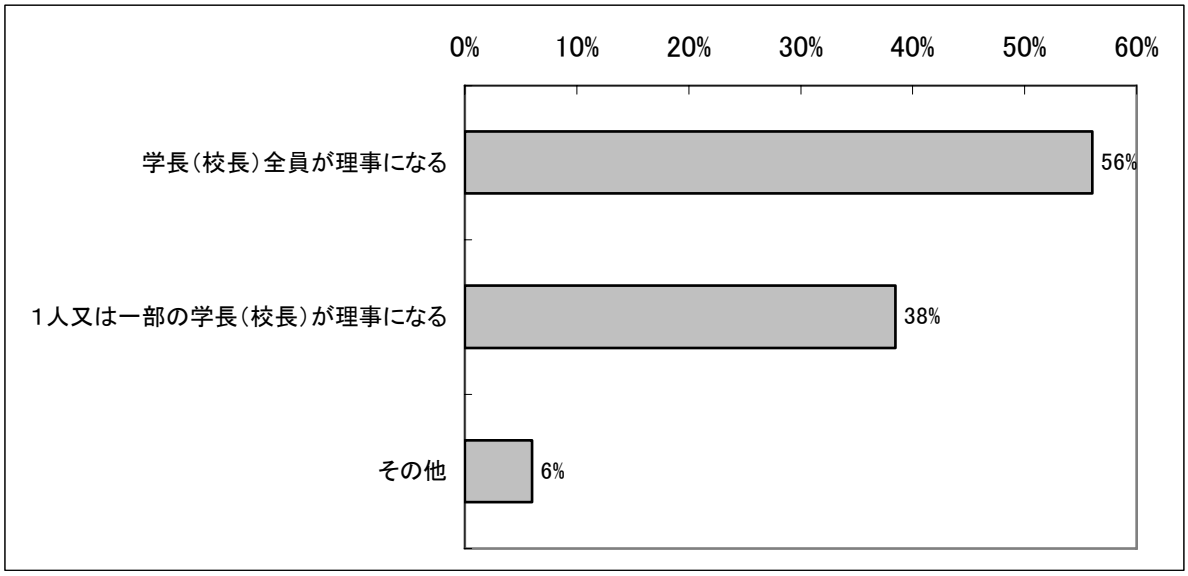

≪ 人数別グラフ ≫

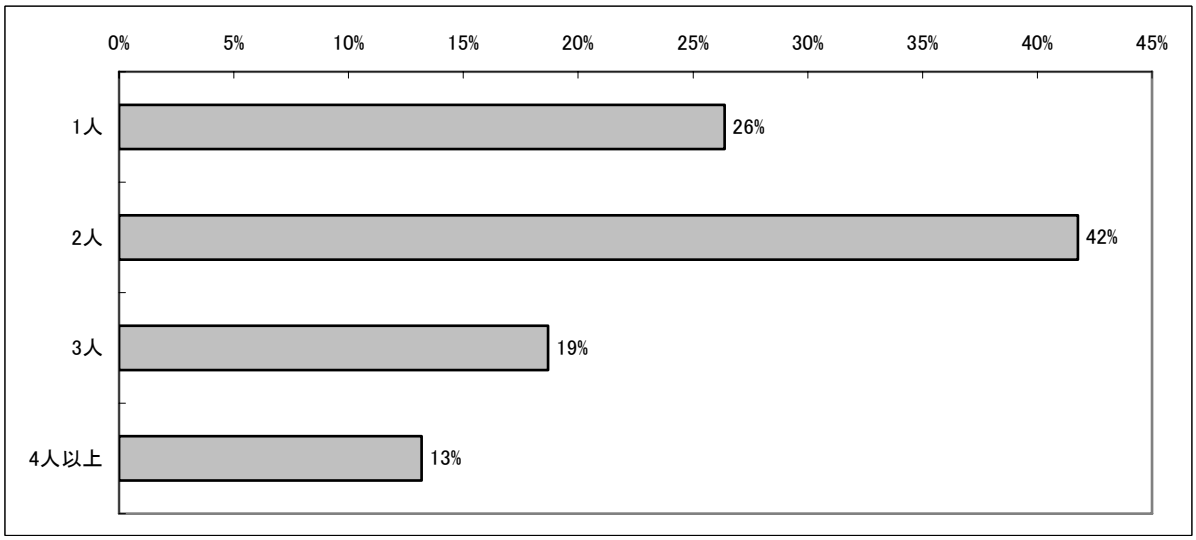

イ）評議員のうちから選任された理事

項　　目	１人		２人		３人		４人以上		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
評議員会で選挙された者	0	0%	5	28%	3	17%	10	56%	18	100%
評議員の互選による者	2	4%	9	16%	12	21%	33	59%	56	100%
寄附行為で選任権者を定める	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	1	100%
寄附行為で選任基準を定める	0	0%	0	0%	1	13%	7	88%	8	100%
そ　の　他	1	14%	1	14%	2	29%	3	43%	7	100%
計	**3**	**3%**	**15**	**17%**	**18**	**20%**	**54**	**60%**	**90**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫

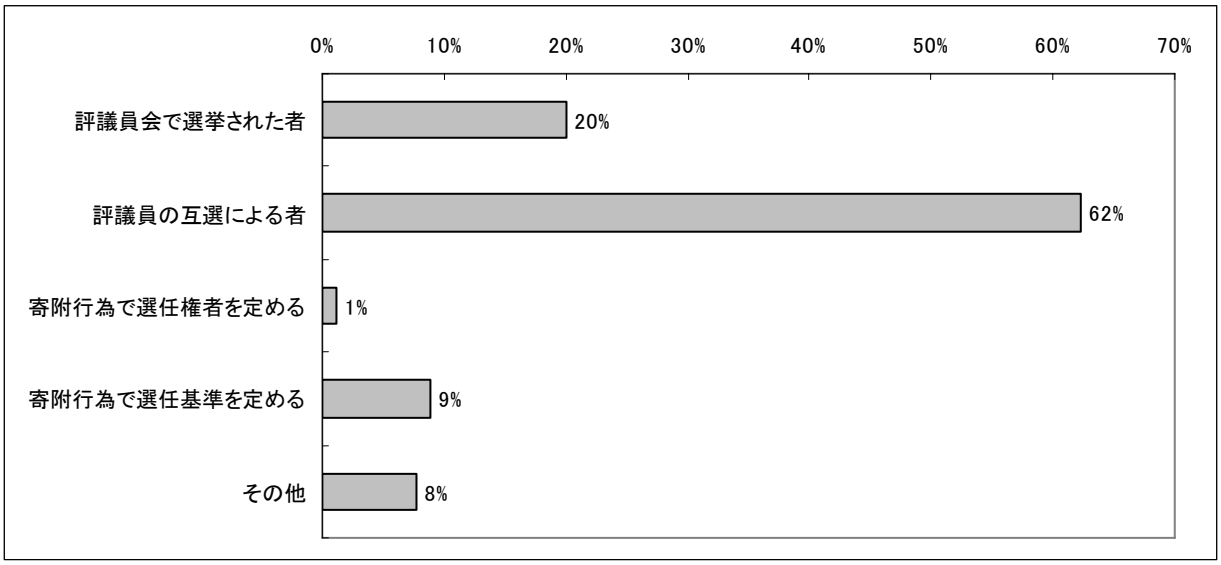

≪ 人数別グラフ ≫

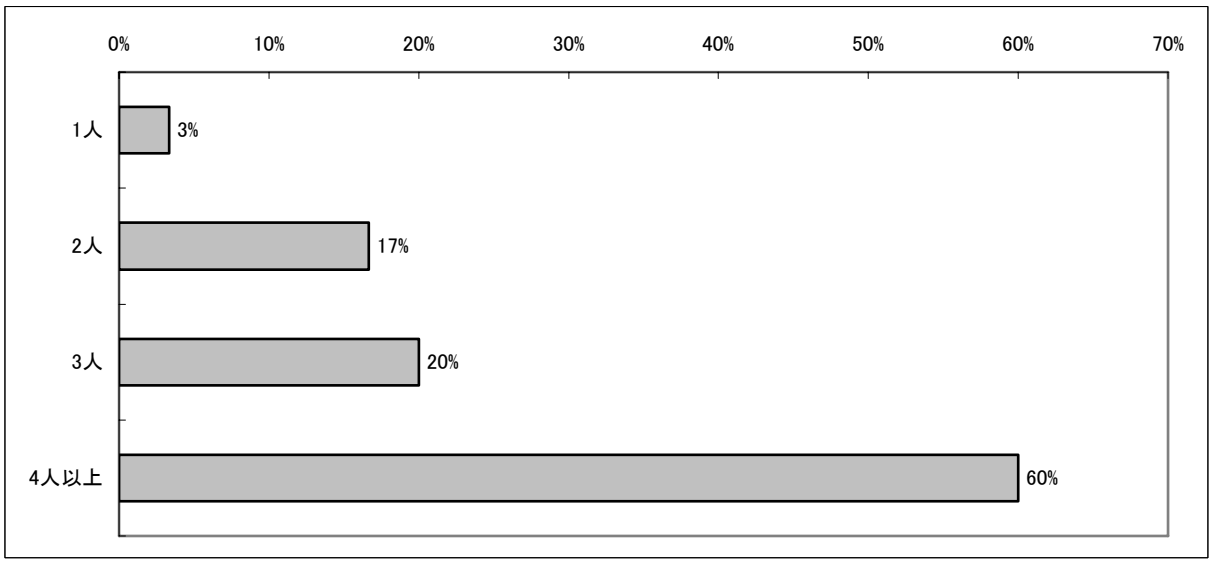

ウ）学識経験者理事

項　　目		理事会で選挙	理事の選任	評議員会で選ぶ	評議員会の推薦した者のうちより理事会が決定	理事会の議を経て理事長の指定する者	寄附行為で基準を定め自動的に理事となる	その他	計
１人	法人数	0	0	1	0	0	0	1	2
	構成比	0%	0%	50%	0%	0%	0%	50%	100%
２人	法人数	6	5	0	0	0	2	0	13
	構成比	46%	38%	0%	0%	0%	15%	0%	100%
３人	法人数	3	3	2	0	0	0	2	10
	構成比	30%	30%	20%	0%	0%	0%	20%	100%
４人	法人数	1	10	1	0	3	0	5	20
	構成比	5%	50%	5%	0%	15%	0%	25%	100%
５人	法人数	2	6	0	1	0	0	4	13
	構成比	15%	46%	0%	8%	0%	0%	31%	100%
６人	法人数	0	5	0	2	0	0	3	10
	構成比	0%	50%	0%	20%	0%	0%	30%	100%
７人	法人数	1	1	0	0	1	0	2	5
	構成比	20%	20%	0%	0%	20%	0%	40%	100%
８人	法人数	0	4	0	0	0	0	0	4
	構成比	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
９人	法人数	0	3	0	0	1	0	1	5
	構成比	0%	60%	0%	0%	20%	0%	20%	100%
１０人以上	法人数	0	3	1	0	0	0	0	4
	構成比	0%	75%	25%	0%	0%	0%	0%	100%
計	**法人数**	**13**	**40**	**5**	**3**	**5**	**2**	**18**	**86**
	構成比	**15%**	**47%**	**6%**	**3%**	**6%**	**2%**	**21%**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫　（複数回答可）

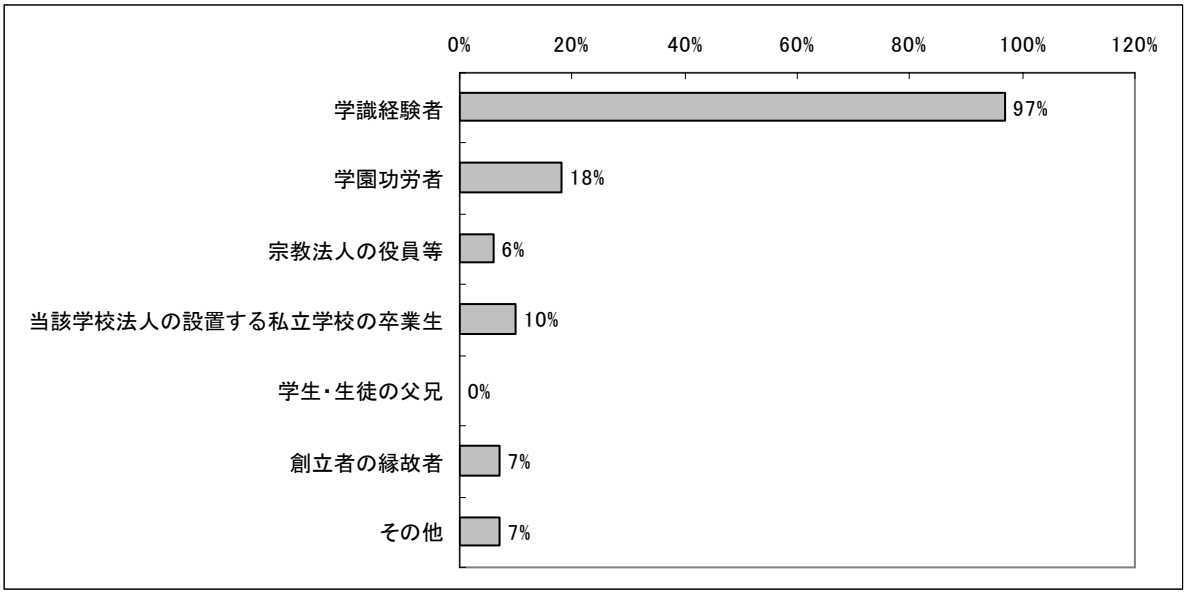

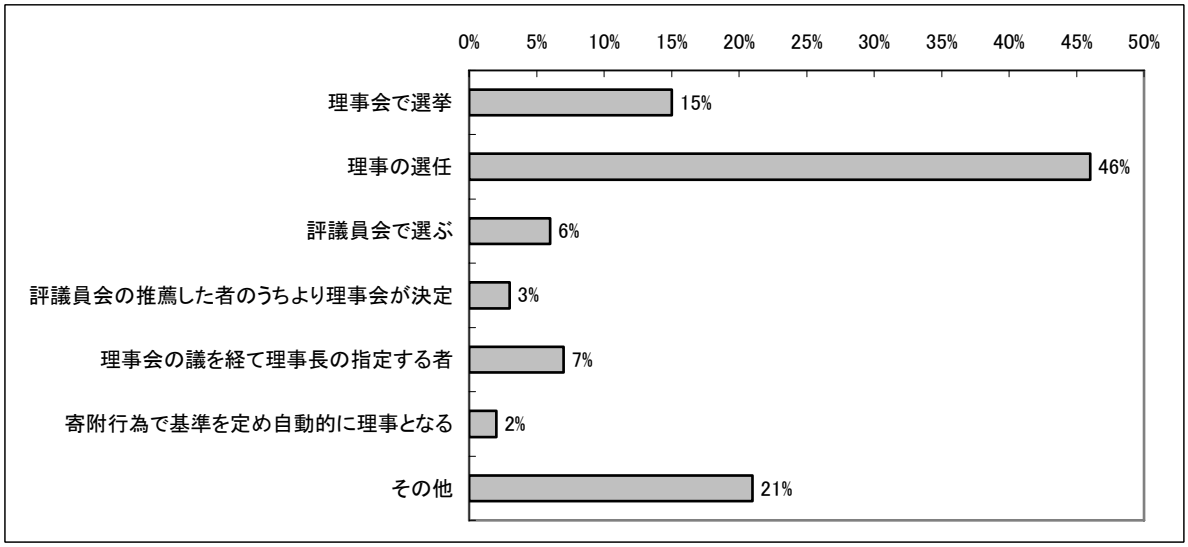

≪ 人数別グラフ ≫

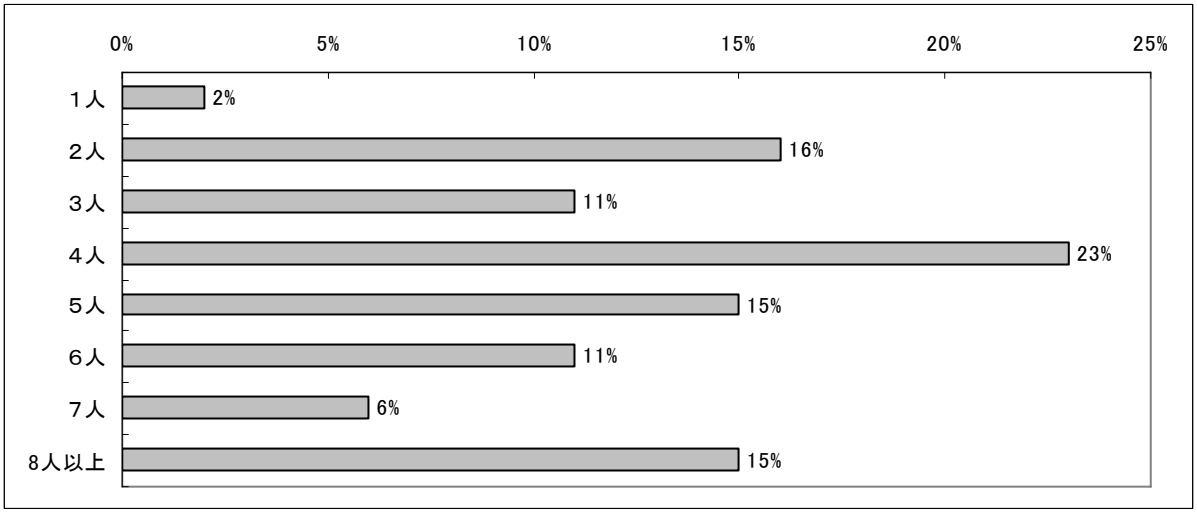

Q６

理事長について
ア）理事長の選任方法について
イ）理事長の任期について

■　理事長の選任方法については、理事の互選による学校法人が 57（59%）で、理事会の選任（38%）となっております。

■　理事長の任期については、特に規定をしていない法人が 37（39%）となっております。又、任期を規定している場合の任期は、3 年が（40%）、4 年が（37%）、2 年が（21%）の順となっております。

*参考文献③　理事の互選 63.6%、理事会の選挙 28.5%、その他 7.9%

*参考文献④　理事長に関する規定が改正され、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する。（私立学校法 37 条）
代表権は寄附行為の特段の定めのない限り理事長のみが代表権をもち、登記簿にも理事長のみを代表権者として記載することになります。

ア）理事長の選任方法について

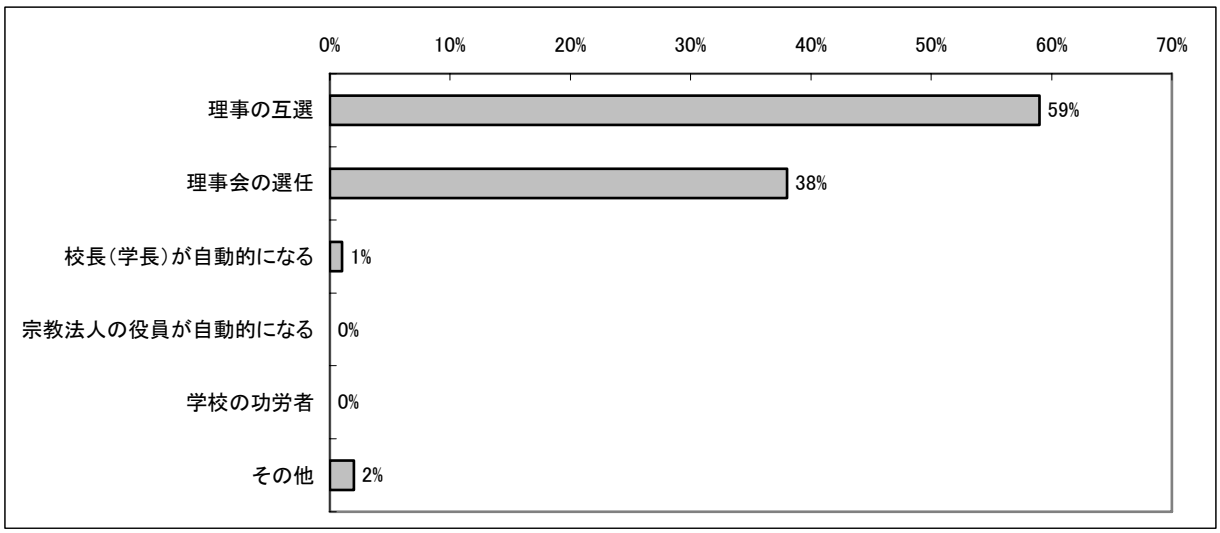

イ）理事長の任期について

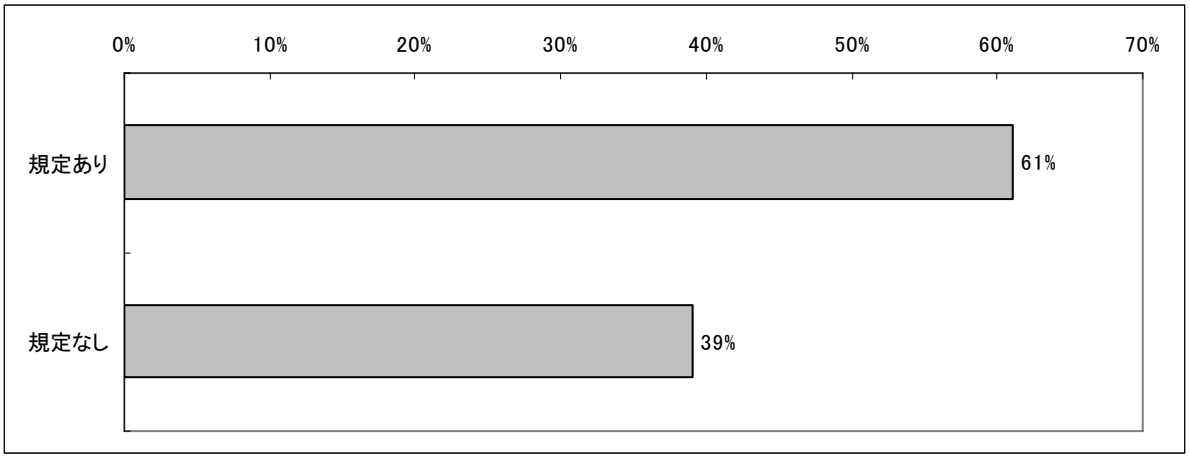

※ 任期がある場合の年数

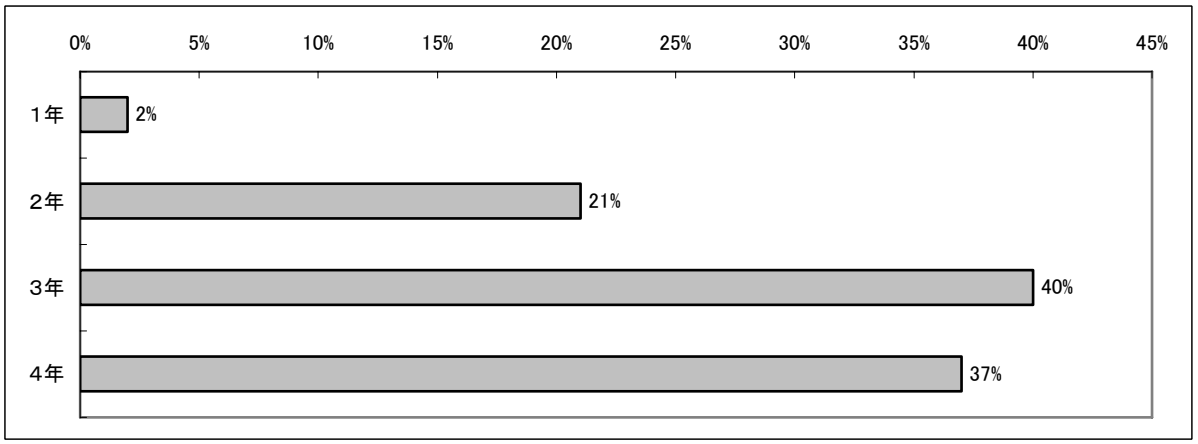

Q７

理事会について
ア）理事会の開催状況について（平成 15 年度）
イ）理事会の議長

■　理事会の開催状況（15 年度）は、6 回以上開催している学校法人が 48（51%）で最多となっています。

■　理事会の議長は、理事長が議長となる学校法人がほとんどです（99%）。（※ 複数回答を含むものです）

*参考文献④　理事会については学校法人の業務に関する決定機関として理事会を置く（私立学校法 36 条）と、学校法人の意思決定機関として明記されました。又、理事長が議長になることになりますので現在とは異なってまいります。

ア）理事会の開催状況について（平成１５年度）

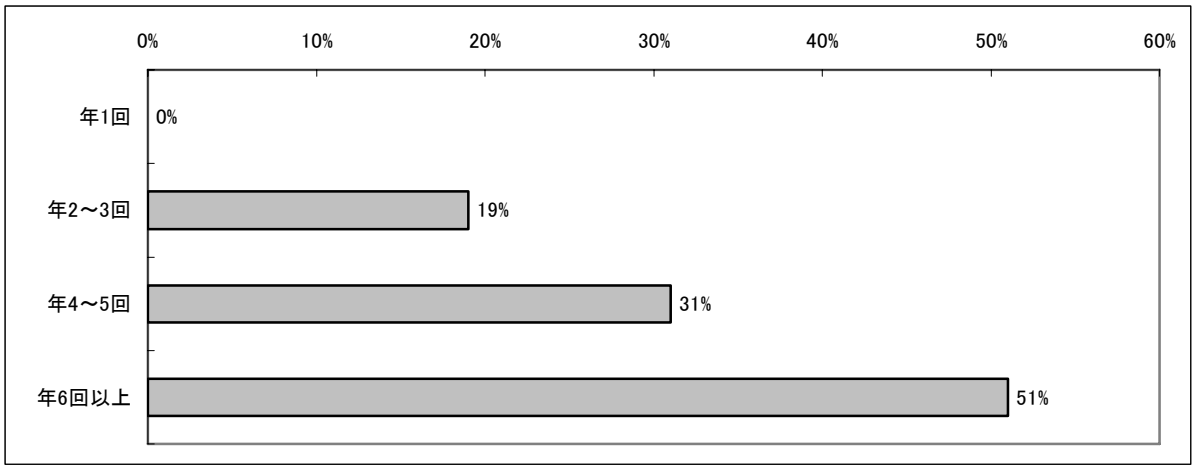

イ）理事会の議長

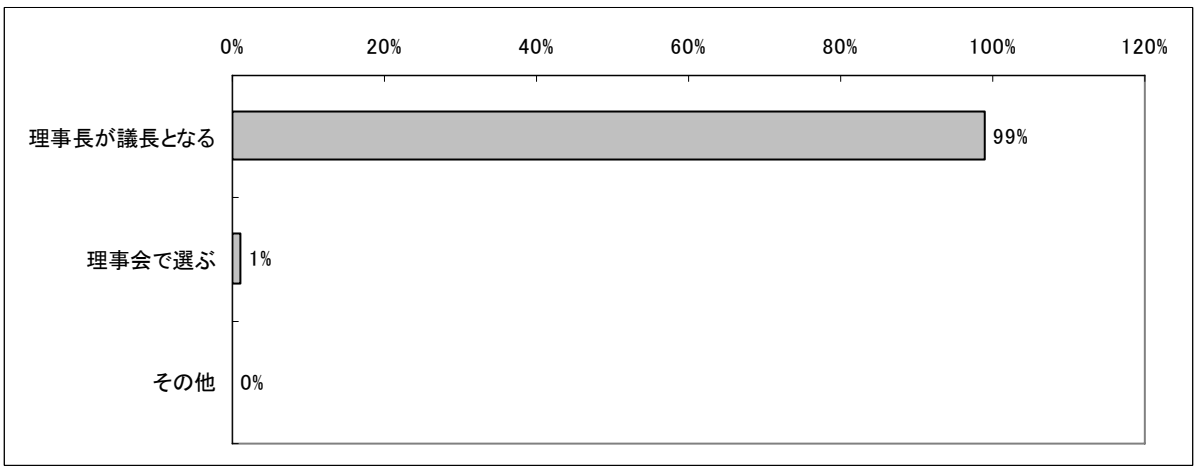

Q８

監事について
ア）監事は何人ですか
イ）監事の任期は何年ですか
ウ）常勤監事を任用していますか
エ）監事の選任方法について

■　監事の人数は、2 人の学校法人が 68（72%）で最多となっています。

■　監事の任期は、３年・４年とする学校法人が各々37（39%）となっております。

■　常勤監事の任用については、任用していない学校法人が 87（93%）でほとんどの法人で任用されておりません。

■　監事の選任方法については、理事会で選任する学校法人が 42（45%）、評議員会で選任（31%）、評議員会の推薦した者のうちより理事会が決定（9%）などとなっています。

*参考文献③　監事の選任方法は　評議員会の意見を聞いて理事会で選任・・・56.6%
評議員会で選任・・・23.5%
理事会で選任・・・17.1%
その他・・・2.8%

*参考文献④　監事は評議員会の同意を得て理事長が選任する、任期、解任手続きについては学校法人の寄附行為により定められる（私立学校法 38 条、30 条）と私立学校法が改正されましたので，寄附行為の定めにより現在とは異なってきます。
又、監事の人数は 2 人以上置くこと、その選任にあたっては現に当該学校法人の役員、又は職員でないものが含まれるようにしなければならない（私立学校法 35 条、38 条）こととなりましたのでこの点についても異なります。

ア）監事は何人ですか

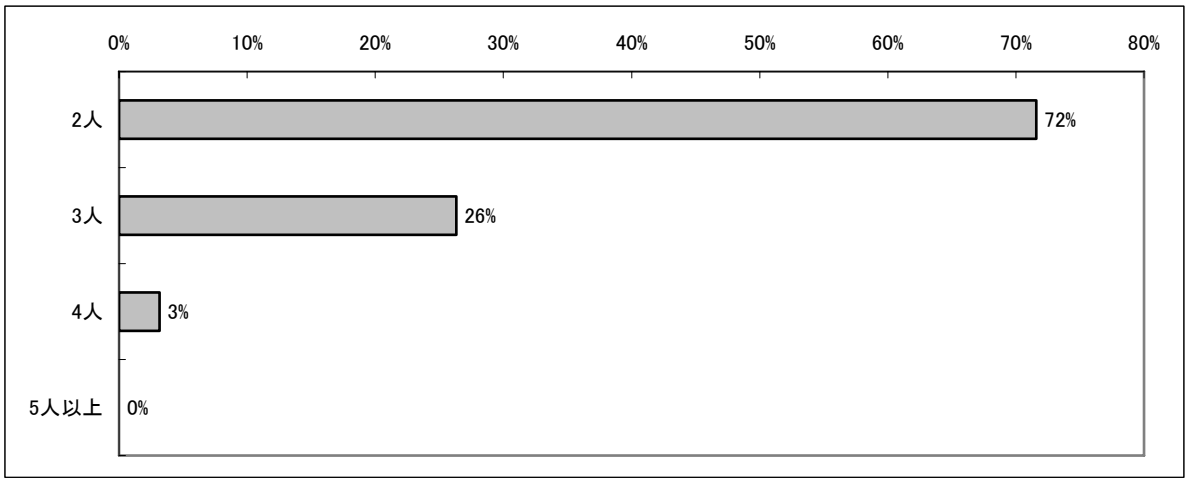

イ）監事の任期は何年ですか

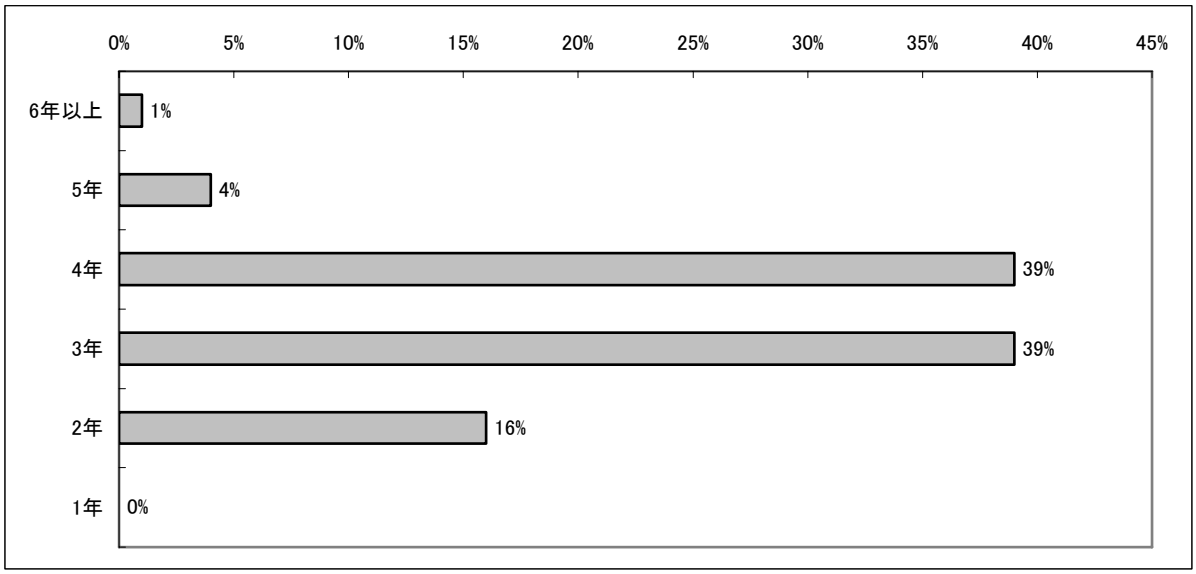

ウ）常勤監事を任用していますか

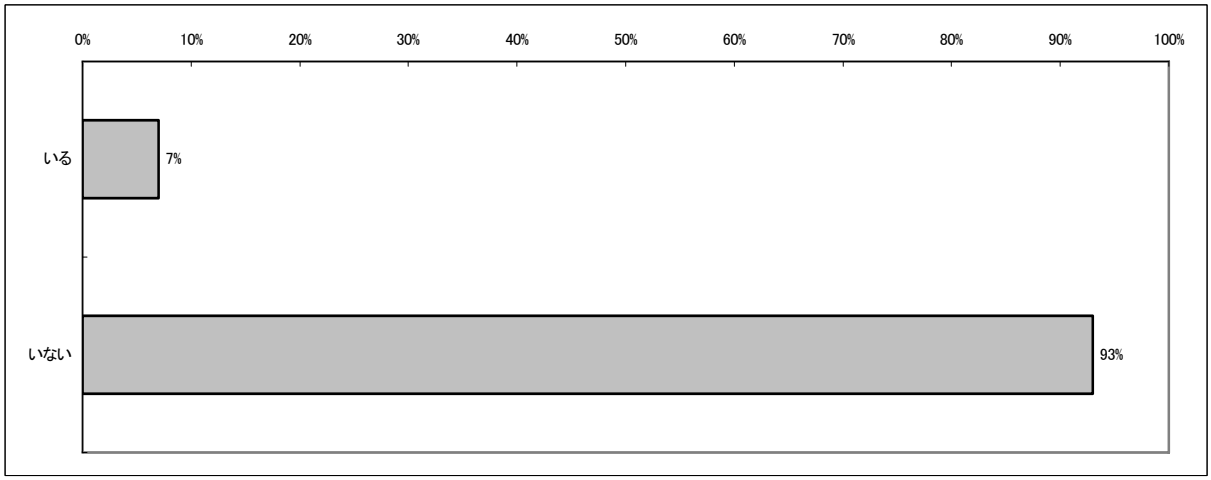

※常勤監事を任用している場合は何人ですか

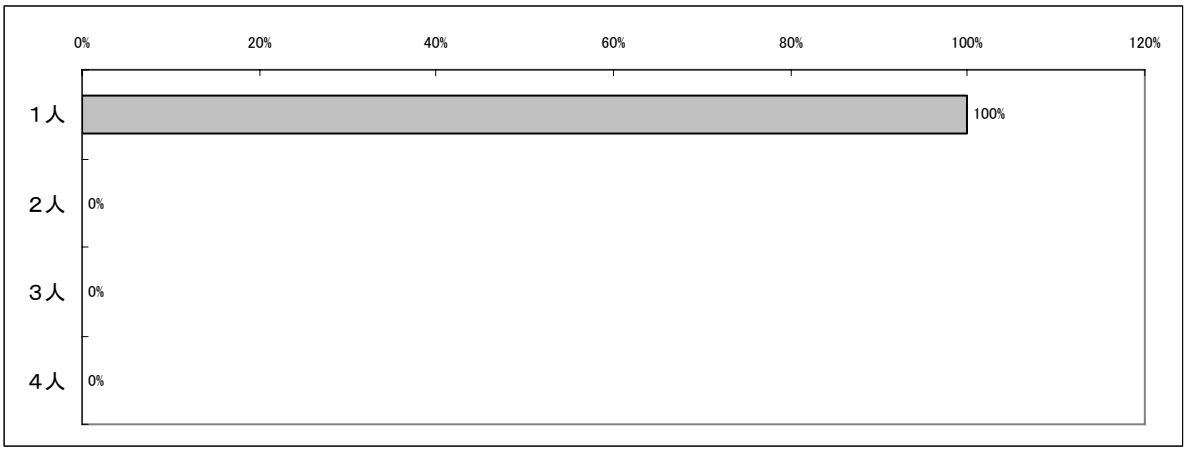

エ）監事の選任方法について

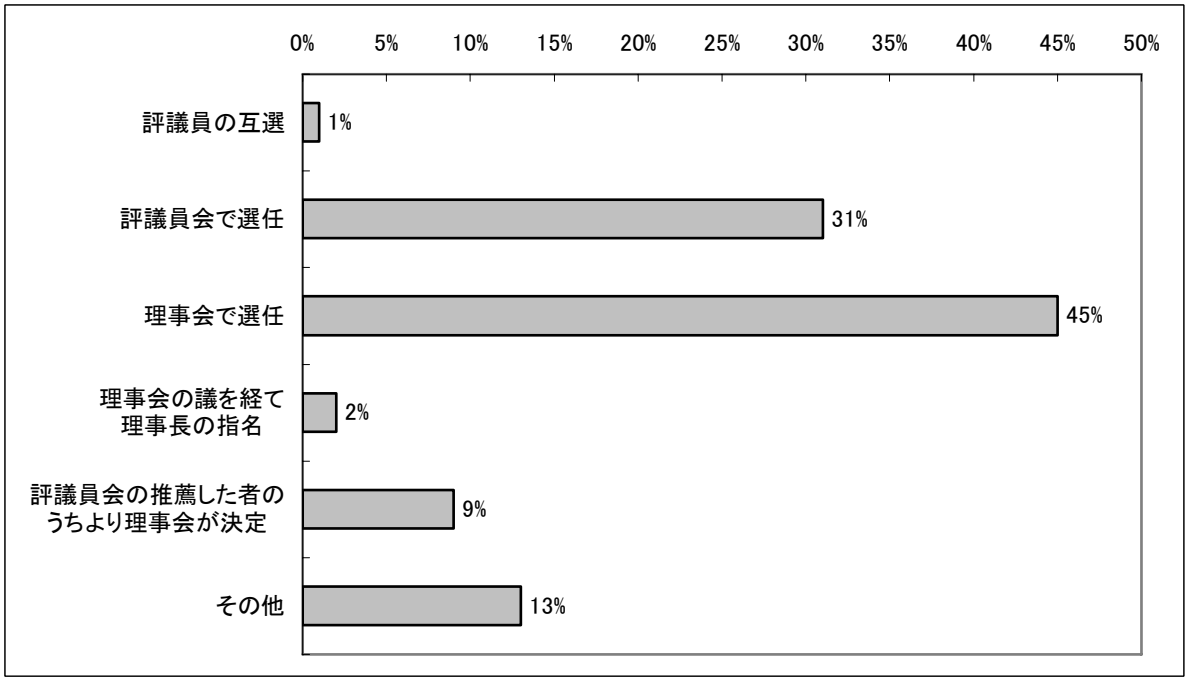

Q９

役員（理事・監事）について
ア）役員解任の規定はありますか
イ）「規定がある」とした方へ、解任の方法について
ウ）役員補充の規定はありますか
エ）役員報酬の規定はありますか

■　役員解任規定がない学校法人が（39%）あります。

■　役員補充規定のない学校法人が（15%）あります。

■　役員報酬規定のない学校法人が（20%）あります。

*参考文献④　現行の寄附行為に解任手続きなどに関する定めがないものについては、各学校法人の寄附行為により定めなければならない（私立学校法 30 条、附則 3 条）。
このように私立学校法が改正されましたので、現在とは異なってまいります。

ア）役員解任の規定はありますか

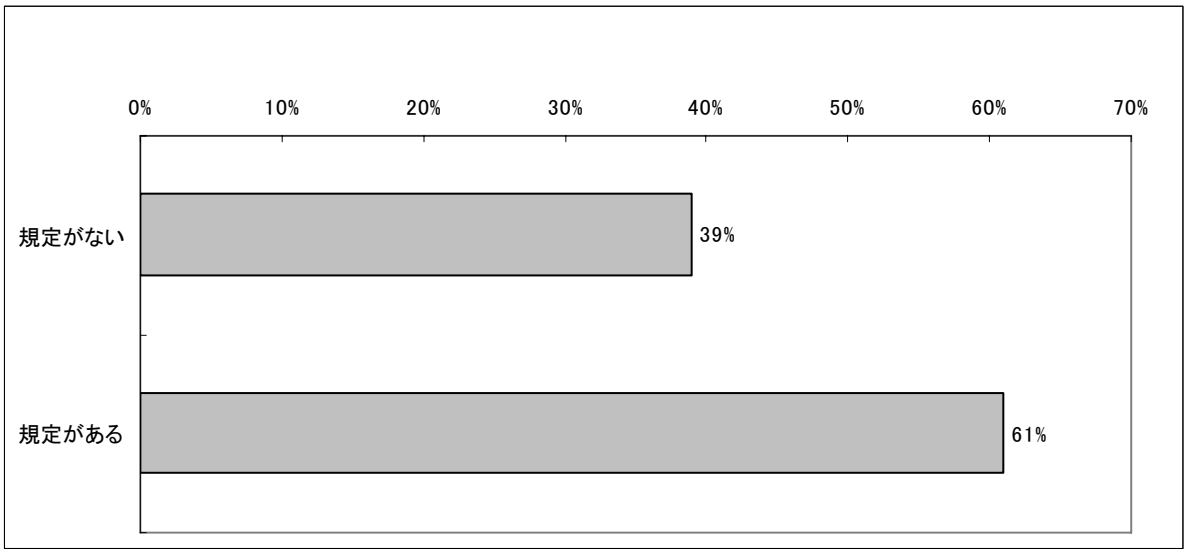

イ）「規定がある」とした方へ、解任の方法について

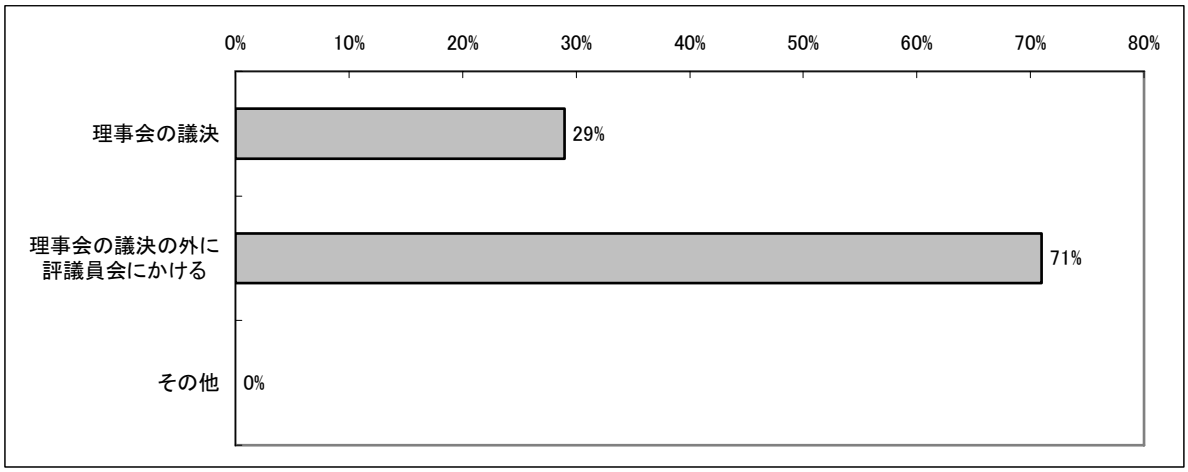

ウ）役員補充の規定はありますか

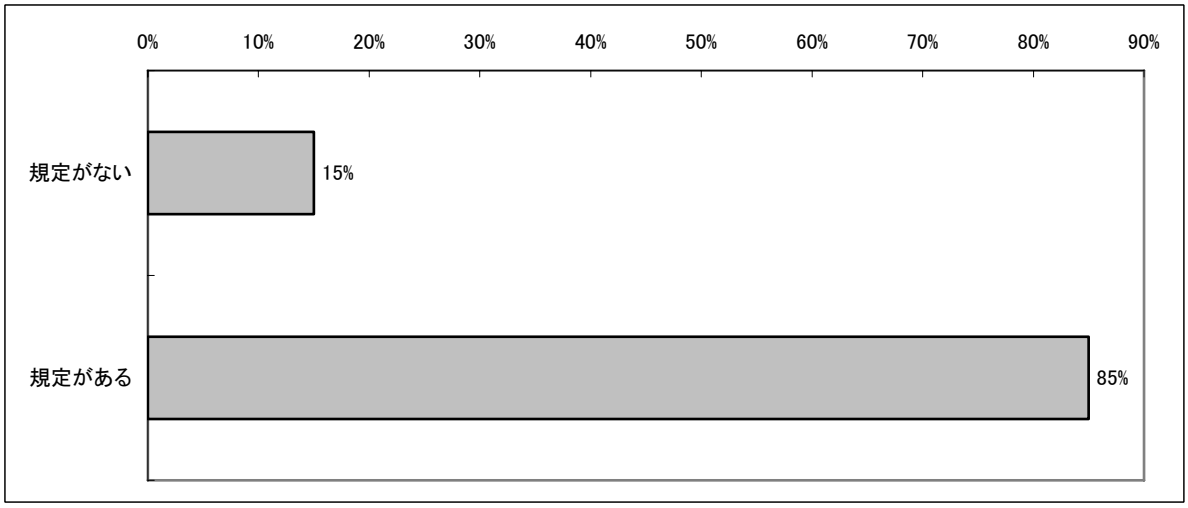

エ）役員報酬の規定はありますか

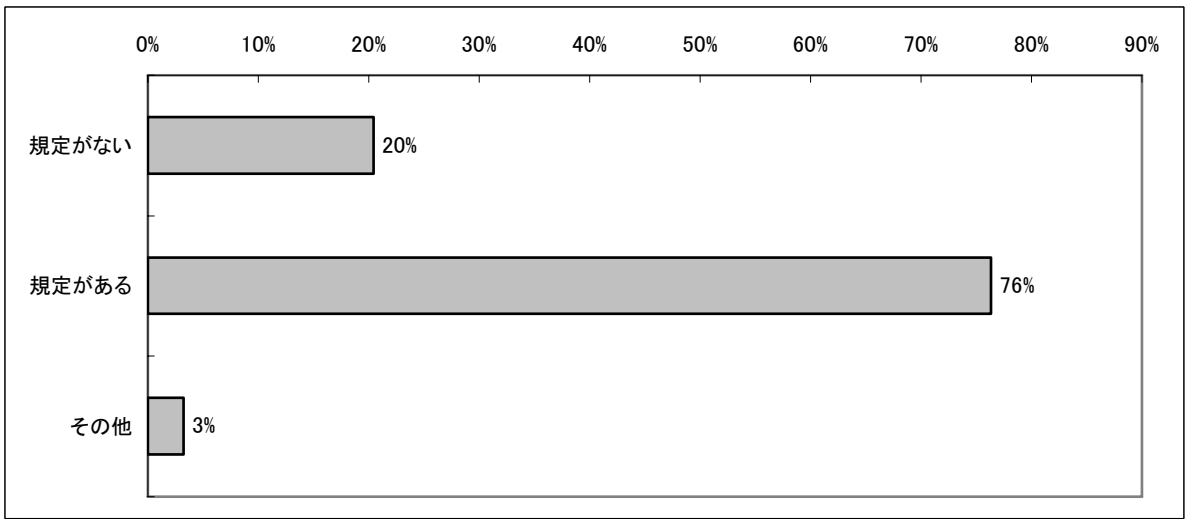

Q10

評議員について
ア）評議員の定数は何人ですか
イ）評議員の任期は何年ですか
ウ）評議員会での審議について

■　評議員の定数は、21 人以上と定めている学校法人は 78（83%）と多数です。

■　評議員の任期は、３年 38（40%）、４年（33%）、２年（24%）の順となっております。

■　評議員会での審議については、審議事項を諮問事項とするもの 81（88%）、議決事項とするもの（39%）となっており、重要事項については議決を要することとしている事項も多いことが伺われます（※ 複数回答可）。

*参考文献③　評議員の任期は 4 年 47.6%、3 年 30.0%、2 年 21.0%、5 年 1.1%、1 年 0.3%
又、審議事項を諮問事項とするもの 86.3%、議決事項とするもの 13.7%

*参考文献④　評議員会については、原則合議制の諮問機関であることについては今回の改正でも変わりはありません。寄附行為の定め方によっては議決機関とすることも変わりありません（私立学校法 42 条）。

ア）評議員の定数は何人ですか

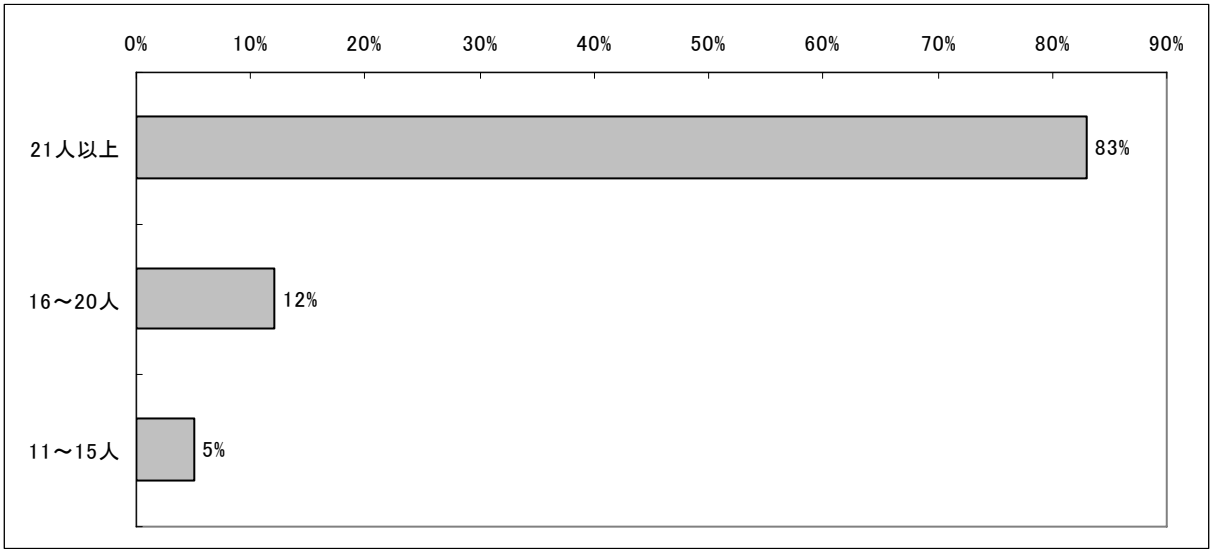

イ）評議員の任期は何年ですか

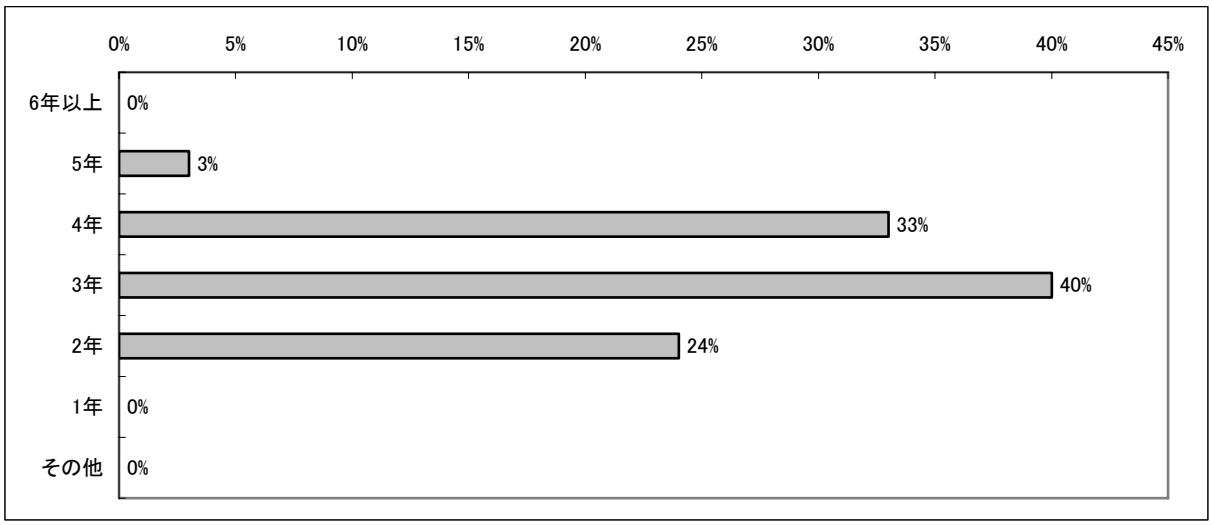

ウ）評議員会での審議について　（複数回答可）

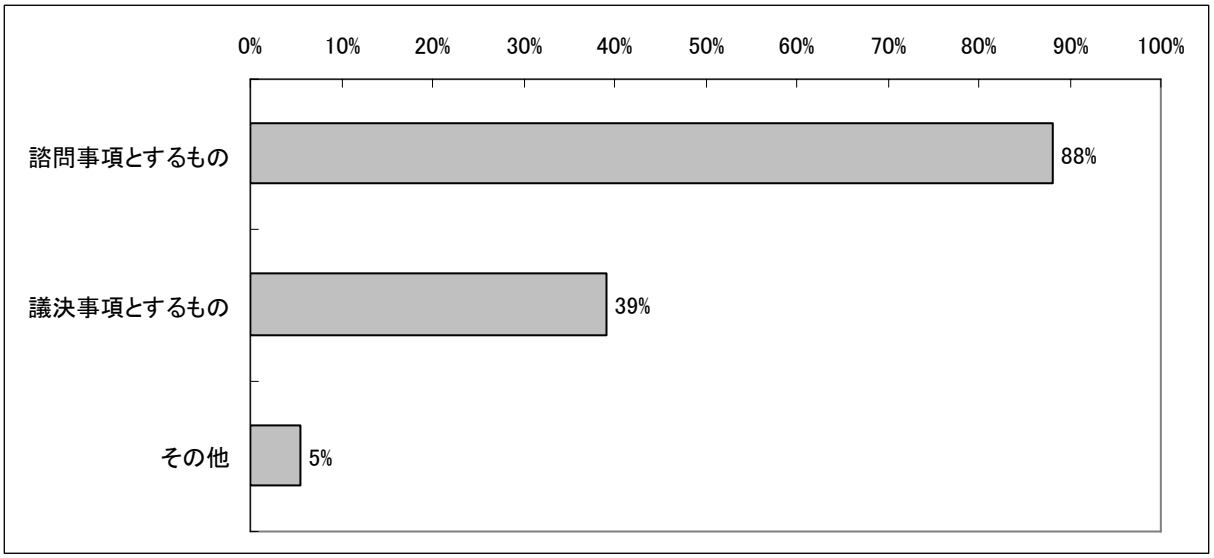

Q11

評議員の選任方法について
ア）学校法人の職員のうちから選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法
イ）学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法
ウ）その他寄附行為の定めるところにより選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法

■「学校法人の職員のうちから選任された者」

選任の対象を、職員とだけ規定されている学校法人は 62（65%）で最多です。

選任の方法は、理事会の選ぶ 58（63%）、その他（職員の互選、校長、教職員の推薦）（23%）、評議員会で選ぶと規定されている学校法人（22%）の順となっております。（※ 複数回答可）

*参考文献③　理事会で選ぶもの 78.7%、評議員会で選ぶもの 9.7%

■「学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者」

選任の対象を卒業生で 25 歳以上の者とする学校法人は 79（83%）で最多です。

選任の方法は、理事会の選ぶもの（81%）、評議員会で選ぶと規定されている学校法人（15%）の順となっております。（※ 複数回答可）

*参考文献③　理事会で選ぶもの 73.7%、評議員会で選ぶもの 9.4%、互選、同窓会の選任、職員、同窓会長の推薦によるもの 11.7%、その他 5.2%

■「その他寄附行為の定めるところにより選任された者」

選任の対象を学識経験者とする学校法人は 88（95%）で最多です。

選任の方法は、理事会が選ぶもの（77%）、評議員（会）の過半数で選ぶものと規定されている学校法人（13%）の順となっております。（※ 複数回答可）

ア）学校法人の職員のうちから選任された者

ｉ）選任の対象

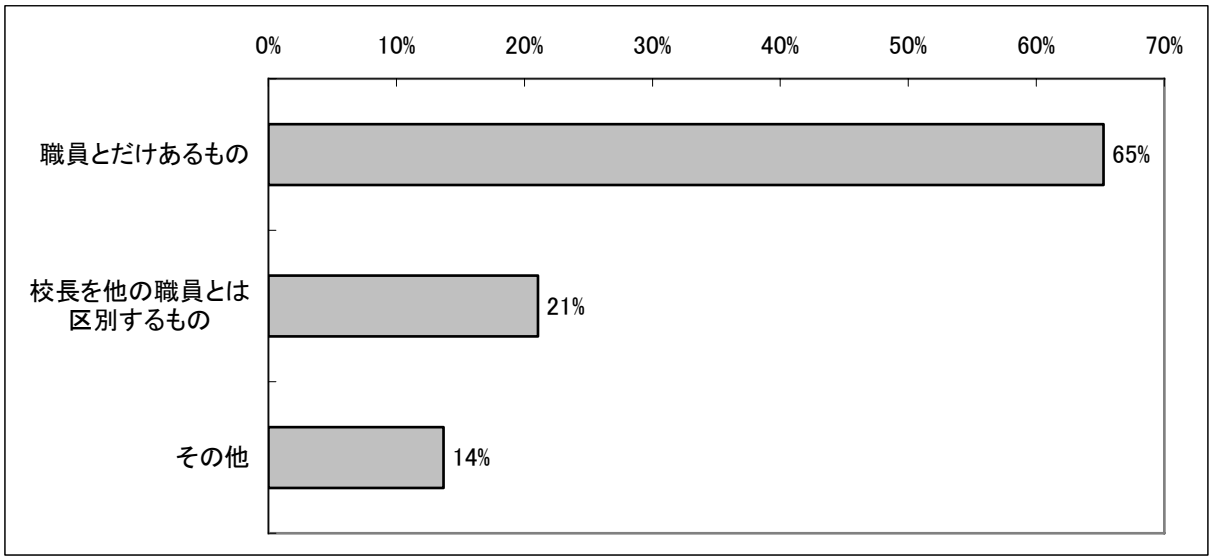

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

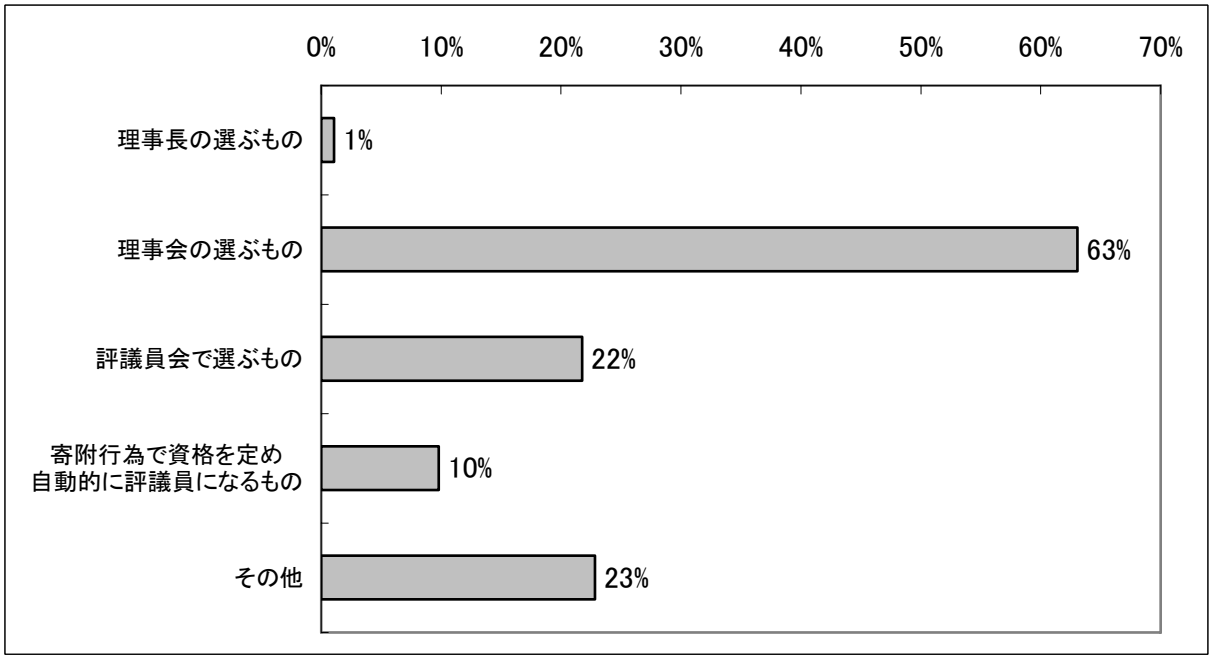

イ）学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者

ⅰ）選任の対象　（複数回答可）

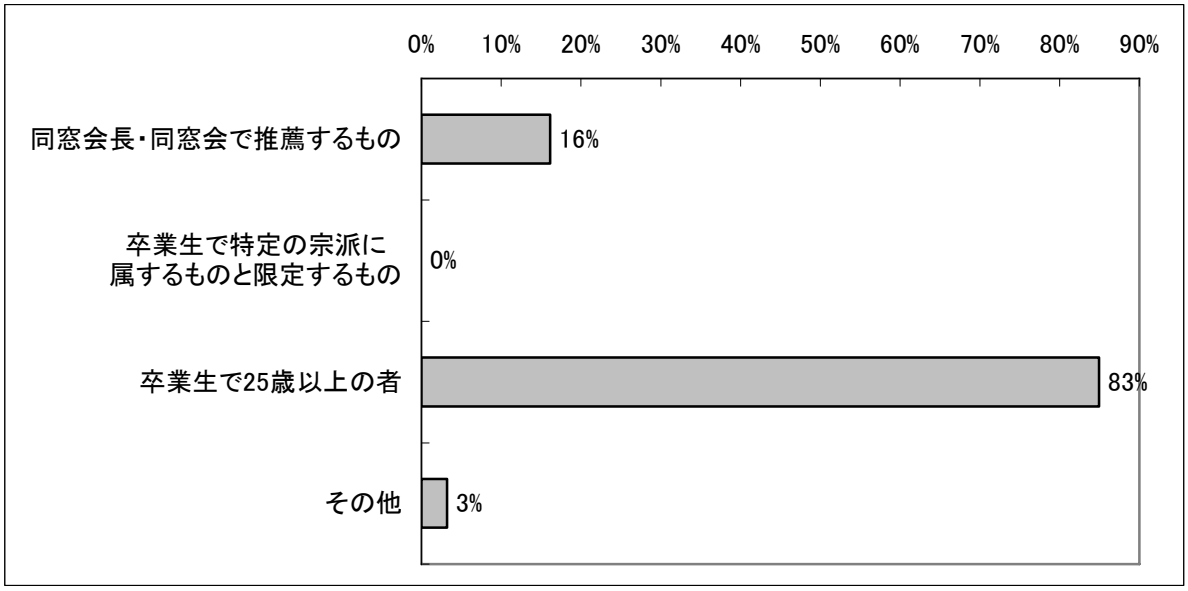

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

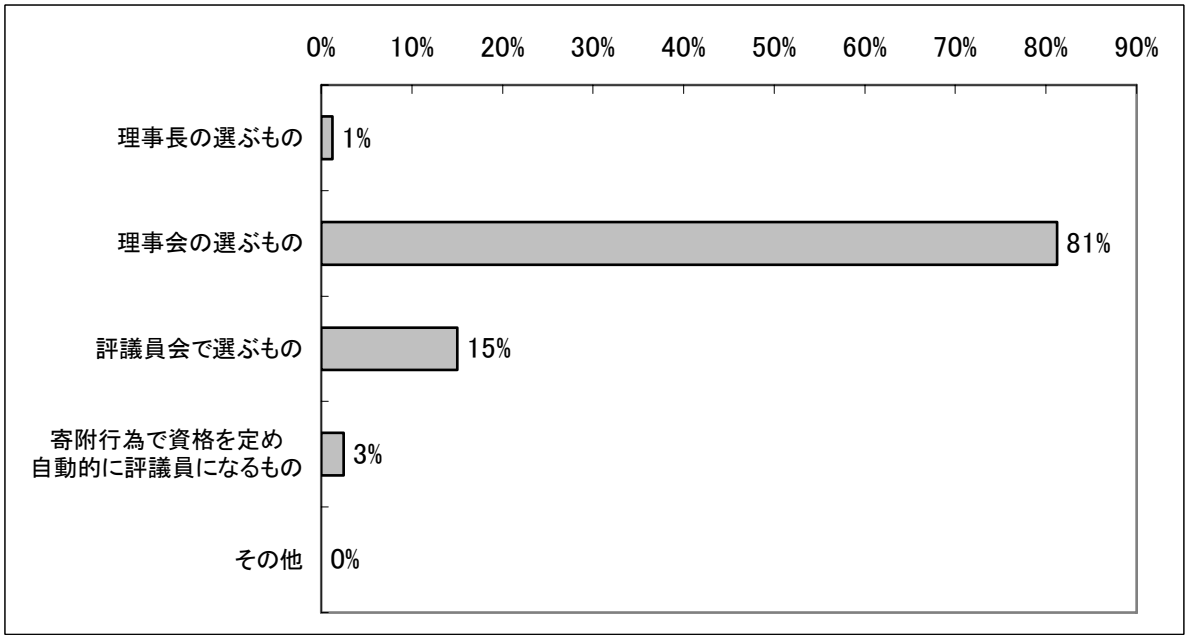

ウ）その他寄附行為の定めるところにより選任された者

ⅰ）選任の対象（複数回答可）

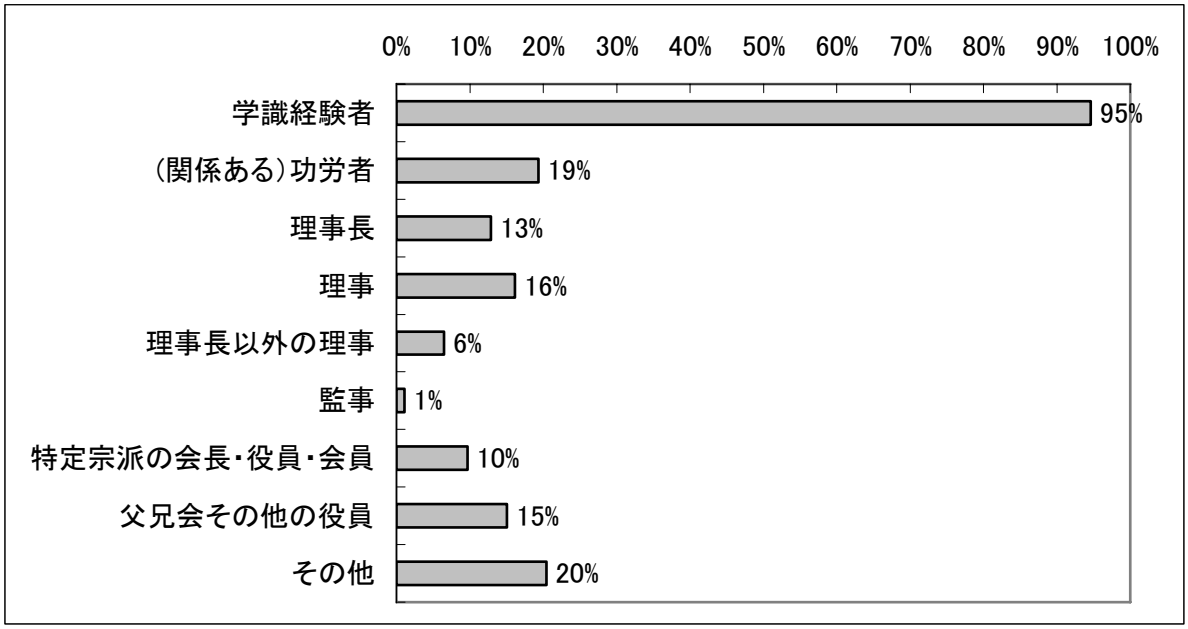

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

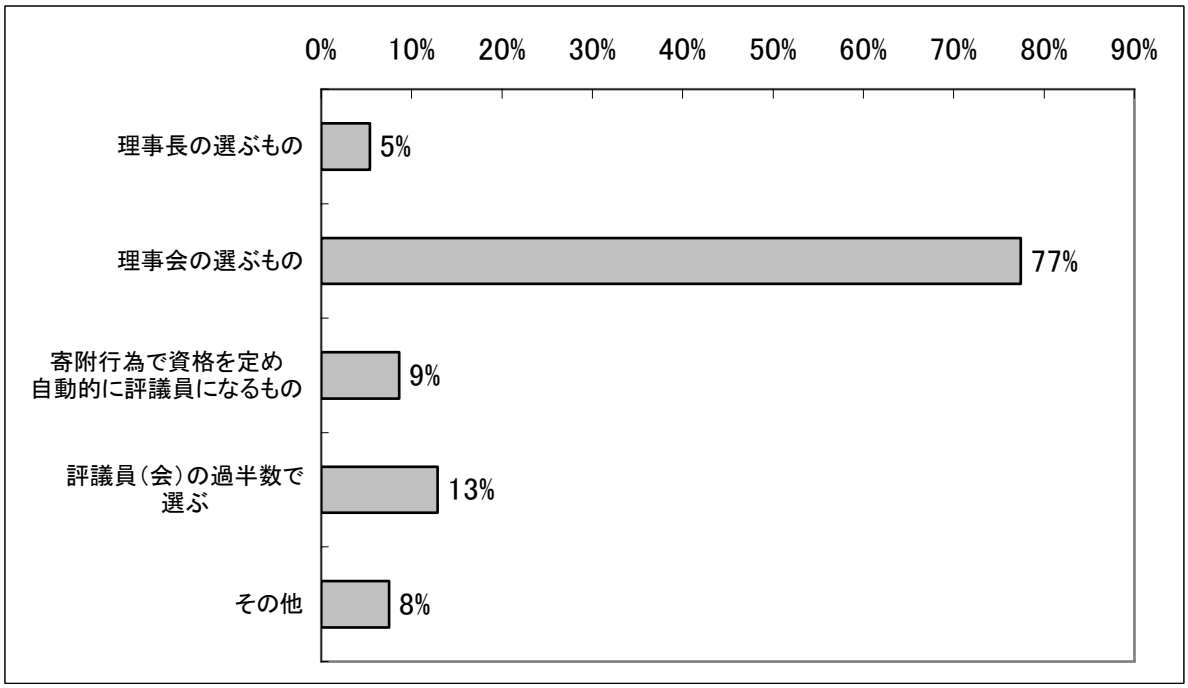

Q12

教授会について
ア）教授会の設置形態について
イ）教授会の構成メンバーについて
ウ）教授会への学長の出席について
エ）教授会への事務職員の出席について
オ）理事会で決定した事項が、教授会の反対により実行できないことがありますか
カ）教授会の反対により実行できない事項はどのようなものですか

■　教授会を学部ごとに設置している学校法人は 54（57%）で最多です。

■　教授会の構成員は、教授、助教授、講師を構成員とするもの 63（68%）で最多です。

■　教授会への学長の出席については、教授会のすべてに出席するもの 53（57%）で最多です。

■　教授会への事務職員の出席については、必ず出席するもの 64（69%）で最多です。

≪ 理事会との関係について ≫

■　理事会との関係について、理事会で決定したことが教授会の反対により実行できないことがあるもの（5%）、反対があっても実行するもの（37%）、その他（58%）（事例はないという回答が多い）となっております。

*参考文献②　平成 15 年度、実行できないことがある場合の割合 9.9%、反対があっても実行するは 78.4%

■　教授会の反対により実行できない事項は、
教育課程（改組・新増設等）に関すること（25%）、定員（臨時定員・入学定員）に関すること（16%）、学費改定に関すること（13%）などです。なお、その他（38%）は回答なし、実行できるように調整などとなっております。

*参考文献②　教育課程に関すること 60.9%、組織変更に関すること 45.7%、定員に関すること 37%

*参考文献④　なお、今回の改正により学校法人の業務は理事会が決定することと明記されましたので、円滑な運営が期待されます（私立学校法 36 条）。

ア）教授会の設置形態について

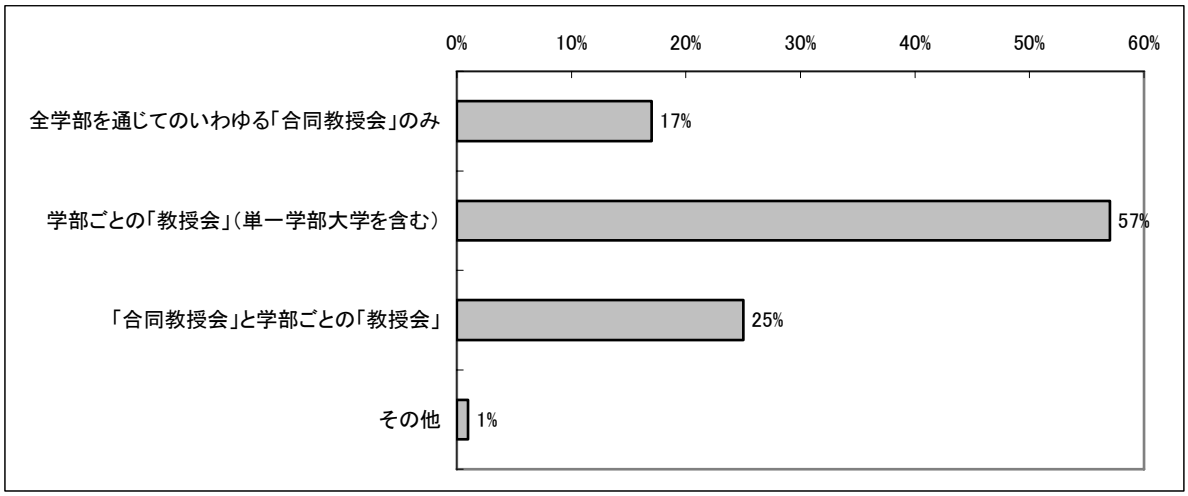

イ）教授会の構成メンバーについて　（複数回答可）

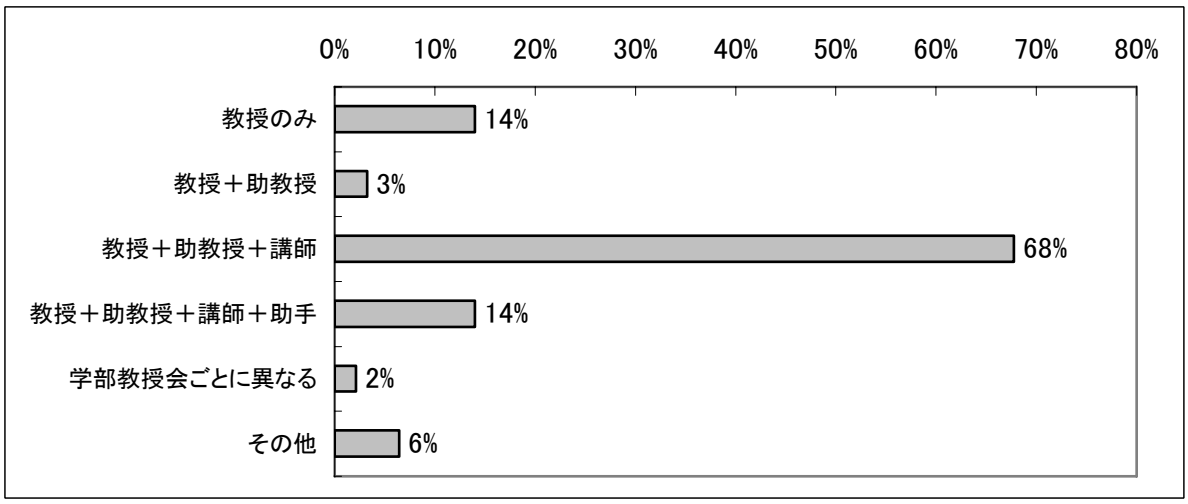

ウ）教授会への学長の出席について

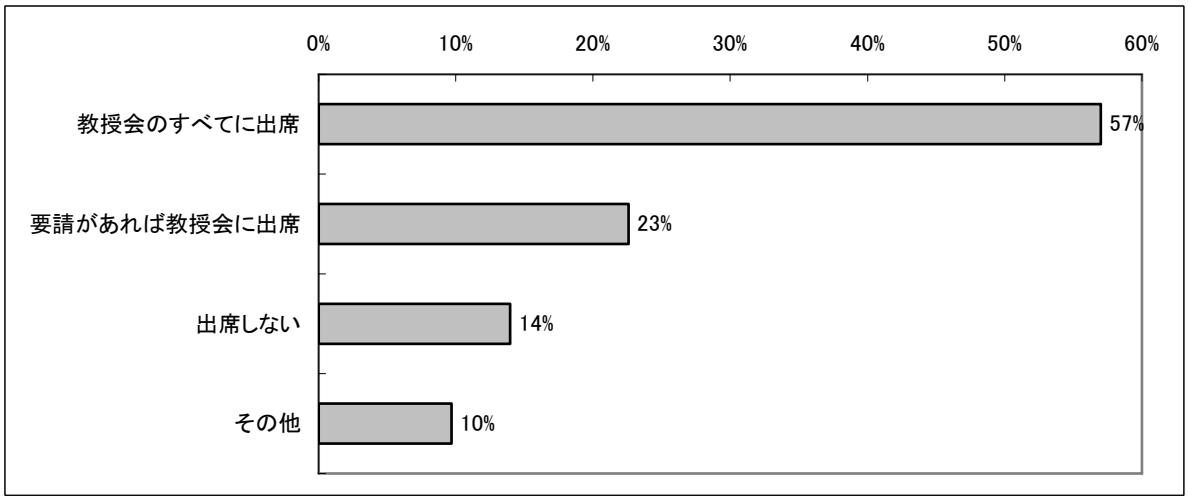

エ）教授会への事務職員の出席について

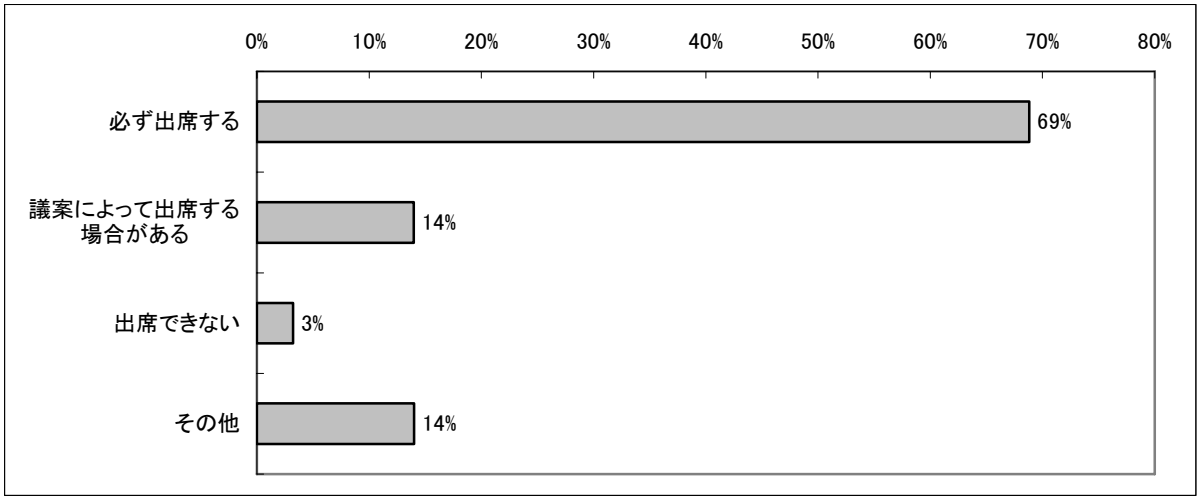

オ）理事会で決定した事項が、教授会の反対により実行できないことがありますか

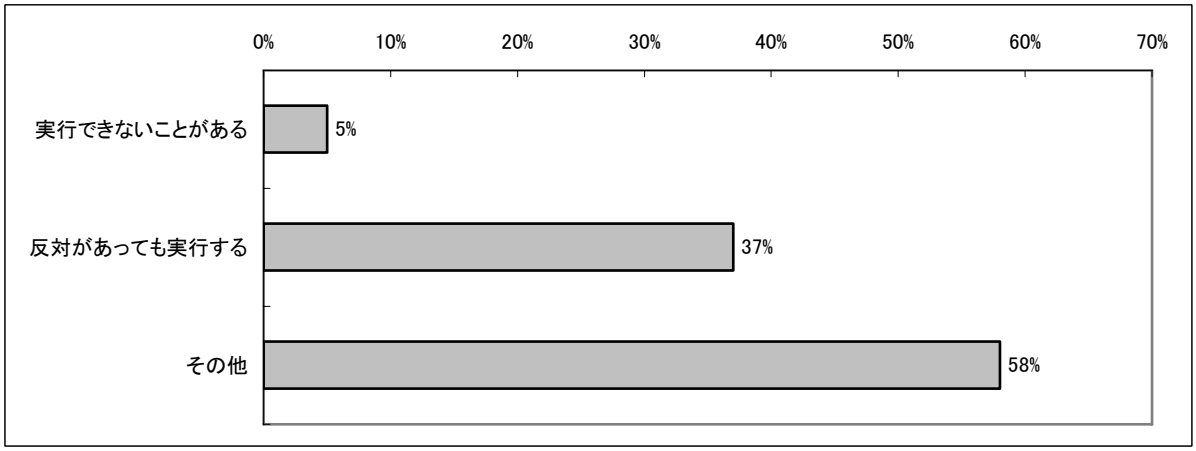

カ）教授会の反対により実行できない事項はどのようなものですか　（複数回答可）

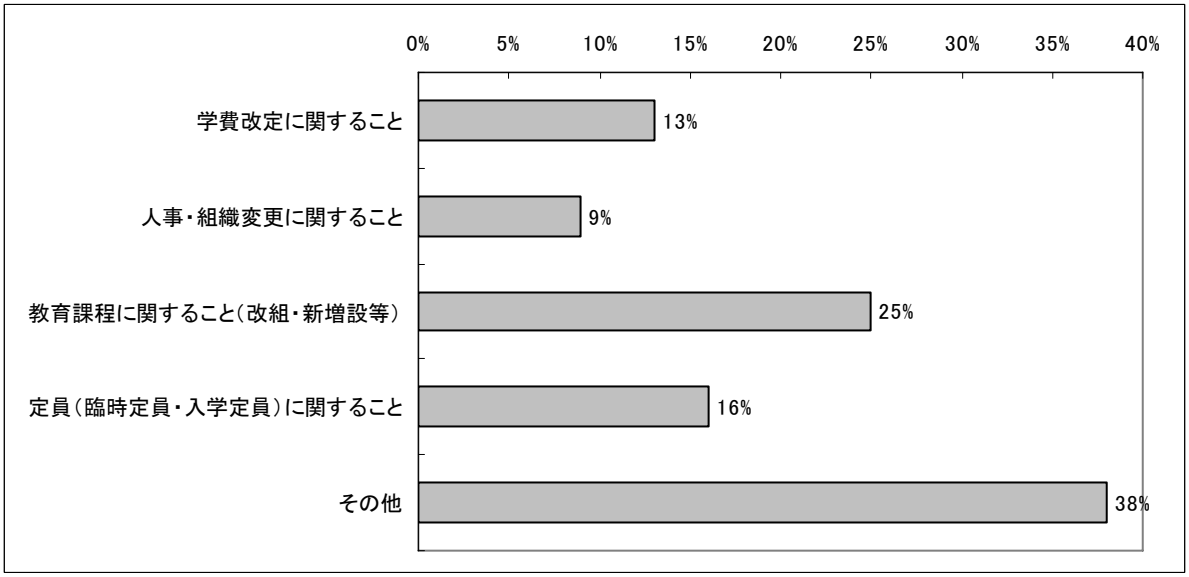

Q13

学長について
ア）学長の選任方法について
イ）選挙、又は選挙された者の中から理事会で決めると答えた方へ、
　　選挙の場合の選挙権者について
ウ）学長の補佐機関について

■　学長の選任方法については、理事会で決める（32%）、選挙された者の中から理事会で決める（27%）、選挙で決める（22%）、その他（18%）となっています。

■　選挙する場合の選挙権者は、専任教員及び事務職員とするもの（47%）が最多となっております。

■　学長の補佐機関については、副学長を置いているもの 44（48%）、学長補佐を置いているもの（17%）、設けていない（35%）で、過半数の学校法人は何らかの補佐機関を設けております。（※ 複数回答可）

ア）学長の選任方法について

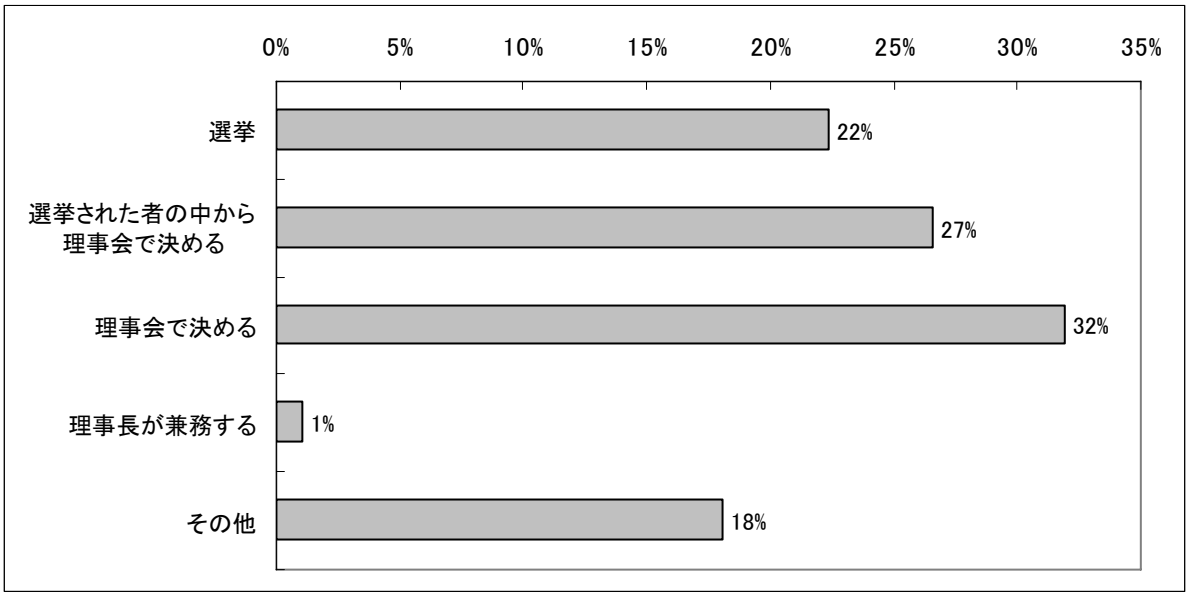

イ）上で選挙、又は選挙された者の中から理事会で決めると答えた方へ、

《 選挙の場合の選挙権者について 》

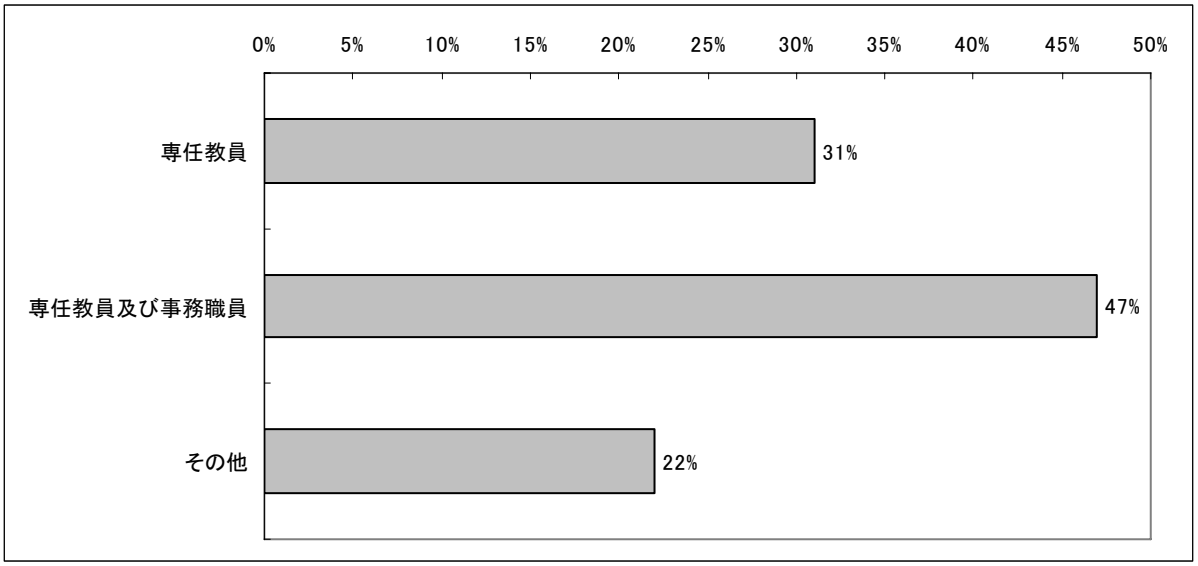

ウ）学長の補佐機関について （複数回答可）

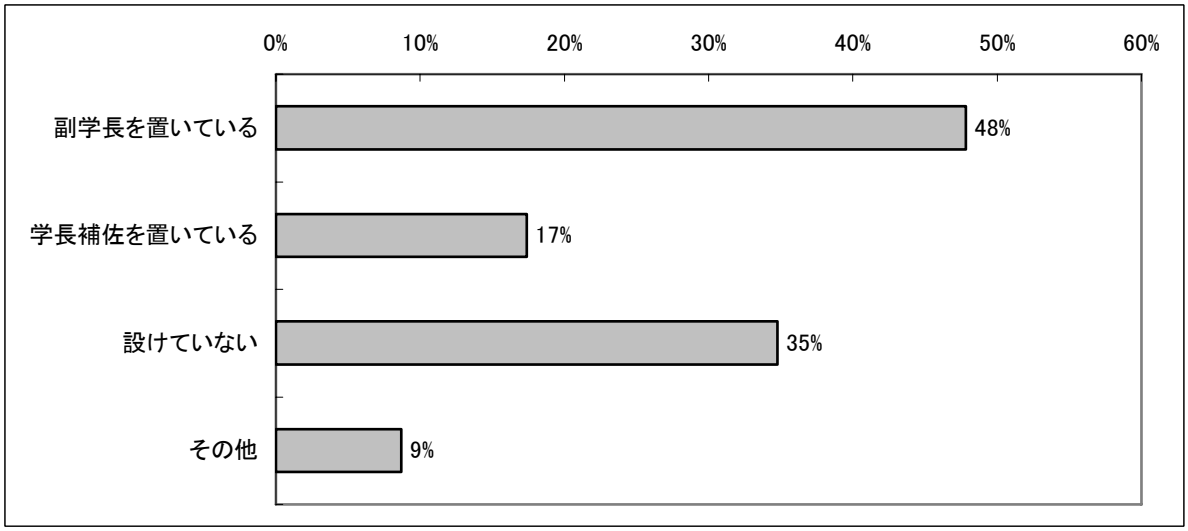

C　人事・労務・賃金関係

Q14

大学を設置している場合の系統別区分について
ア）単一学部を設置する場合
イ）複数学部を設置する場合

■　単一学部を設置している学校法人数は 47 法人です。
　学部設置形態については、文系学部（45%）、理工系学部（23%）、その他（23%）となっています。

■　複数学部を設置している学校法人数は 55 法人です。
　学部設置形態については、文他複数学部（60%）、理工他複数学部（24%）などとなっております。
（※ 重複している学校法人もあるので若干学校法人数は多くなっています。）

ア）単一学部を設置する場合

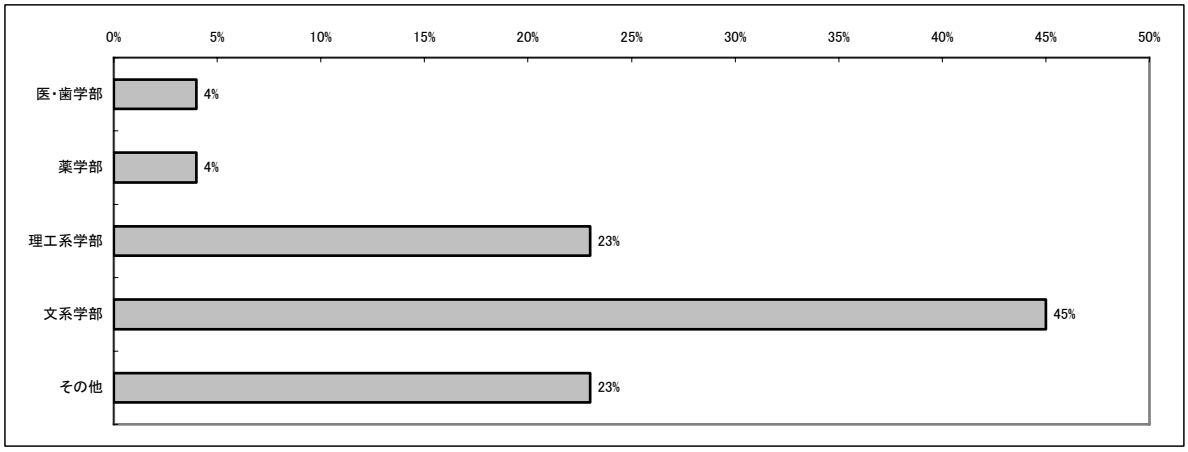

イ）複数学部を設置する場合

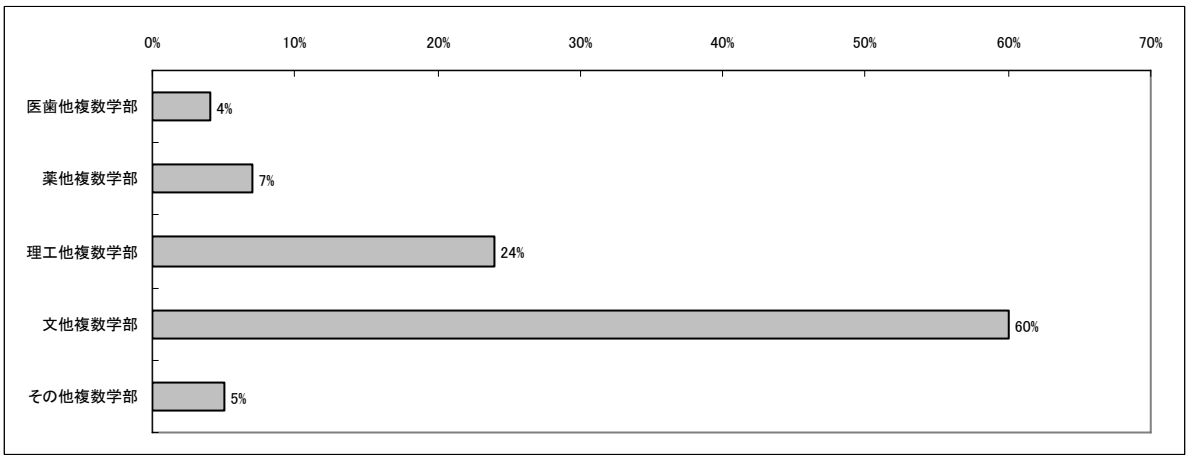

Q15

大学の規模について（複数の大学がある場合は合計して下さい）
ア）全学生数
イ）専任教員数
ウ）専任職員数

■　全学生数

10,000 人以上の大規模法人 6（7%）、500 人未満の法人も同じく 6（7%）で、8,000 人～9,999 人未満 3（3%）法人の他は、5,000 人～7,999 人規模法人 15（16%）から 500 人～999 人規模法人 18（19%）までにほぼ分散された形となっています。

■　専任教員数

199 人以下の学校法人が多数（82%）です。

■　専任職員数

149 人以下の学校法人が多数（86%）です。
専任教員対専任職員の配置比率はこのことから 1 対 0.8 程度と見られます。

ア）全学生数

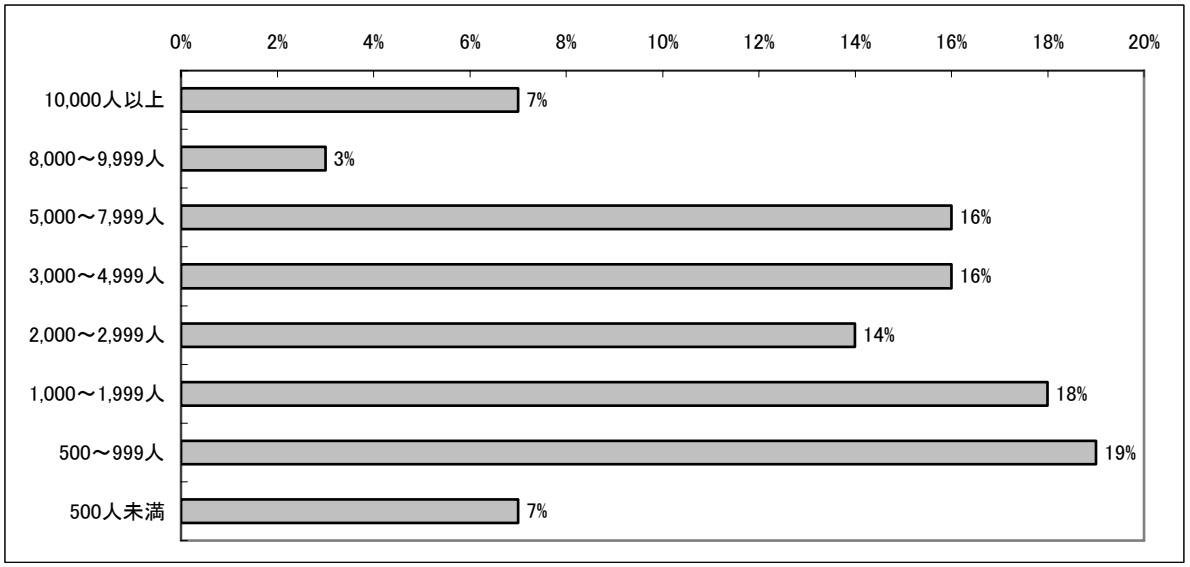

イ）専任教員数

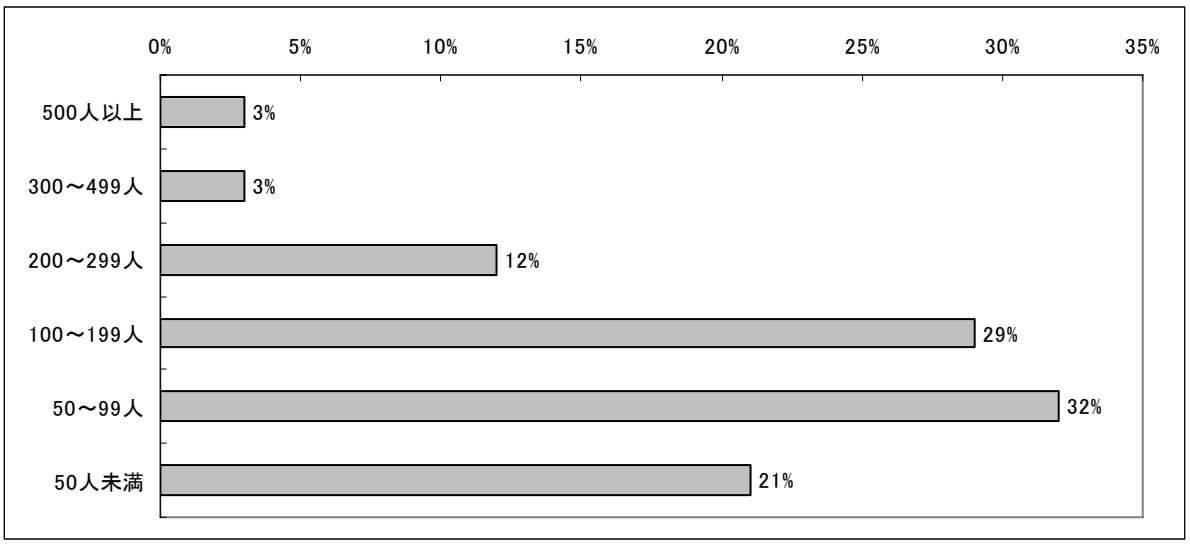

ウ）専任職員数

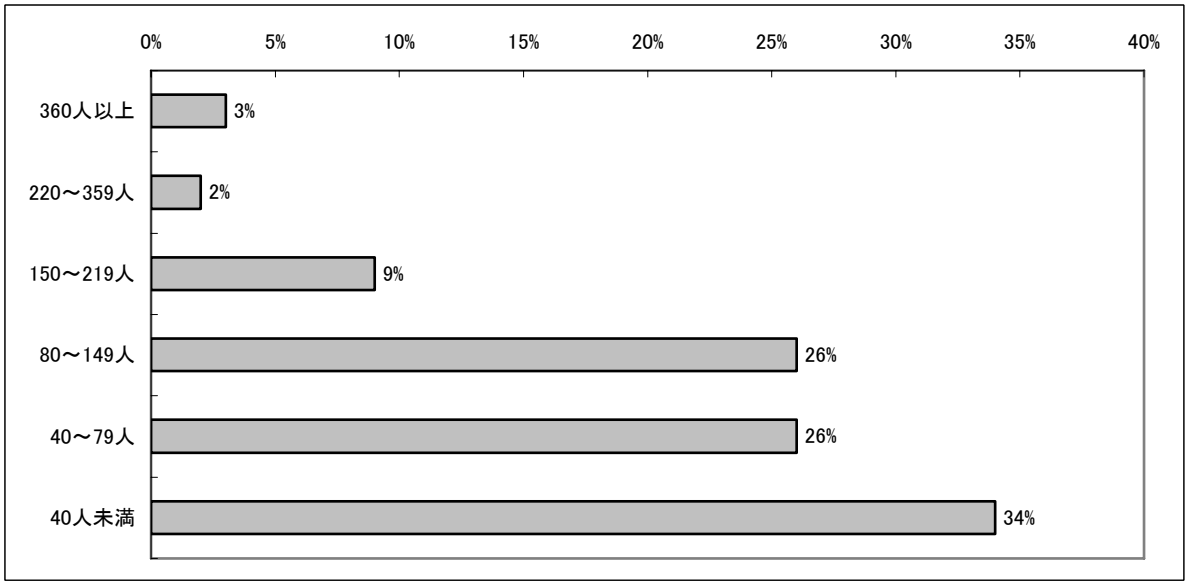

Q16

専任教員について
ア）専任教員の定年は何歳ですか
イ）専任教員の平均年齢は何歳ですか

■　専任教員の定年年齢は、65 歳が（46%）、70 歳以上が（24%）となっております。（※ 教授 70 歳、助教授 65 歳など役職による差を設けている学校法人もありますが、このような場合は上限 70 歳でカウントしてあります。）

■　専任教員の平均年齢は、51 歳～55 歳が（55%）、46 歳～50 歳が（29%）を占めております。

*参考文献②　平成 15 年度における定年年齢の平均は 66.2 歳です。

*参考文献④　高年齢者雇用安定法の改正により、定年年齢が平成 18 年 4 月より段階的に引き上げられ、平成 25 年 4 月以降は 65 歳となります。

ア）専任教員の定年は何歳ですか

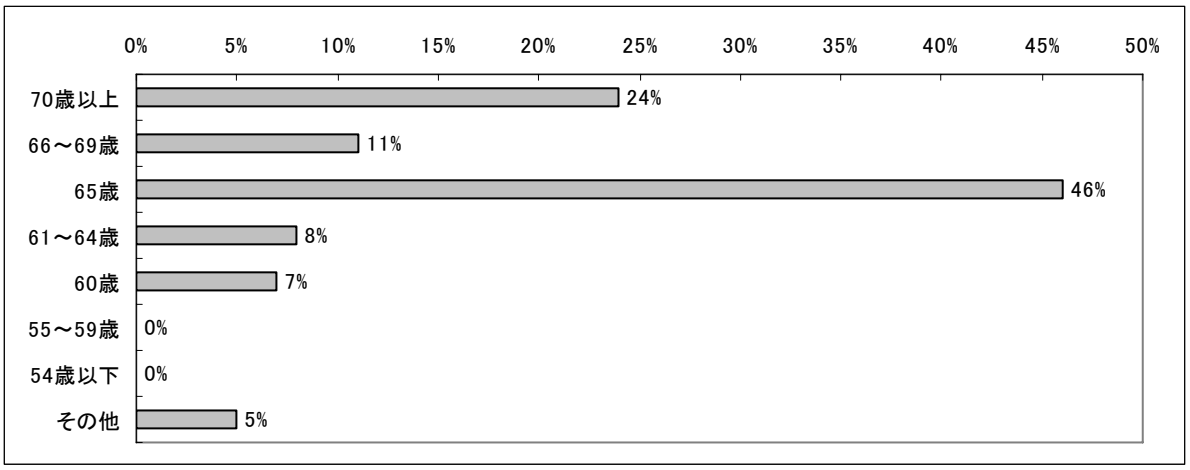

イ）専任教員の平均年齢は何歳ですか

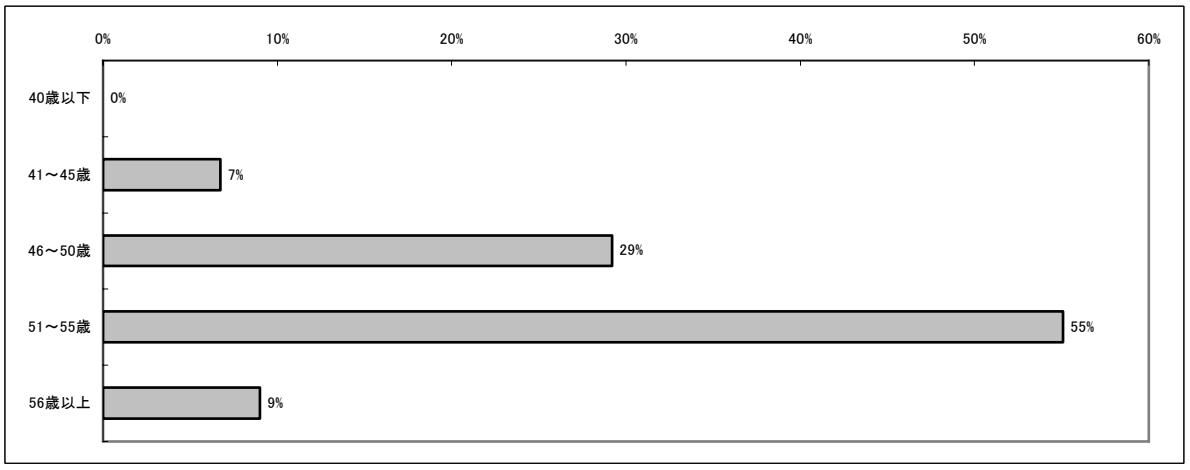

Q17

専任職員について
ア）専任職員の定年は何歳ですか
イ）専任職員の平均年齢は何歳ですか

■　専任職員の定年は、60 歳が（42%）、65 歳以上が（39%）となっております。（※ 課長 61～64、係長 60 歳など役職による差を設けている学校法人もありますが、このような場合は上限 61～64 歳でカウントしてあります。）

■　専任職員の平均年齢は、41 歳～45 歳が（52%）、46 歳～50 歳が（25%）を占めております。

*参考文献②　平成１５年度における定年年齢の平均は 62.6 歳です。

*参考文献④　高年齢者雇用安定法の改正により、定年年齢が平成 18 年 4 月より段階的に引き上げられ、平成 25 年 4 月以降は 65 歳となります。

ア）専任職員の定年は何歳ですか

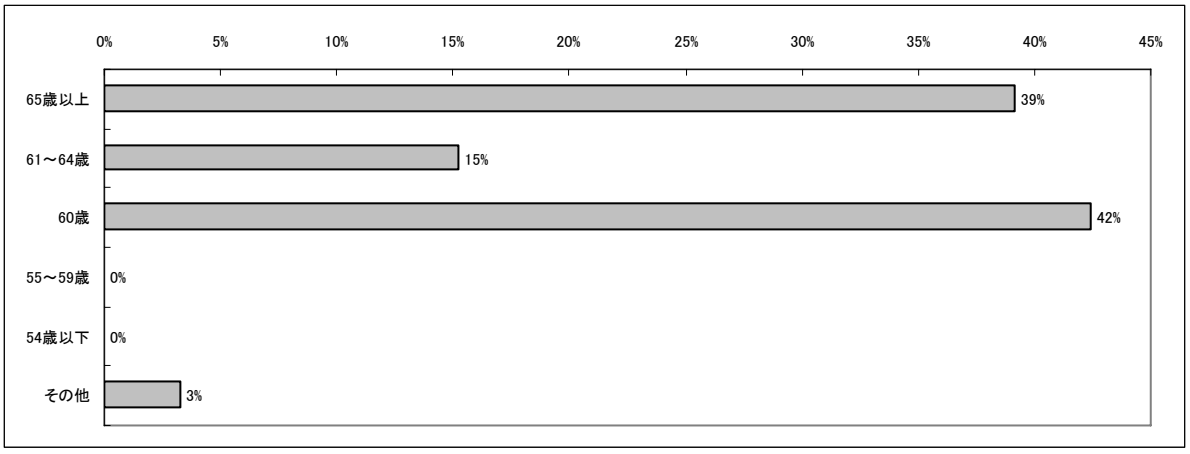

イ）専任職員の平均年齢は何歳ですか

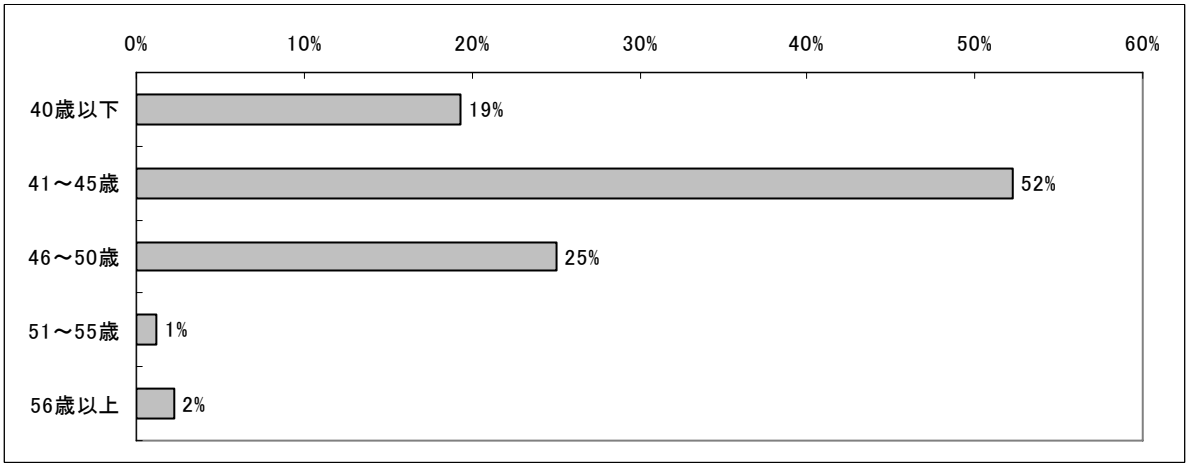

Q18

中途採用の場合の給与について

■　学園独自の給与規定を設けている学校法人が多数（88%）です。

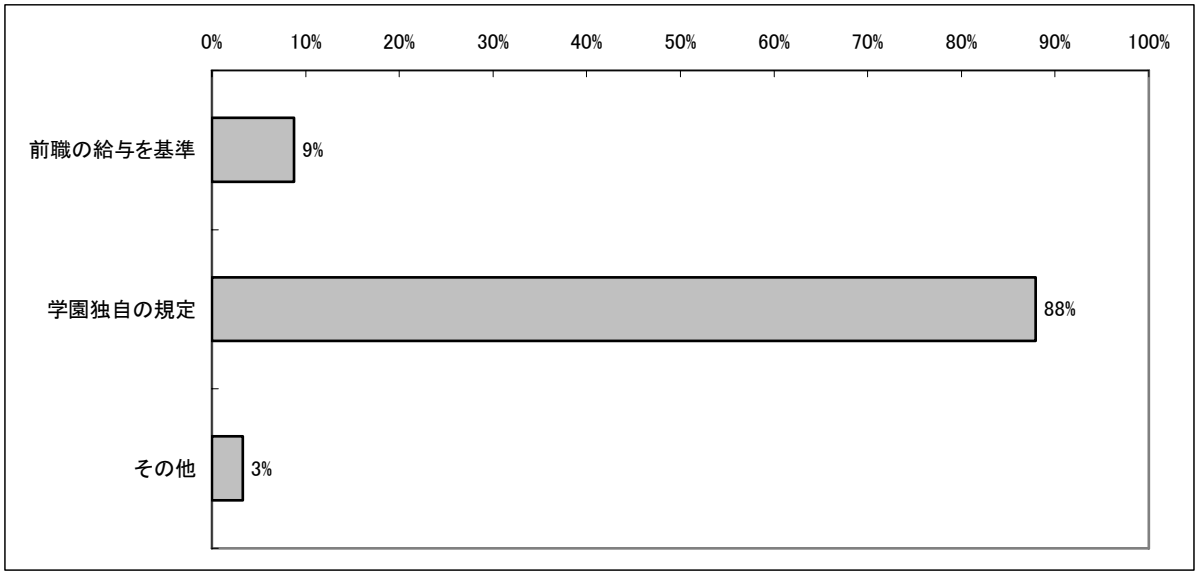

Q19

専任教職員の再雇用制度について
ア）専任教職員について定年後の「再雇用制度」がありますか
イ）導入していると答えた方へ、再雇用の更新に制限はありますか
ウ）再雇用の場合の賃金体系についてお答え下さい

■　専任教職員について定年後の「再雇用制度」を導入している学校法人は（69%）、導入していないもの（24%）です。

■　導入している場合、再雇用の更新に制限なし（28%）、5 回以上は（20%）などとなっています。

■　再雇用の場合の賃金体系については、その他（学園独自の規定、退職前給与の　%など）が（63%）、退職前の給与を基準としている学校法人は（29%）です。

*参考文献②　平成 15 年度における再雇用制度について有るとする学校法人は 74.1%です。

ア）専任教職員について定年後の「再雇用制度」がありますか

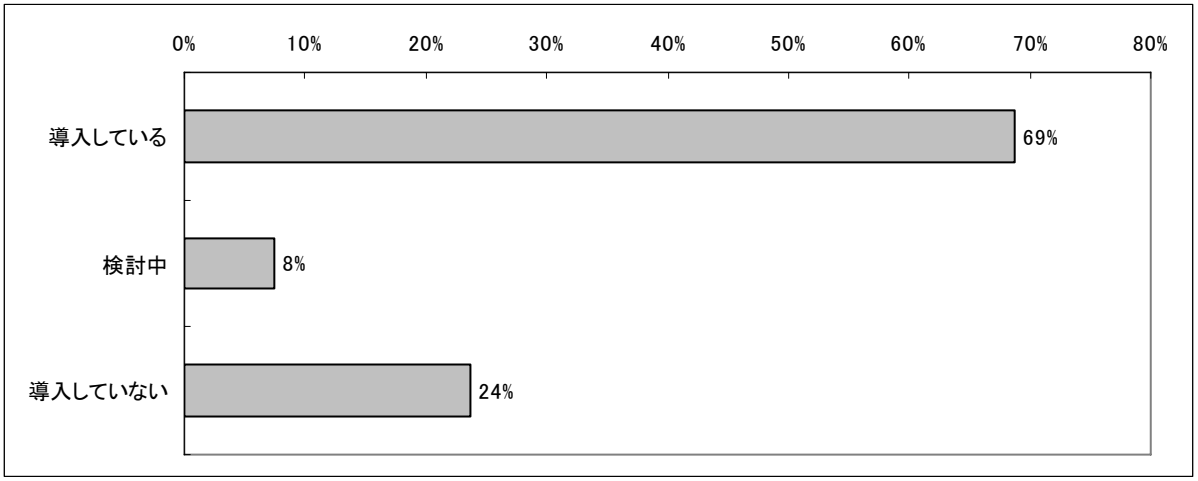

イ）導入していると答えた方へ、再雇用の更新に制限はありますか

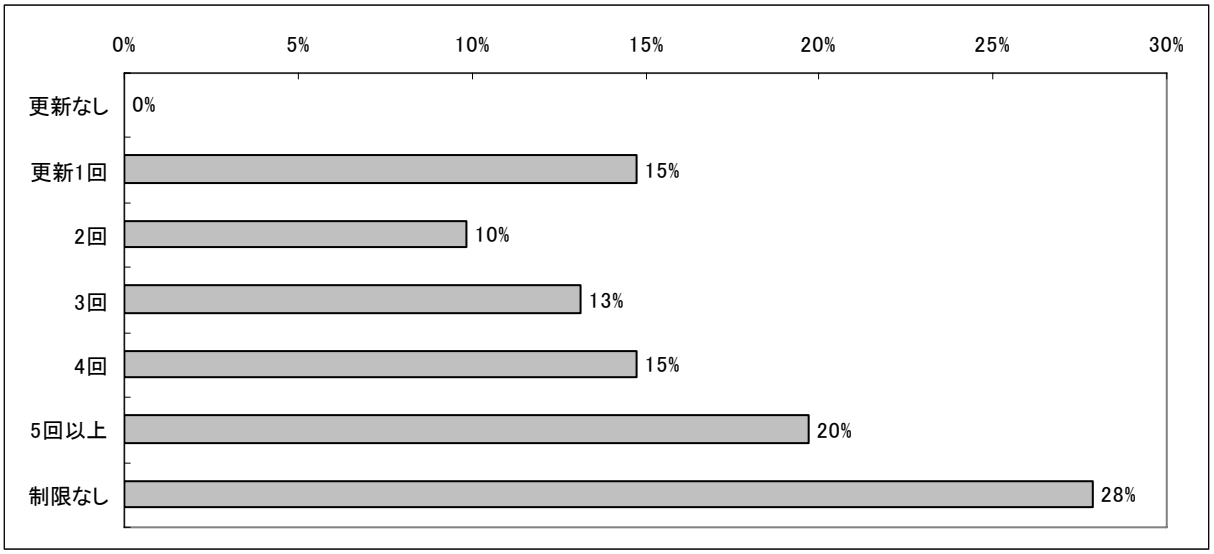

ウ）再雇用の場合の賃金体系についてお答え下さい

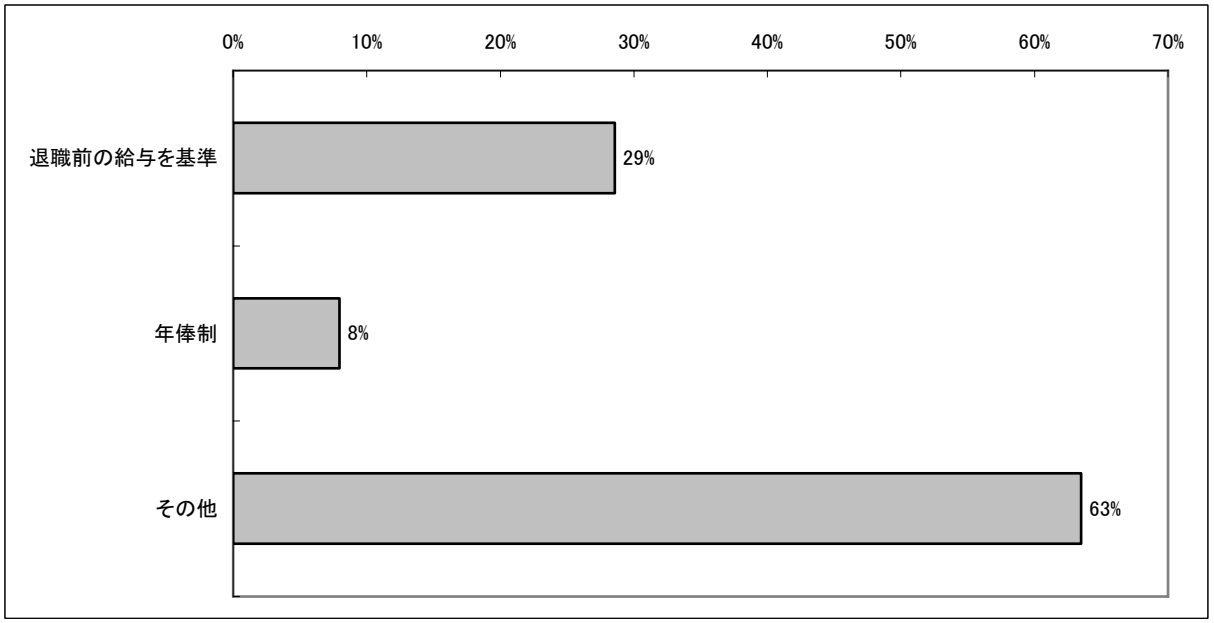

Q20

専任教職員の早期退職優遇制度（選択定年制度）について
ア）早期退職優遇制度または選択定年制度を実施又は検討していますか
イ）実施していると答えた方へ、適用範囲は次のいずれに該当しますか
ウ）実施していると答えた方へ、退職手当の割増は次のいずれに該当しますか

■　実施中の学校法人は（44%）、実施しない（33%）、検討中は（18%）となっています。

■　実施している場合の適用範囲は、勤続年数を基準（38%）、年齢を基準（27%）、定年年齢を基準が（26%）となっています。
（※ 学校種別などにより異なる基準がある学校法人で複数回答がありますが、このような場合は各々1法人とみなしてカウントしてあります。）

■　実施している場合の退職手当の割増は、率加算方式が（83%）、その他（17%）です。

*参考文献②　平成15年度における教員の退職金割増し制度を実施している学校法人は38.4%です。職員は40.6%です。

ア）早期退職優遇制度または選択定年制度を実施又は検討していますか

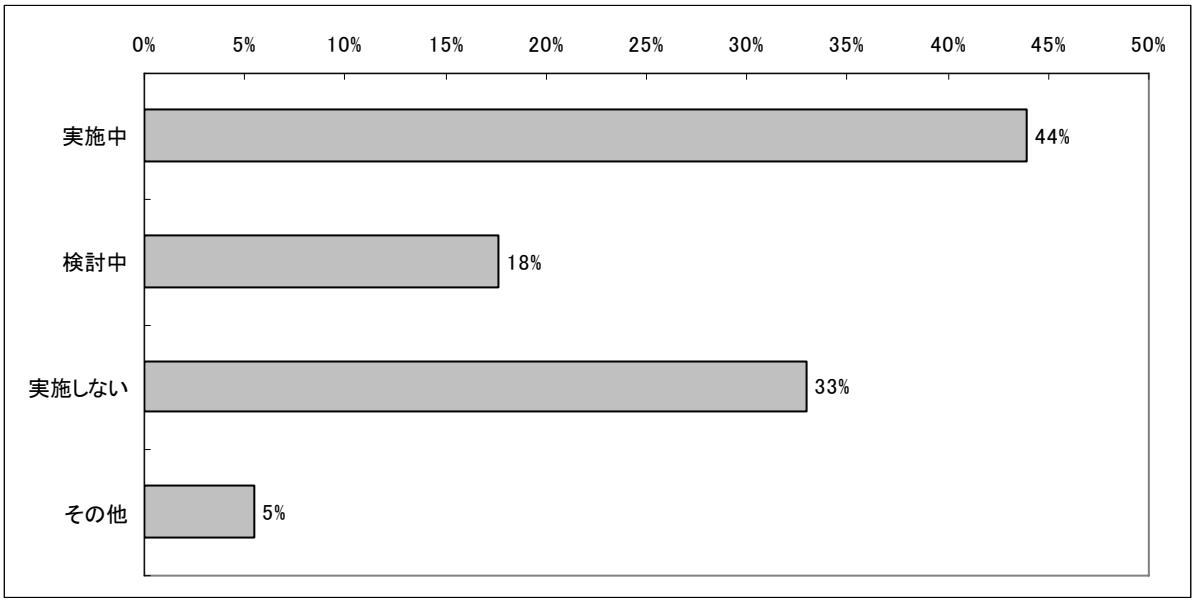

イ）実施していると答えた方へ、適用範囲は次のいずれに該当しますか

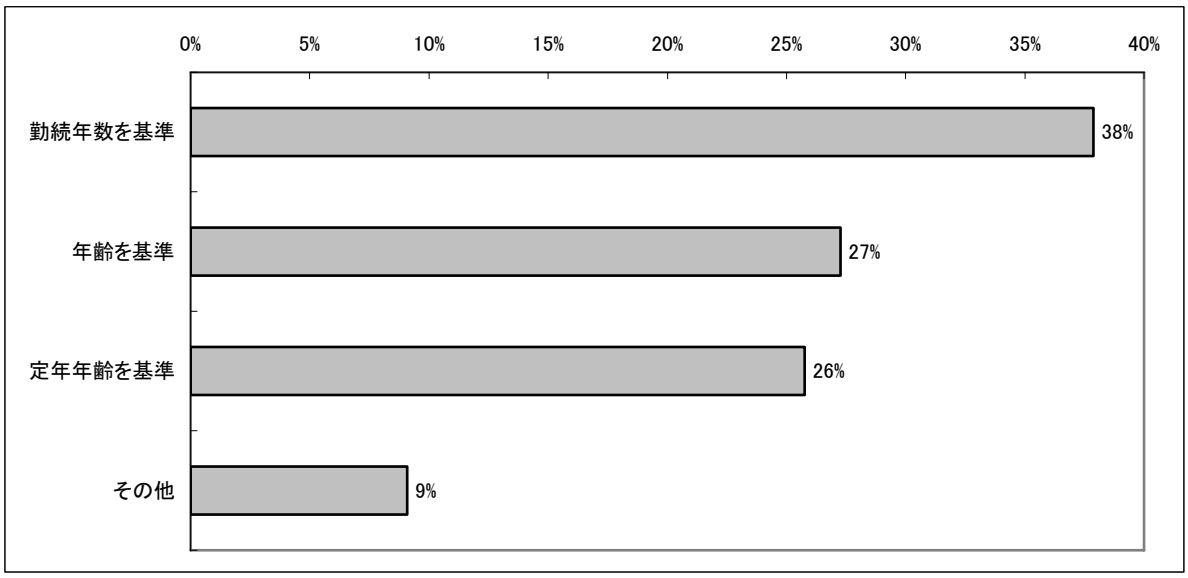

ウ）実施していると答えた方へ、退職手当の割増は次のいずれに該当しますか

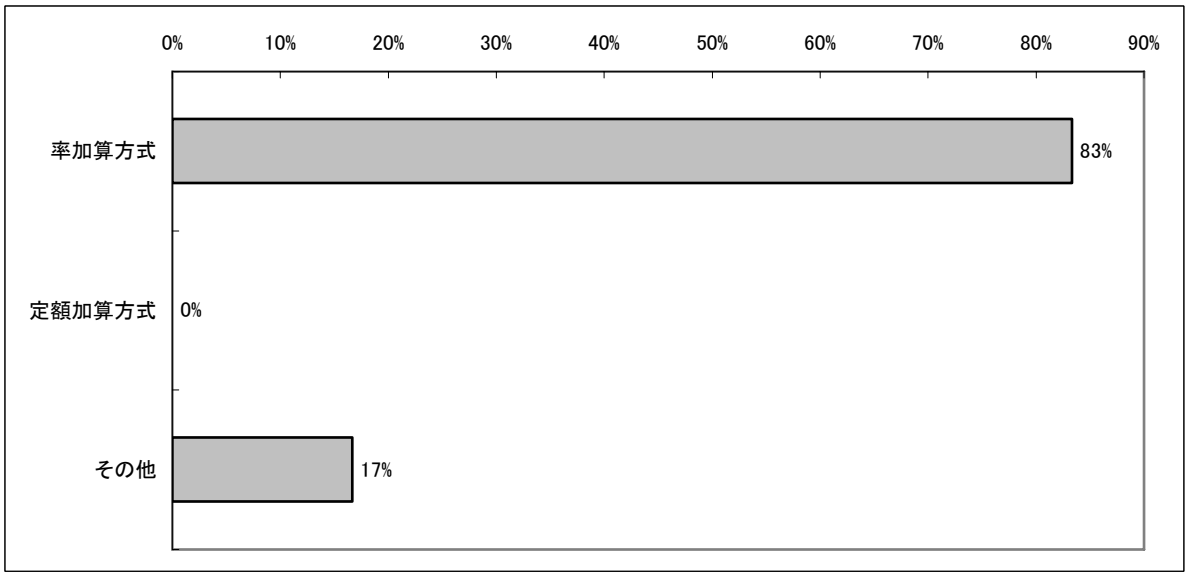

Q21

専任教職員の役職定年制について
ア）役職定年制を導入していますか
イ）導入していると答えた方へ、対象役職について、お答え下さい
ウ）導入していると答えた方へ、役職定年後の給与体系について、お答え下さい

■　役職定年制を導入しない学校法人は 60（66%）となっています。

■　導入している学校法人は 16（18%）で、この場合の対象役職は課長、部長など幅広い役職にわたっています。
（※ 学校種別などの関係で複数回答の場合は各々1 法人とみなしてカウントしてあります。）

ア）役職定年制を導入していますか

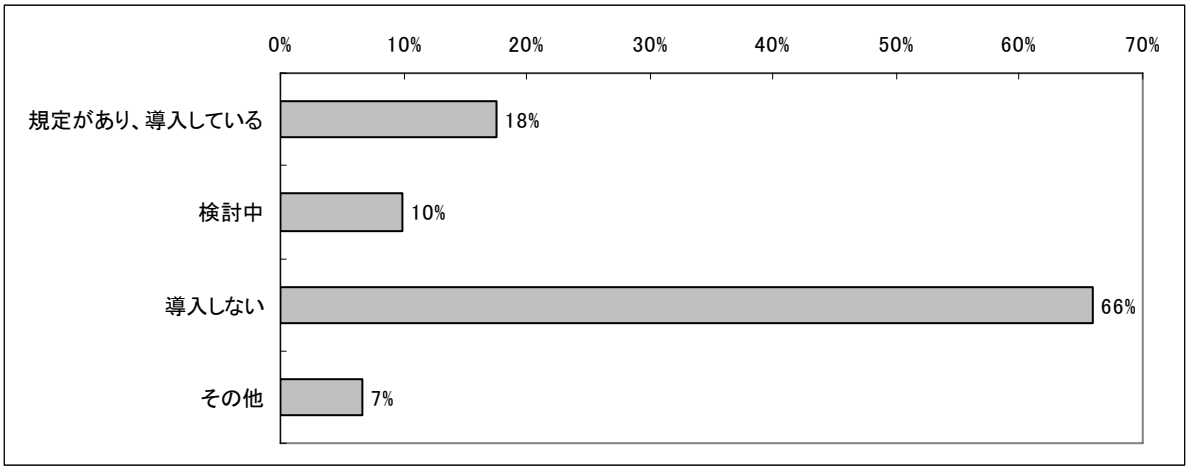

イ）導入していると答えた方へ、対象役職について、お答え下さい

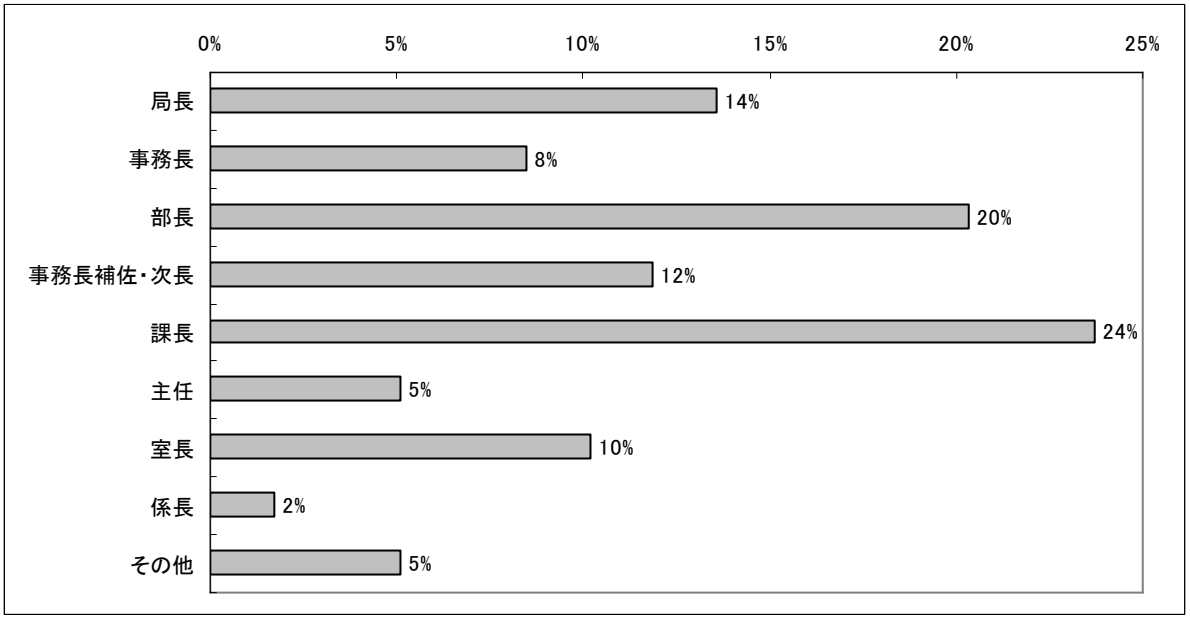

ウ）導入していると答えた方へ、役職定年後の給与体系について、お答え下さい。

（自由回答）

- 職務手当の支給がなくなるのみ
- 給料は同額とし、その他諸手当から役職手当のみを支給しない
- 役職定年以前の給与をほぼ維持
- 変更なし（役職手当のみカット）
- 役職手当分　減少
- 現在変更なし
- 本俸は職能給体系であるため、役職定年後も変わらないので、役職手当だけがカットとなる
- 年俸制
- 給与については、役職定年前と同じであるが、役職手当は支給該当ではなくなる
- 基本給は任期中と同額、役職手当は支給しない。ただし別に定める役職手当を支給できる
- 昇格・昇給の停止
- 役職手当のみ支給停止
- 職務手当を不支給とする

Q22

賃金について
ア）賃金決定方式について
イ）専任教員に採用している賃金体系について
ウ）専任職員に採用している賃金体系について
エ）平成 14 年度、15 年度の両年中に本給の支給基準（俸給表等）を変更しましたか
オ）平成 14 年度、15 年度の両年中に賞与の支給基準を変更しましたか
カ）賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立学校の教職員と比較した場合

■　賃金決定方式について

人事院勧告準拠が（51%）、学園独自が（36%）、春闘方式（12%）の順となっております。

（※ なお、複数回答法人は各々1 法人とみなしてカウントしております。）

■　専任教員に採用している賃金体系について

公務員準拠・年功型が過半数（55%）、学校独自・年功型（37%）です。

■　専任職員に採用している賃金体系について

教員と同じく公務員準拠・年功型が過半数（53%）、学校独自・年功型（33%）です。

■　俸給表等の変更の有無（平成 14 年・15 年度）について

引き下げた学校法人は過半数（51%）、変更なし（44%）、引き上げた（5%）でした。

■　賞与の支給基準の変更の有無（平成 14 年・15 年度）について

引き下げた学校法人は過半数（69%）、変更なし（30%）、引き上げた（1%）でした。

参考文献②　平成１３年度又は１４年度に俸給表等を引き下げた学校法人は 50.1%（教員）、49.0%（職員）はとなっている。
引き下げたその内容は、教員、職員ともに 90%以上の学校法人が賞与の引下げと回答し、60%前後の法人が本給の引下げと回答している。

■　賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立教職員と比較した場合について

同等である学校法人は過半数（52%）、本学が高いとみる法人（32%）、低いとみる法人（15%）となっています。（※ 回答のない法人：２１法人）

ア）賃金決定方式について

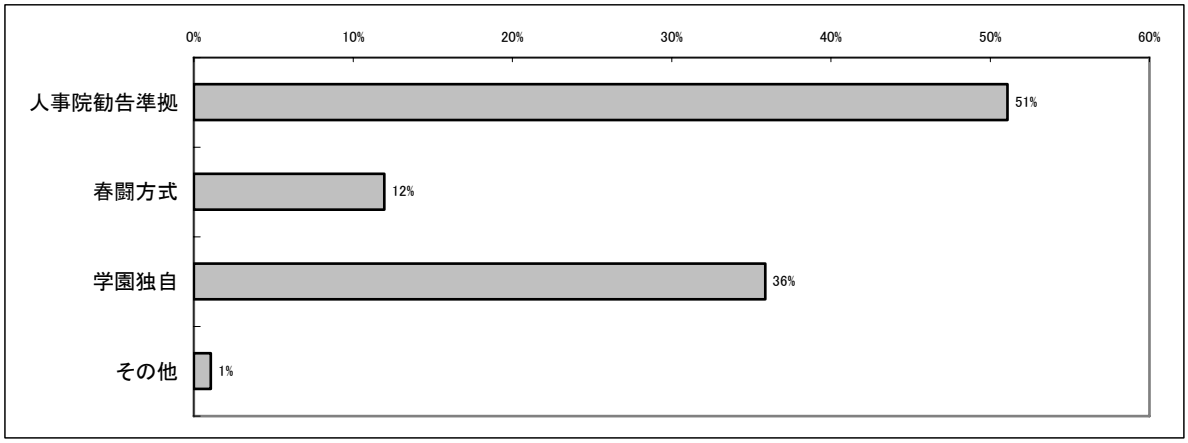

イ）専任教員に採用している賃金体系について

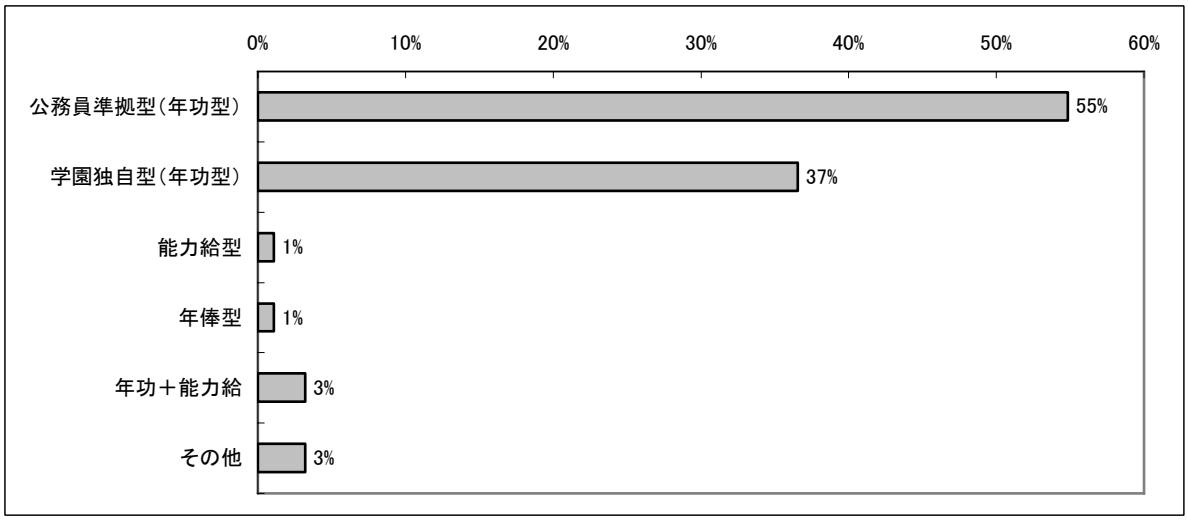

ウ）専任職員に採用している賃金体系について

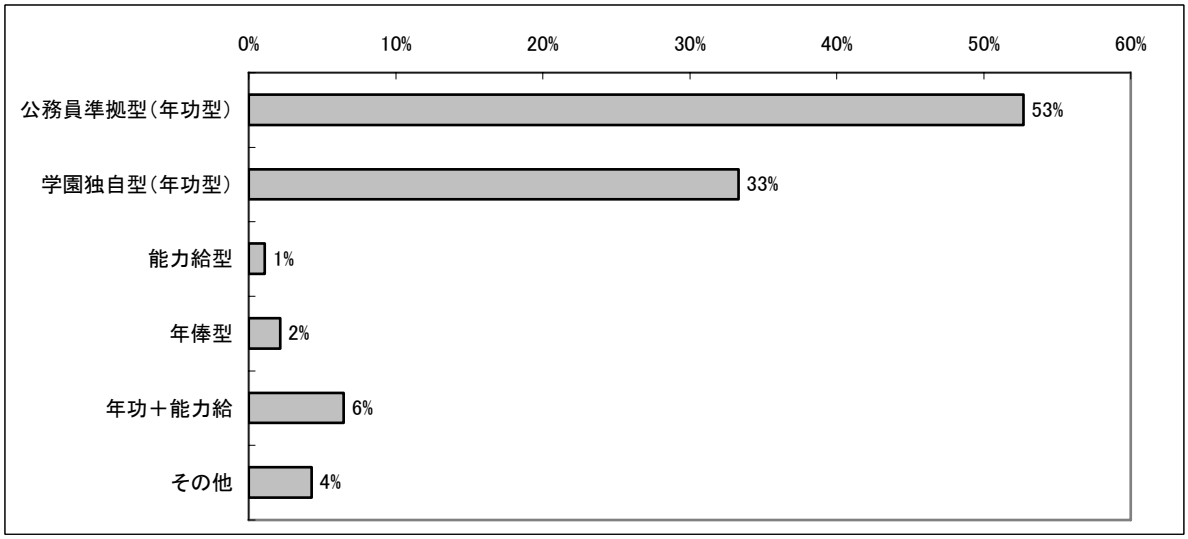

エ）平成 14 年度、15 年度の両年中に本給の支給基準（俸給表等）を変更しましたか

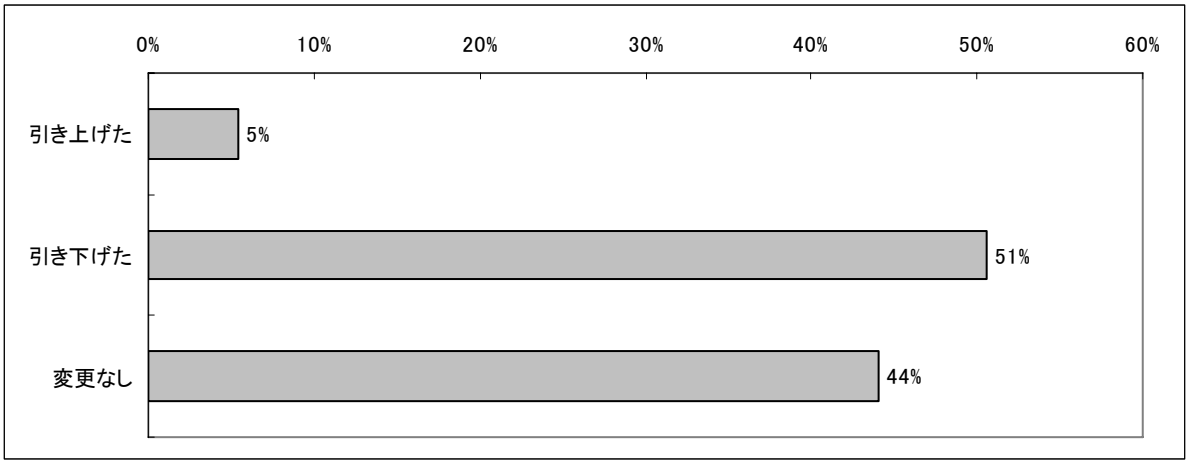

オ）平成１４年度、１５年度の両年中に賞与の支給基準を変更しましたか

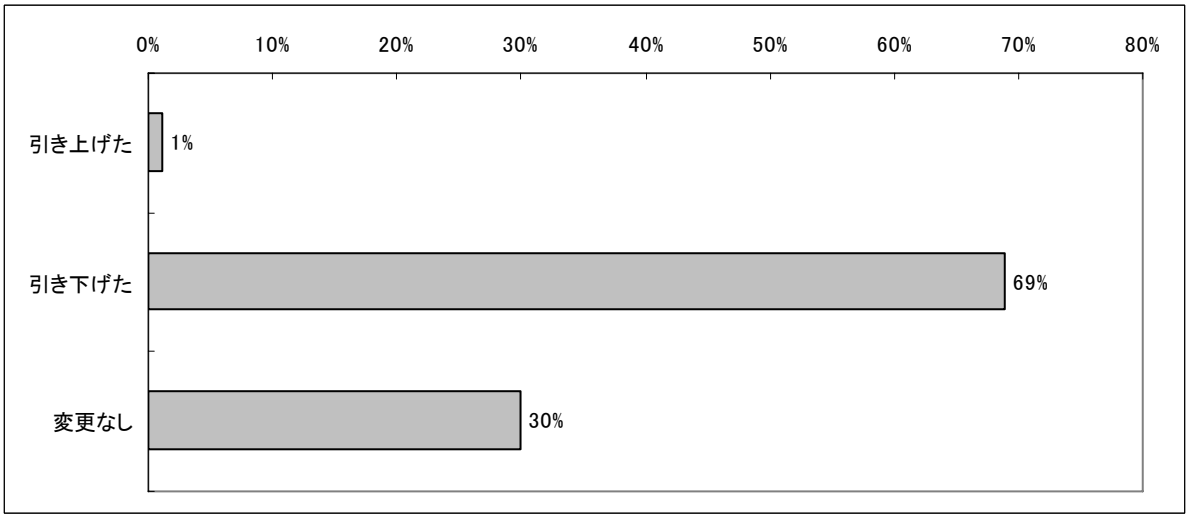

カ）賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立学校の教職員と比較した場合

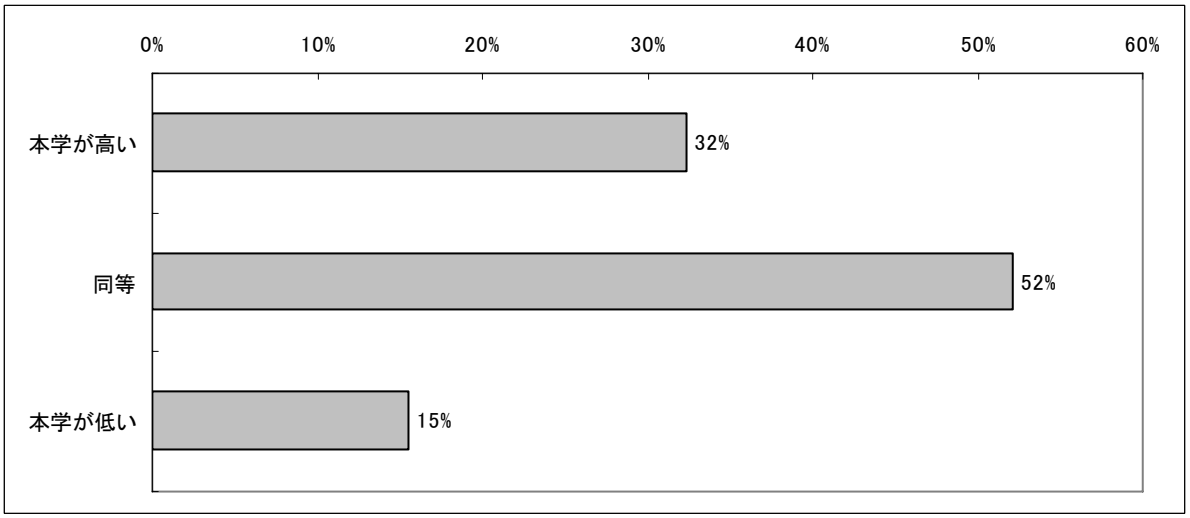

Q23

勤務評定（人事考課）制度について
ア）勤務評定（人事考課）制度を導入していますか
イ）導入していると回答された方へ、勤務評定を何に反映させますか

■　勤務評定(人事考課)制度導入を検討中の学校法人は(39%)、導入している(36%)、導入しない（25%）となっています。
　導入している場合、勤務評定を給与、賞与、給与・賞与に反映させている学校法人は過半数（56%）となっています。

*参考文献②　平成１５年度において教員の人事考課制度実施している学校法人は 14.3%、検討中は 36.1%です。職員は実施 33.3%、検討中は 40.4%です。

ア）勤務評定（人事考課）制度を導入していますか

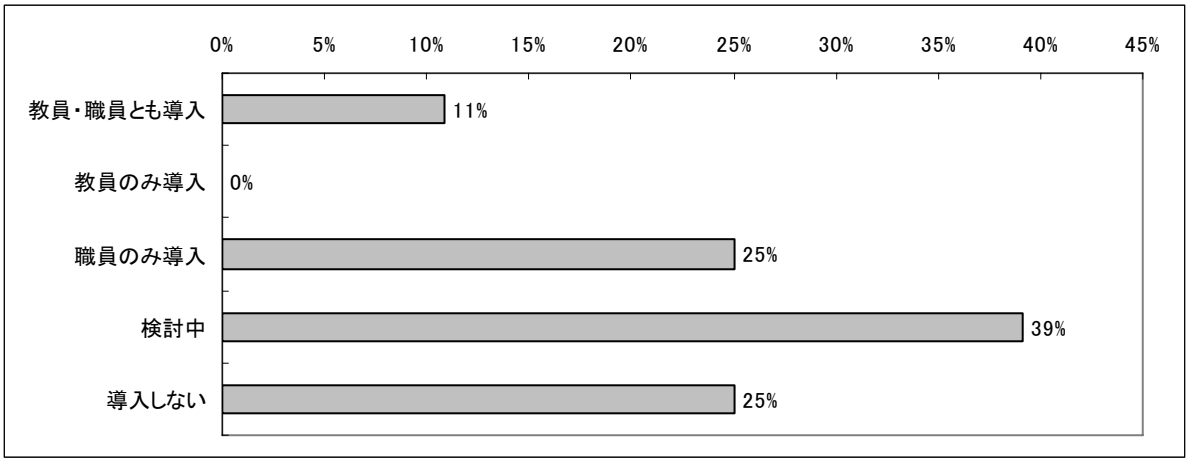

イ）導入していると回答された方へ、勤務評定を何に反映させますか

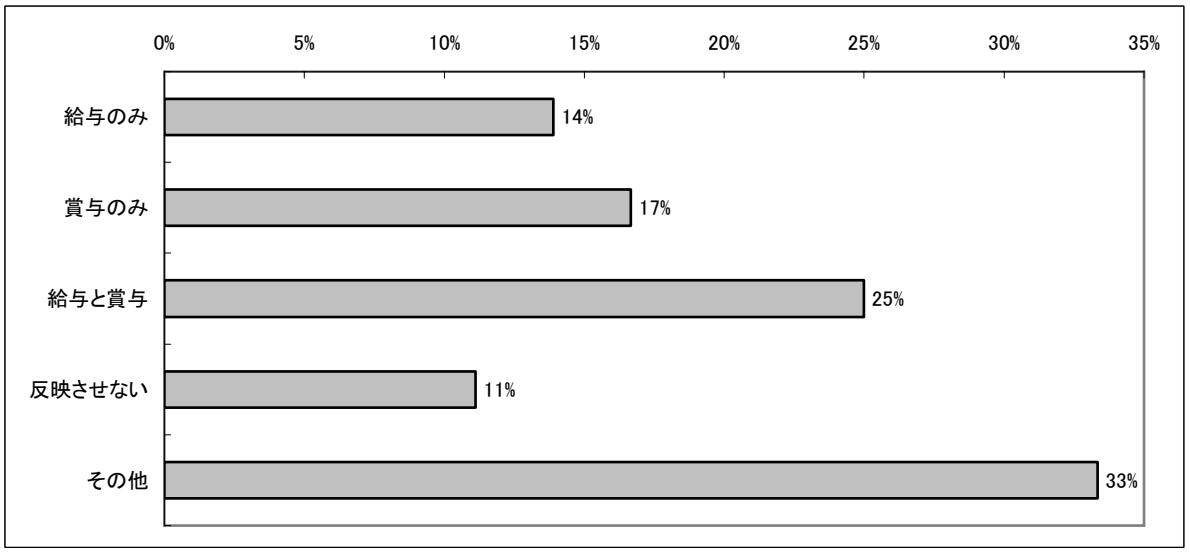

Q24

専任教員の最低出講日数・ノルマについて
ア）専任教員の最低出講日数について定めていますか
イ）専任教員の最低授業持ちコマ数（ノルマ）について定めていますか
ウ）ノルマをオーバーしたときの手当の支給がありますか

■　専任教員の最低出講日数について
　定めている学校法人（3 日、4 日、5 日）は過半数（51%）で、定めていない法人は（48%）となっています。

■　専任教員の最低授業もちコマ数（ノルマ）について
　就業規則、他の規則で定めている学校法人は過半数（61%）で、定めていない法人は（34%）となっています。

■　ノルマを定めている場合オーバーしたときの手当ての支給について
　何らかの支給をしている学校法人は多数（84%）で、支給をしていない法人は（16%）となっています。

ア）専任教員の最低出講日数について定めていますか

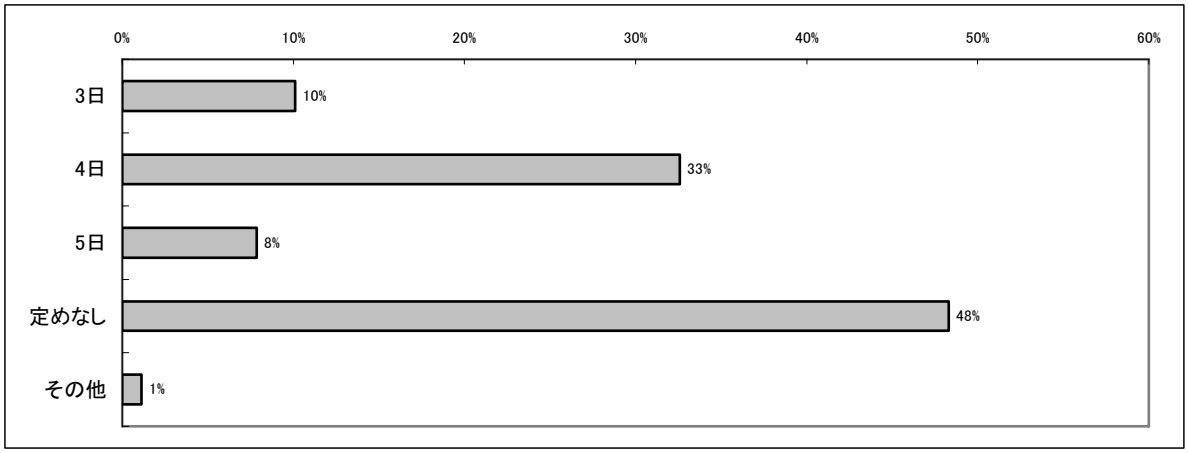

イ）専任教員の最低授業持ちコマ数（ノルマ）について定めていますか

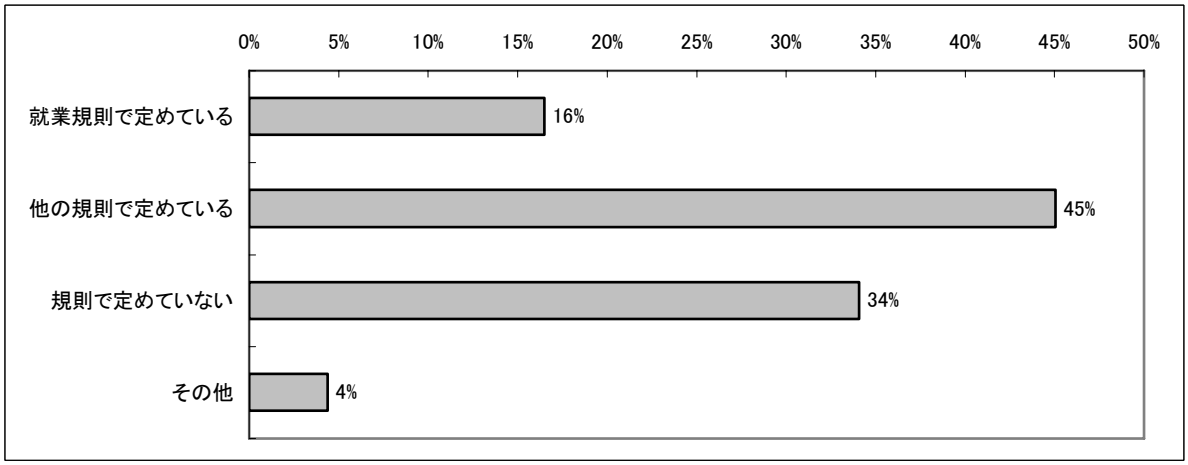

Q25

教員の任期制について
ア）教員に対して任期制を導入または検討していますか
イ）導入していると答えた方へ、任期制はどのようなケースで導入していますか
ウ）任期を付している対象教員について
エ）任期制を導入している教員の比率について
オ）任用されている任期について
カ）任期の更新は可能ですか

■　教員に対して任期制を導入している学校法人は（38%）、検討中（21%）、導入しない（41%）となっています。

■　導入している場合は、多様な人材の確保が特に求められる教育研究職に就く場合が（60%）となっています。（※ 複数回答あり）

■　任期を付している場合、その対象教員は教授から助手まで幅広い職にわたっております。（※ 複数回答あり）

■　任期制を導入している教員の比率は、5%未満の学校法人が過半数（51%）です。任用されている任期は、1年以上4年未満が過半数（60%）です。

*参考文献②　平成15年度において教員（教授）に対し任期制を導入している学校法人は20.1%、検討中は21.4%です。

ア）教員に対して任期制を導入または検討していますか

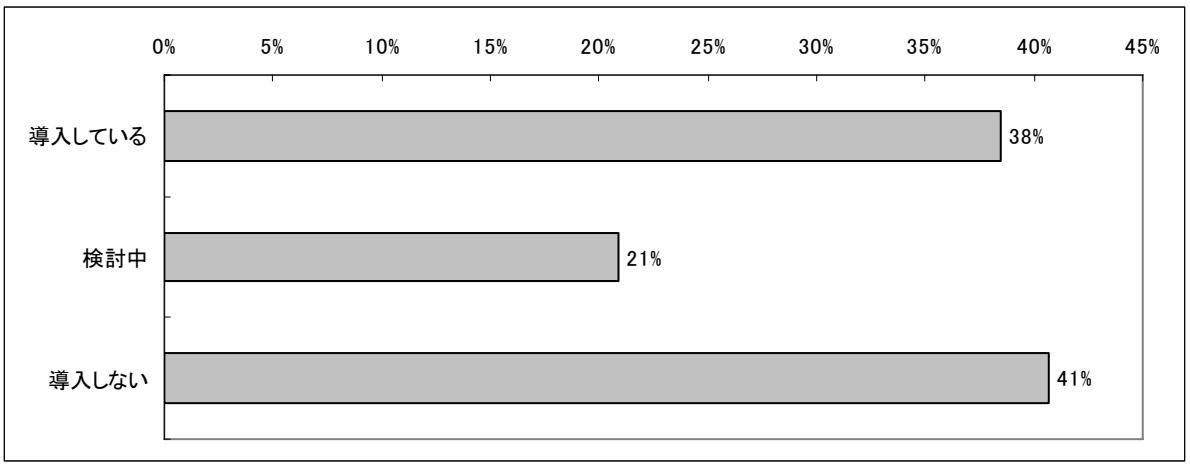

イ）導入していると答えた方へ、任期制はどのようなケースで導入していますか

（複数回答可）

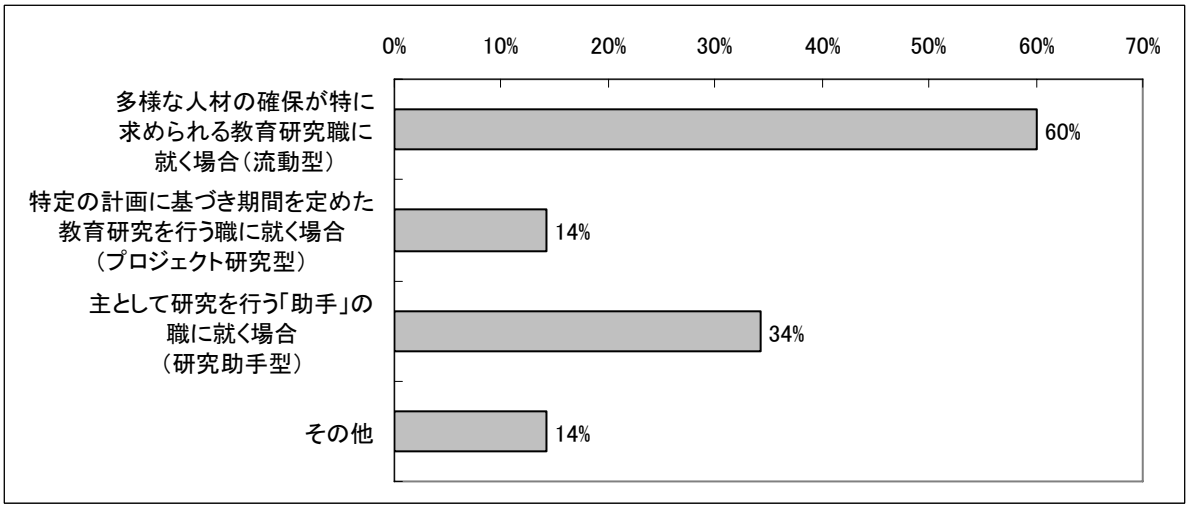

ウ）任期を付している対象教員について　（複数回答可）

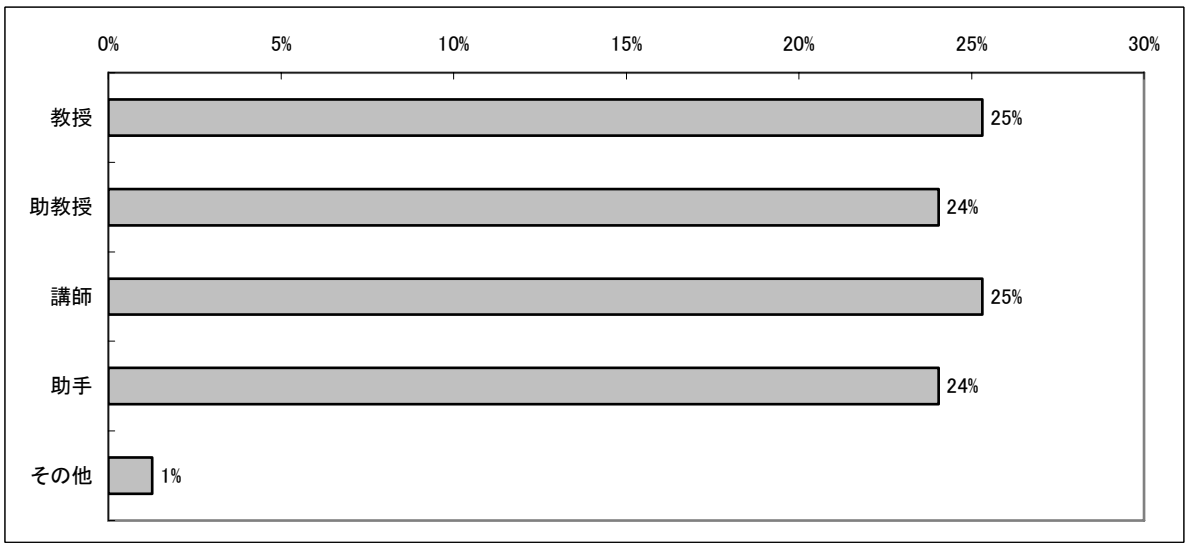

エ）任期制を導入している教員の比率について

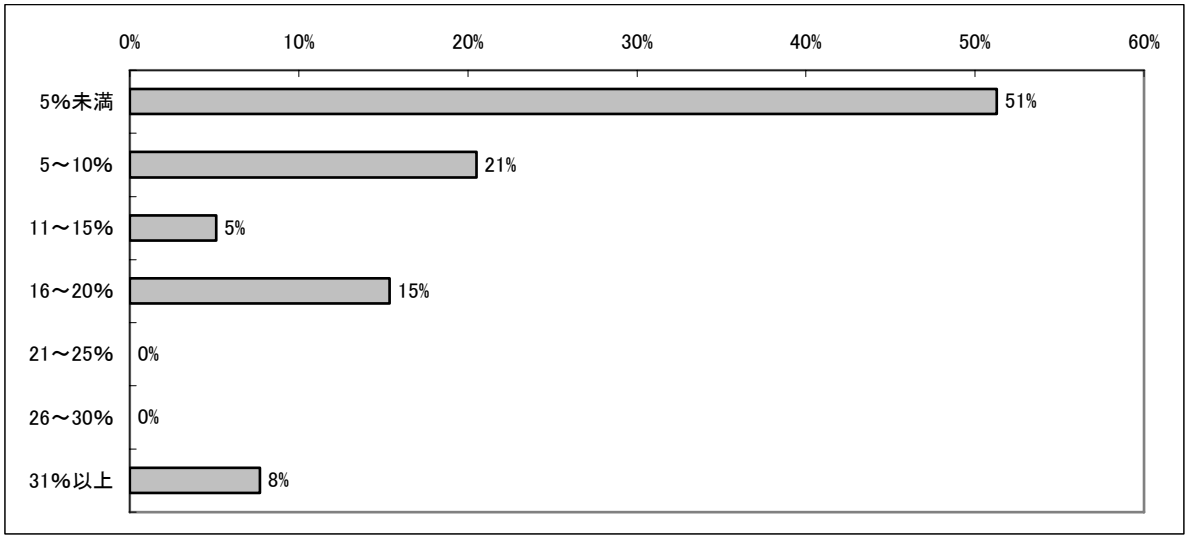

オ）任用されている任期について

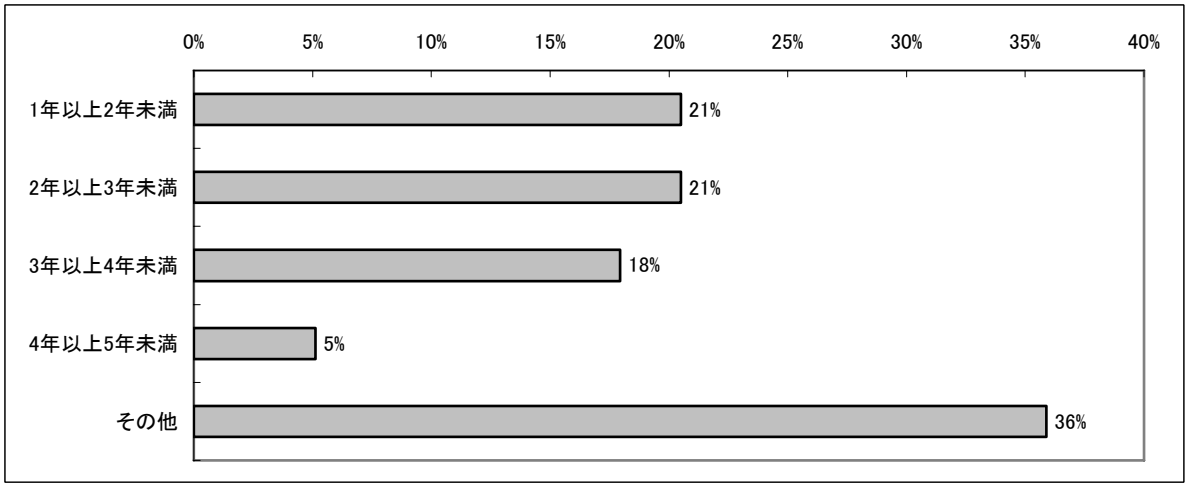

カ）任期の更新は可能ですか

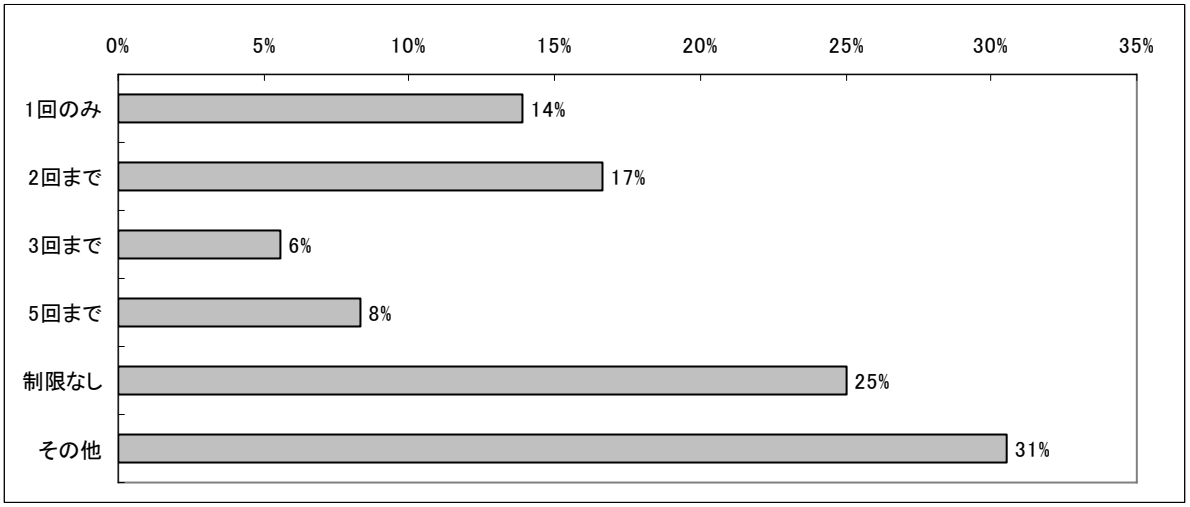

Q26

主要事務業務について
ア）嘱託職員を採用していますか
イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか
ウ）人材派遣会社を利用していますか
エ）業務委託を利用していますか
オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

■ 嘱託職員を採用している学校法人は多数（78%）です。
■ 兼務職員（パート・アルバイト）を採用している学校法人は多数（87%）です。
■ 人材派遣会社を利用している学校法人は多数（73%）です。
■ 業務委託を利用している学校法人は（60%）あります。
■ 主要事務業務について嘱託・人材派遣などを利用する目的は、専任職員採用の代わりとする学校法人が多数（89%）です。（※ 複数回答あり）

ア）嘱託職員を採用していますか

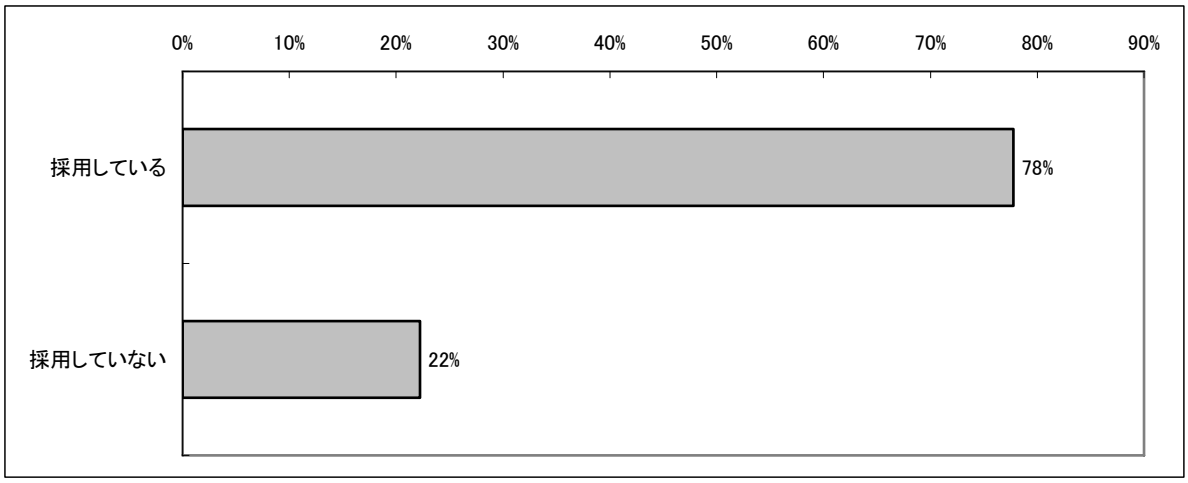

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか

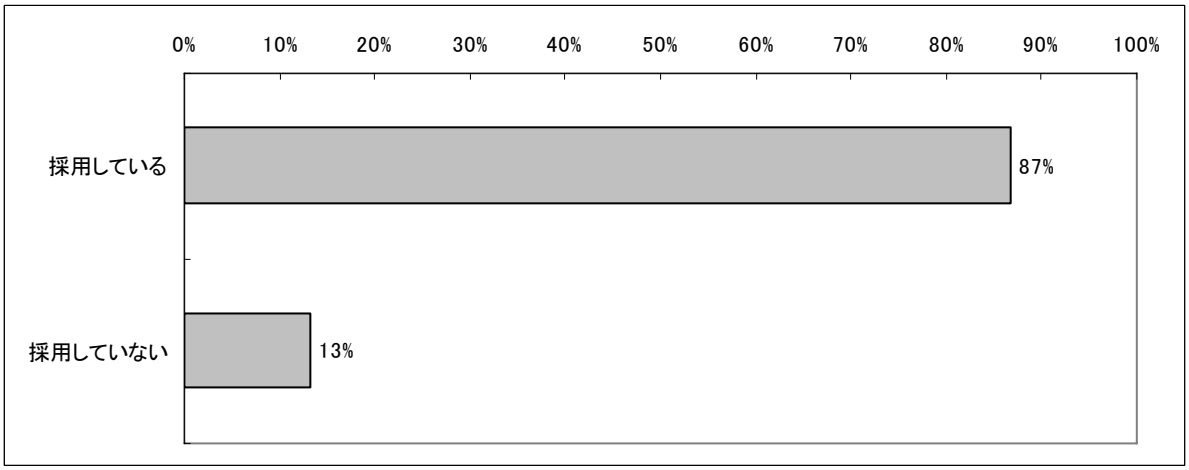

ウ）人材派遣会社を利用していますか

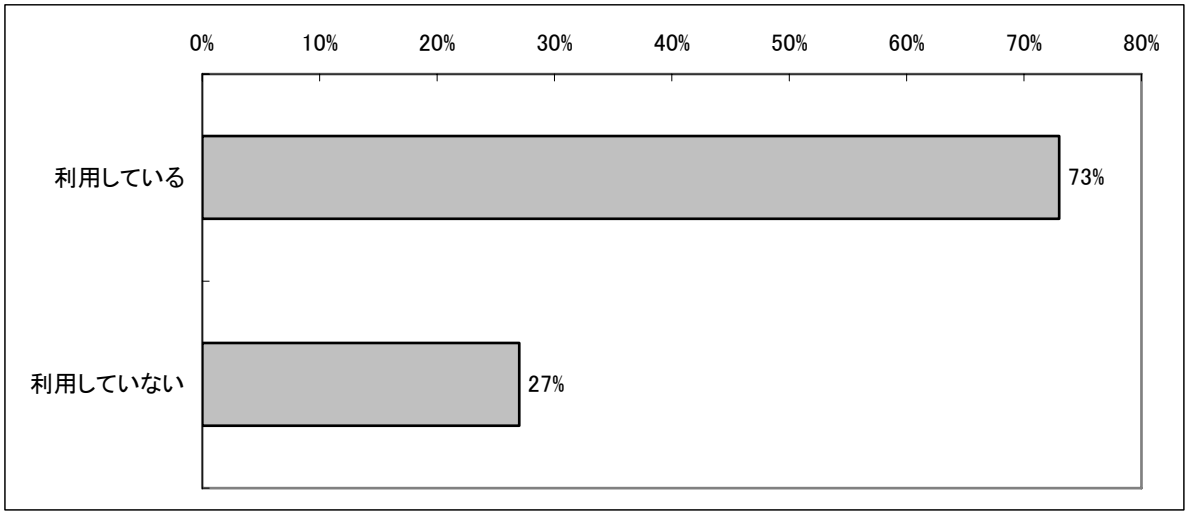

エ）業務委託を利用していますか

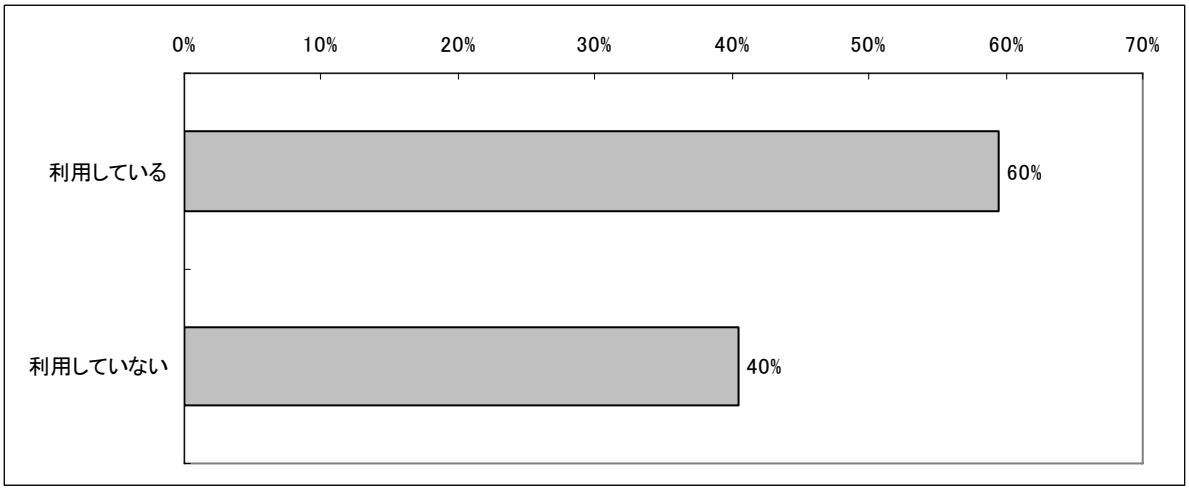

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか （複数回答可）

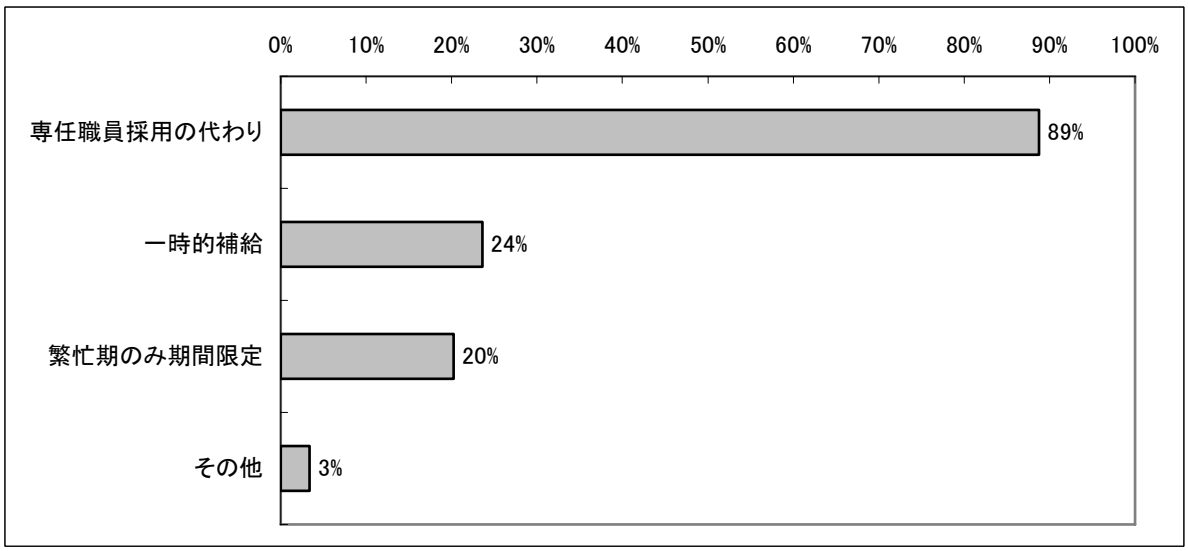

Q27

事務以外の業務について
ア）嘱託職員を採用していますか
イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか
ウ）人材派遣会社を利用していますか
エ）業務委託を利用していますか
オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

■ 嘱託職員を採用している学校法人は過半数（57%）です。
■ 兼務職員（パート・アルバイト）を採用している学校法人は（49%）、採用していない法人は（51%）となっております。
■ 人材派遣会社を利用している学校法人は（33%）です。
■ 業務委託を利用している学校法人は多数（79%）です。
■ 事務以外の業務について嘱託・人材派遣などを利用する目的は、専任職員採用の代わりとする法人が多数（87%）です。（※ 複数回答あり）

ア）嘱託職員を採用していますか

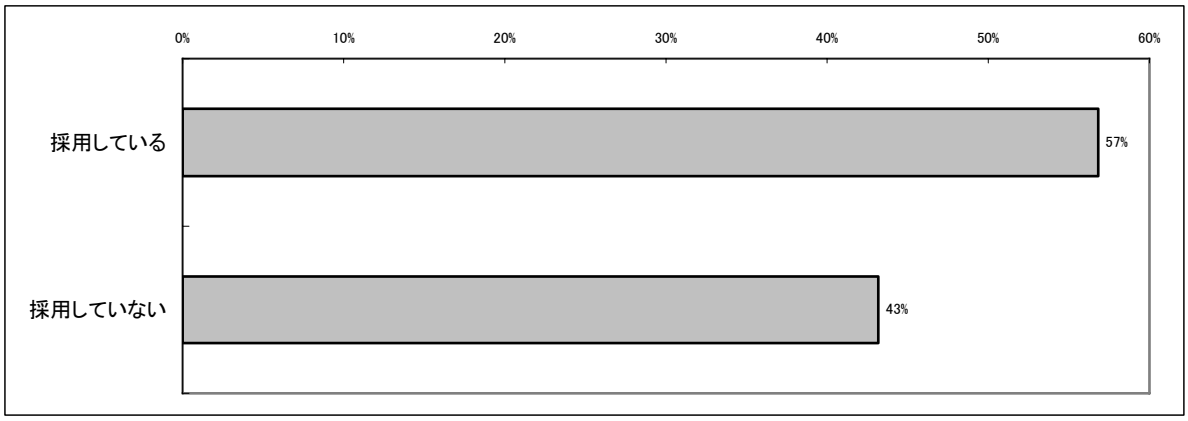

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか

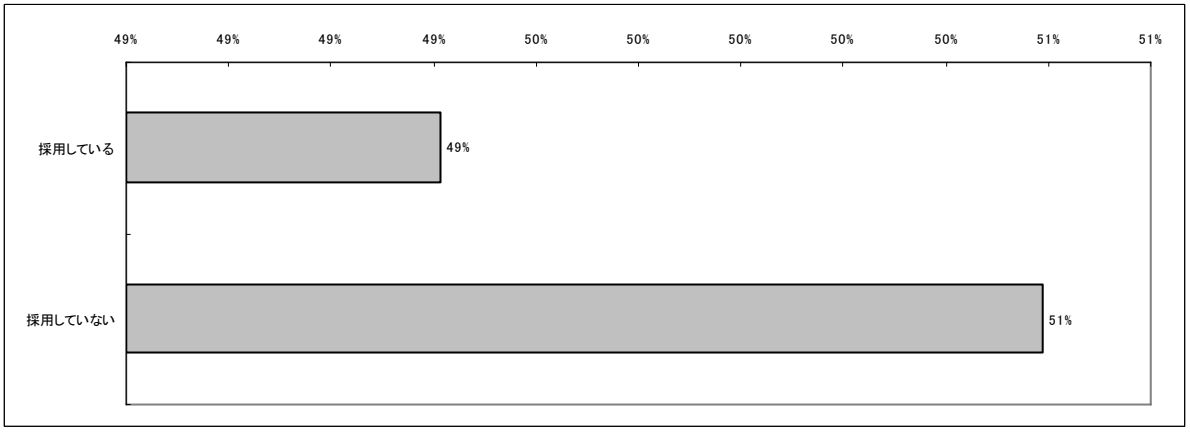

ウ）人材派遣会社を利用していますか

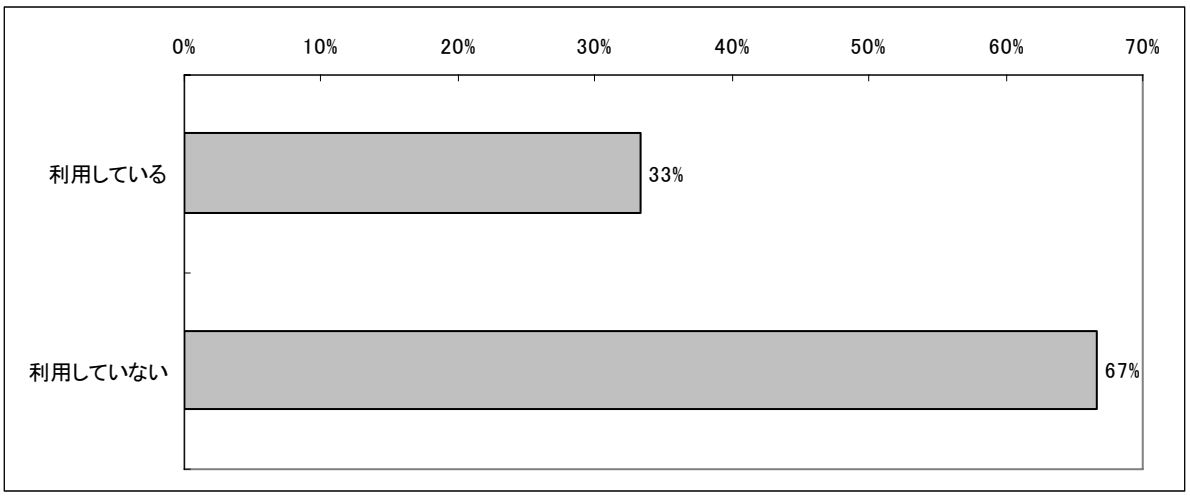

エ）業務委託を利用していますか

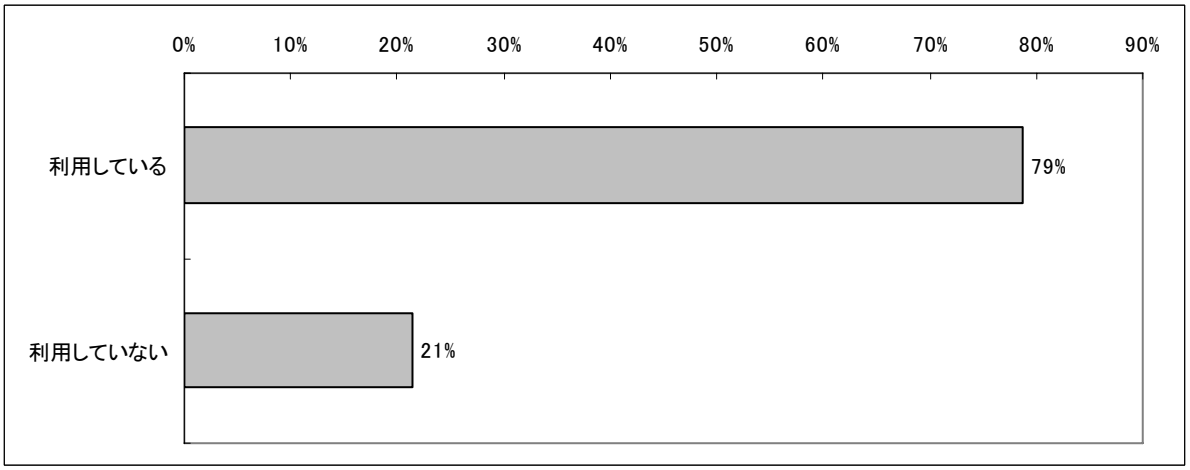

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか （複数回答可）

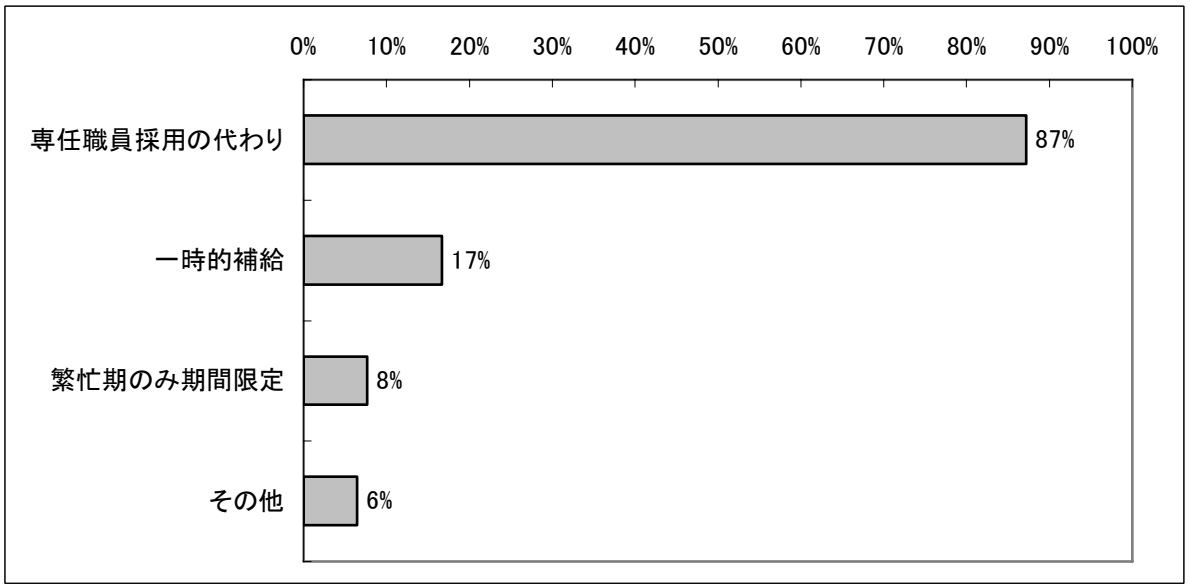

Q28

人件費削減のために、今まで取り組まれた削減方策がありましたら記入して下さい　（自由回答）

≪ 人件費削減策 ≫

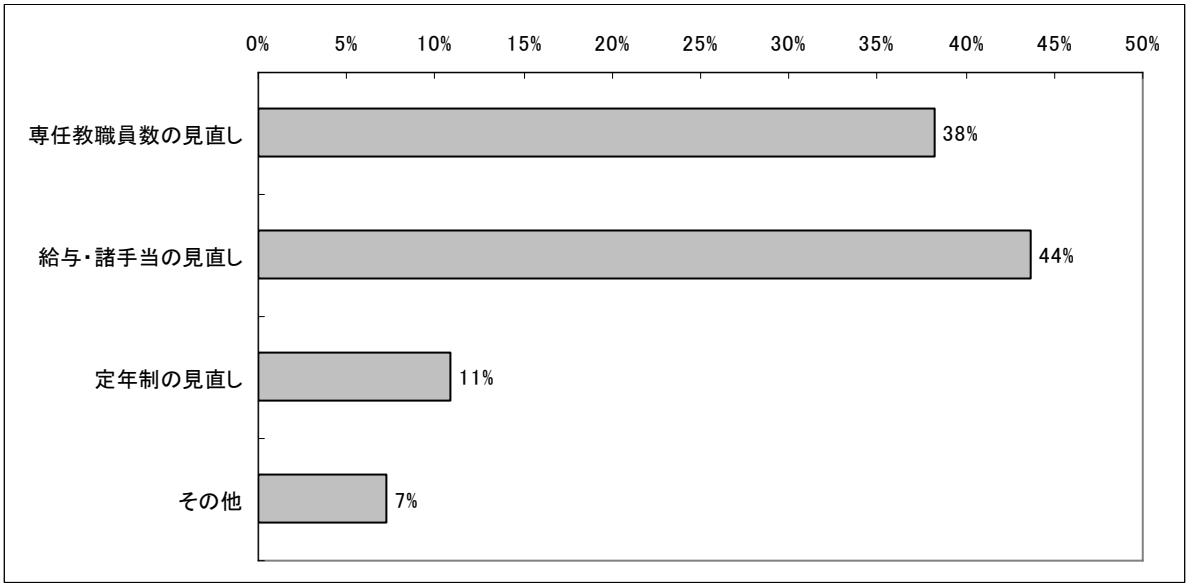

≪ 記入回答 ≫

専任教職員数の見直し	・専任教職員定年補充採用の抑制	・特別任用職員制度を新設した
	・契約・臨時・派遣職員の採用	・教職員は設置基準ギリギリの数
	・業務委託・人材派遣の導入	・学生の選択科目を減らして、兼務教職員の数をはかる
	・採用職員の制限・業者委託・賞与支給基準の見直し	・正規職員数を 50%程度に
	・専任職員の補充制限・賞与支給率の抑制	・図書館事務のアウトソーシング
	・教職員定員の割減	・施設営繕業務のアウトソーシング
	・退職者の補充停止	・勤務のシフト制
	・嘱託職員の採用	・教職員数の割減
	・特制任用（勤務日数・担当コマ数による雇用形態）	・派遣業者の統合
	・勤務形態性雇用（学外業務従事を認める）	・事務分析に基づく専任職員から専任職員以外への人員配置変更
	・定退等退転者補充の派遣への置き換え	
給与・諸手当の見直し	・本俸の減額以外は少しずつ実施してきている	・ベースダウン・期末勤勉手当の減
	・特任職員任用による給与削減等	・定年昇給停止
	・通勤手当の改正	・諸手当の見直し
	・期末手当（ボーナス）の支給率削減	・退職勧奨
	・超過勤務の抑制	・定昇停止
	・諸手当の見直し廃止	・期末手当昇給率削減
	・昇給停止年齢を「満 65 歳以上」から「満 60 歳以上」とする	・早期退職制・賞与支給基準引き下げ
	・期末手当と 6 ヶ月支給から逓減し、5.3 ヶ月とした	・手当支給基準見直し、ベースアップ凍結
	・通勤手当の改訂	・人事制度を見直し、少数精鋭化、
	（6 ヶ月定期及び自動車勤務者ガソリン支給）	業務の合理化、賃金体系の見直しを行った
	・超過勤務の事前申告による管理他	・期末手当の削減
	・給与水準を他の私学並ではなく、公務員並に	・通勤手当の変更
	・昇給ストップ（年齢を 55 歳に）	・入試手当の変更
定年制の見直し	・早期退職優遇制度（選択定年制）の導入	・職員の定年年齢と「満 70 歳」から「満 67 歳」に改正
	・定年切り下げ（72 歳→65 歳）	・職員選択定年制の導入
	・選択定年制度	・早期退職優遇制度の実施
その他	・各種見直し	・人事評価の実施
	・任期・年俸制の導入	・カリキュラムの見直しによる非常勤教員の削減

D　財務・経理関係

Q29

人件費について
ア）帰属収入に占める人件費比率は何％ですか　［人件費÷帰属収入］
イ）学生生徒等納付金に占める人件費依存率は何％ですか　［人件費÷学生生徒等納付金］

■　帰属収入に占める人件費比率「人件費／帰属収入」
　40%～49%の学校法人が最も多く（35%）、50%～59%が（26%）、60%～69%の法人が（23%）の順となっています。

*参考文献①　平成１５年度大学の人件費比率の平均値は 49.7%です。

■　学生生徒等納付金に占める人件費依存率「人件費／学生生徒等納付金」
　50%～59%の学校法人が最も多く（32%）、次いで 60%～69%の法人が（24%）などとなっています。

*参考文献①　平成 15 年度大学の人件費依存率の平均値は 64.0%です。

ア）帰属収入に占める人件費比率は何％ですか　［人件費÷帰属収入］

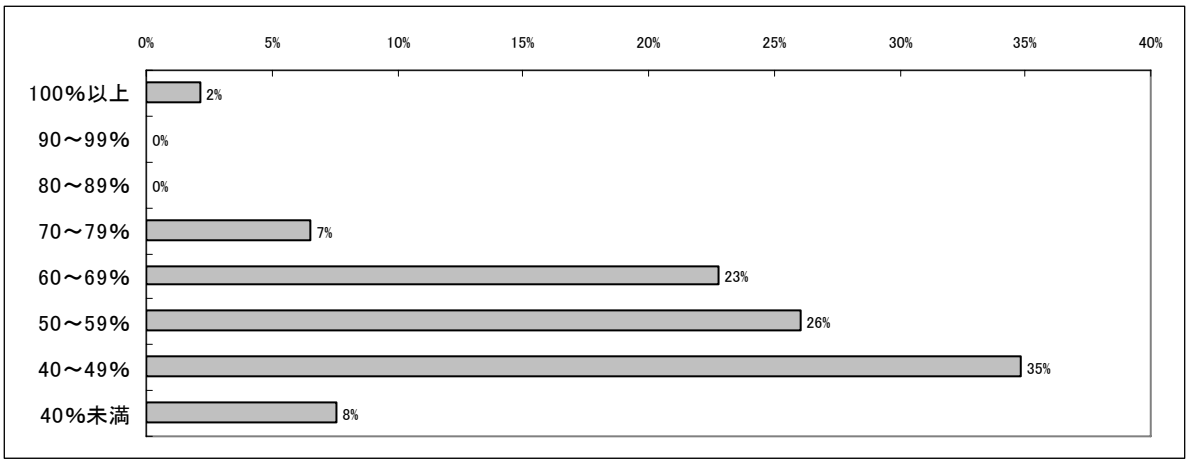

イ）学生生徒等納付金に占める人件費依存率は何%ですか　［人件費÷学生生徒等納付金］

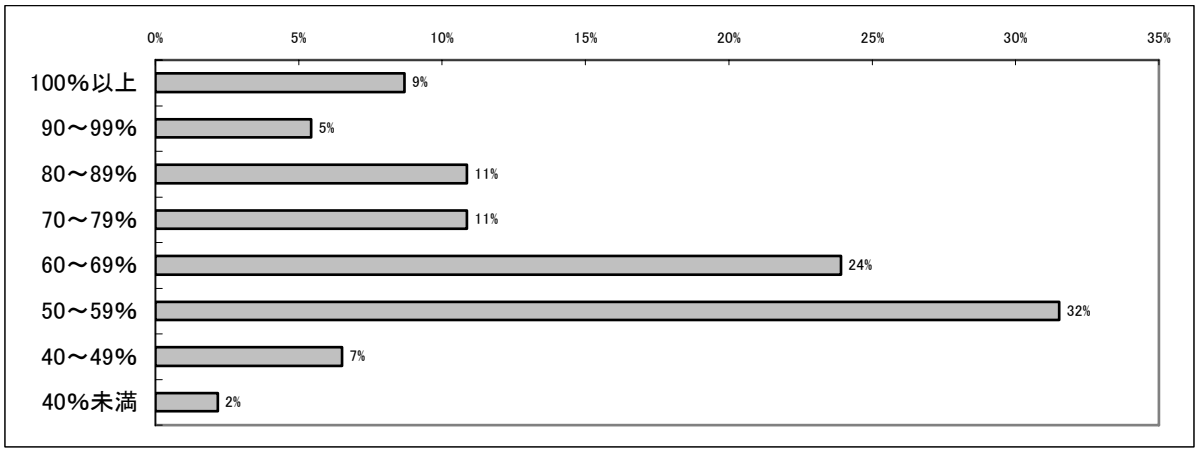

Q30

最近２年間で授業料の改定を行いましたか

■　最近２年間で授業料については、変更なしの学校法人が多数（82%）で、値上げした法人は（18%）となっております。

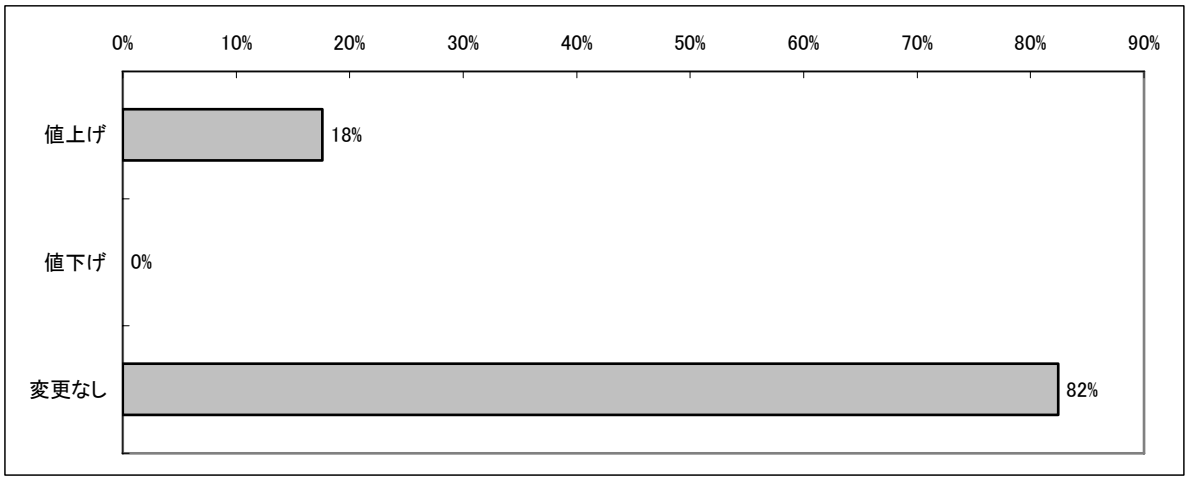

Q31

入学金・授業料の扱いについて
ア）入学辞退者に対して、入学金・授業料は返還していますか
イ）何らかの学納金返還請求がありましたか

■　入学辞退者に対して、授業料のみ返還の学校法人が最も多く（71%）、入学金・授業料とも全額返還の法人は（7%）となっています。

■　何らかの学納金返還請求があった学校法人は（65%）で、返還請求はなかった法人は（35%）でした。返還請求があった場合の件数では、1～5 件あった学校法人が（44%）と最も多い結果となっております。

ア）入学辞退者に対して、入学金・授業料は返還していますか

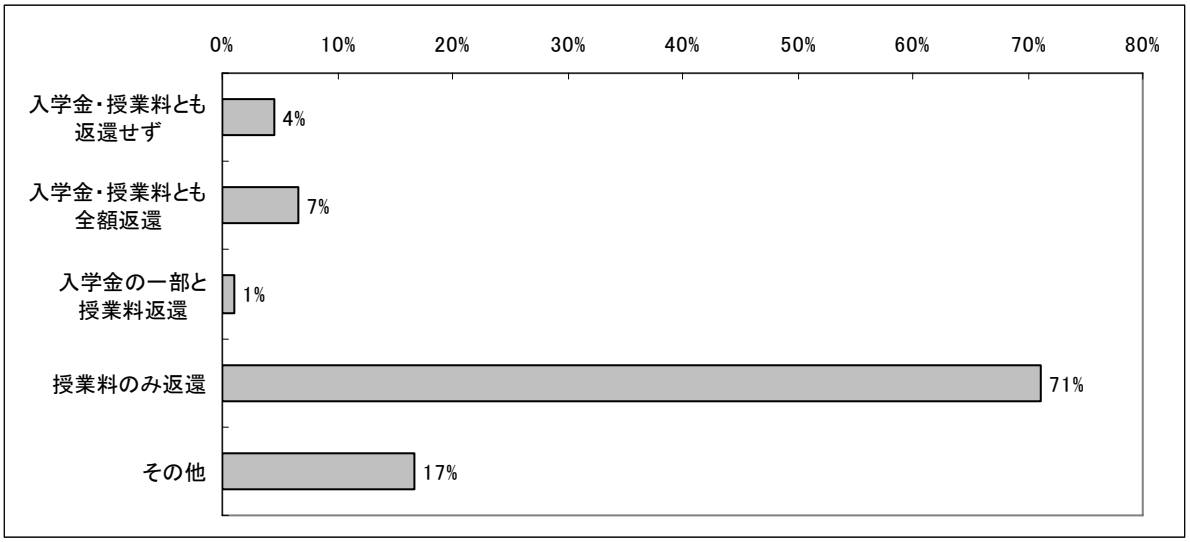

イ）何らかの学納金返還請求がありましたか

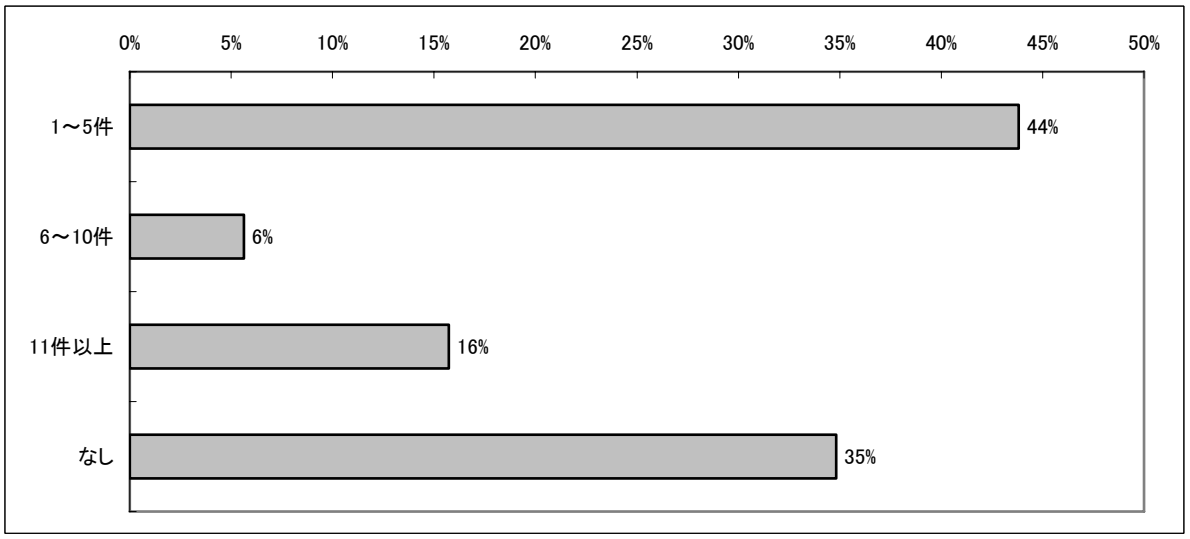

Q32

収益事業について
　ア）収益事業を行っていますか
　イ）行っていると回答した方へ、どのような収益事業を行っていますか

■　収益事業を行っている学校法人は（29%）で、検討中（19%）、行う予定のない法人は（52%）となっています。

■　収益事業を行っている場合の事業の種類は、物品販売業が最も多く（52%）、次いで不動産貸付業（41%）、請負業（31%）など多岐にわたっております。

（※ 複数回答可）

ア）収益事業を行っていますか

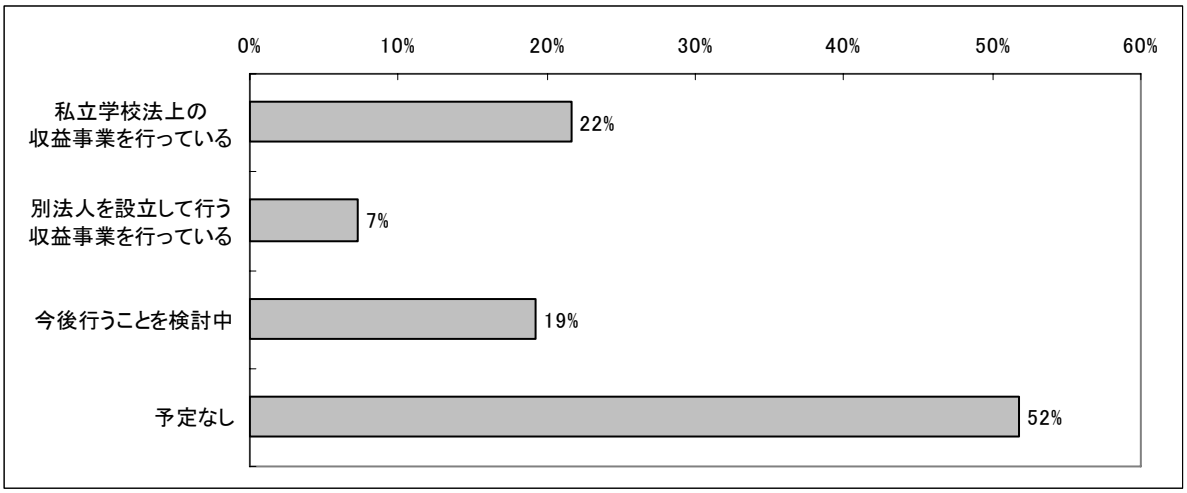

イ）行っていると回答した方へ、どのような収益事業を行っていますか　（複数回答可）

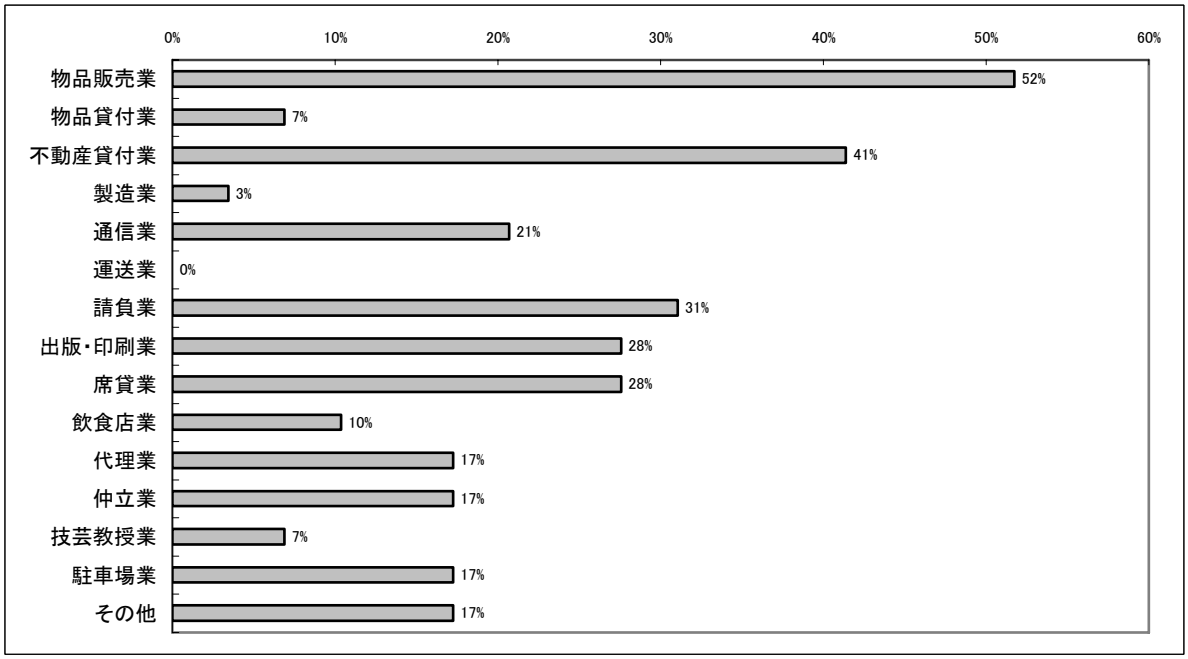

Q33

平成 15 年度の１年間に、どのようなものを対象に資金運用をしましたか

■　資金運用方法については、銀行定期預金が最も多く（81%）、国債・地方債（52%）、社債（39%）などの順となっております。

（※ 複数回答を各々1 法人とカウントしております。）

*参考文献④　預金保険法に基づき、平成１７年４月１日からペイオフ（預金などの払戻保証額を元本 1000 万円とその利息までとする措置）が全面解禁されています。今後は、大学においても、預金から債券への資金シフトが活発になることが予想されます。

≪ 資産運用の対象 ≫　（複数回答可）

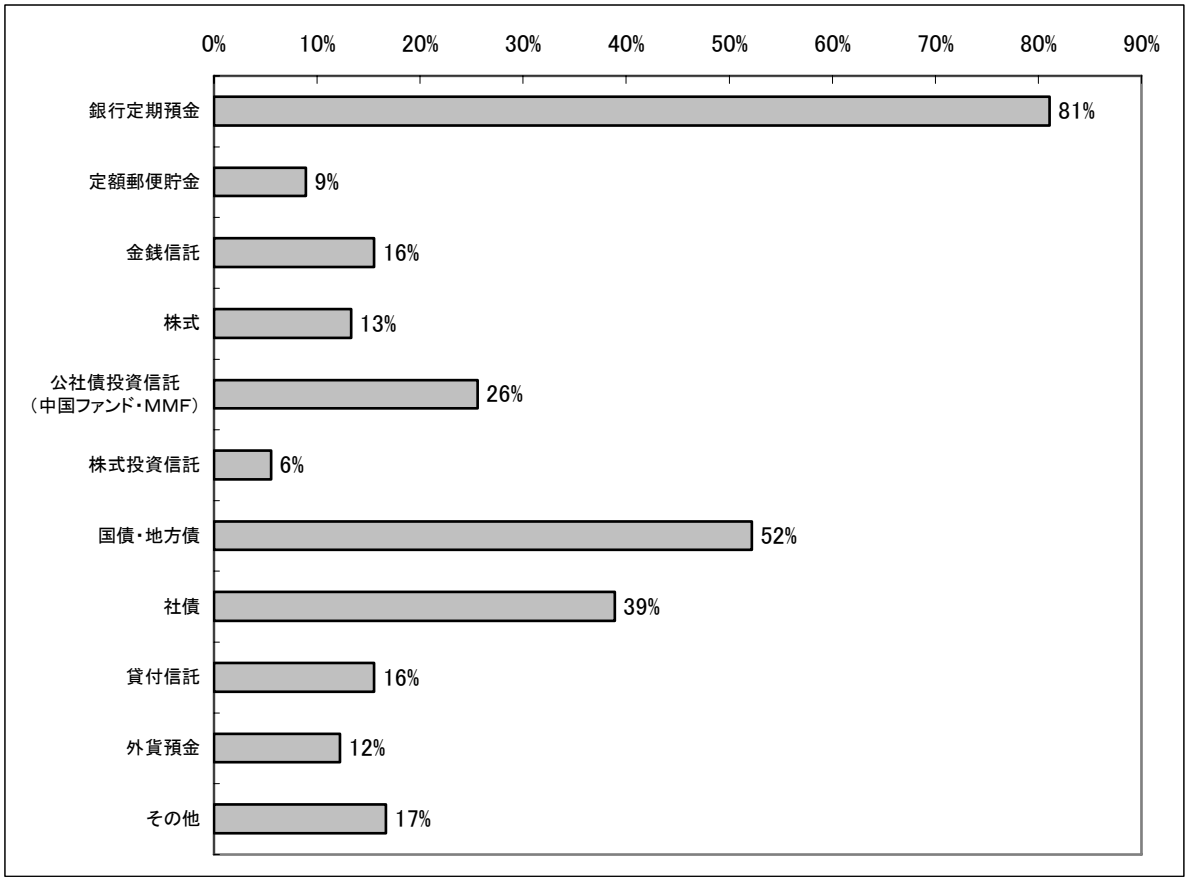

Q34

情報公開について
ア）財務公開の状況はどうですか
イ）公開していると回答した方へ、どのような方法で公開していますか
ウ）情報公開の実施項目について

■　財務公開をしていない学校法人はわずか（1%）です。学内・学外を問わず広く一般に公表している学校法人は（59%）あります。

■　財務情報の公開の方法は、学内報（69%）、閲覧（30%）、その他（23%）の順となっております。（※ 複数回答は各々１法人とカウントしております）

■　情報公開の実施項目は、大学の沿革・組織・教育理念（89%）、最新の話題・行事等情報提供（82%）、入試状況（81%）、教育方針・内容（76%）など多岐にわたっております。（※ 複数回答は各々１法人とカウントしております）

*参考文献④　学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、それを閲覧に供することが義務付けられました。（私立学校法 47 条）

ア）財務公開の状況はどうですか

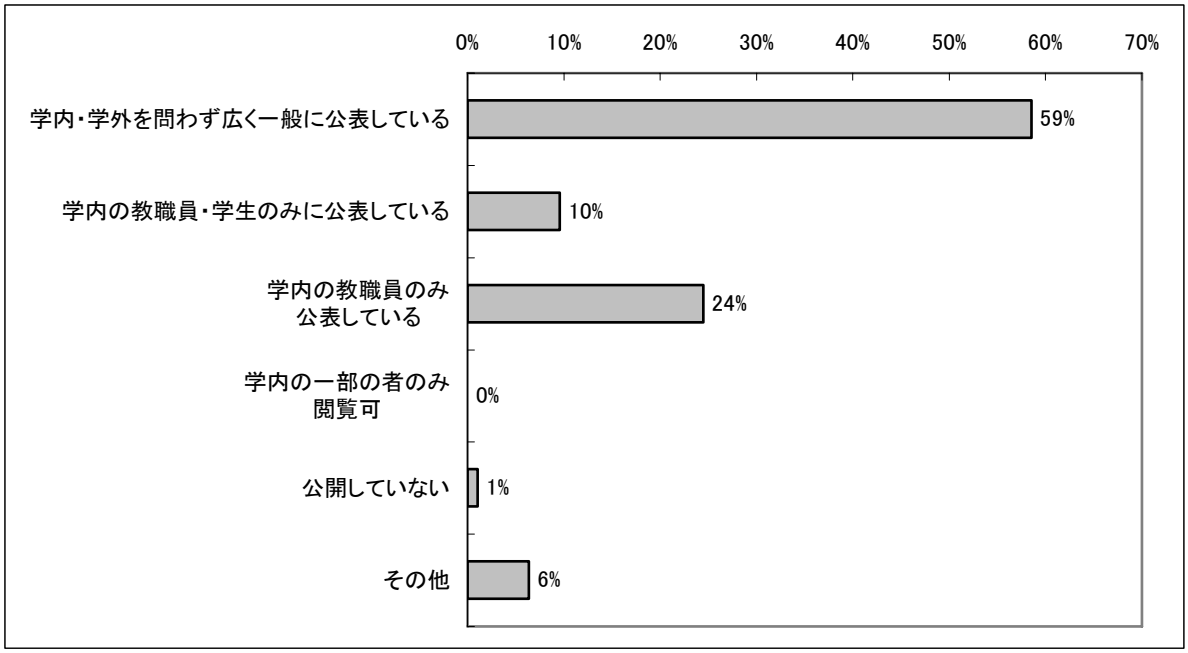

イ）公開していると回答した方へ、どのような方法で公開していますか　（複数回答可）

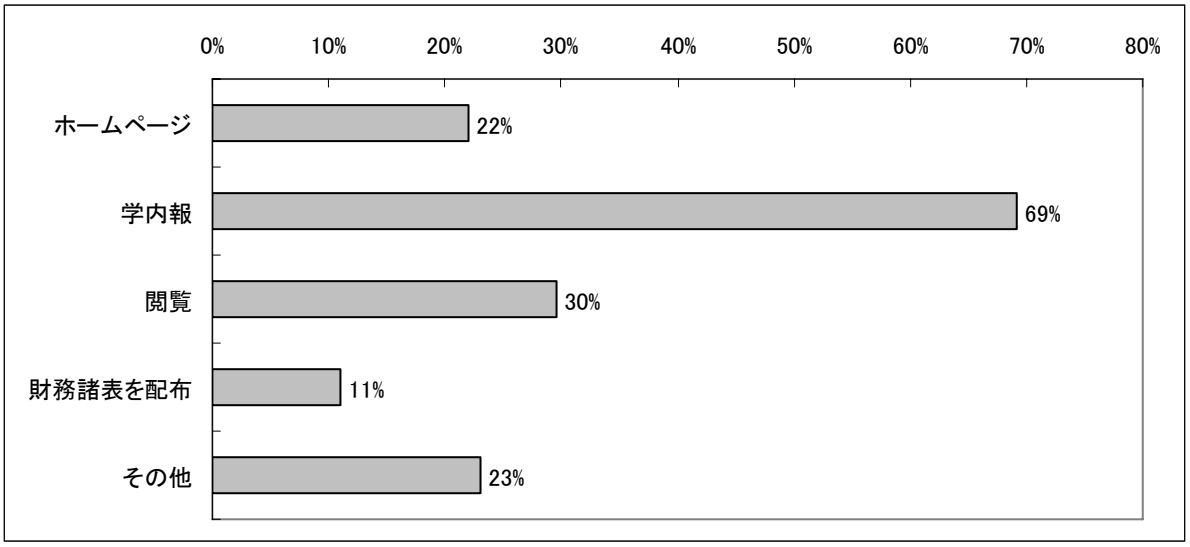

ウ）情報公開の実施項目について　（複数回答可）

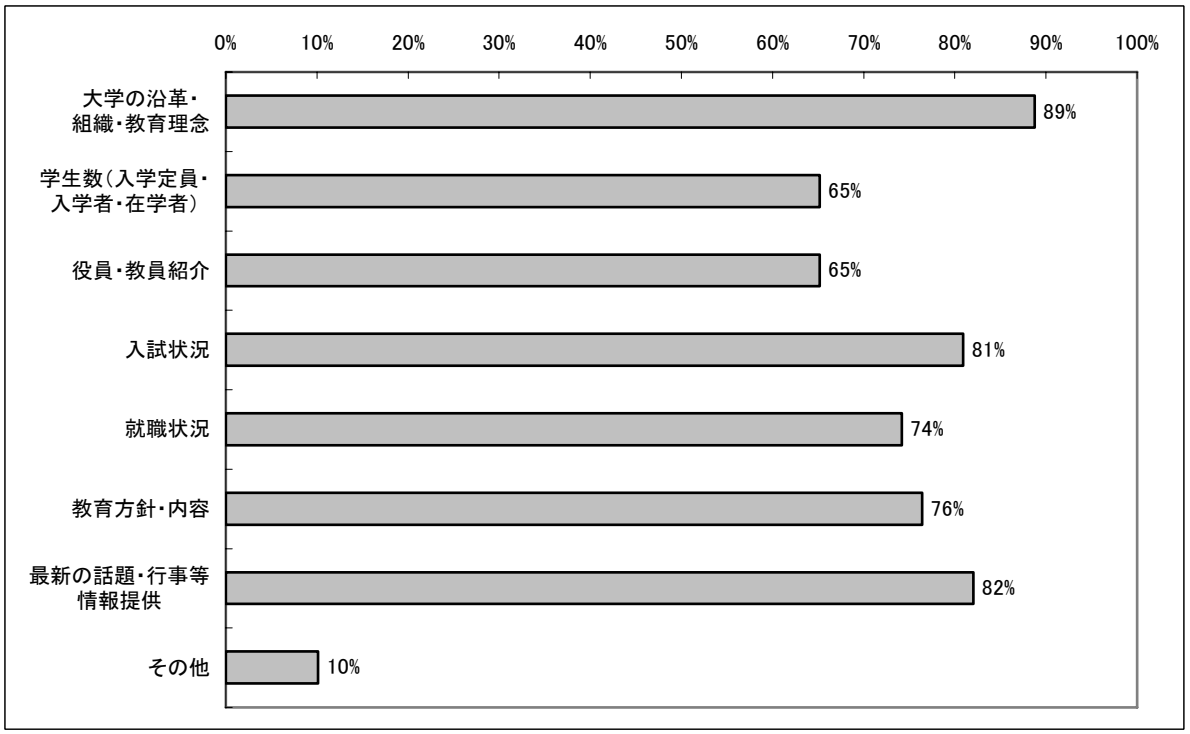

Q35

第三者評価制度への取組み状況について

■ 検討委員会を設置している学校法人は（31%）、検討中（46%）、今後検討する（11%）などこれからの対応という学校法人が多いと思われます。

*参考文献④ 私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、７年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第 69 条の 3、同法第 70 条の 10）

≪ 第三者評価制度への取組み状況 ≫

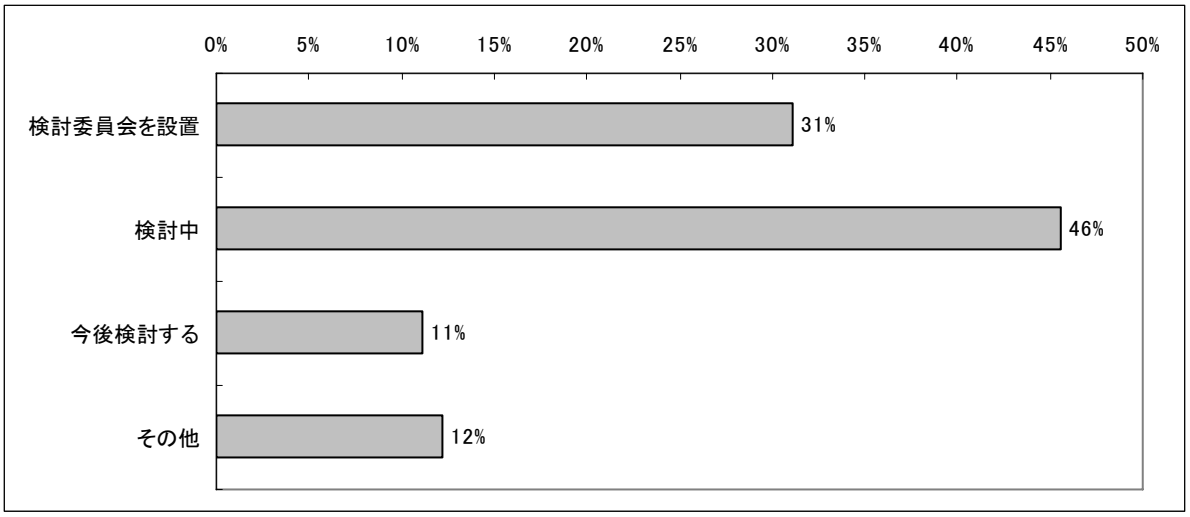

短　大　編

A　法人の種類・規模

Ｑ１

設置する学校について（設置学校の種類）

■　25 短期大学法人が設置する学校数は、短期大学 26 校、高等学校 20 校、中学校 11 校、小学校 4 校、幼稚園 20 校、専門学校 8 校、その他 4 校ですので単純平均的には、１短期大学法人は１短期大学の他ほぼ１高等学校、１幼稚園を設置し、中学校は１／2 校設置していることとなります。

なお、集計にあたっては、該当設置学校種別に○印を付し（　）内に設置学校数未記入の場合は１校を設置しているものとみなしカウントしております。

≪ 短期大学法人の設置学校種別学校数 ≫　　（短大法人：25）

設　置　数	１校	２校	３校	４校	５校	無記入	合計	設置学校数	構成比
短　　大	18	1	0	0	0	6	25	26	28%
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
高　等　学　校	13	1	0	0	0	5	19	20	22%
中　　学　　校	8	0	0	0	0	3	11	11	12%
小　　学　　校	3	0	0	0	0	1	4	4	4%
幼　　稚　　園	8	3	1	0	0	3	15	20	22%
専　門　学　校	3	1	1	0	0	0	5	8	9%
そ　　の　　他	0	0	1	0	0	1	2	4	3%
計	53	6	3	0	0	19	81	93	100%

Q２

主たる事務所の所在地について

■　25 短期大学法人の主たる事務所の所在地についてみてみますと、近畿 28%、関東 24%、東海 16%、北陸、九州・沖縄各々12%などの順となっております。

*参考文献④　学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（私立学校法 27 条）

≪ 主たる所在地 ≫

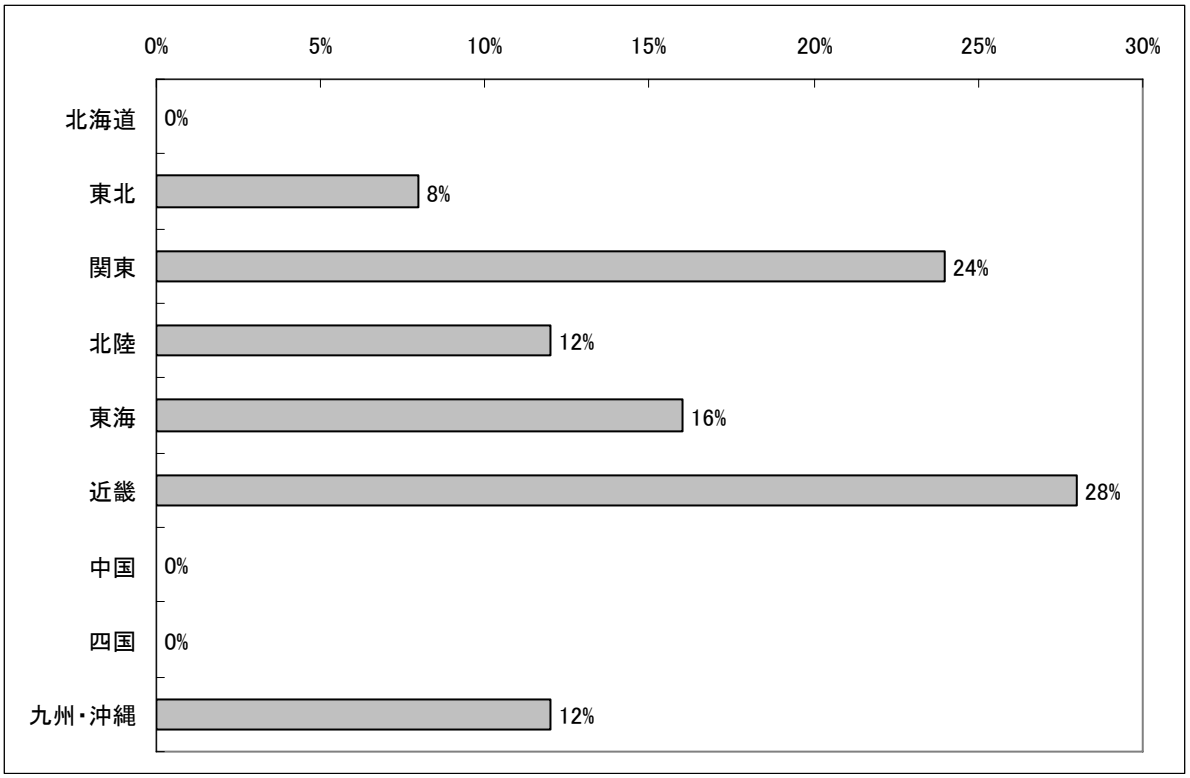

Ｑ３

法人の専任職員は何人ですか

■　副理事長から専務理事についてみると、いずれかの役職者を配置している学校法人は 21 法人（84%）で、配置役職 1 の法人は 12（48%）、配置役職 2 の法人は 8（32%）、配置役職 3 の法人は 1（4%）となっています。

■　役職名別でみた場合は、常勤理事を配置している法人は（48%）で、常務理事は（19%）などとなっています。

（※ この場合、1 法人で常務、専務など複数配置の者は、各々1 法人としてカウントしております。）

≪ 法人の専任職員数 ≫　　（設置校の職員と兼任の場合は、ここには含まない）

項　目	副理事長		理事長補佐		常務理事		常勤理事		専務理事	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
１人	5	100%	1	100%	6	100%	4	27%	4	100%
２人	0	0%	0	0%	0	0%	4	27%	0	0%
３人	0	0%	0	0%	0	0%	3	20%	0	0%
４人	0	0%	0	0%	0	0%	1	7%	0	0%
５人	0	0%	0	0%	0	0%	2	13%	0	0%
６人	0	0%	0	0%	0	0%	1	7%	0	0%
７人	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	**5**	**100%**	**1**	**100%**	**6**	**100%**	**15**	**100%**	**4**	**100%**

≪ 役職名別グラフ ≫

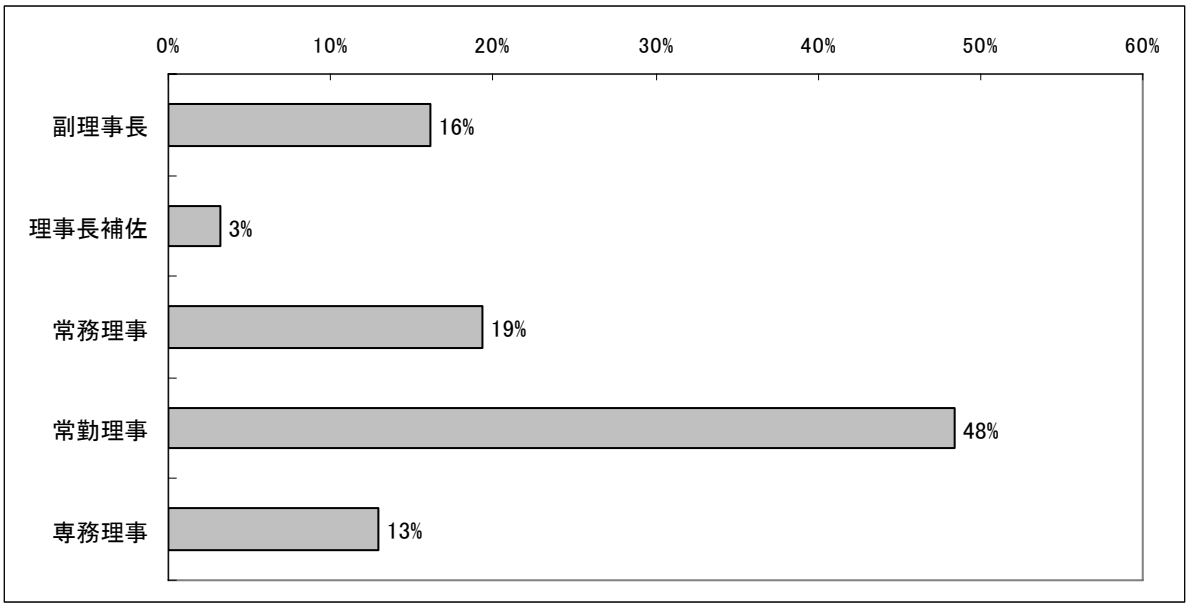

≪ 配置役職数別グラフ ≫

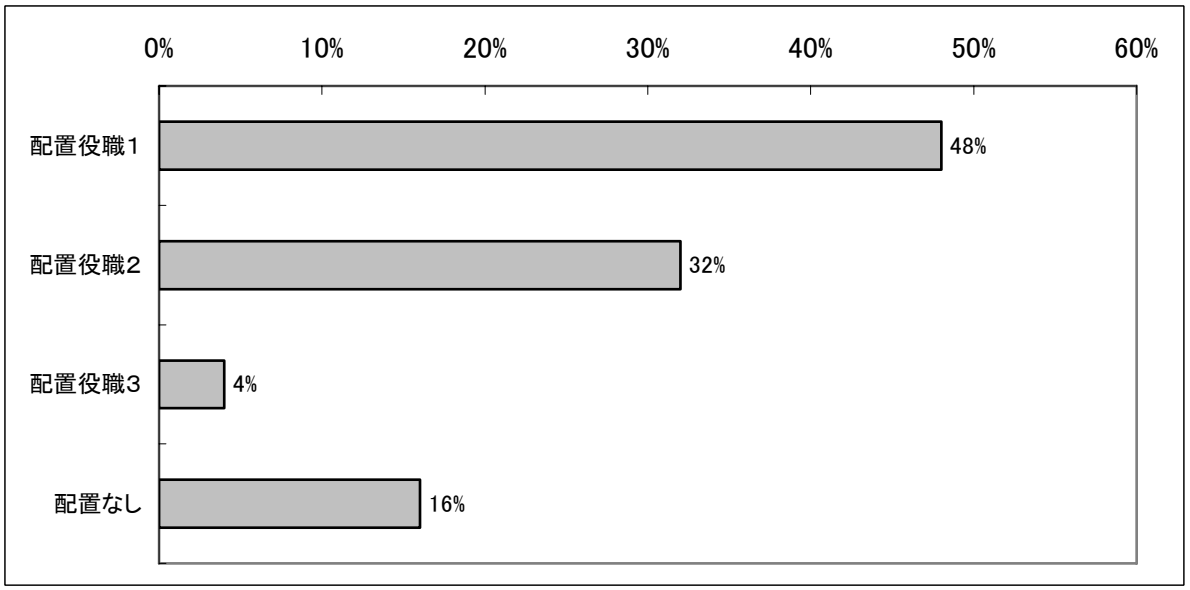

≪ その他法人専任職員 ≫

■　その他法人専任職員については、配置している学校法人は 16 法人（64%）で、配置人数別は以下のとおりです。

項　目	法人数	構成比
1 人	3	49%
2 人	2	13%
3 人	0	6%
4 人	0	2%
5 人	3	11%
6 人	3	9%
7 人	1	2%
11 人～20 人	3	6%
21 人～40 人	1	2%
合　計	16	100%

B 管 理 機 関

Q４

理事について
ア）理事は何人ですか
イ）理事の任期は何年ですか
ウ）学外常勤理事（現に当該学校法人の教職員でない者）を
　　任用していますか

■　理事の数は、5 人～10 人とする学校法人が 20（80%）で、11 人～15 人が（20%）となっています。

■　理事の任期は、4 年が（58%）、3 年が（25%）、2 年が（17%）となっています。

■　学外常勤理事の任用については、多数（76%）の学校法人で任用しておりません。任用している学校法人は（24%）です。

*参考文献③　役員（理事・監事）の任期について規定のあるもの 99.8%うち任期 4 年 59%、3 年 27.2%、2 年 10.4%、 1 年 0.0%、その他 3.4%

*参考文献④　学校法人には役員として理事 5 人以上及び監事 2 人以上を置かなければならない（私立学校法 35 条）。
改正私立学校法で「理事の定数、任期、選任及び解任の手続きについては各学校法人の寄附行為で定める（同 30 条）」となりましたので、理事数、任期、選任、解任手続きなどにつき寄附行為の定めにより現在とは異なったものになります。
又、学外常勤理事の任用についても義務付けがされましたので異なるものとなります。

ア）理事は何人ですか

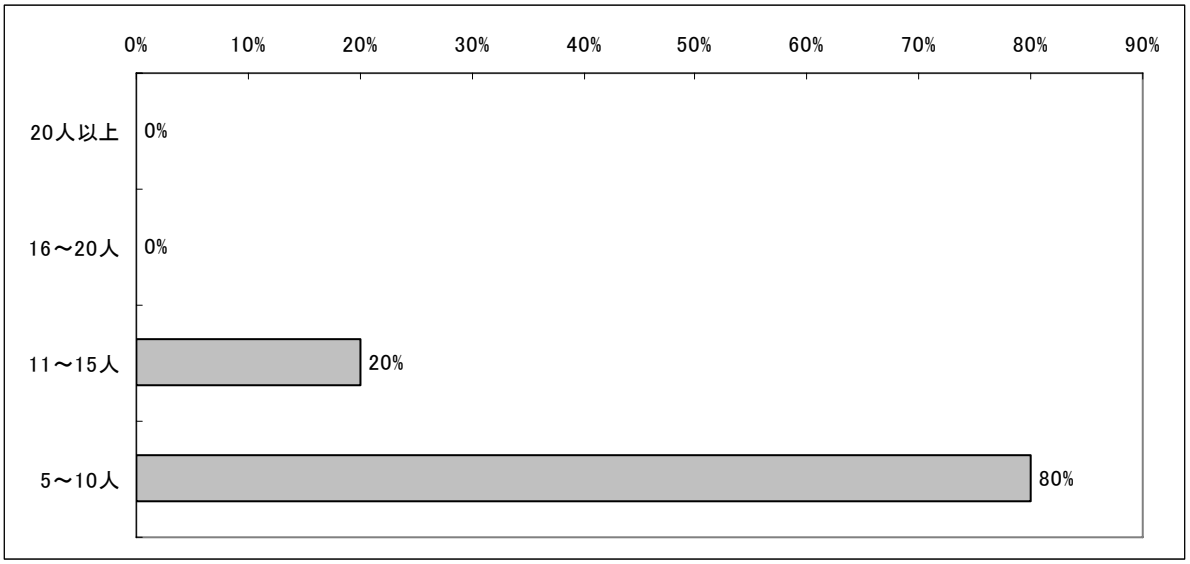

イ）理事の任期は何年ですか

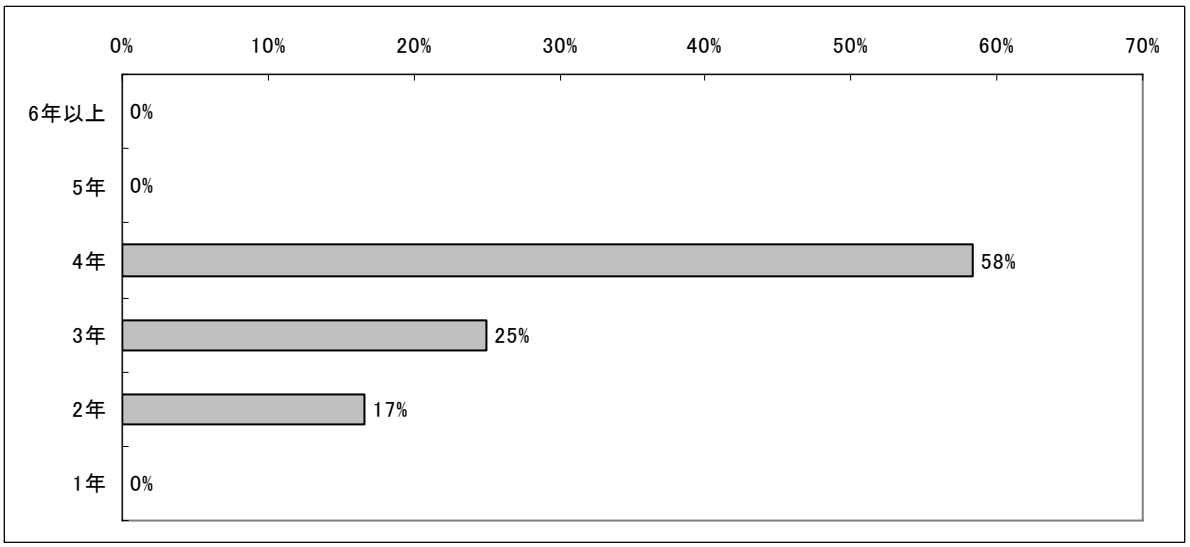

ウ）学外常勤理事（現に当該学校法人の教職員でない者）を任用していますか

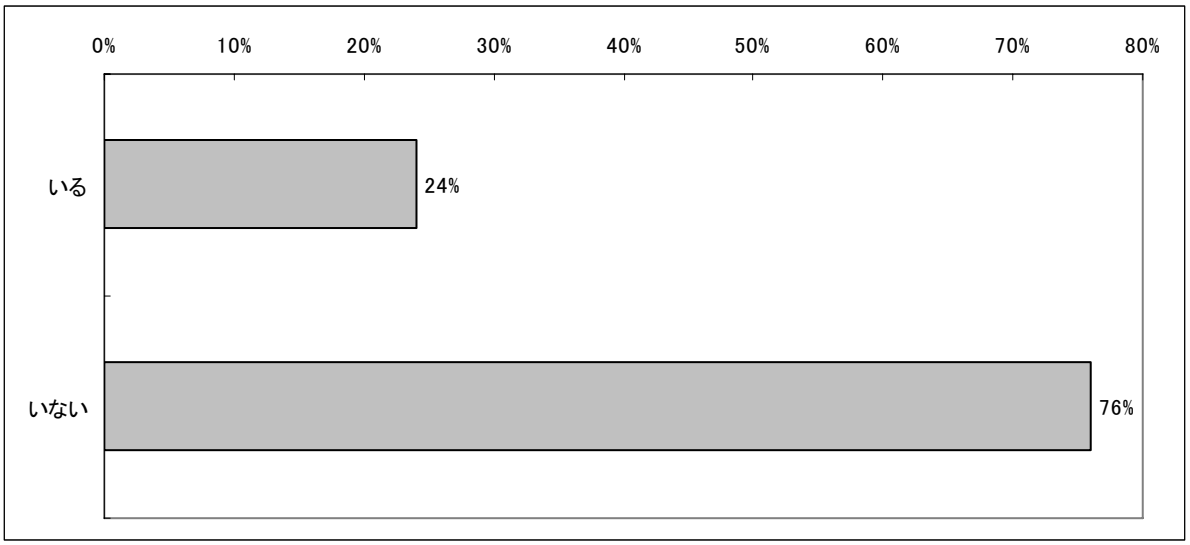

※　学外常勤理事を任用している場合は何人ですか

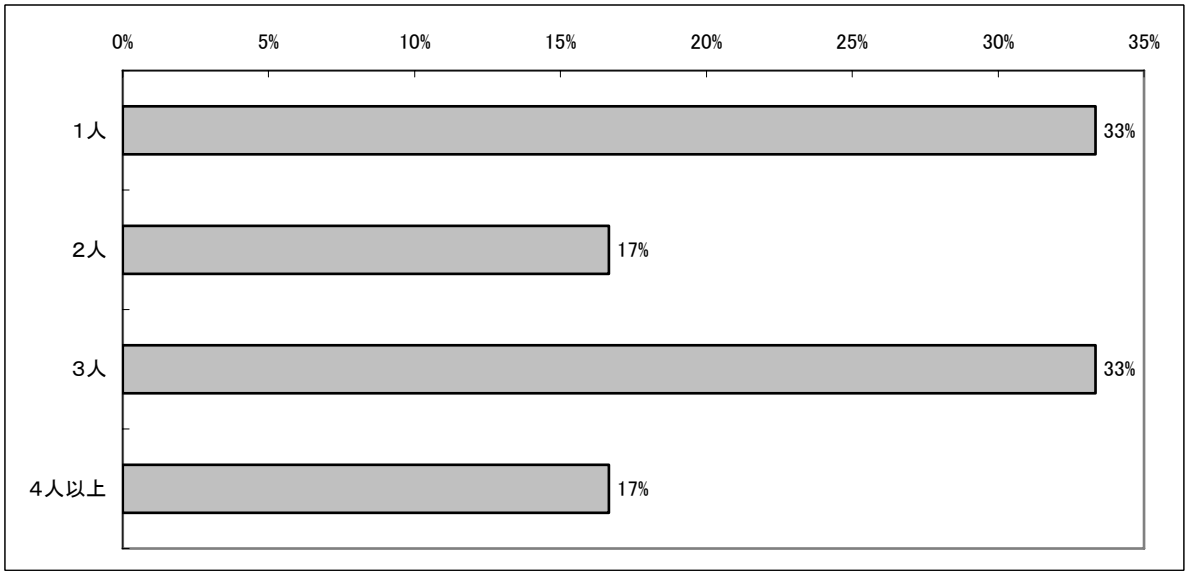

Ｑ５

理事の選任について、選任方法及び各理事の人数をお書き下さい
ア）学長（校長）理事
イ）評議員のうちから選任された理事
ウ）学識経験者理事
　ⅰ）選任対象
　ⅱ）選任方法

■　学長（校長）理事

学長（校長）理事人数は、2 人とする学校法人が 11（52%）で最多となっています。

選任方法は、学長（校長）全員が理事になる学校法人が過半数（52%）で、1 人又は一部の学長（校長）が理事になるものは（38%）となっています。

*参考文献③　1 人又は 1 部の校長が理事となるもの・・・72.6%
校長全員が理事となるもの・・・27.4%

■　評議員理事

評議員理事人数は、4 人以上である学校法人が 11（46%）で最多となっています。

選任方法は、評議員の互選による者が理事になる学校法人が半数近く（46%）、評議員会で選挙された者（33%）、寄附行為で選任権者を定めるものは（8%）となっています。

*参考文献③　評議員の互選によるもの・・・55.5%、
評議員会で選挙するもの・・・32.1%
寄附行為で選任権者を定めるもの・・・20.5%
寄附行為で選任基準を定めるもの・・・9.0%

■　学識経験者理事

学識経験者理事人数は、3 人とする学校法人が 9（38%）で最多となっています。選任の対象は、学識経験者を選任対象とする学校法人が 23（96%）で最多となっています。選任の方法は、理事会で選挙するもの（38%）、理事の選任とするもの（38%）となっています。

（※ 選任の対象、選任の方法については複数回答を各々1 法人としてカウントしております。）

ア）学長（校長）理事

項　　目	１人		２人		３人		４人以上		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
学長（校長）全員が理事になる	2	18%	7	64%	2	18%	0	0%	11	100%
１人又は一部の学長（校長）が理事になる	2	25%	3	38%	3	37%	0	0%	8	100%
そ　の　他	0	0%	1	50%	1	50%	0	0%	2	100%
計	**4**	**19%**	**11**	**52%**	**6**	**29%**	**0**	**0%**	**21**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫

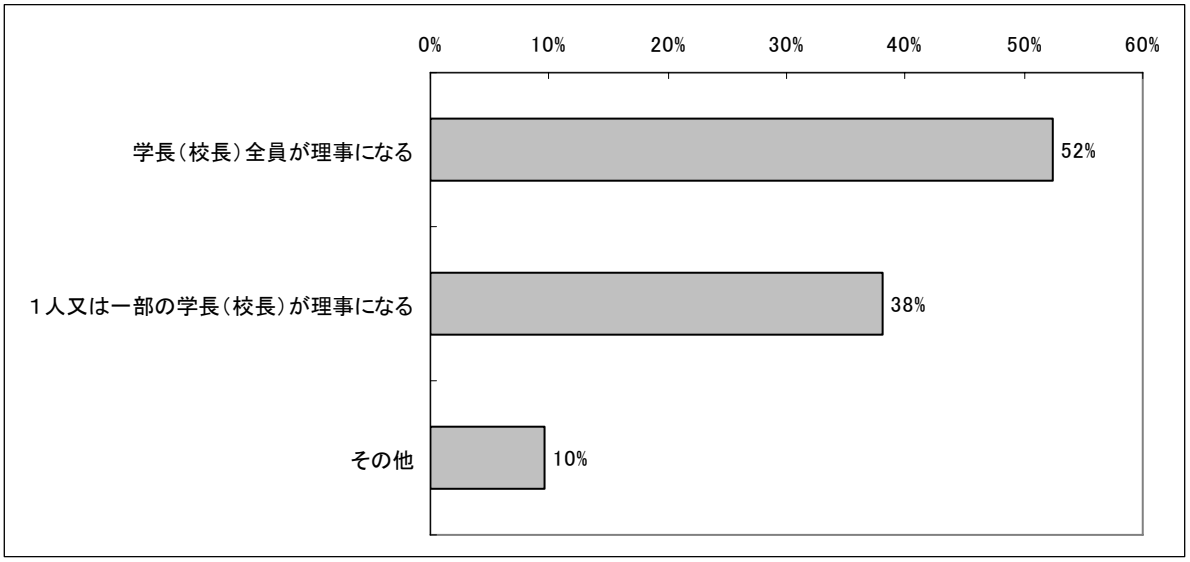

≪ 人数別グラフ ≫

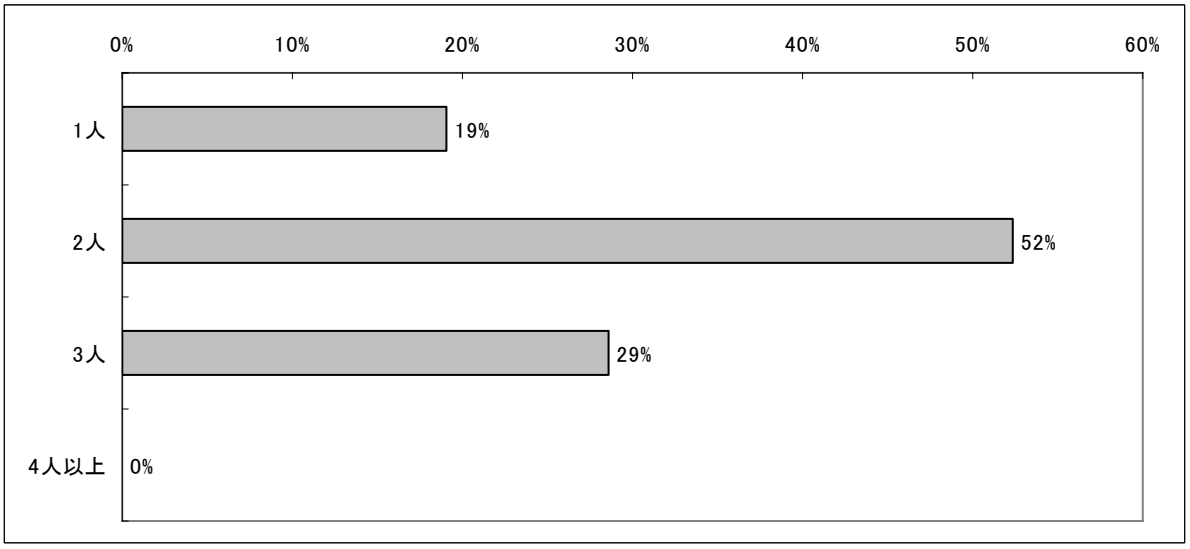

イ）評議員のうちから選任された理事

項　　目	１人		２人		３人		４人以上		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
評議員会で選挙された者	0	0%	3	38%	2	25%	3	37%	8	100%
評議員の互選による者	1	9%	4	36%	2	19%	4	36%	11	100%
寄附行為で選任権者を定める	0	0%	0	0%	0	0%	2	100%	2	100%
寄附行為で選任基準を定める	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%	1	100%
そ　の　他	0	0%	0	0%	1	50%	1	50%	2	100%
計	**1**	**4%**	**7**	**29%**	**5**	**21%**	**11**	**46%**	**24**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫

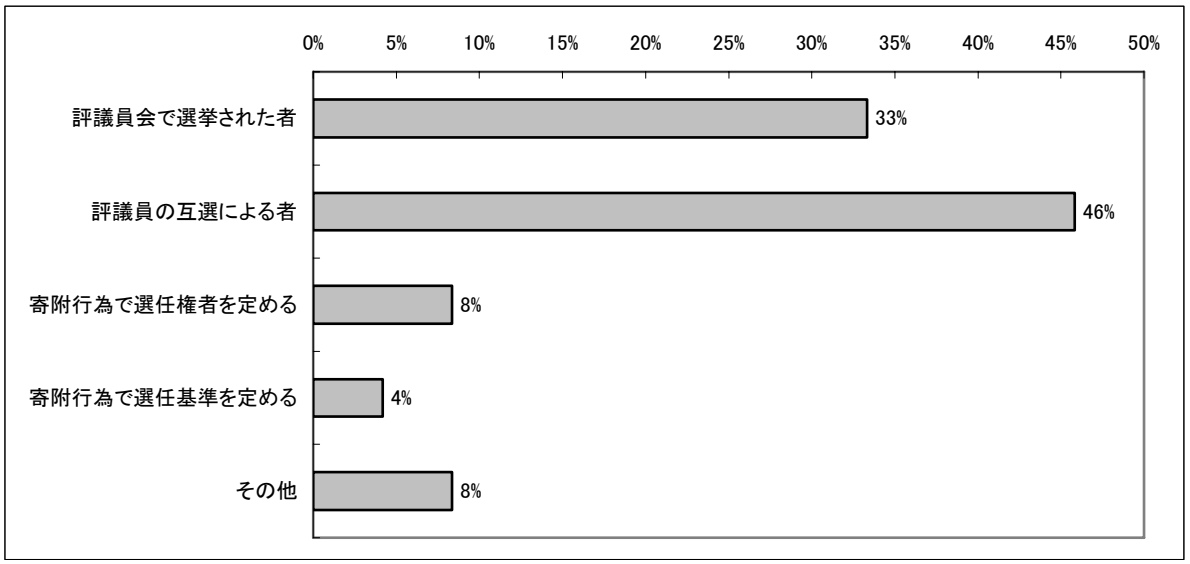

≪ 人数別グラフ ≫

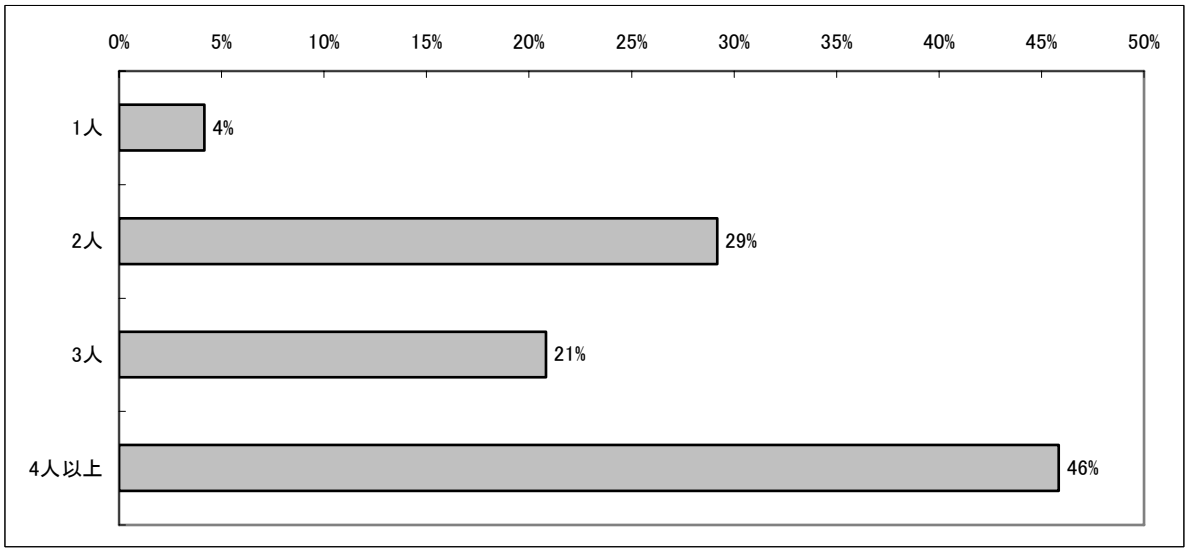

ウ）学識経験者理事

項　　目		理事会で選挙	理事で選任	評議員会で選ぶ	評議員会の推薦した者のうちより理事会が決定	理事会の議を経て理事長の指定する者	寄附行為で基準を定め自動的に理事となる	その他	計
1人	法人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
2人	法人数	2	2	0	0	0	0	0	4
	構成比	50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
3人	法人数	3	2	1	0	3	0	0	9
	構成比	33%	22%	11%	0%	33%	0%	0%	100%
4人	法人数	1	3	1	0	0	0	0	5
	構成比	20%	60%	20%	0%	0%	0%	0%	100%
5人	法人数	3	0	0	0	0	0	1	4
	構成比	75%	0%	0%	0%	0%	0%	25%	100%
6人	法人数	0	1	0	0	0	0	0	1
	構成比	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
7人	法人数	0	1	0	0	0	0	0	1
	構成比	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
8人以上	法人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
計	**法人数**	**9**	**9**	**2**	**0**	**3**	**0**	**1**	**24**
	構成比	**38%**	**38%**	**8%**	**0%**	**13%**	**0%**	**4%**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫　（複数回答可）

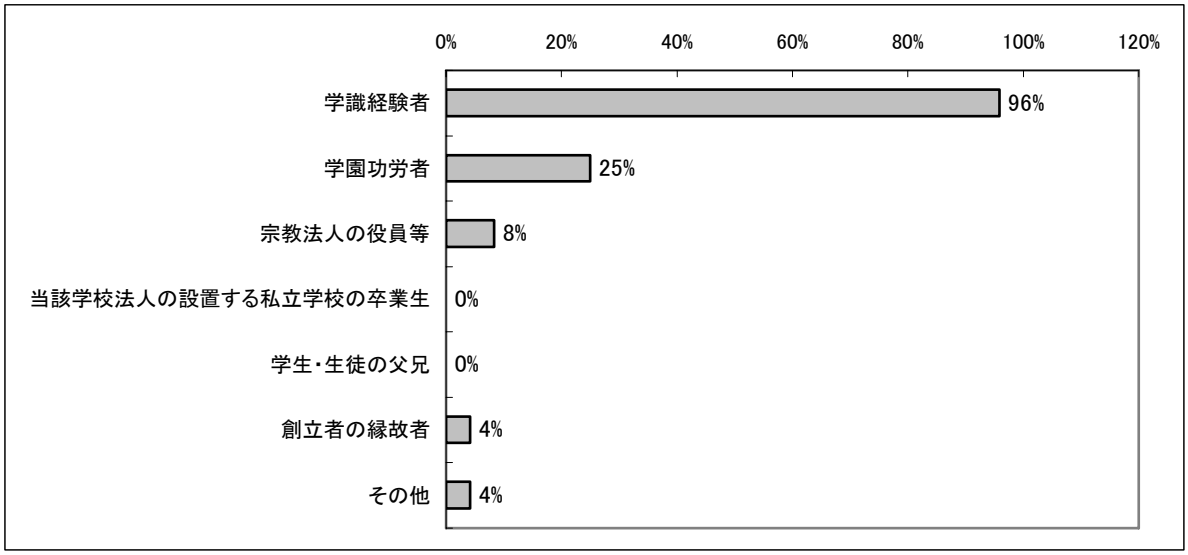

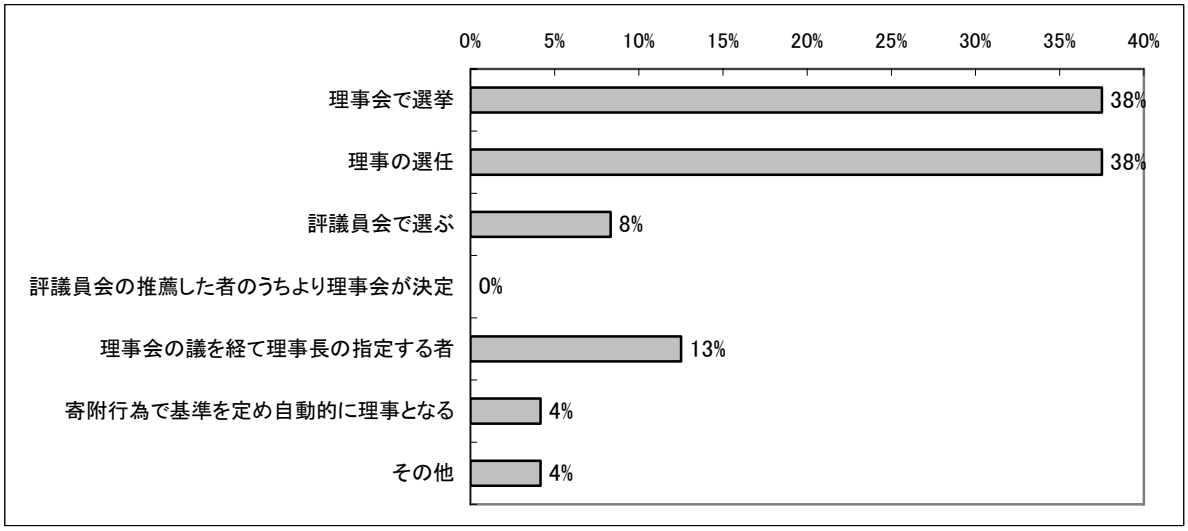

≪ 人数別グラフ ≫

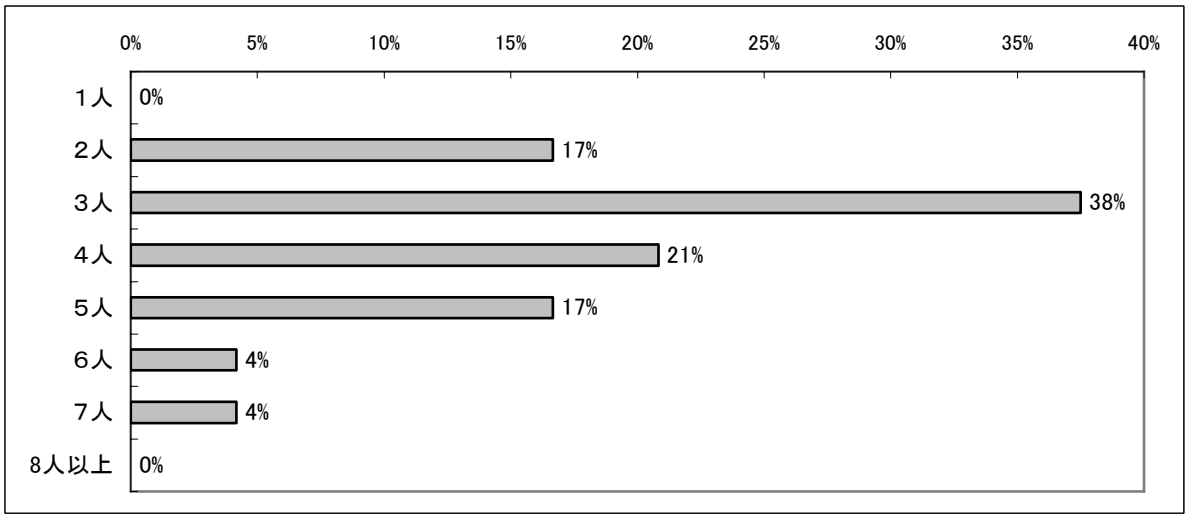

Q６

理事長について
ア）理事長の選任方法について
イ）理事長の任期について

■　理事長の選任方法については、理事の互選による学校法人が多数（68%）で、理事会の選任（28%）となっております。

■　理事長の任期については、規定ありと規定なしの法人が各々（50%）です。又、任期を規定している場合の任期は２年（42%)、４年（33%)、３年（25%）の順となっております。

*参考文献③　理事の互選 63.6%、理事会の選挙 28.5%、その他 7.9%

*参考文献④　理事長に関する規定が改正され、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する。（私立学校法 37 条）
代表権は寄附行為の特段の定めのない限り理事長のみが代表権をもち、登記簿にも理事長のみを代表権者として記載することになります。

ア）理事長の選任方法について

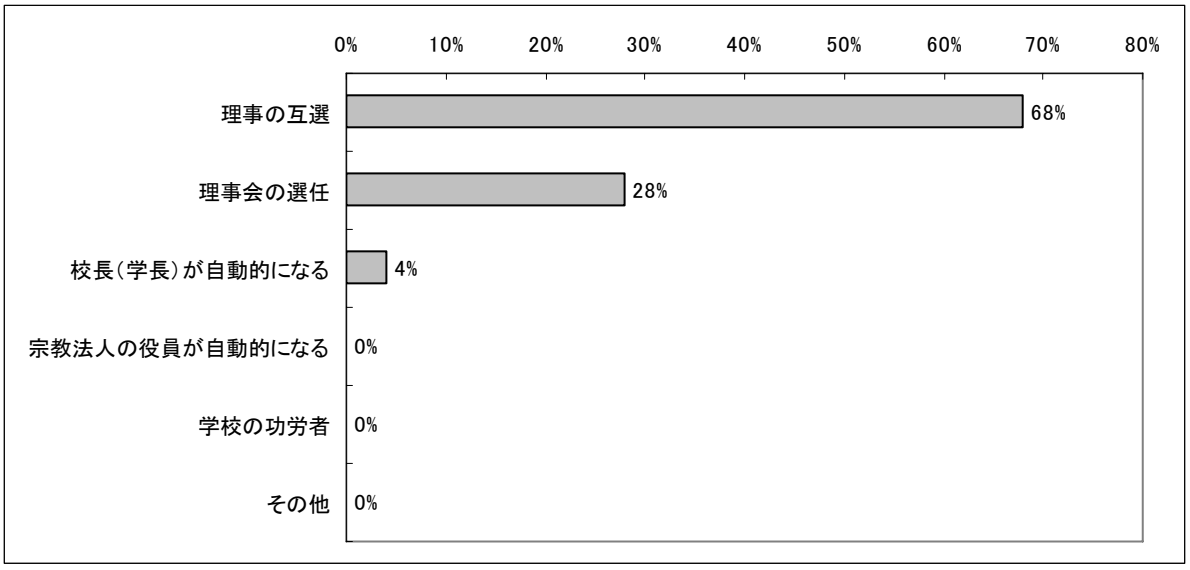

イ）理事長の任期について

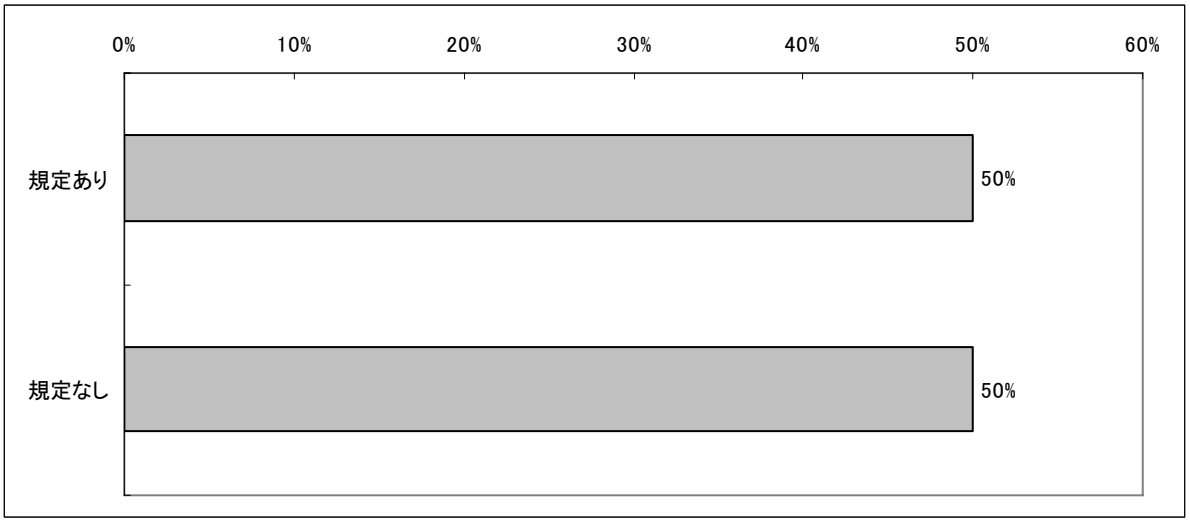

※ 任期がある場合の年数

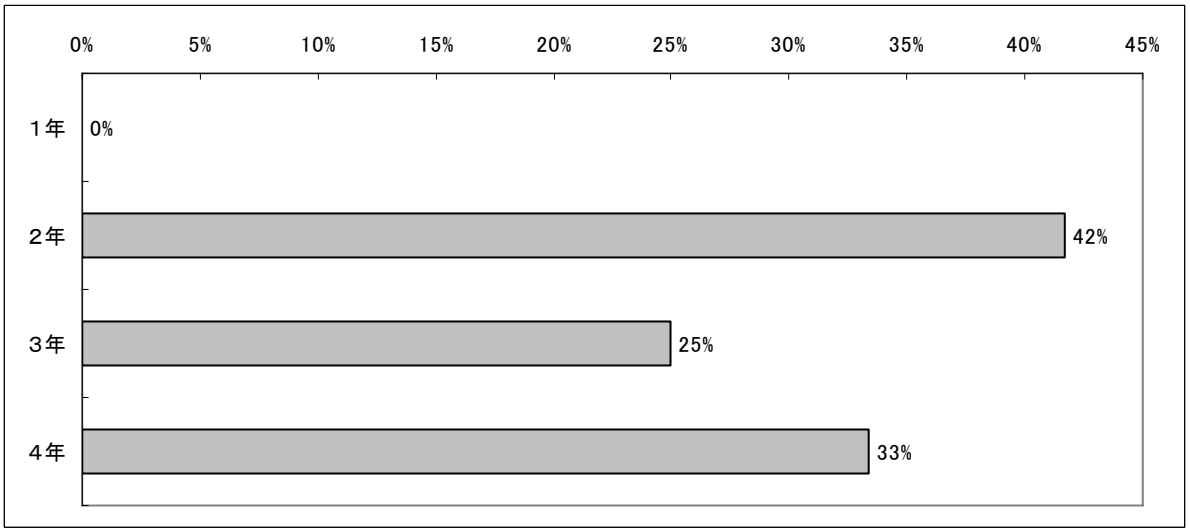

Q７

理事会について
ア）理事会の開催状況について（平成 15 年度）
イ）理事会の議長

■　理事会の開催状況（15 年度）は、6 回以上開催している学校法人が 12（48%）で最多となっております。

■　理事会の議長は、全ての学校法人が理事長となっています。

*参考文献④　理事会については学校法人の業務に関する決定機関として理事会を置く（私立学校法 36 条）と、学校法人の意思決定機関として明記されました。又、理事長が議長になることになりますので現在とは異なってまいります。

ア）理事会の開催状況について（平成 15 年度）

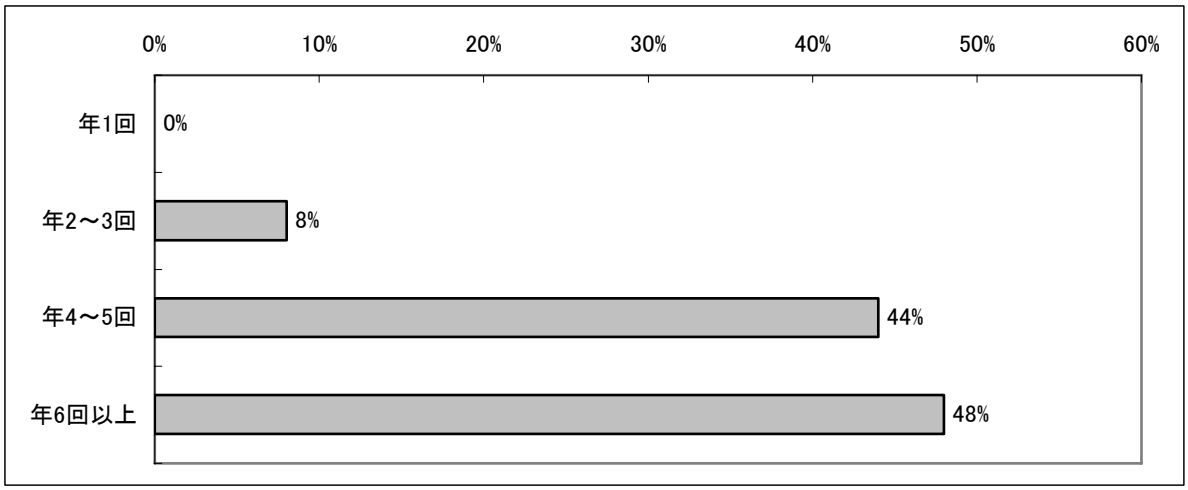

イ）理事会の議長

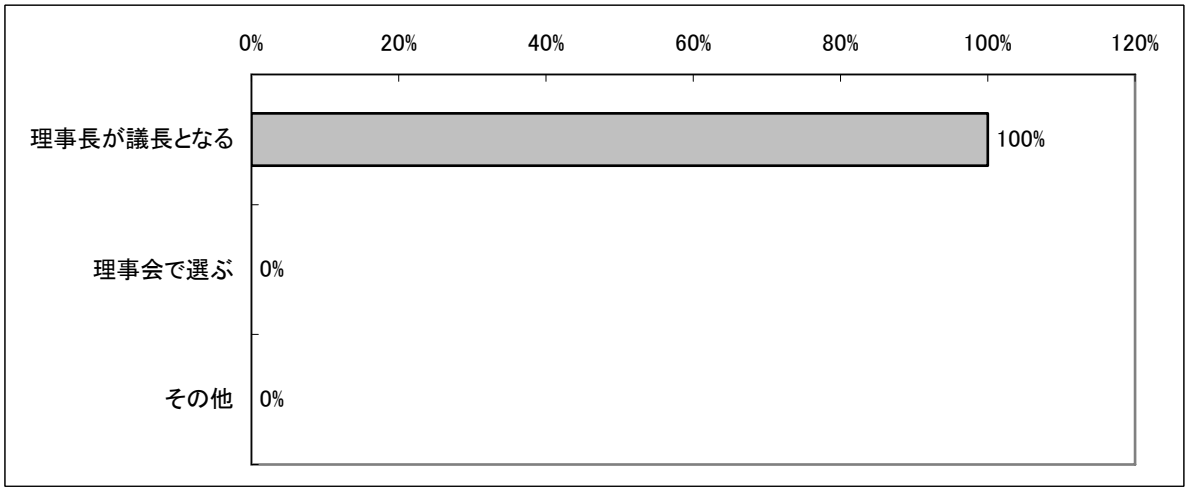

Ｑ８

監事について
ア）監事は何人ですか
イ）監事の任期は何年ですか
ウ）常勤監事を任用していますか
エ）監事の選任方法について

■　監事の人数は、2 人を置く学校法人が大多数（96%）となっています。

■　監事の任期は、4 年とする学校法人が過半数（52%）、3 年又は 2 年とするもの各々（24%）となっております。

■　常勤監事の任用については、全学校法人で任用されていません。

■　監事の選任方法は、理事会で選任する学校法人が過半数（60%）、次いで評議員会で選任（28%）などとなっています。（※ 複数回答可）

*参考文献③　監事の選任方法は　評議員会の意見を聞いて理事会で選任・・・56.6%
評議員会で選任・・・23.5%
理事会で選任・・・17.1%
その他・・・2.8%

*参考文献④　監事は評議員会の同意を得て理事長が選任する、任期、解任手続きについては学校法人の寄附行為により定められる（私立学校法 38 条、30 条）と私立学校法が改正されましたので，寄附行為の定めにより現在とは異なってきます。
又、監事の人数は 2 人以上置くこと、その選任にあたっては現に当該学校法人の役員、又は職員でないものが含まれるようにしなければならない（私立学校法 35 条、38 条）こととなりましたのでこの点についても異なります。

ア）監事は何人ですか

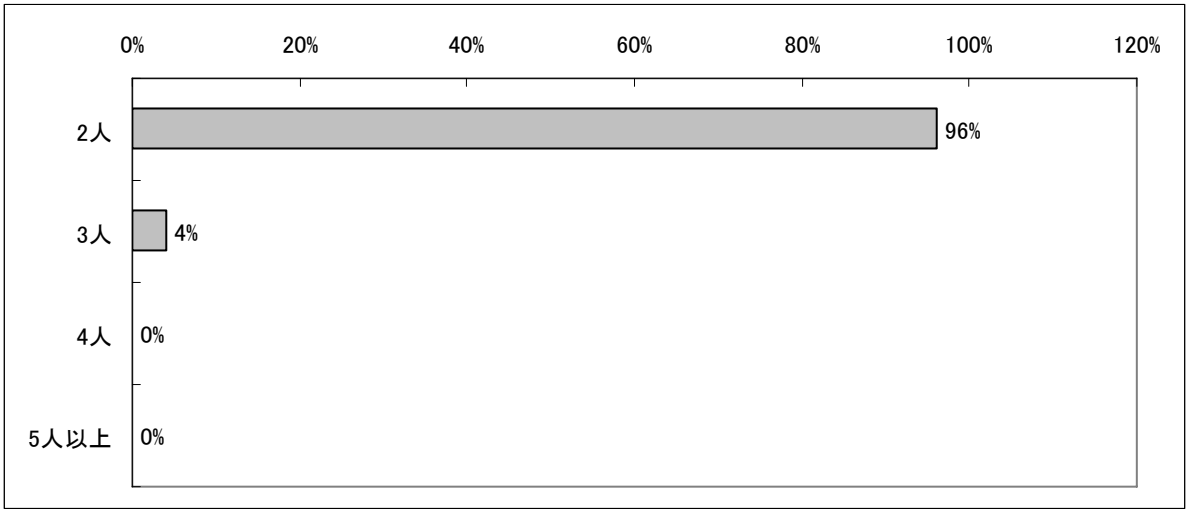

イ）監事の任期は何年ですか

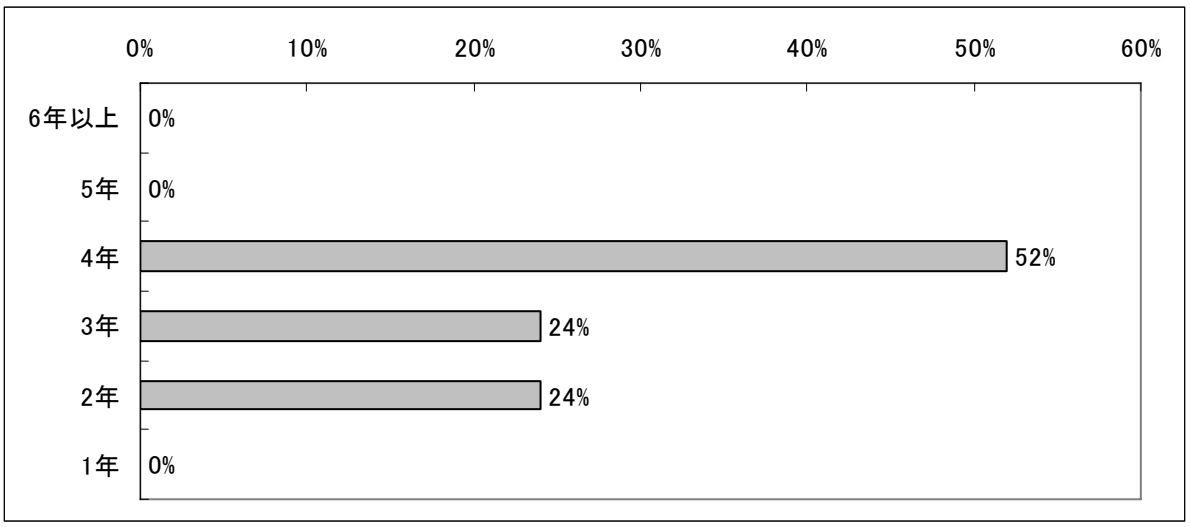

ウ）常勤監事を任用していますか

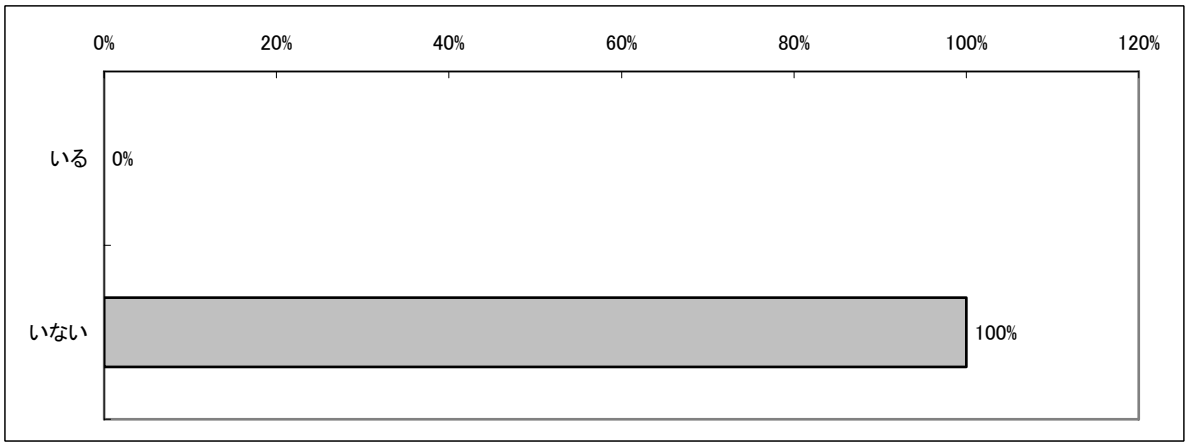

エ）監事の選任方法について　（複数回答可）

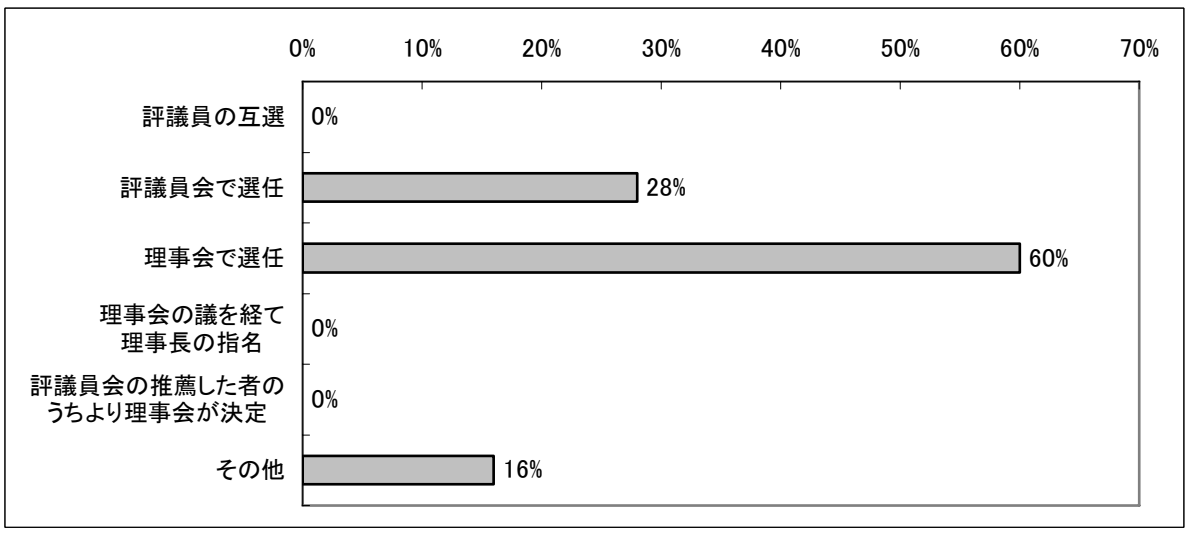

Ｑ９

役員（理事・監事）について
ア）役員解任の規定はありますか
イ）「規定がある」とした方へ、解任の方法について
ウ）役員補充の規定はありますか
エ）役員報酬の規定はありますか

■　役員解任規定がない学校法人が（33%）あります。

■　役員補充規定のない学校法人が（26%）あります。

■　役員報酬規定のない学校法人が（32%）あります。
　なお、役員解任規定がある場合の解任方法は、理事会の議決の外に評議員会にかけるもの（75%）、他は理事会の議決によるとなっています。

*参考文献④　現行の寄附行為に解任手続きなどに関する定めがないものについては、各学校法人の寄附行為により定めなければならない（私立学校法 30 条、附則 3 条）。
このように私立学校法が改正されましたので、現在とは異なってまいります。

ア）役員解任の規定はありますか

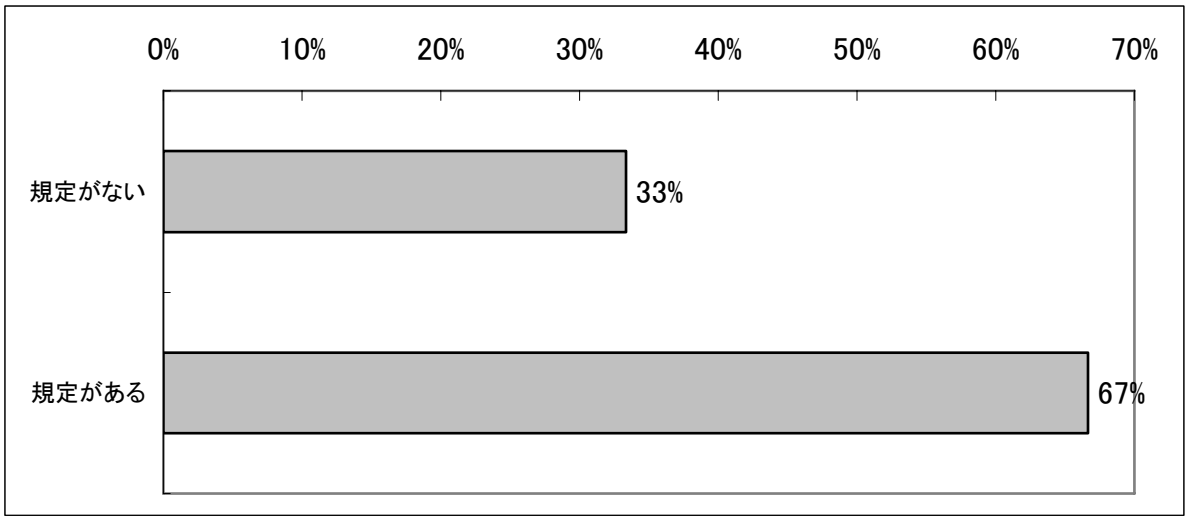

イ）「規定がある」とした方へ、解任の方法について

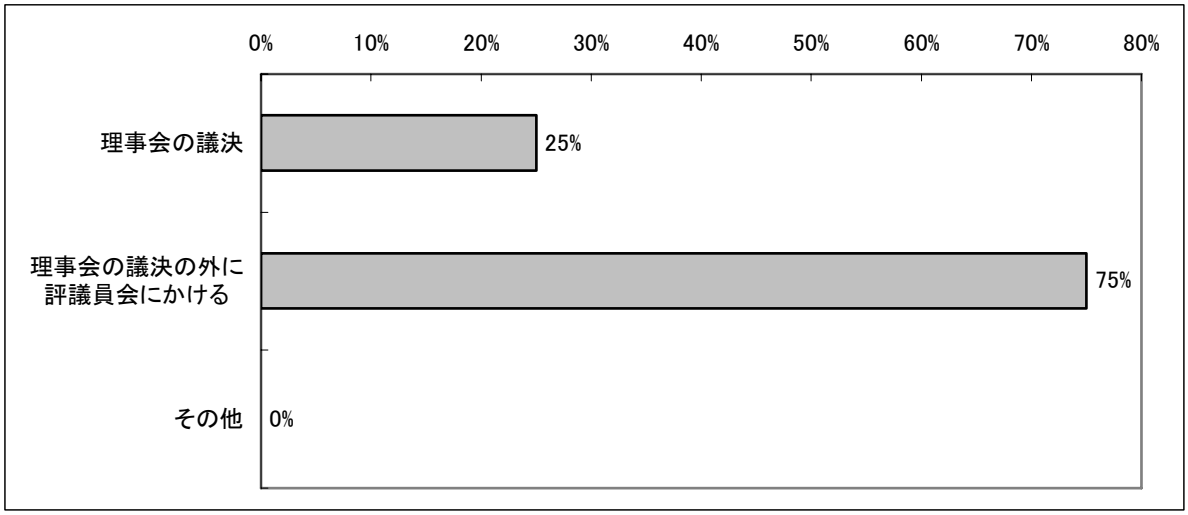

ウ）役員補充の規定はありますか

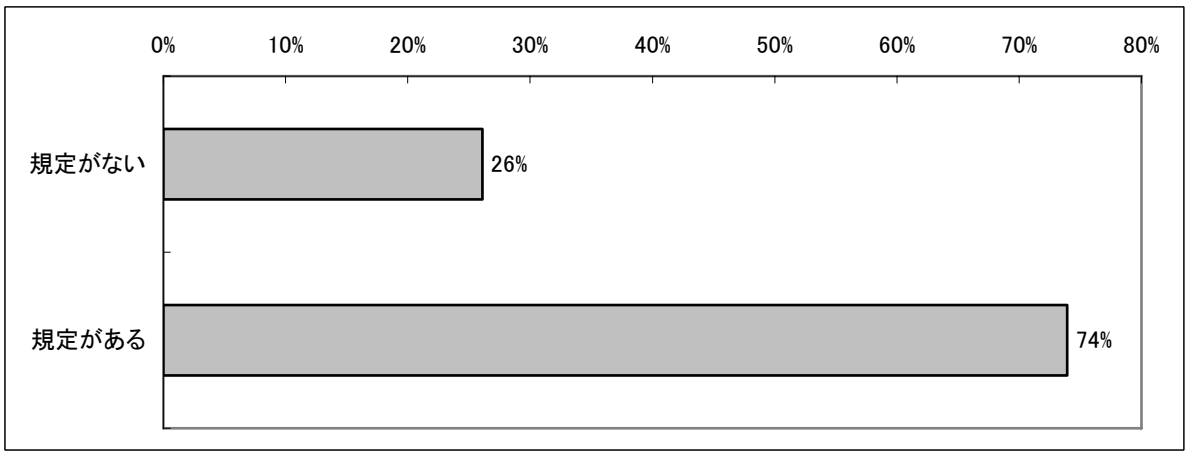

エ）役員報酬の規定はありますか

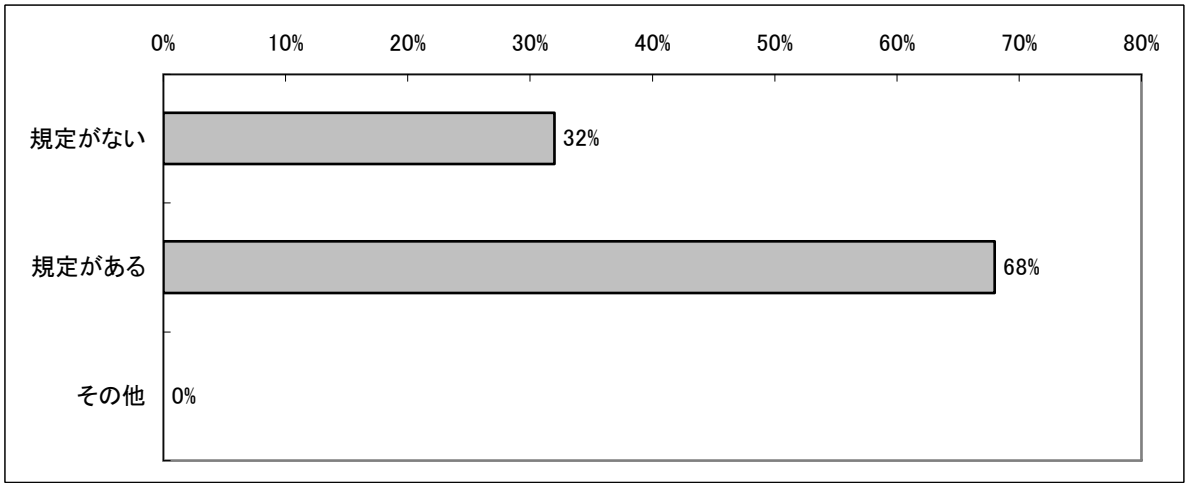

Q10

評議員について

ア）評議員の定数は何人ですか

イ）評議員の任期は何年ですか

ウ）評議員会での審議について

■　評議員の定数は、21 人以上と定めている学校法人は過半数（60%）となっています。

■　任期は、4 年（40%）、3 年（32%）、2 年（28%）の順となっており、1 年未満、その他はありません。

■　評議員会での審議については、審議事項を諮問事項とするもの（96%）、議決事項とするもの（32%）となっており、重要事項については議決を要することとしている事項も多いことが伺われます（※ 複数回答可）。

*参考文献③　評議員の任期は 4 年 47.6%、3 年 30.0%、2 年 21.0%、5 年 1.1%、1 年 0.3%
又、審議事項を諮問事項とするもの 86.3%、議決事項とするもの 13.7%

*参考文献④　評議員会については、原則合議制の諮問機関であることについては今回の改正でも変わりはありません。寄附行為の定め方によっては議決機関とすることも変わりありません（私立学校法 42 条）。

ア）評議員の定数は何人ですか

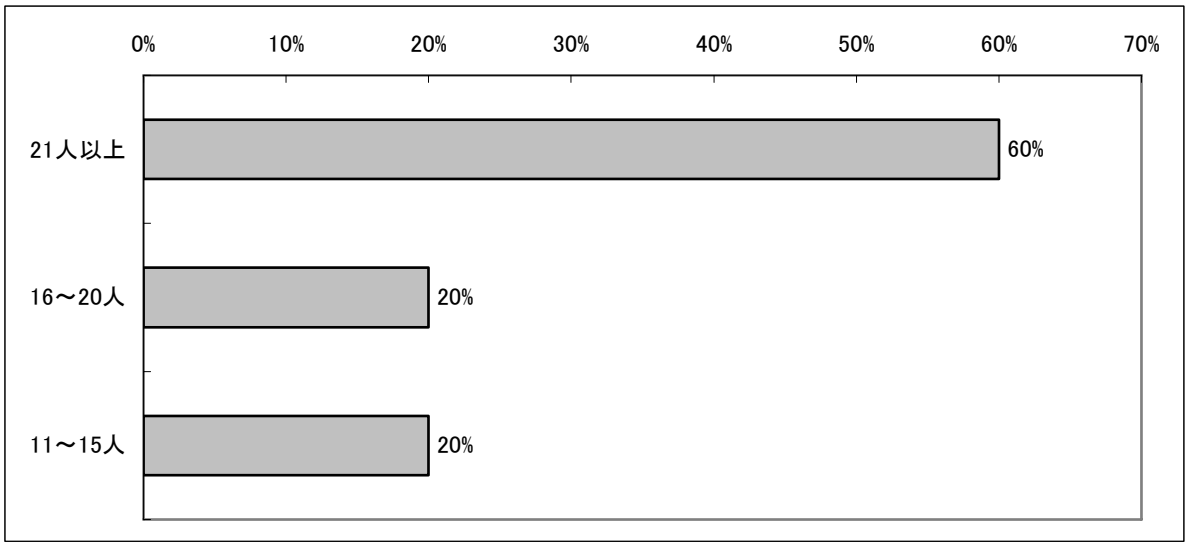

イ）評議員の任期は何年ですか

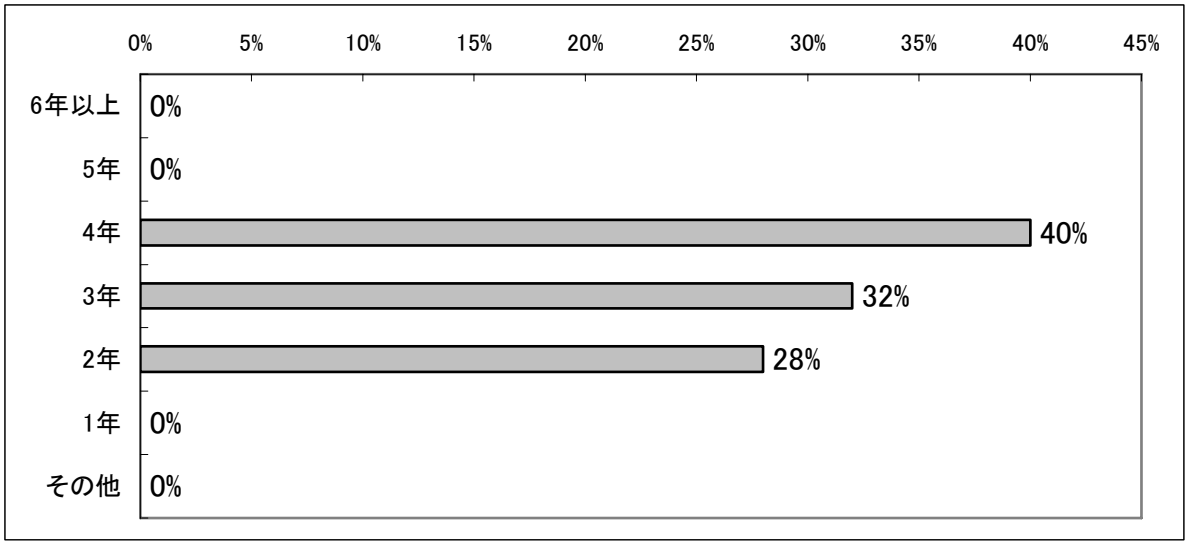

ウ）評議員会での審議について　（複数回答可）

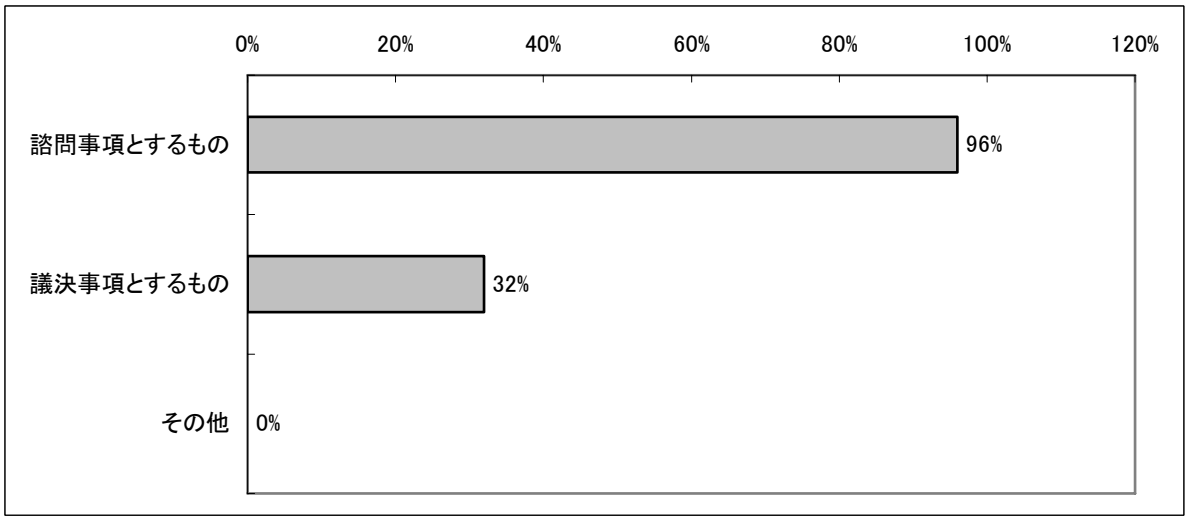

Q11

評議員の選任方法について
ア）学校法人の職員のうちから選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法
イ）学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法
ウ）その他寄附行為の定めるところにより選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法

■「学校法人の職員のうちから選任された者」

選任の対象を、職員とだけ規定する学校法人は 19（76%）で最多です。

選任の方法は、理事会の選ぶもの（72%）、評議員会で選ぶもの（20%）、寄附行為で資格を定め自動的に評議員になるもの（12%）の順となっております。（※ 複数回答可）

*参考文献③　理事会で選ぶもの 78.7%、評議員会で選ぶもの 9.7%

■「学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者」

選任の対象を、卒業生で 25 歳以上の者とする学校法人は多数（88%）です。

選任の方法は、理事会の選ぶもの（92%）、評議員会で選ぶもの（4%）の順となっております。（※ 複数回答可）

*参考文献③　理事会で選ぶもの 73.7%、評議員会で選ぶもの 9.4%、互選、同窓会の選任、職員、同窓会長の推薦によるもの 11.7%、その他 5.2%

■「その他寄附行為の定めるところにより選任された者」

選任の対象を、学識経験者とする学校法人は（88%）、理事とするもの（28%）、功労者とするもの（20%）などの順となっております。

選任の方法は、理事会が選ぶもの（84%）、寄附行為で資格を定め自動的に評議員になるもの（16%）などとなっております。（※ 複数回答可）

ア）学校法人の職員のうちから選任された者

ｉ）選任の対象　（複数回答可）

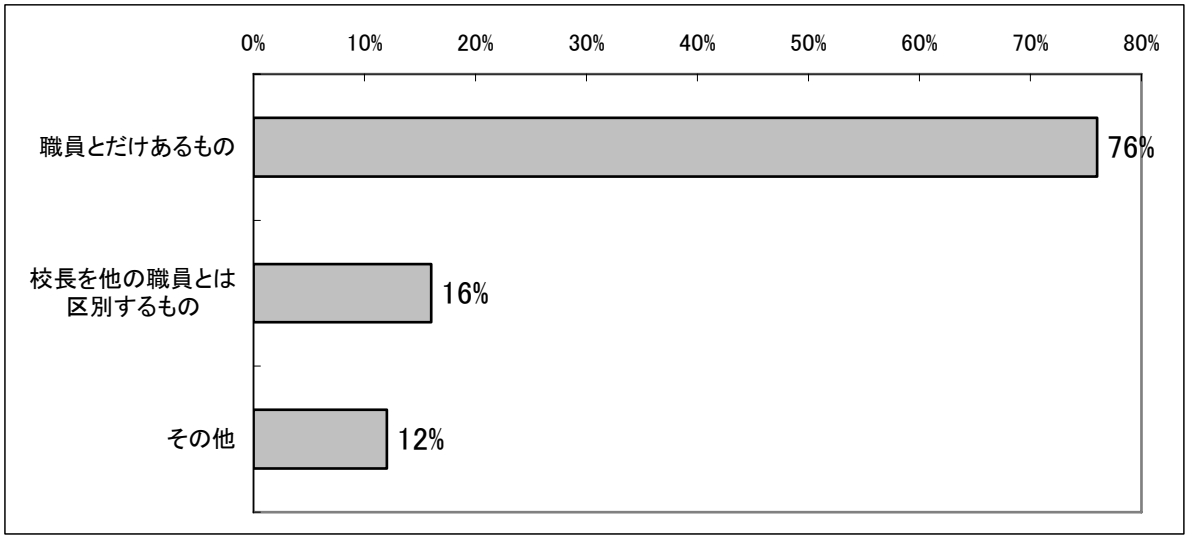

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

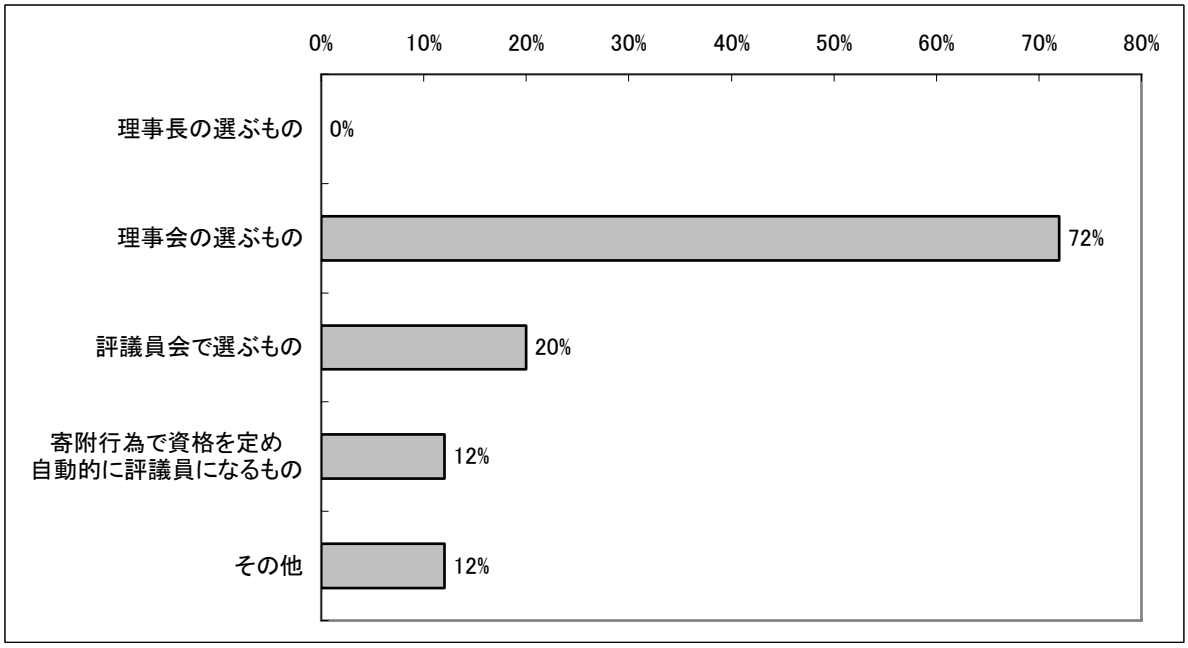

イ）学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者

ⅰ）選任の対象

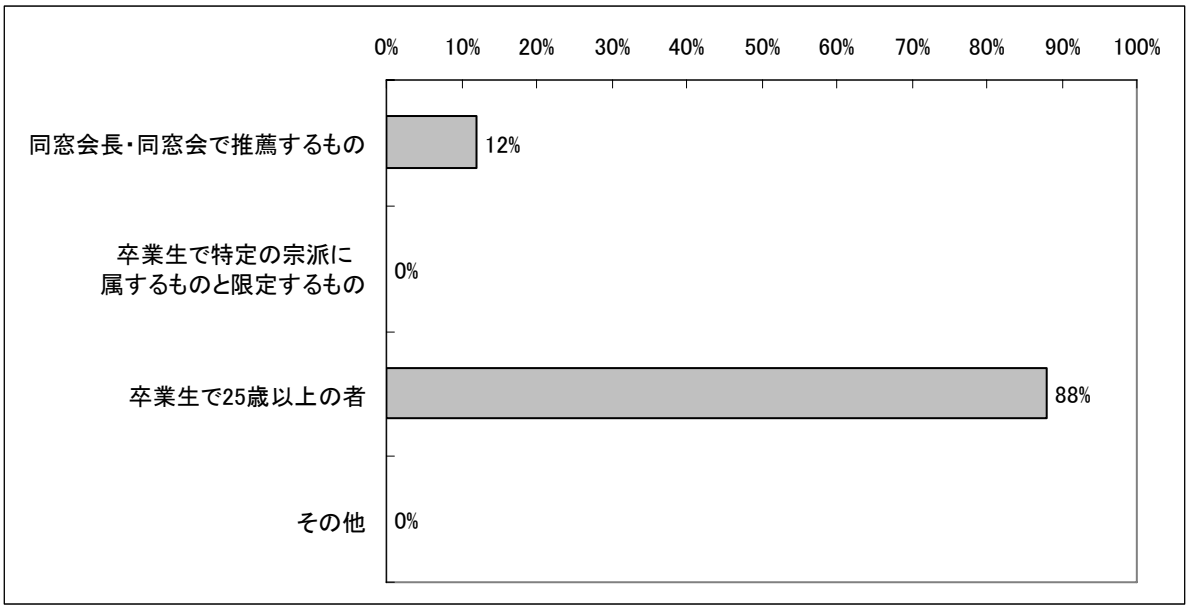

ⅱ）選任の方法

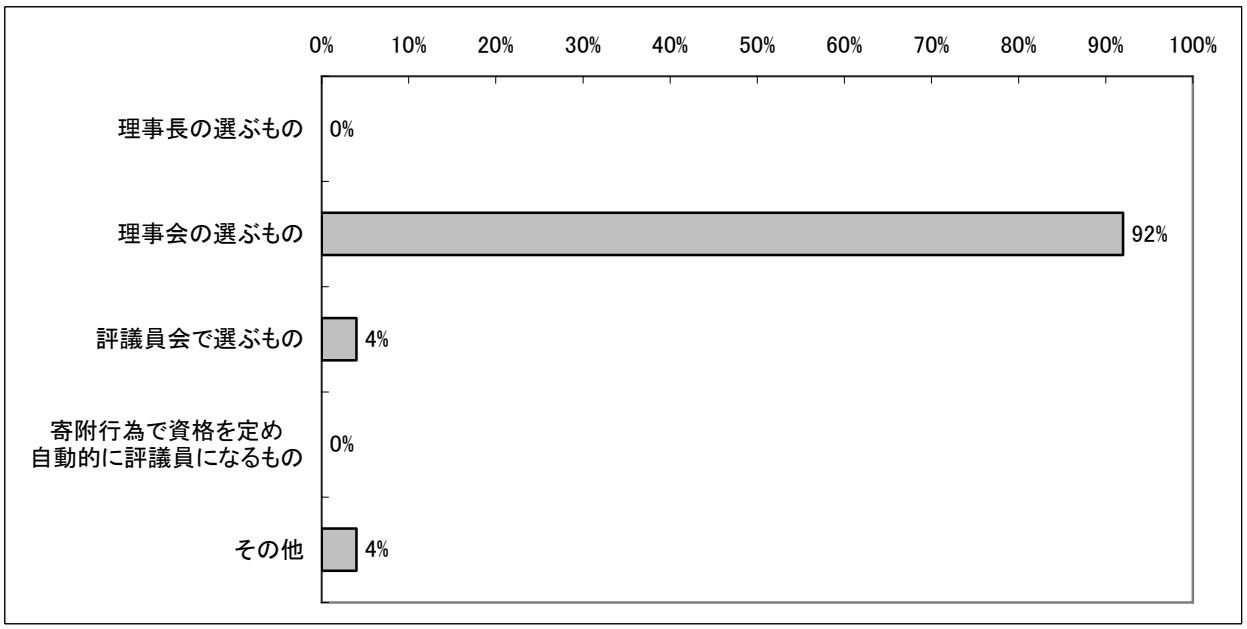

ウ）その他寄附行為の定めるところにより選任された者

ⅰ）選任の対象（複数回答可）

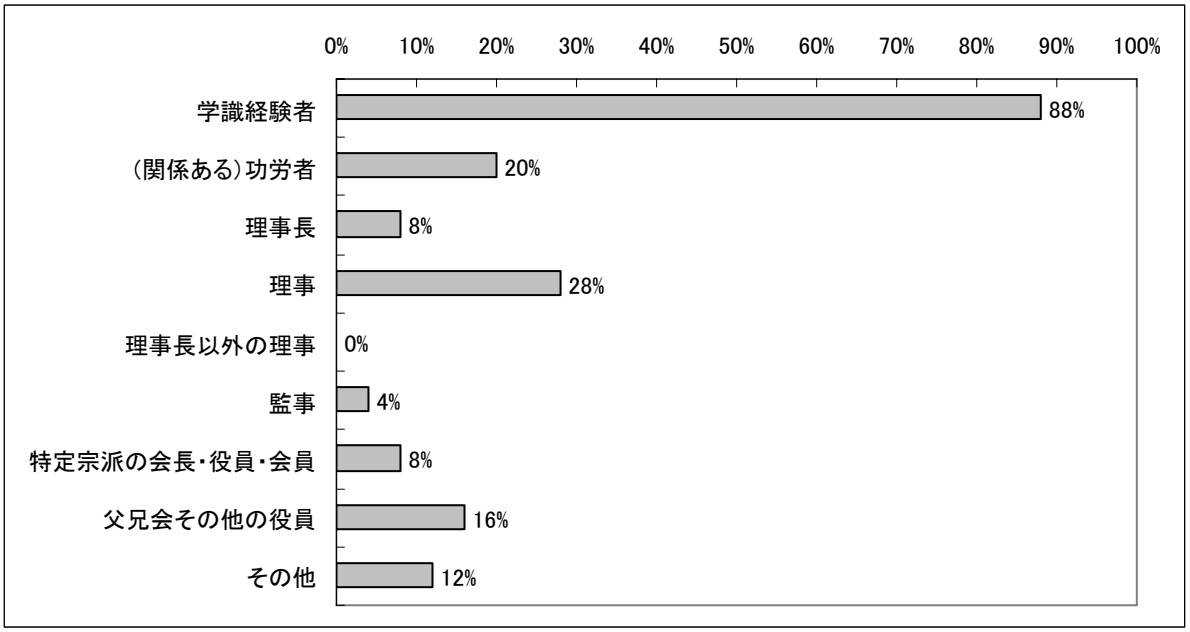

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

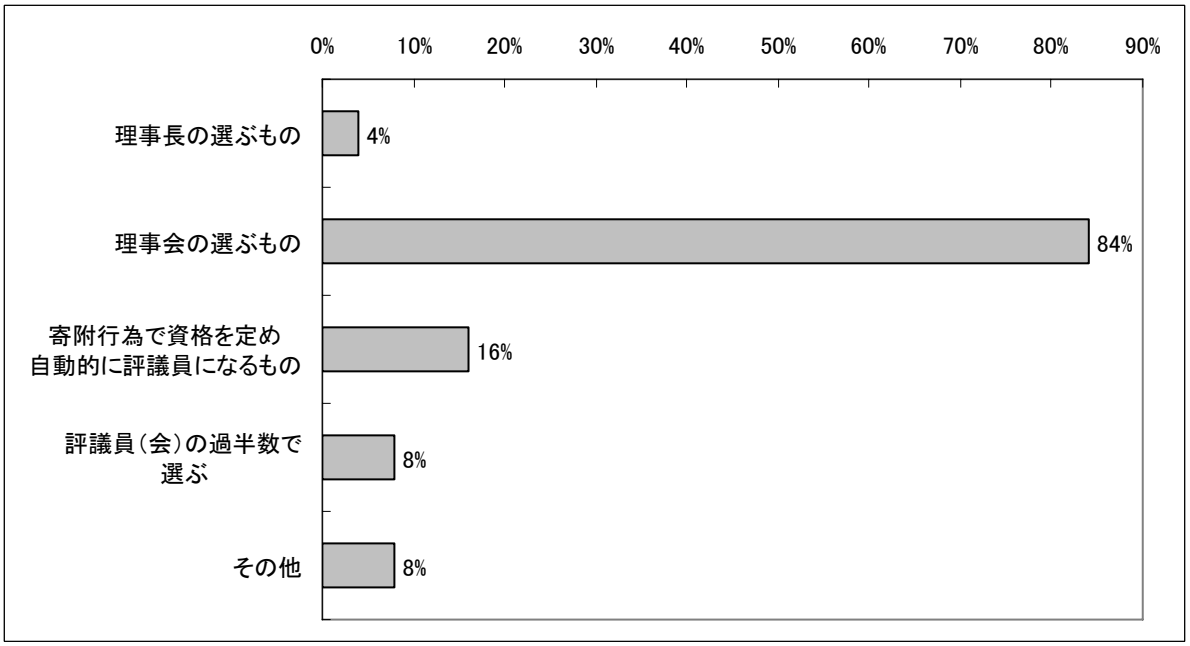

Q12

教授会について
ア）教授会の設置形態について
イ）教授会の構成メンバーについて
ウ）教授会への学長の出席について
エ）教授会への事務職員の出席について
オ）理事会で決定した事項が、教授会の反対により実行できないことがありますか
カ）教授会の反対により実行できない事項はどのようなものですか

■　教授会の設置形態は、全学部を通じてのいわゆる「合同教授会」のみの学校法人が 18（72%）で最多です。

■　教授会の構成員は、教授、助教授、講師を構成員とするもの 12（48%）で最多です。

■　教授会への学長の出席については、全学校法人が教授会の全てに出席するとしています。

■　教授会への事務職員の出席については、必ず出席するもの 15（60%）で最多です。

≪ 理事会との関係について ≫

■　理事会で決定したことが教授会の反対により実行できないことがあるもの（9%）、反対があっても実行する（39%）、その他（52%）（事例はないという回答が多い）となっております。

*参考文献②　平成 15 年度、実行できないことがある場合の割合 5.9%、反対があっても実行するは 82.9%

■　教授会の反対により実行できない事項は、
人事・組織変更に関すること、教育課程（改組・新増設等）に関すること、その他各々（33%）となっております。その他は具体の記載はありません。

*参考文献②　平成 15 年度、教育課程に関すること 77.8%、組織変更に関すること 55.6%、定員に関すること 44.4%

*参考文献④　なお、今回の改正により学校法人の業務は理事会が決定することと明記されましたので、円滑な運営が期待されます（私立学校法 36 条）。

ア）教授会の設置形態について

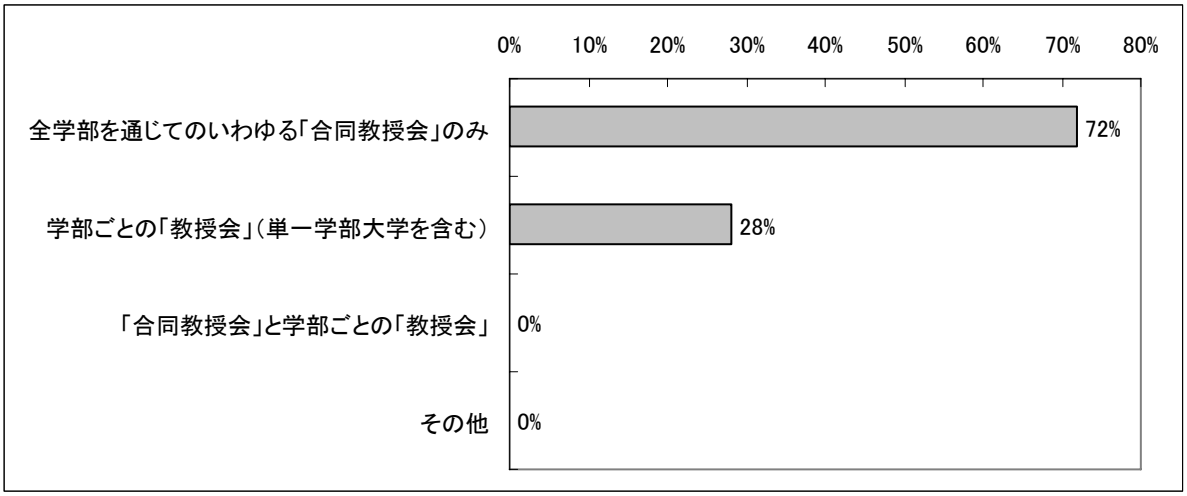

イ）教授会の構成メンバーについて

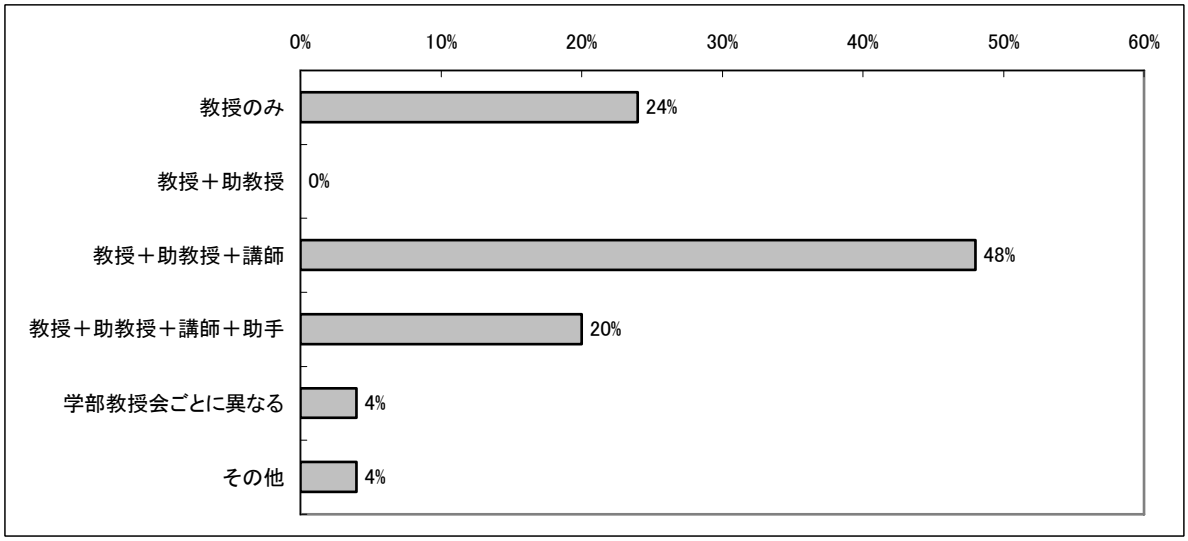

ウ）教授会への学長の出席について

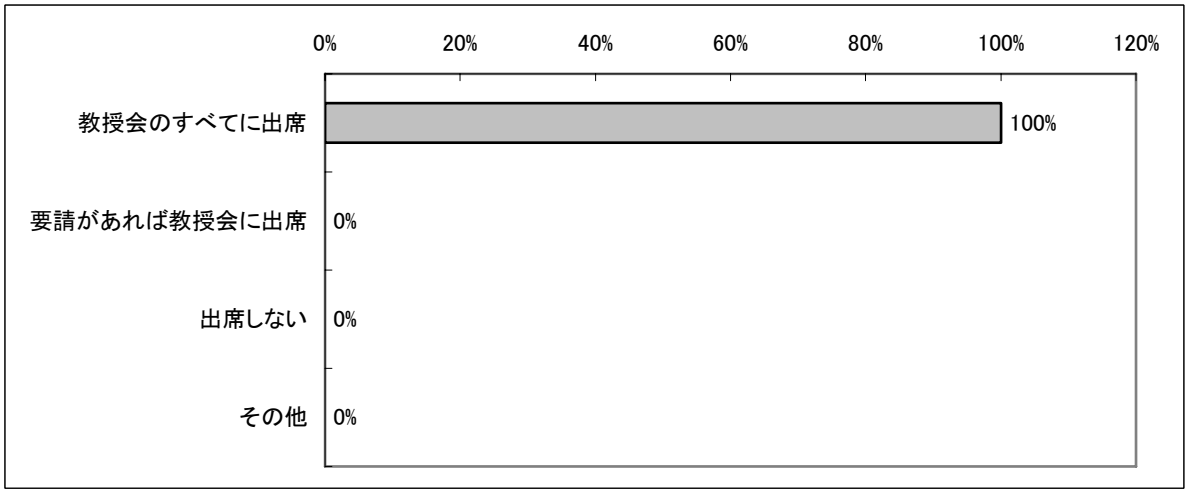

エ）教授会への事務職員の出席について

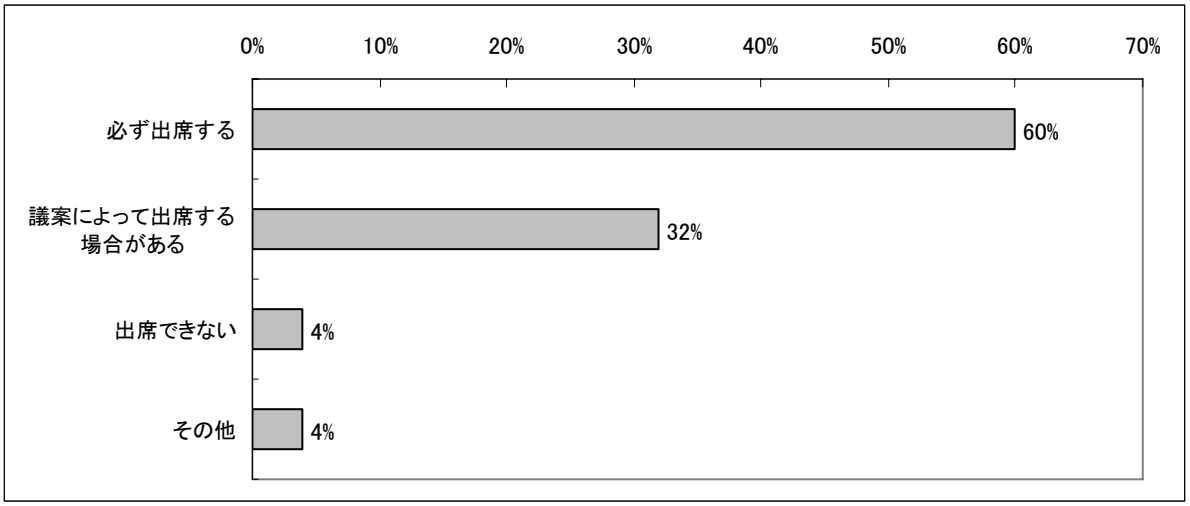

オ）理事会で決定した事項が、教授会の反対により実行できないことがありますか

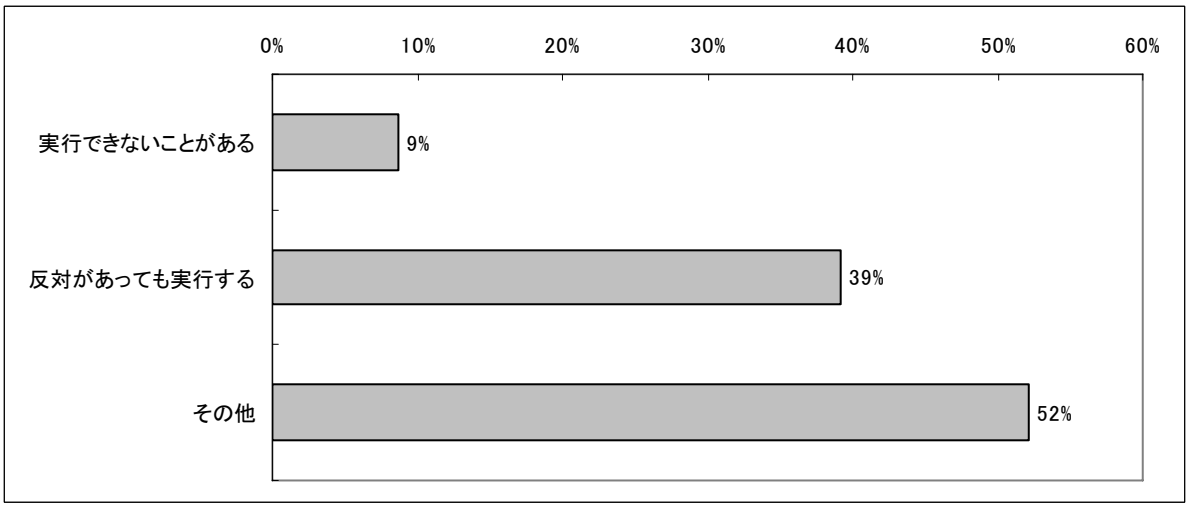

カ）教授会の反対により実行できない事項はどのようなものですか （複数回答可）

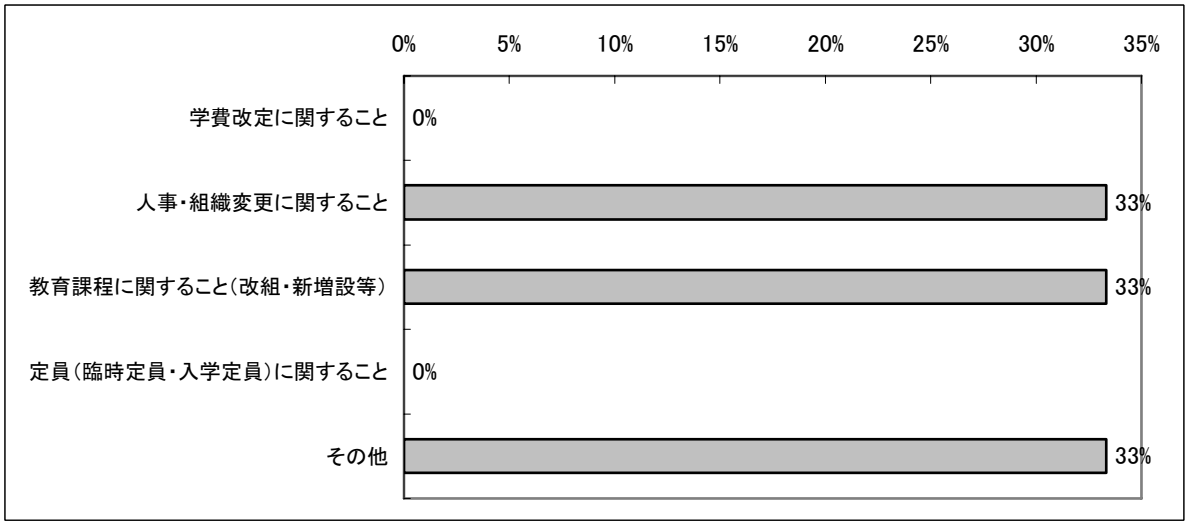

Q13

学長について
ア）学長の選任方法について
イ）選挙、又は選挙された者の中から理事会で決めると答えた方へ、
　　選挙の場合の選挙権者について
ウ）学長の補佐機関について

■　学長の選任方法については、理事会で決めるもの（44%）、その他（28%）、選挙、又は選挙された者の中から理事会で決める（各々16%）、となっています。

■　選挙する場合の選挙権者は、専任教員、専任教員及び事務職員（各々43%）となっています。

■　学長の補佐機関については、副学長を置いているもの 11（44%）、学長補佐を置いている（12%）、設けていない（36%）などで過半数の学校法人は何らかの補佐機関を設けています。

ア）学長の選任方法について　（複数回答可）

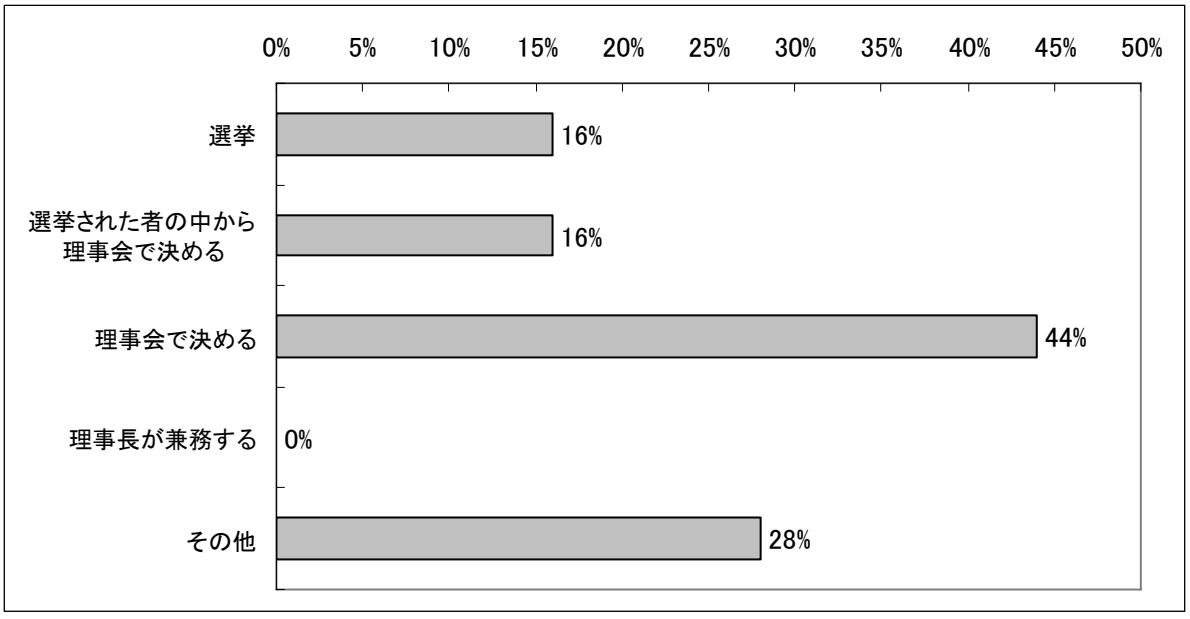

イ）上で選挙、又は選挙された者の中から理事会で決めると答えた方へ、

《 選挙の場合の選挙権者について 》

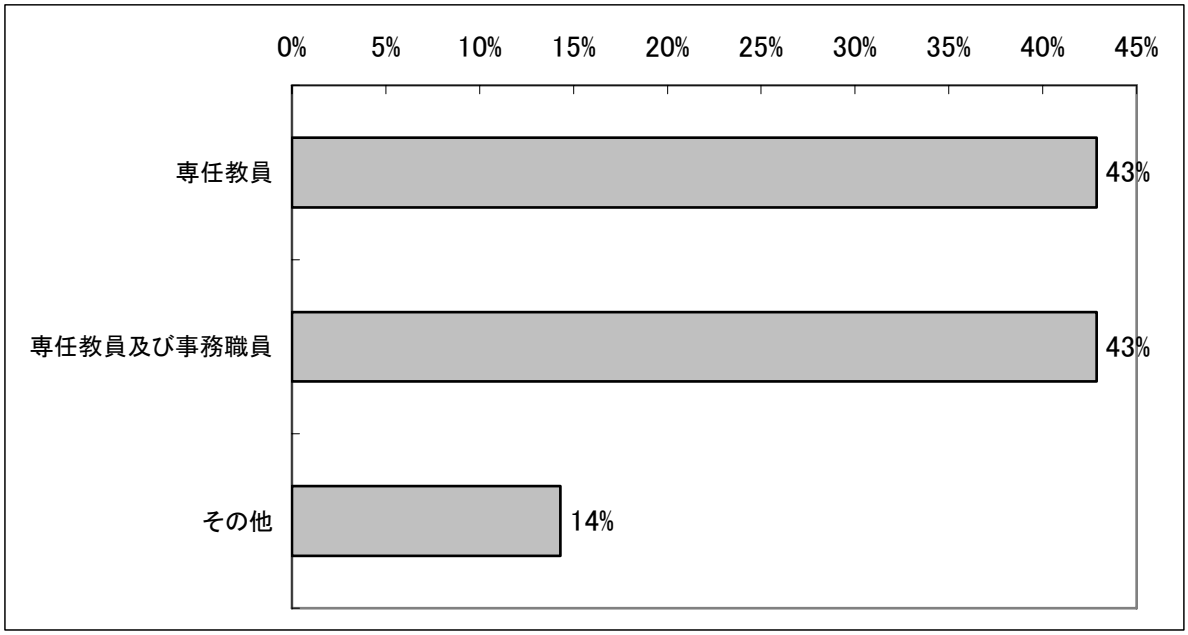

ウ）学長の補佐機関について

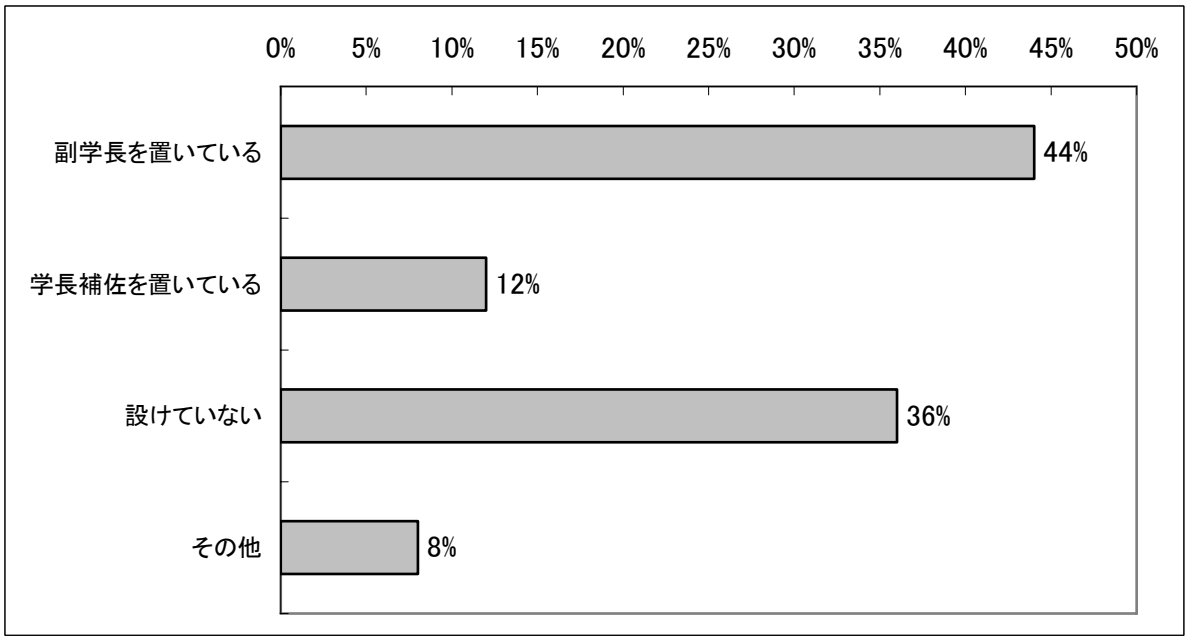

C　人事・労務・賃金関係

Q14

短期大学を設置している場合の系統別区分について
ア）単一学科を設置する場合
イ）複数学科を設置する場合

■　単一学科を設置している学校法人数は、12 法人です。
　学科設置形態でみた場合、その他系学科（75%）、理工系学科　（17%）、文系学科（8%）となっています。

■　複数学科を設置している学校法人数は、14 法人です。
　学科設置形態でみた場合、文他複数学科（64%）、その他複数学科　（29%）となっております。
（※ 重複している学校法人もあるので若干学校法人数は多くなっております。）

ア）単一学科を設置する場合

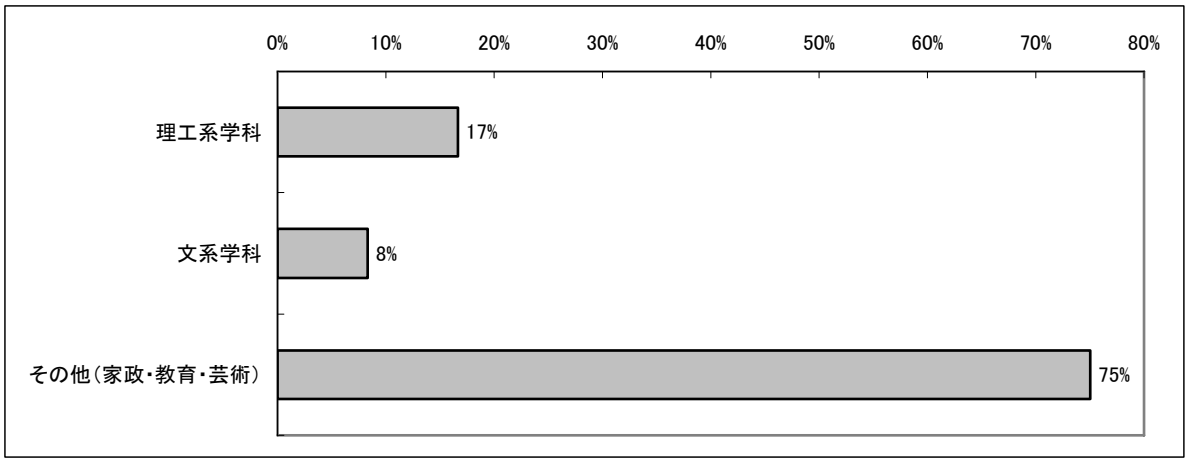

イ）複数学科を設置する場合

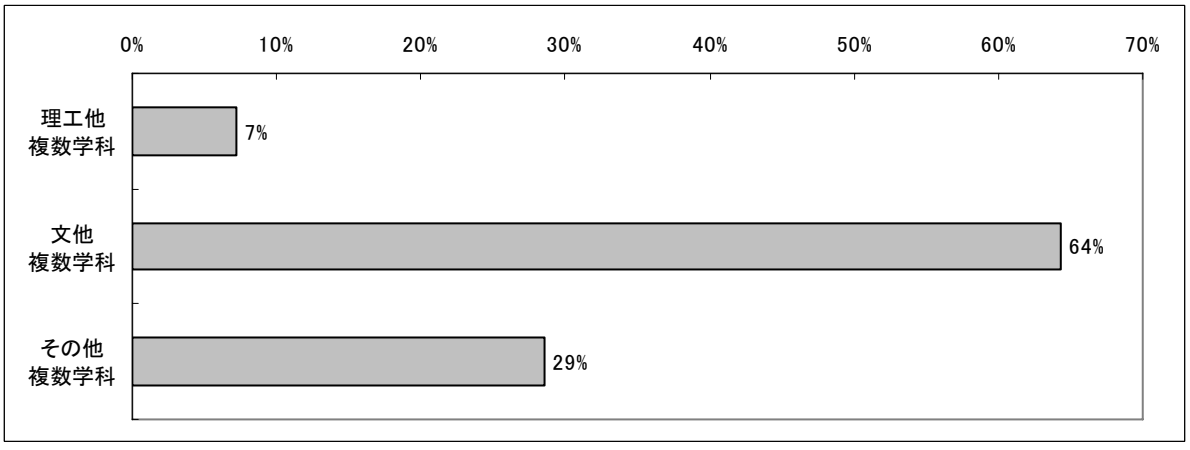

Q15

短期大学の規模について（複数の短大がある場合は合計して下さい）
ア）全学生数
イ）専任教員数
ウ）専任職員数

■　全学生数

200～499 人規模の学校法人で最も多く 12（50%）、2,000 人以上の大規模法人 1（4%）、200 人未満の法人も同じく 1（4%）となっています。

■　専任教員数

26～40 人の学校法人が 10（40%）で最多です。

■　専任職員数

10～19 人の学校法人が 14（56%）で最多です。

ア）全学生数

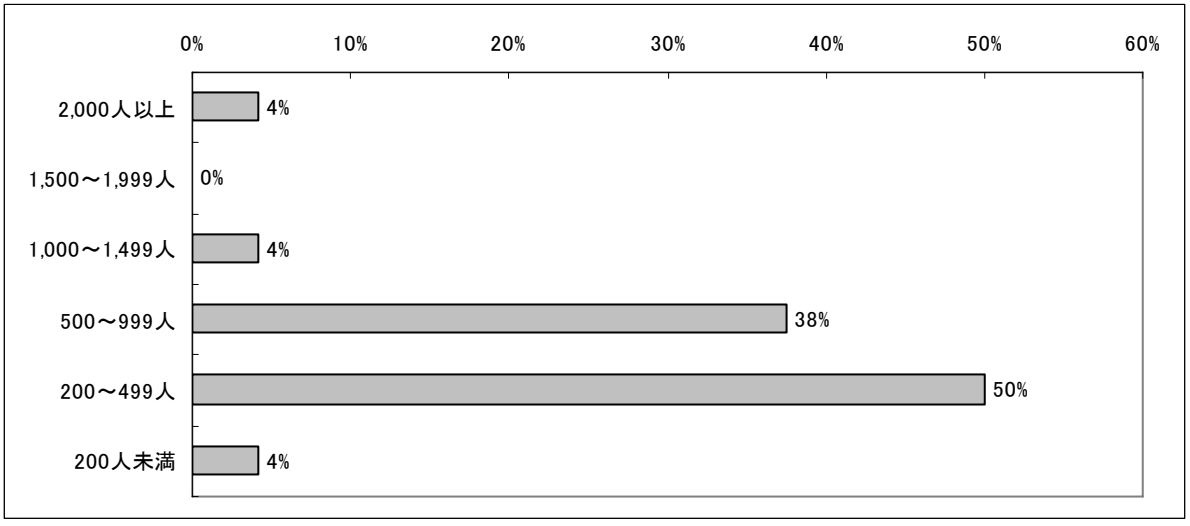

イ）専任教員数

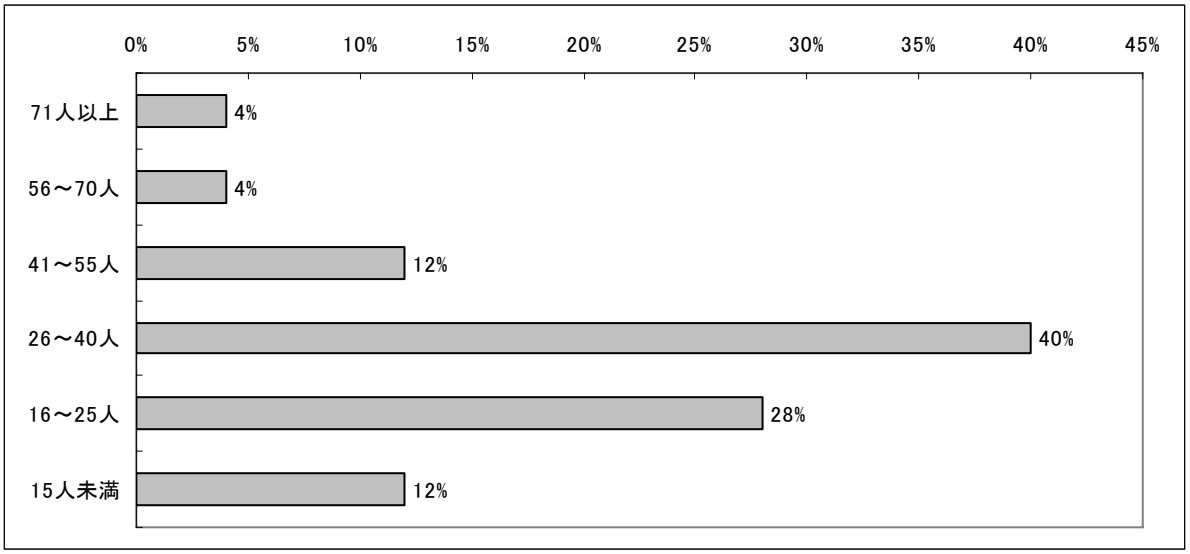

ウ）専任職員数

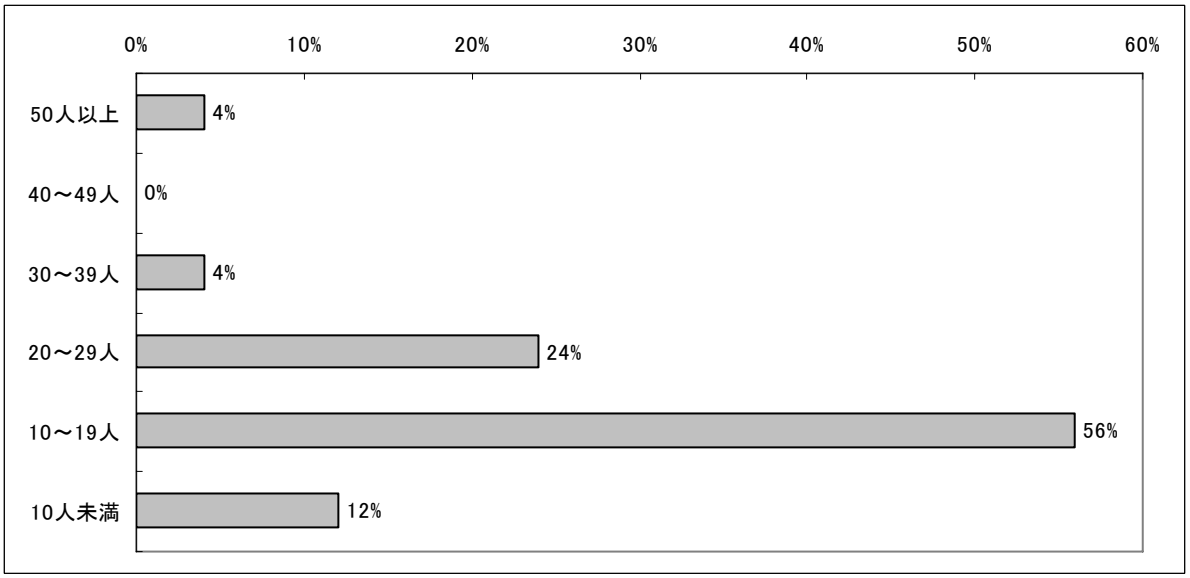

Q16

専任教員について
ア）専任教員の定年は何歳ですか
イ）専任教員の平均年齢は何歳ですか

■　専任教員の定年年齢は、65 歳が 13（52%）、60 歳が 6（24%）となっております。（なお、教授 70 歳、助教授 65 歳など役職による差を設けている学校法人もありますが、このような場合は上限 70 歳でカウントしてあります。）

■　専任教員の平均年齢は、46 歳～50 歳が 14（58%）、51 歳～55 歳が（29%）を占めております。

*参考文献②　平成 15 年度における定年年齢の平均は 65.0 歳です。

*参考文献④　高年齢者雇用安定法の改正により、定年年齢が平成 18 年 4 月より段階的に引き上げられ、平成 25 年 4 月以降は 65 歳となります。

ア）専任教員の定年は何歳ですか　（複数回答可）

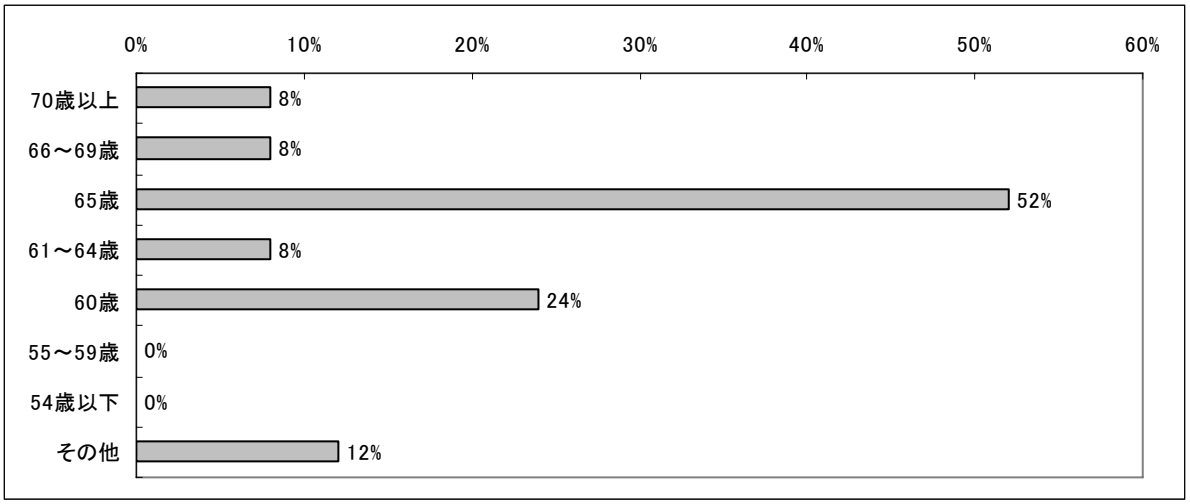

イ）専任教員の平均年齢は何歳ですか

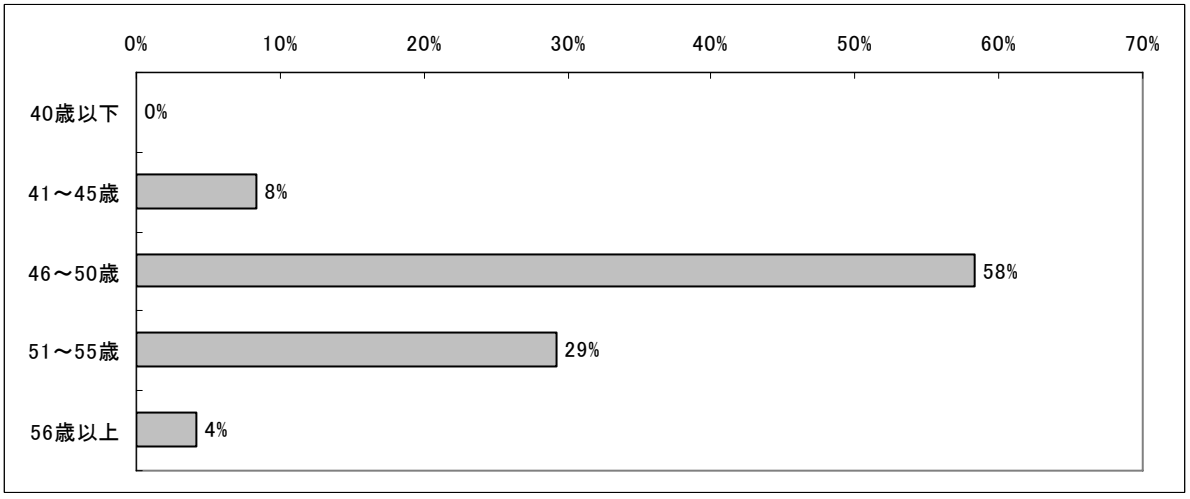

Q17

専任職員について
ア）専任職員の定年は何歳ですか
イ）専任職員の平均年齢は何歳ですか

■　専任職員の定年は、60 歳が 17（68%）、65 歳以上が 7（28%）となっております。（※ 課長 61～64、係長 60 歳など役職による差を設けている学校法人もありますが、このような場合は上限 61～64 歳でカウントしてあります。）

■　専任職員の平均年齢は、41 歳～45 歳が 12（50%）、46 歳～50 歳が（33%）を占めております。

*参考文献②　平成１５年度における定年年齢の平均は 62.0 歳です。

*参考文献④　高年齢者雇用安定法の改正により、定年年齢が平成 18 年 4 月より段階的に引き上げられ、平成 25 年 4 月以降は 65 歳となります。

ア）専任職員の定年は何歳ですか

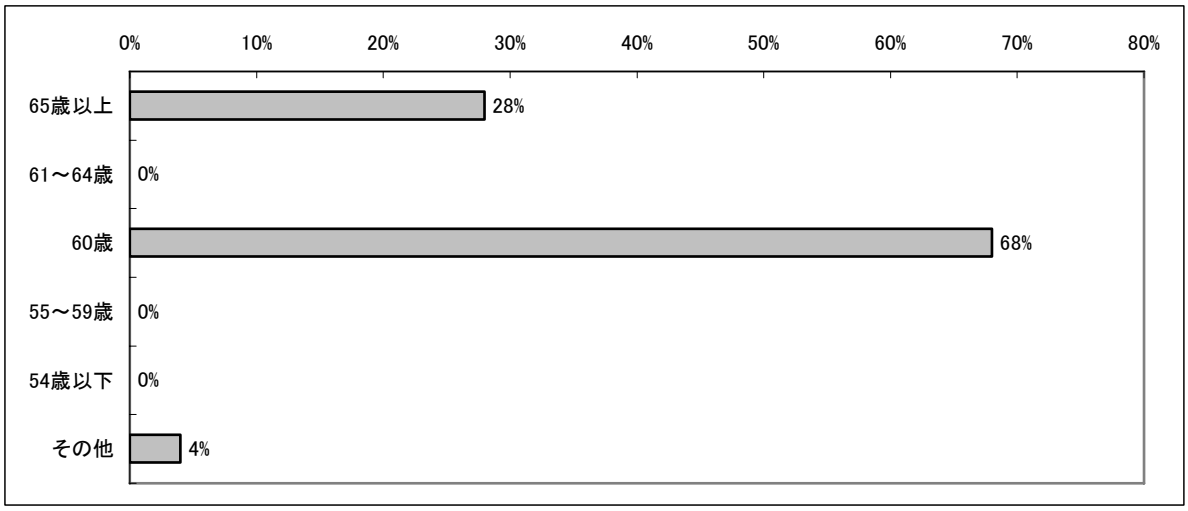

イ）専任職員の平均年齢は何歳ですか

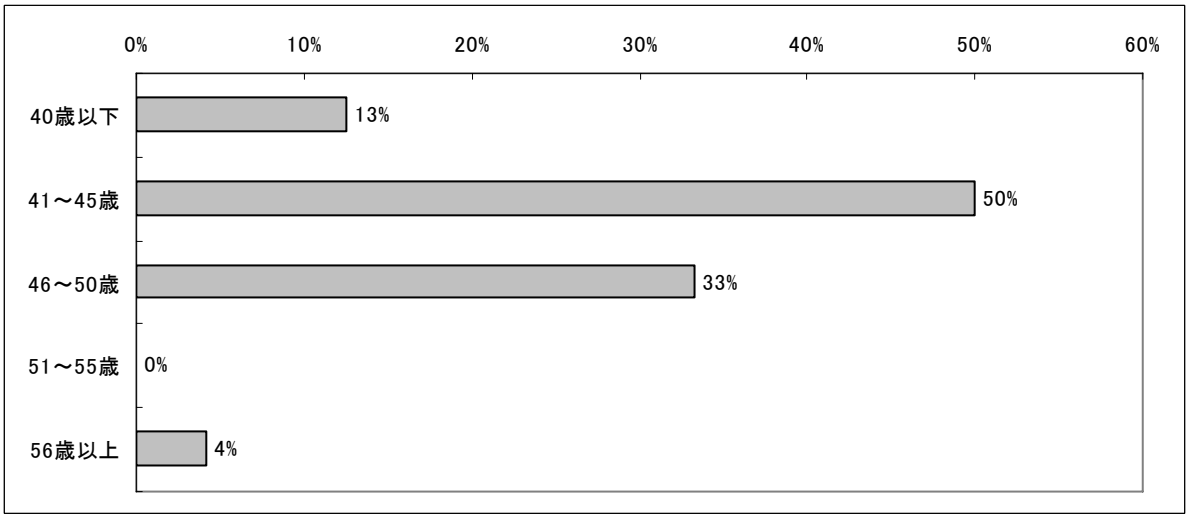

Q18

中途採用の場合の給与について

■　学園独自の給与規定を設けている学校法人が 21（84%）と多数です。

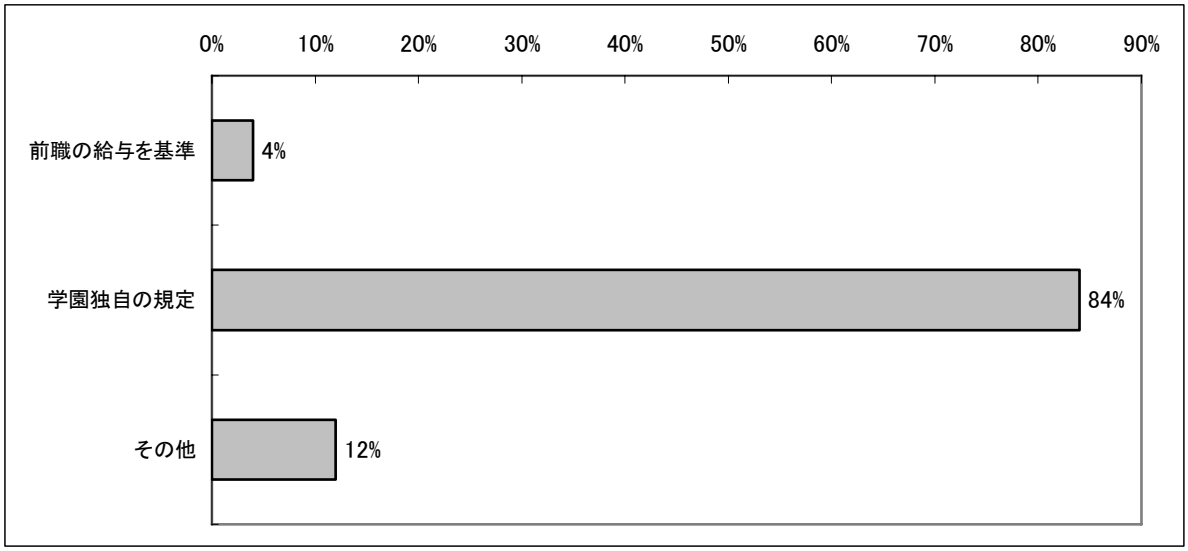

Q19

専任教職員の再雇用制度について
ア）専任教職員について定年後の「再雇用制度」がありますか
イ）導入していると答えた方へ、再雇用の更新に制限はありますか
ウ）再雇用の場合の賃金体系についてお答え下さい

■　専任教職員について定年後の「再雇用制度」を導入している学校法人は 20（80%）、導入していないものは（20%）です。

■　導入している場合、再雇用の更新に制限なしとするもの 11（52%）、4 回（19%）、などとなっています。

■　再雇用の場合の賃金体系については、その他（学園独自の規定、退職前給与の　%など）が 12（63%）、退職前の給与を基準としている学校法人は（26%）です。

*参考文献②　平成 15 年度における再雇用制度について有るとする学校法人は 80.9%です。

ア）専任教職員について定年後の「再雇用制度」がありますか

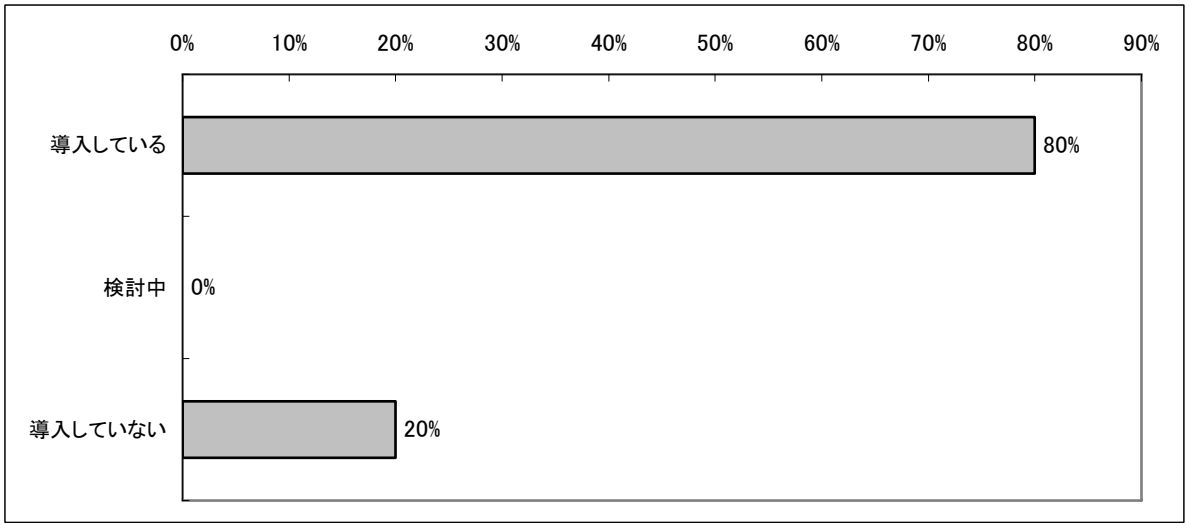

イ）導入していると答えた方へ、再雇用の更新に制限はありますか

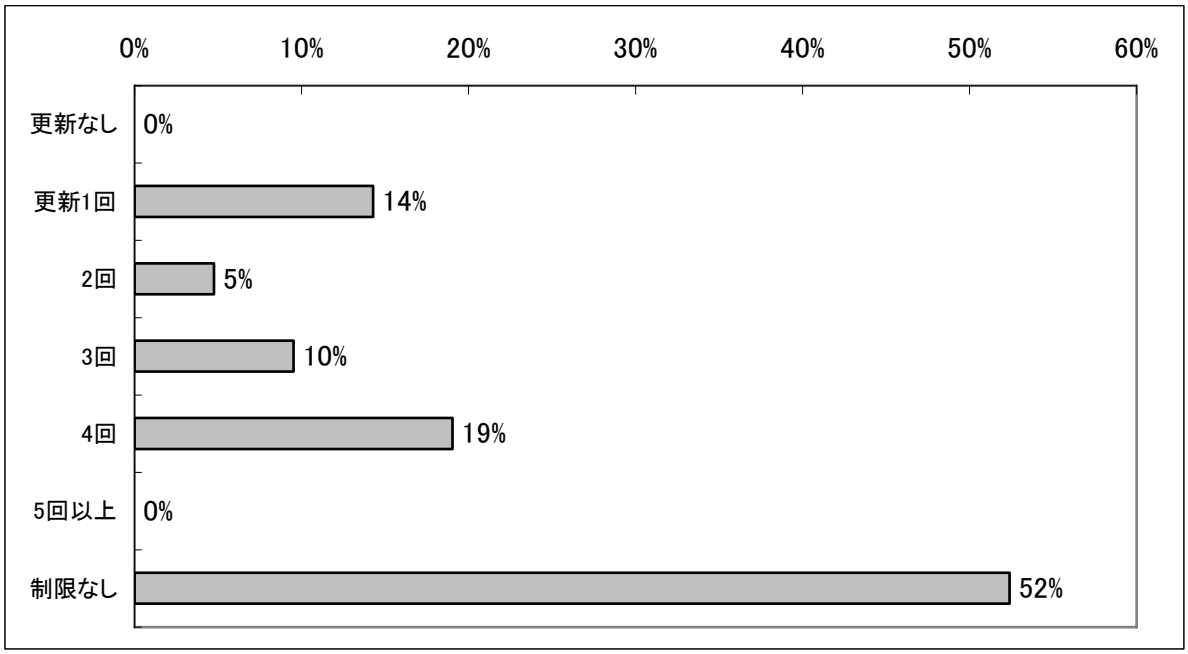

ウ）再雇用の場合の賃金体系についてお答え下さい

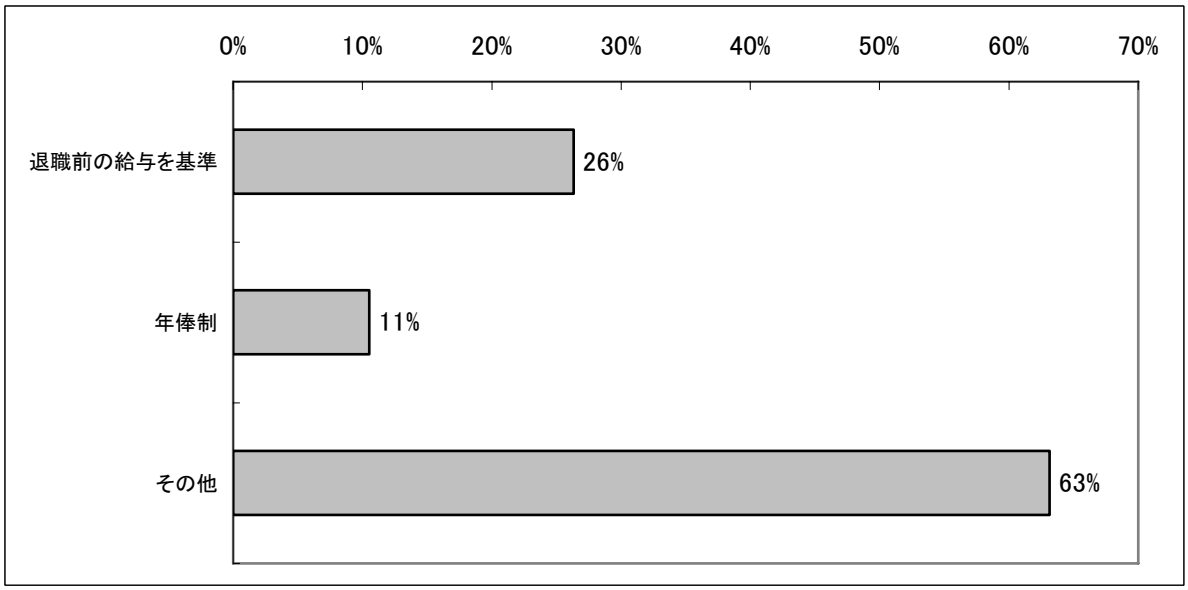

Q20

専任教職員の早期退職優遇制度（選択定年制度）について
ア）早期退職優遇制度または選択定年制度を実施又は検討していますか
イ）実施していると答えた方へ、適用範囲は次のいずれに該当しますか
ウ）実施していると答えた方へ、退職手当の割増は次のいずれに該当しますか

■　実施しない学校法人は 12（48%）で、実施中（24%）、検討中（16%）となっています。

■　実施している場合の適用範囲は、勤続年数を基準6(43%)、年齢を基準6(43%)、定年年齢を基準とするものが（14%）となっています。
（※ 学校種別などにより異なる基準がある学校法人で複数回答がありますが、このような場合は各々1法人とみなしてカウントしてあります。）

■　実施している場合の退職手当の割増は、率加算方式とする学校法人が 7（88%）です。

*参考文献②　平成 15 年度における教員の退職金割増し制度を実施している学校法人は 20.4 です。職員は 19.7%です。

ア）早期退職優遇制度または選択定年制度を実施又は検討していますか

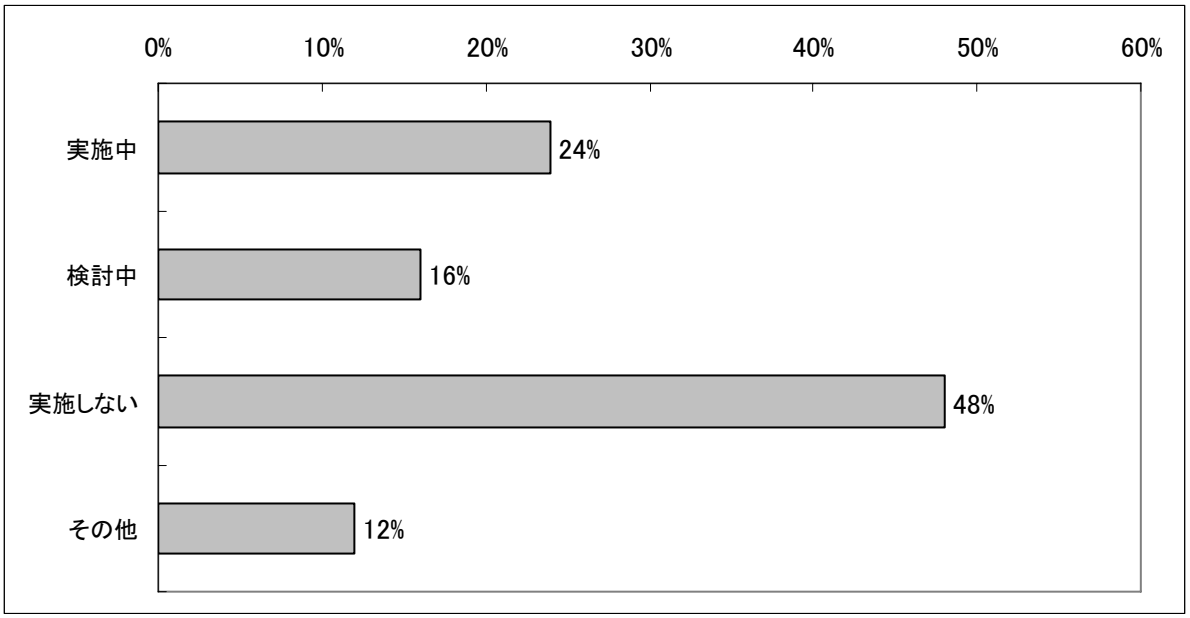

イ）実施していると答えた方へ、適用範囲は次のいずれに該当しますか

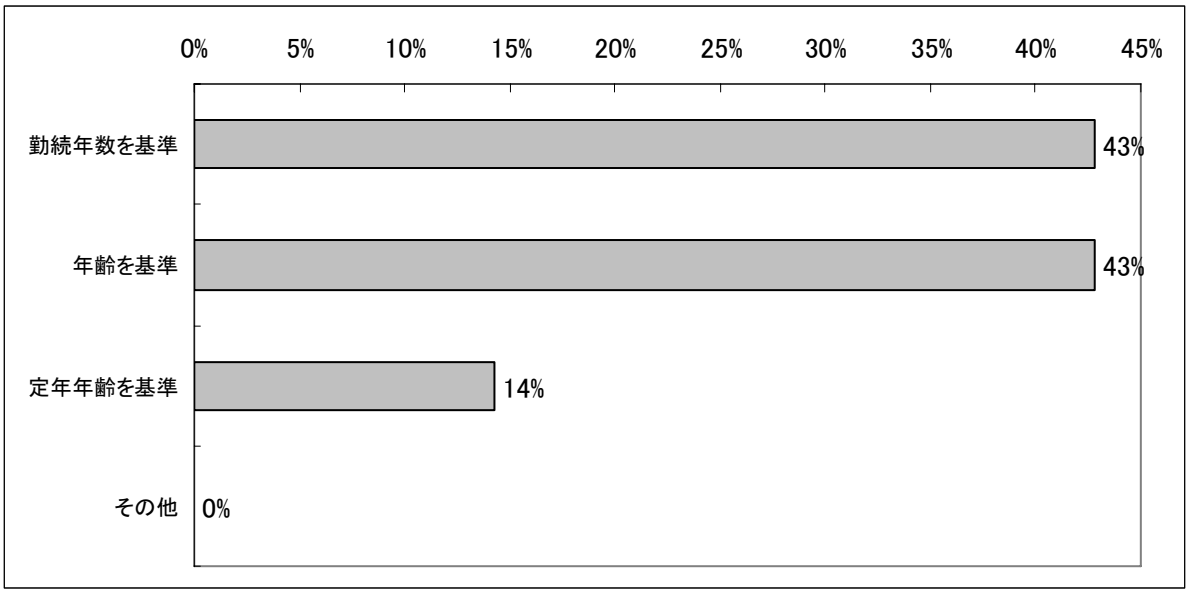

ウ）実施していると答えた方へ、退職手当の割増は次のいずれに該当しますか

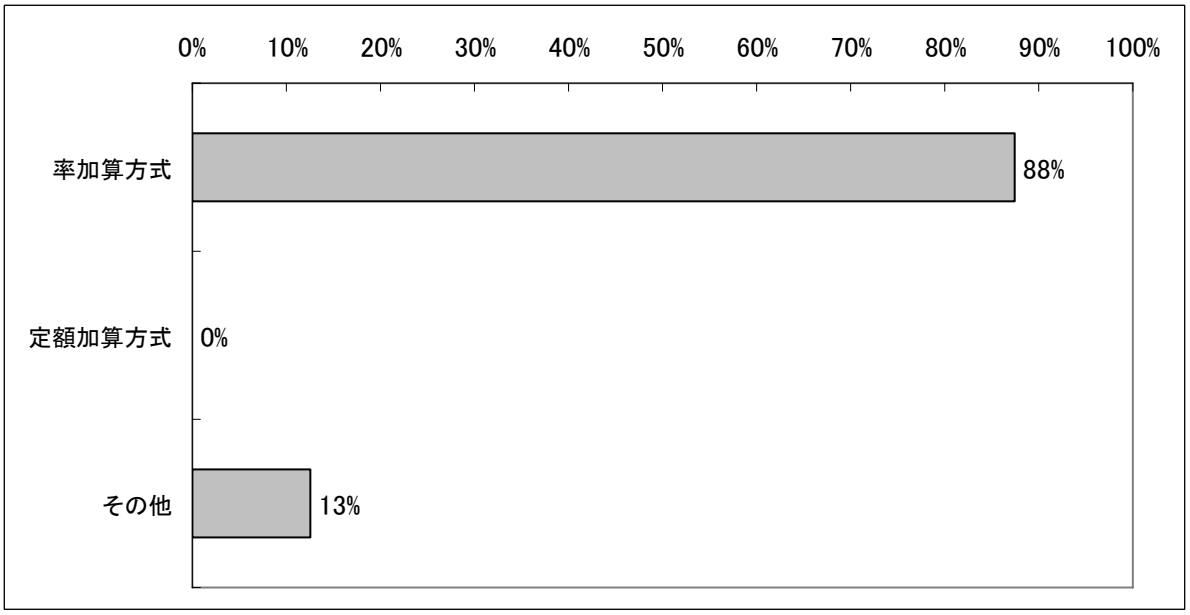

Q21

専任教職員の役職定年制について
ア）役職定年制を導入していますか
イ）導入していると答えた方へ、対象役職について、お答え下さい
ウ）導入していると答えた方へ、役職定年後の給与体系について、お答え下さい

■　役職定年制を導入しない学校法人は 23（92%）となっています。規定があり導入している学校法人は、2（8%）です。この場合の対象役職は、局長、次長など幅広い役職にわたっています。

（※ 学校種別などの関係で複数回答の場合は各々1 法人とみなしてカウントしてあります。）

ア）役職定年制を導入していますか

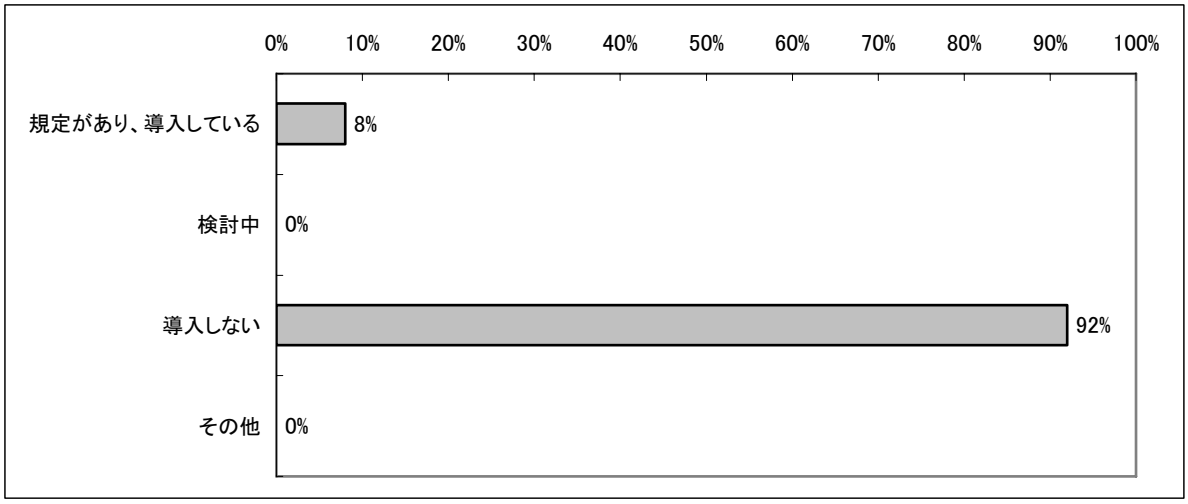

イ）導入していると答えた方へ、対象役職について、お答え下さい

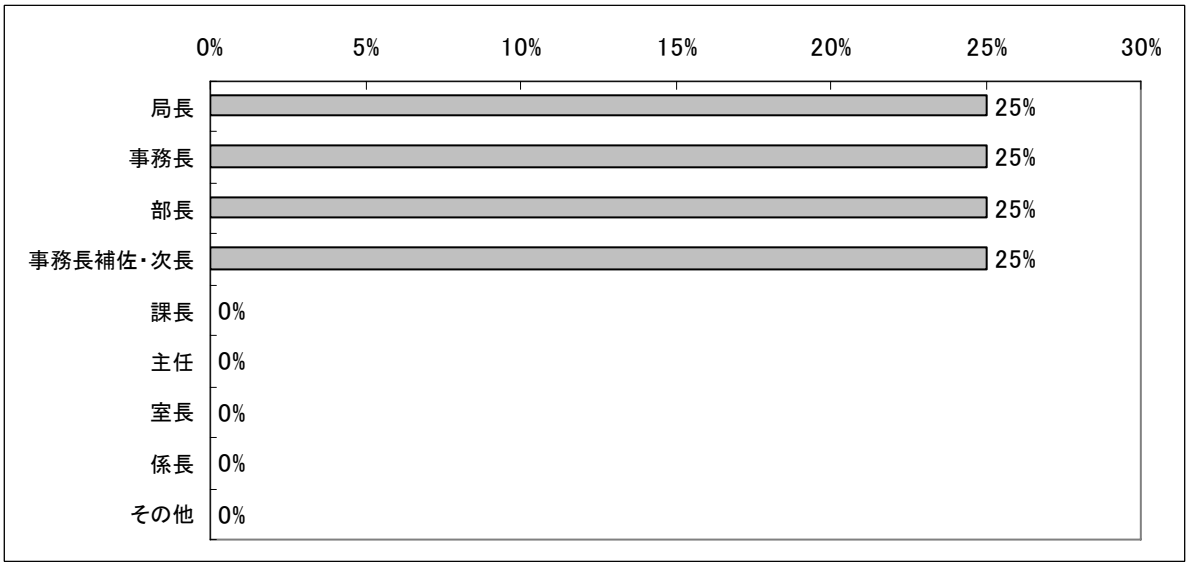

ウ）導入していると答えた方へ、役職定年後の給与体系について、お答え下さい。

（自由回答）

・ 特に定めていない
・ 満 65 歳に達した当該年度をもって停止

Q22

賃金について
ア）賃金決定方式について
イ）専任教員に採用している賃金体系について
ウ）専任職員に採用している賃金体系について
エ）平成 14 年度、15 年度の両年中に本給の支給基準（俸給表等）を変更しましたか
オ）平成 14 年度、15 年度の両年中に賞与の支給基準を変更しましたか
カ）賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立学校の教職員と比較した場合

■　賃金決定方式について

人事院勧告準拠が 13（52%）、学園独自（44）%、春闘方式（4%）の順となっております。

（※ 複数回答法人は各々1 法人とみなしてカウントしております。）

■　専任教員に採用している賃金体系について

公務員準拠（年功型）が過半数 14（56%）、学校独自（年功型）は（32%）です。

■　専任職員に採用している賃金体系について

教員と同じく公務員準拠（年功型）が過半数 13（52%）、学校独自（年功型）は 9（36%）です。

■　俸給表等の変更の有無（平成 14 年・15 年度）について

引き下げた法人と、変更なしの法人が各々12（46%）でした。

■　賞与の支給基準の変更の有無（平成 14 年・15 年度）について（複数回答可）

引き下げた法人は過半数 15（60%）で、変更なしの法人は（32%）でした。

参考文献②　平成 13 年度又は 14 年度に俸給表等を引き下げた学校法人は 50.7%（教員）、48.7%（職員）となっている。
引き下げたその内容は、教員、職員ともに 90%以上の学校法人が賞与の引下げと回答し、60%前後の法人が本給の引下げと回答している。

■　賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立教職員と比較した場合について

同等であるとみる学校法人は 10（48%）、本学が低いとみる法人　（38%）、高いとみる法人（14%）となっています。（※ 回答のない法人 4 法人）

ア）賃金決定方式について

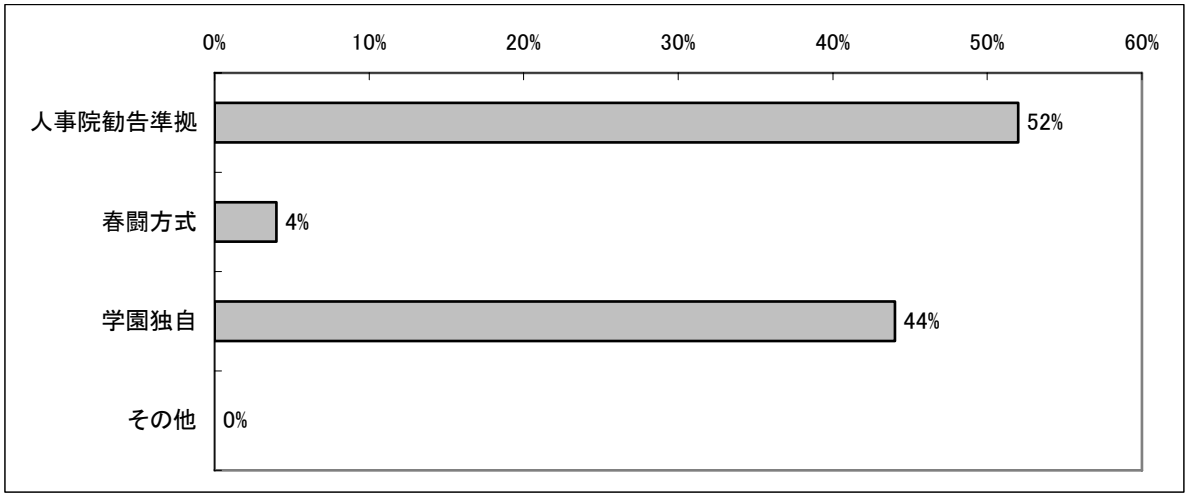

イ）専任教員に採用している賃金体系について

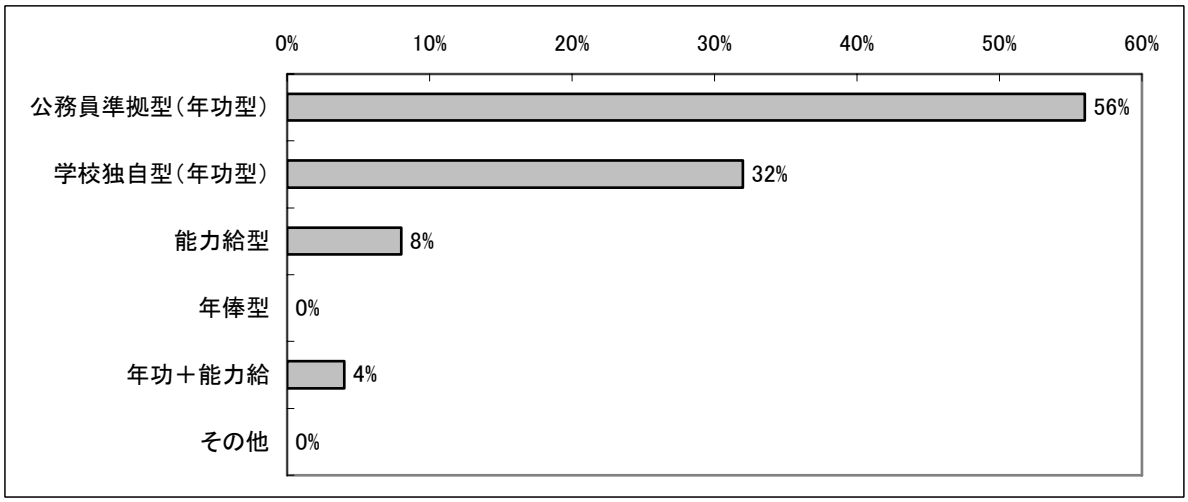

ウ）専任職員に採用している賃金体系について

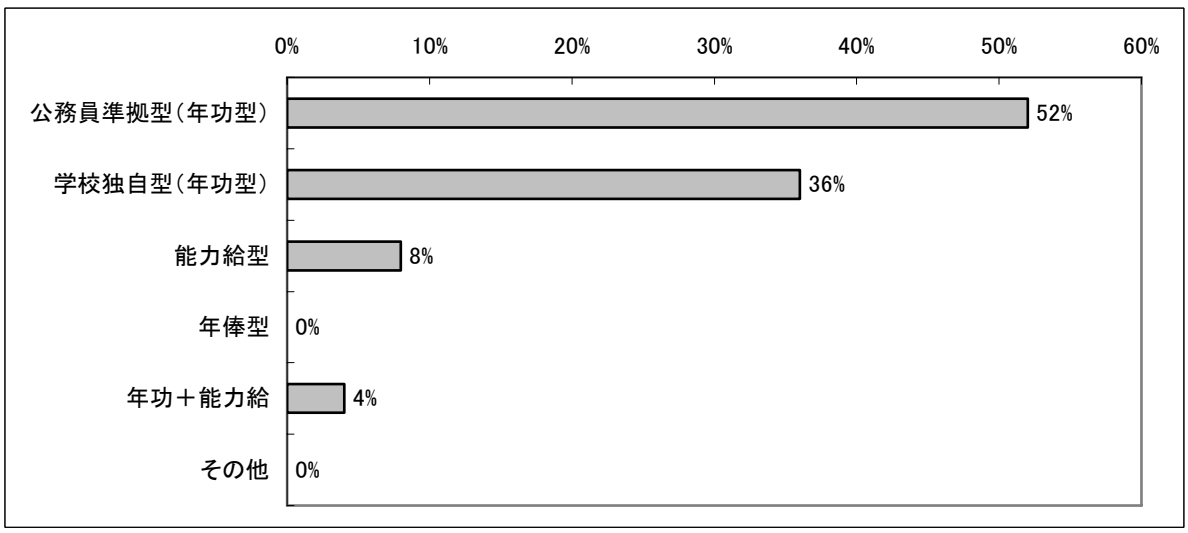

エ）平成 14 年度、15 年度の両年中に本給の支給基準（俸給表等）を変更しましたか

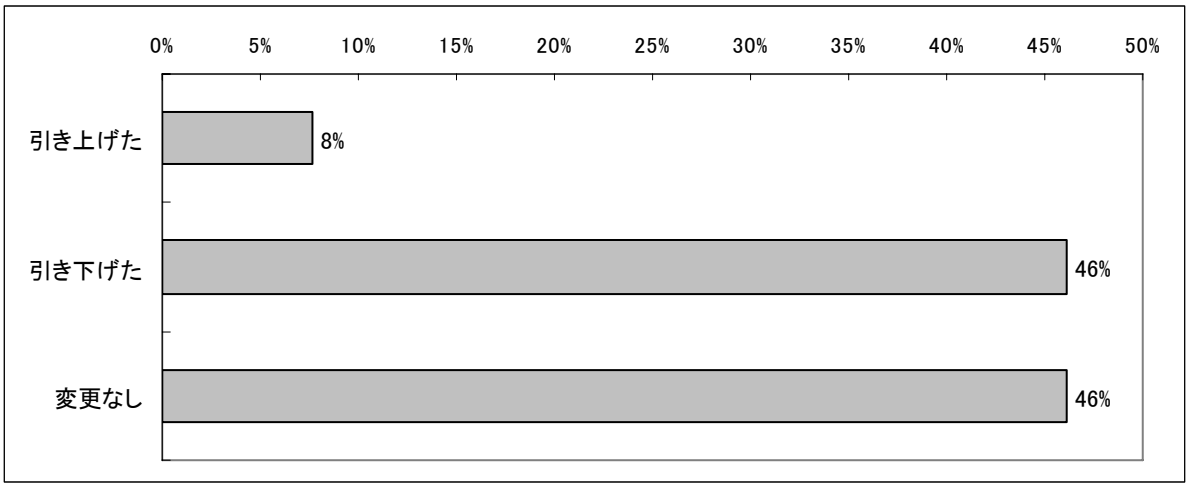

オ）平成 14 年度、15 年度の両年中に賞与の支給基準を変更しましたか

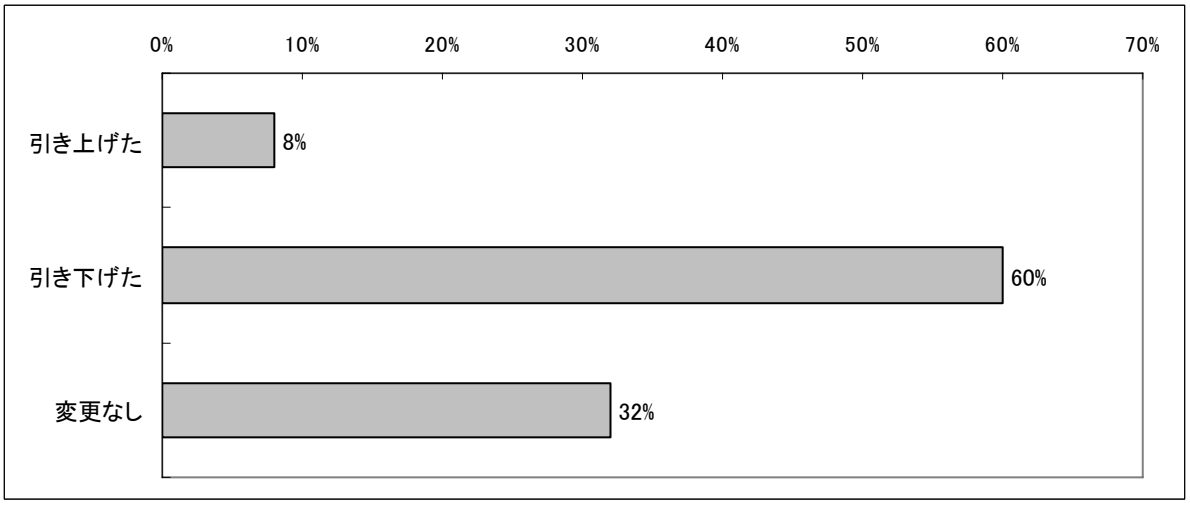

カ）賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立学校の教職員と比較した場合

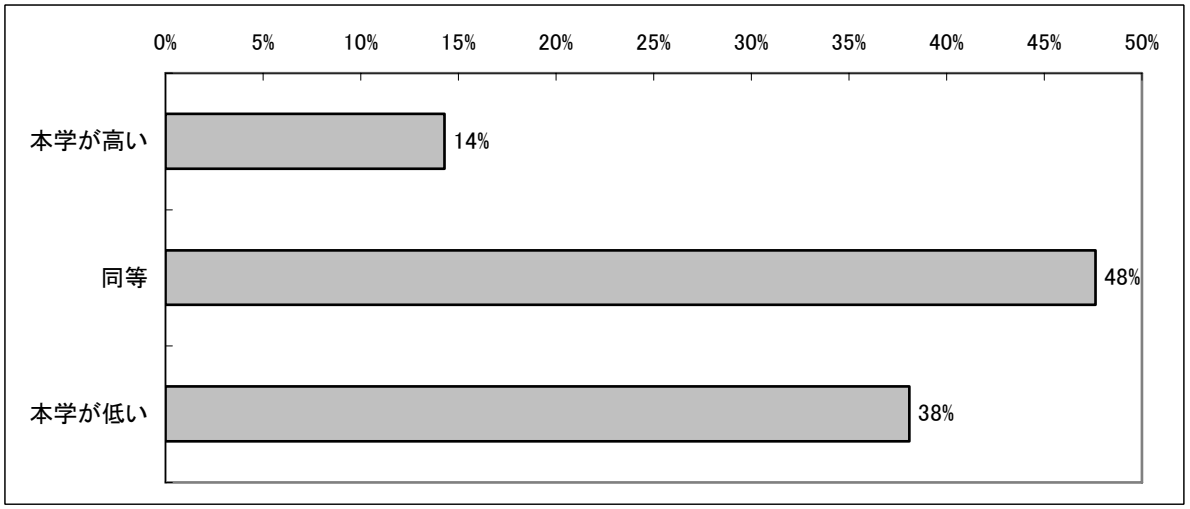

Q23

勤務評定（人事考課）制度について
ア）勤務評定（人事考課）制度を導入していますか
イ）導入していると回答された方へ、勤務評定を何に反映させますか

■　勤務評定（人事考課）制度導入を検討中 15（60%）、導入しない（28%）、導入している学校法人は（教・職員、職員のみ）合わせて 3 法人（12%）となっています。

■　導入している場合は勤務評定を給与・賞与又は給与に反映させているとなっています。

*参考文献②　平成 15 年度において教員の人事考課制度実施している学校法人は 14.5%、検討中は 35.5%です。職員は実施 13.8%、検討中は 37.5%です。

ア）勤務評定（人事考課）制度を導入していますか

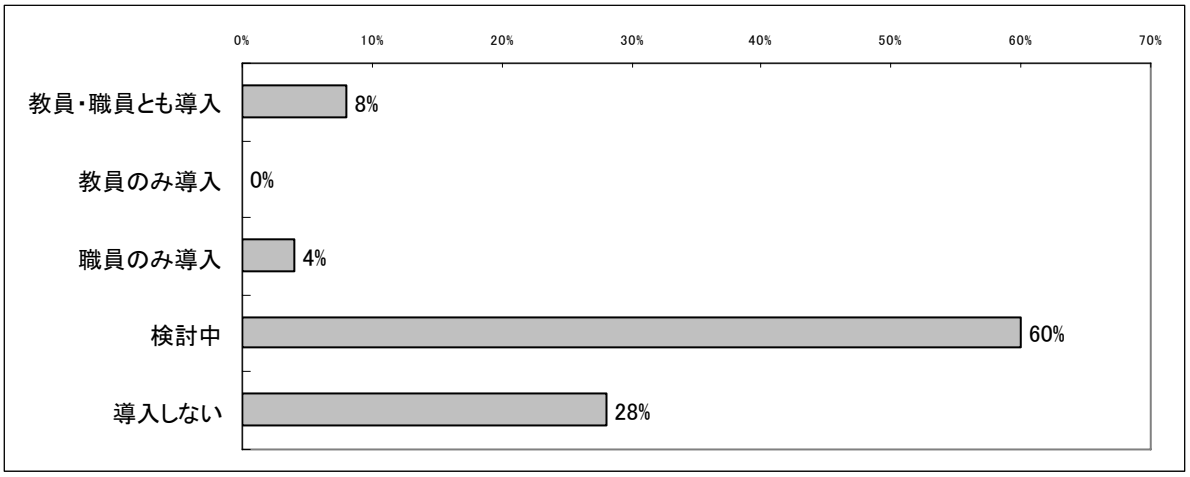

イ）導入していると回答された方へ、勤務評定を何に反映させますか

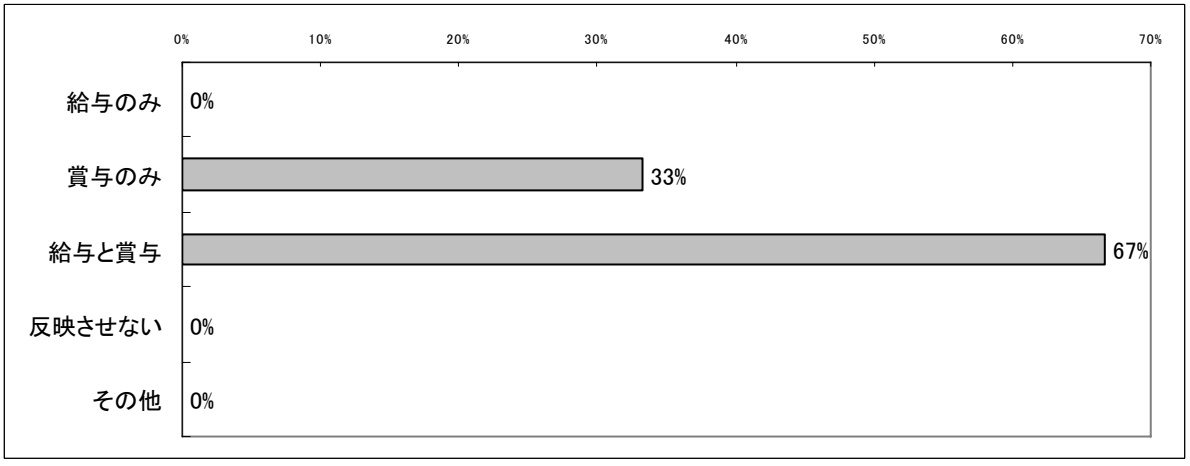

Q24

専任教員の最低出講日数・ノルマについて
ア）専任教員の最低出講日数について定めていますか
イ）専任教員の最低授業持ちコマ数（ノルマ）について定めていますか
ウ）ノルマをオーバーしたときの手当の支給がありますか

■　専任教員の最低出講日数について
　定めている学校法人（3 日、4 日、5 日）は過半数 15（60%）で、定めていない法人は（40%）となっています。

■　専任教員の最低授業もちコマ数（ノルマ）について
　規則などで定めていない学校法人は17(74%)、他の規則で定めているは6(26%)です。

■　ノルマを定めている場合オーバーしたときの手当ての支給について
　回答のあった短期大学法人では手当ての支給はされていないようです。

ア）専任教員の最低出講日数について定めていますか

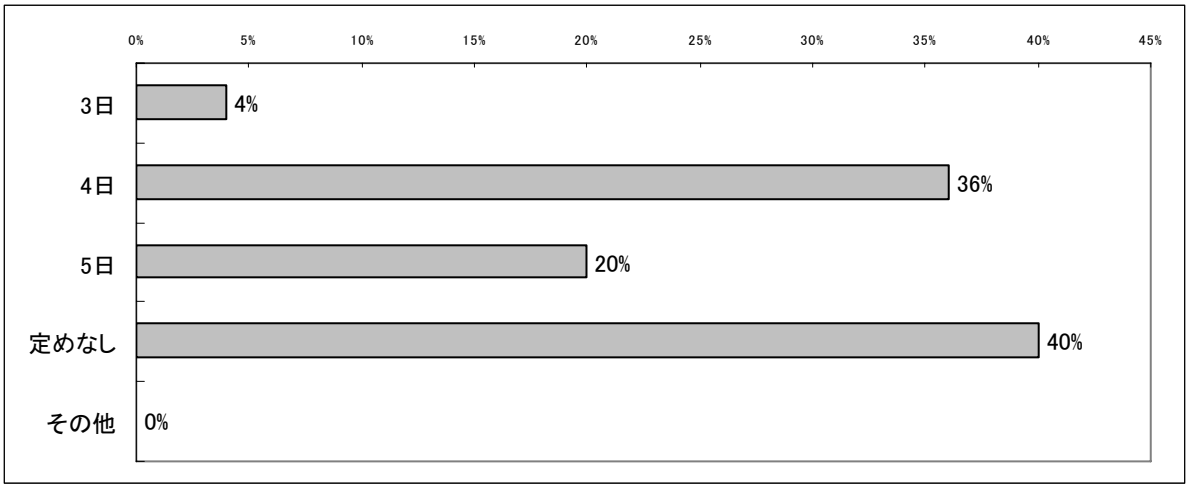

イ）専任教員の最低授業持ちコマ数（ノルマ）について定めていますか

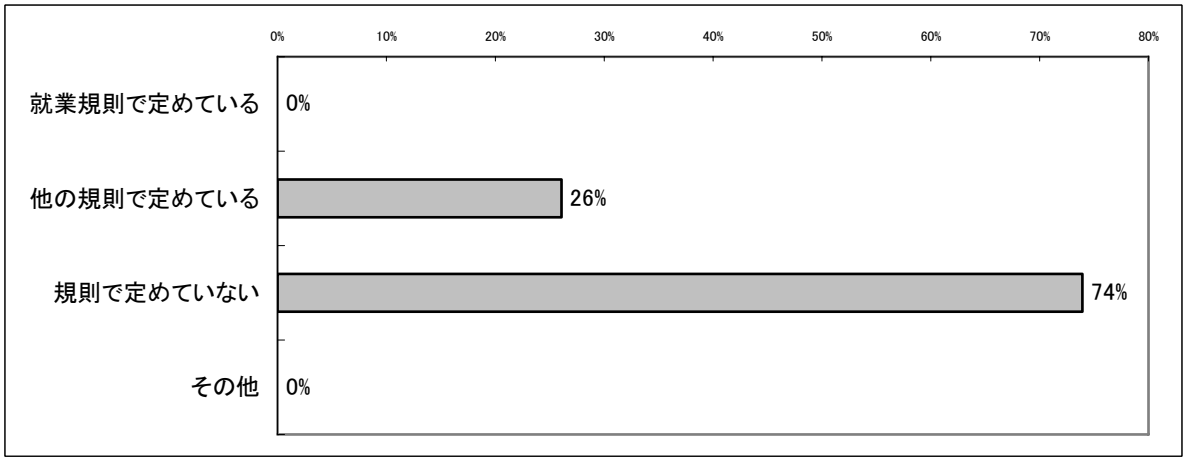

Q25

教員の任期制について
ア）教員に対して任期制を導入または検討していますか
イ）導入していると答えた方へ、任期制はどのようなケースで導入していますか
ウ）任期を付している対象教員について
エ）任期制を導入している教員の比率について
オ）任用されている任期について
カ）任期の更新は可能ですか

■　教員に対して任期制を導入している学校法人は 6（24%）、検討中（16%）、導入しない 15（60%）となっています。

■　導入している場合は、多様な人材の確保が特に求められる教育研究職に就く場合、又は特定の計画に基づき期間を定めた教育研究を行う職に就く場合とが各々（33%）となっています。

■　任期を付している場合、その対象教員は教授から助手まで幅広い職にわたっております。（※ 複数回答あり）

■　任期制を導入している教員の比率は、5%未満 2（33%）、26～30%が 2（33%）、などとなっています。

■　任用されている任期は、1 年以上 4 年未満が 5（72%）、その他（28%）です。

*参考文献②　平成 15 年度において教員（教授）に対し任期制を導入している学校法人は 5.9%、検討中は 11.2%です。

ア）教員に対して任期制を導入または検討していますか

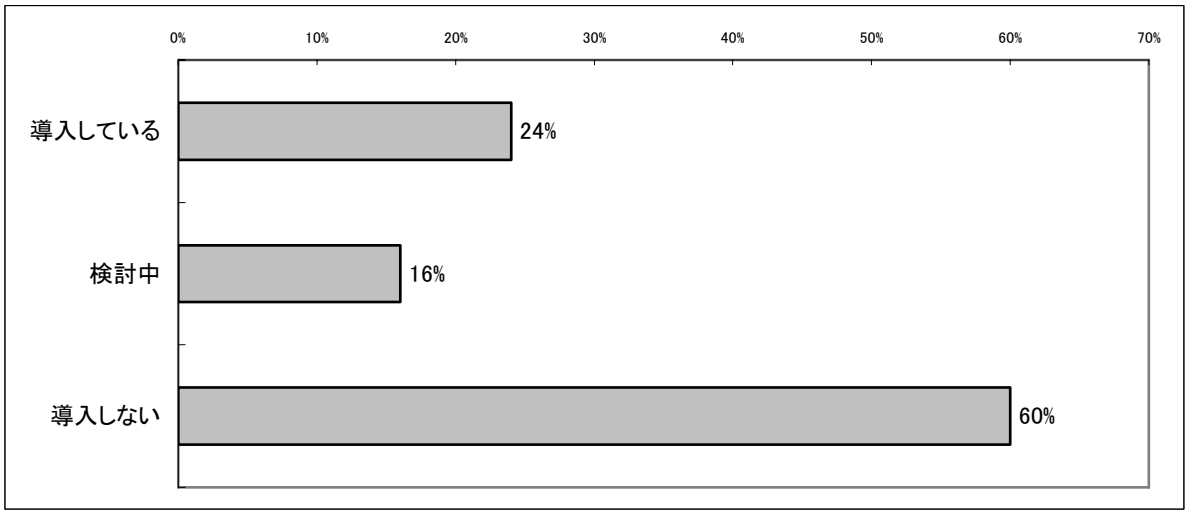

イ）導入していると答えた方へ、任期制はどのようなケースで導入していますか

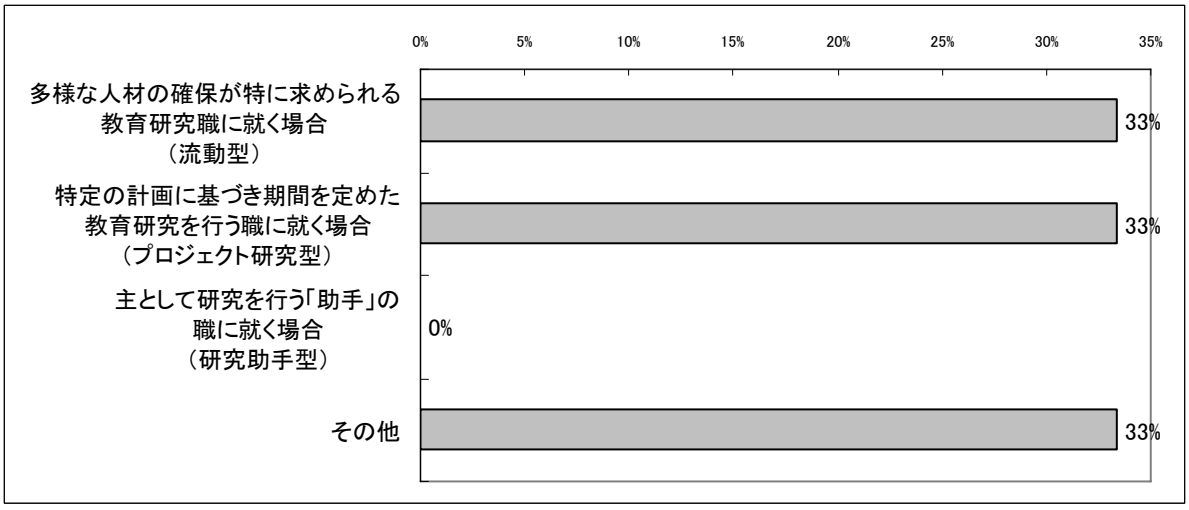

ウ）任期を付している対象教員について

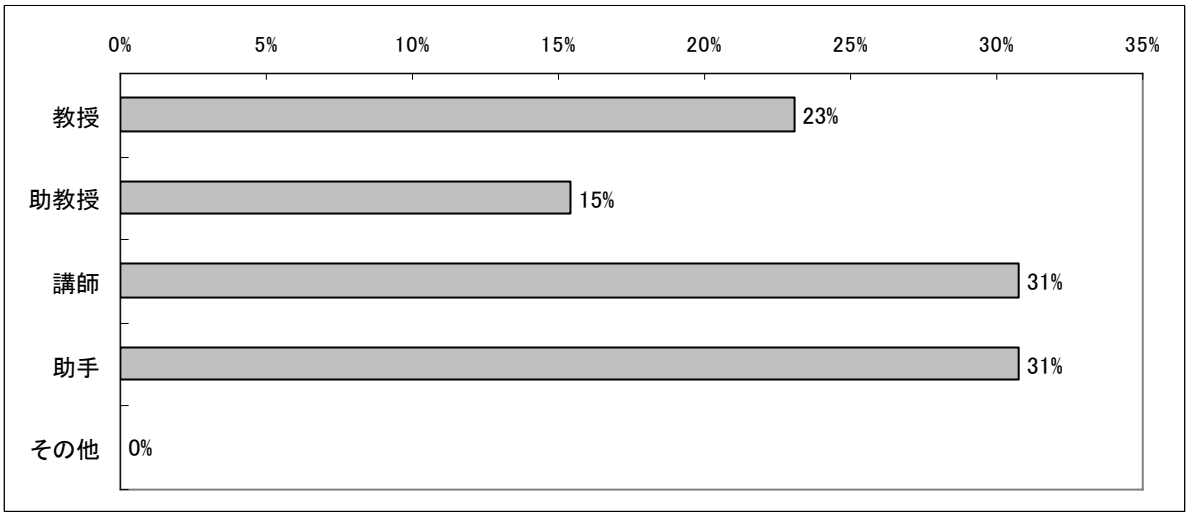

エ）任期制を導入している教員の比率について

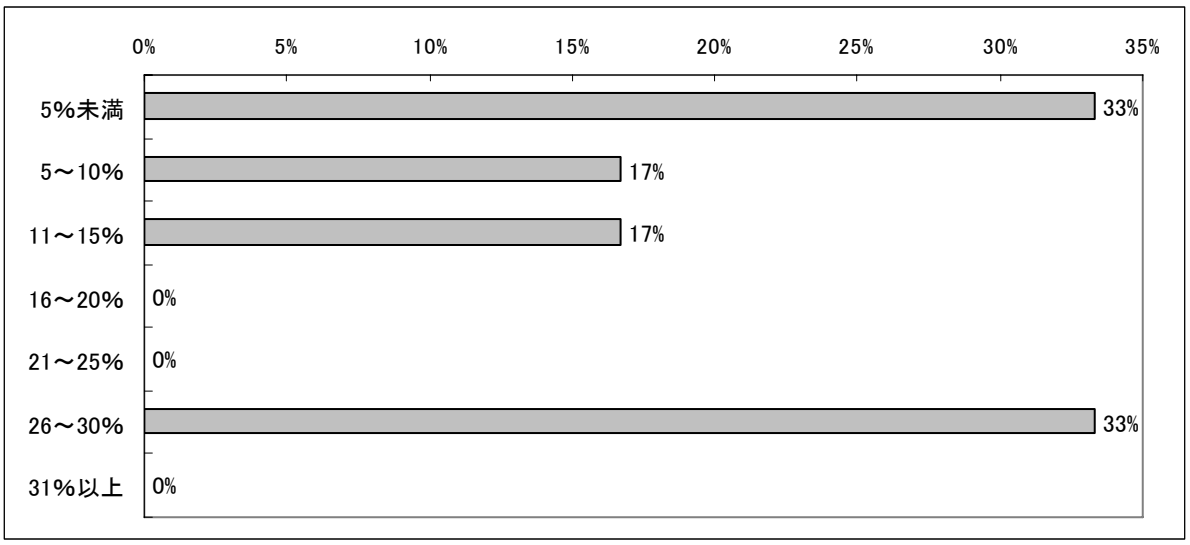

オ）任用されている任期について

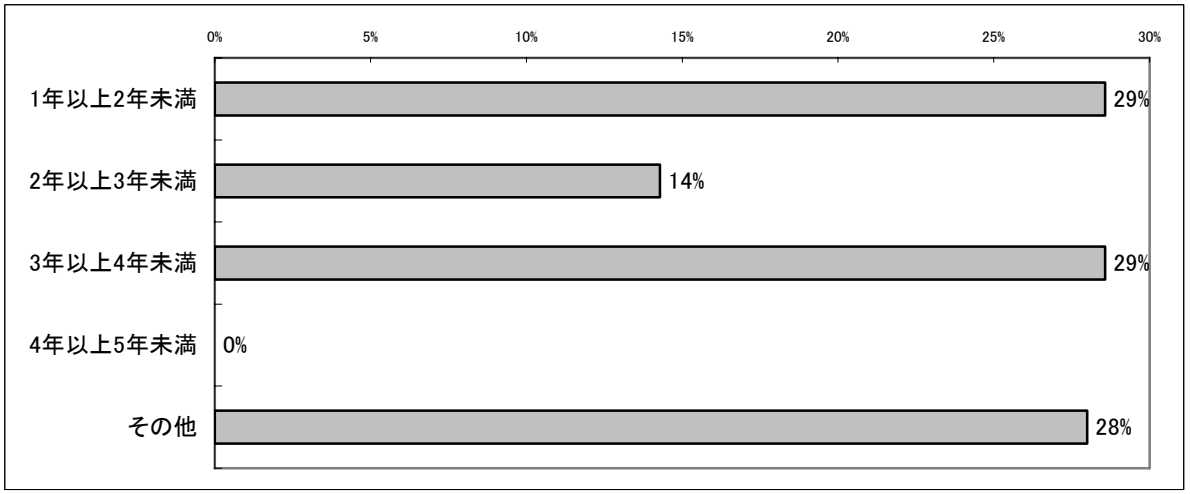

カ）任期の更新は可能ですか

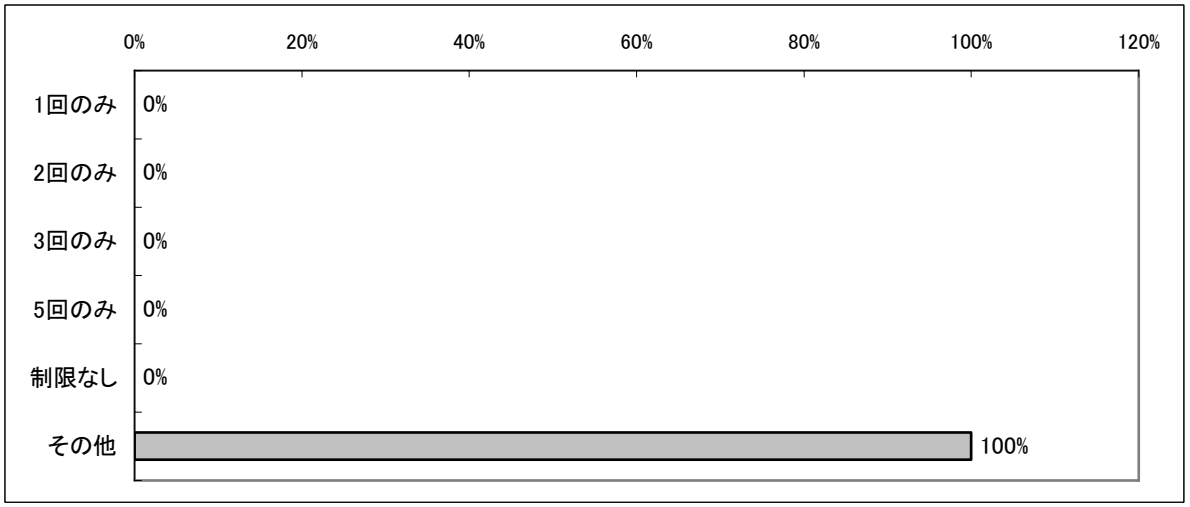

Q26

主要事務業務について
ア）嘱託職員を採用していますか
イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか
ウ）人材派遣会社を利用していますか
エ）業務委託を利用していますか
オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

■　嘱託職員を採用している法人としていない法人は各々12（50%）と半々です。
■　兼務職員（パート・アルバイト）を採用している法人は 15（63%）あります。
■　人材派遣会社を利用していない法人は 16（67%）あります。
■　業務委託を利用していない学校法人は 18（72%）あります。
■　主要事務業務について嘱託・人材派遣などを利用する目的は、専任職員採用の代わりとする学校法人が 16（73%）、他は一時的補給 6（27%）とされています。

ア）嘱託職員を採用していますか

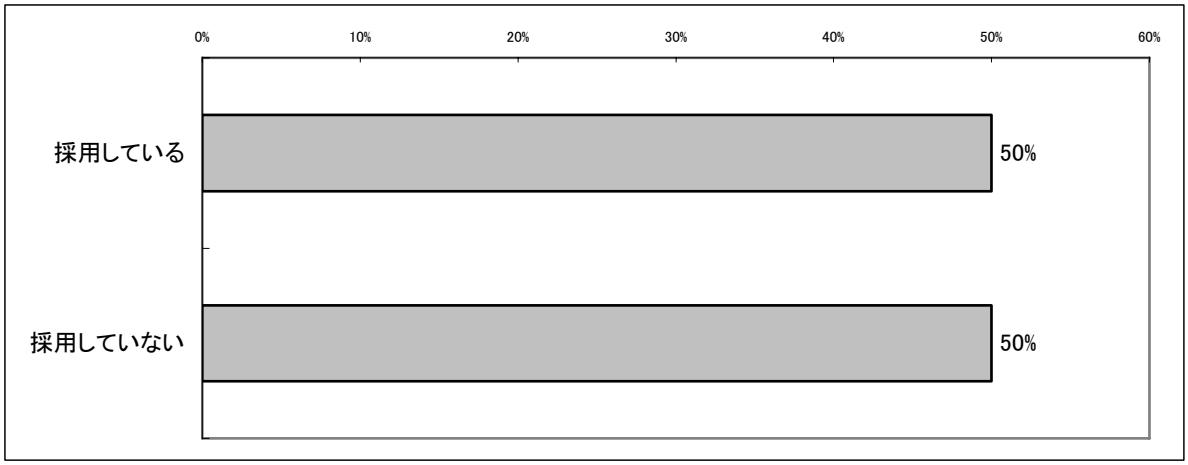

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか

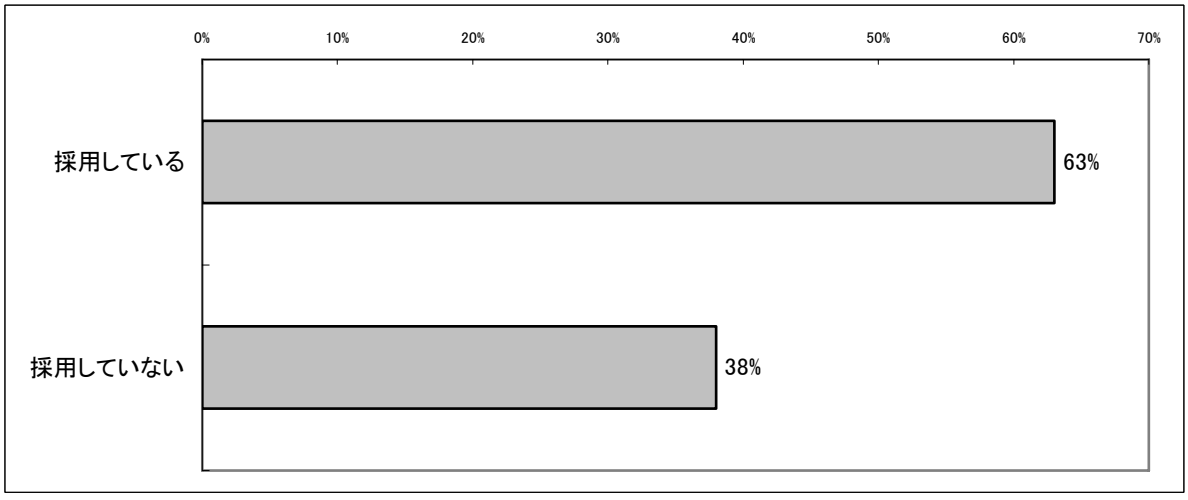

ウ）人材派遣会社を利用していますか

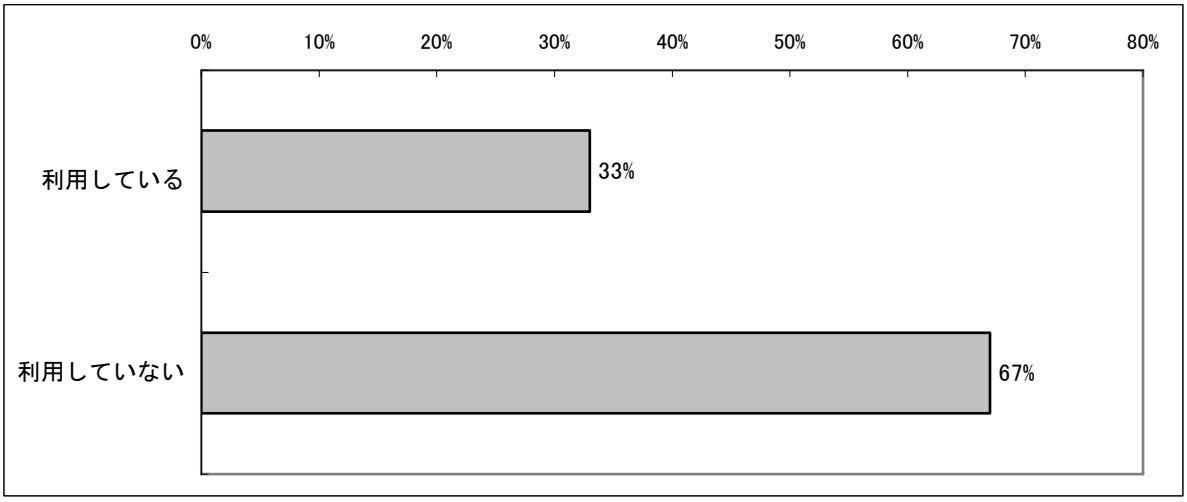

エ）業務委託を利用していますか

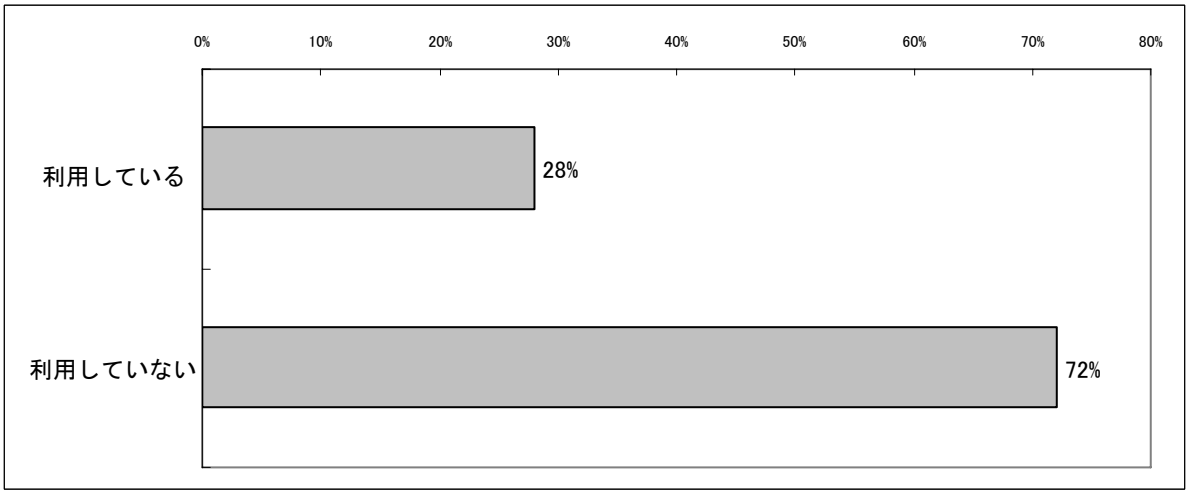

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

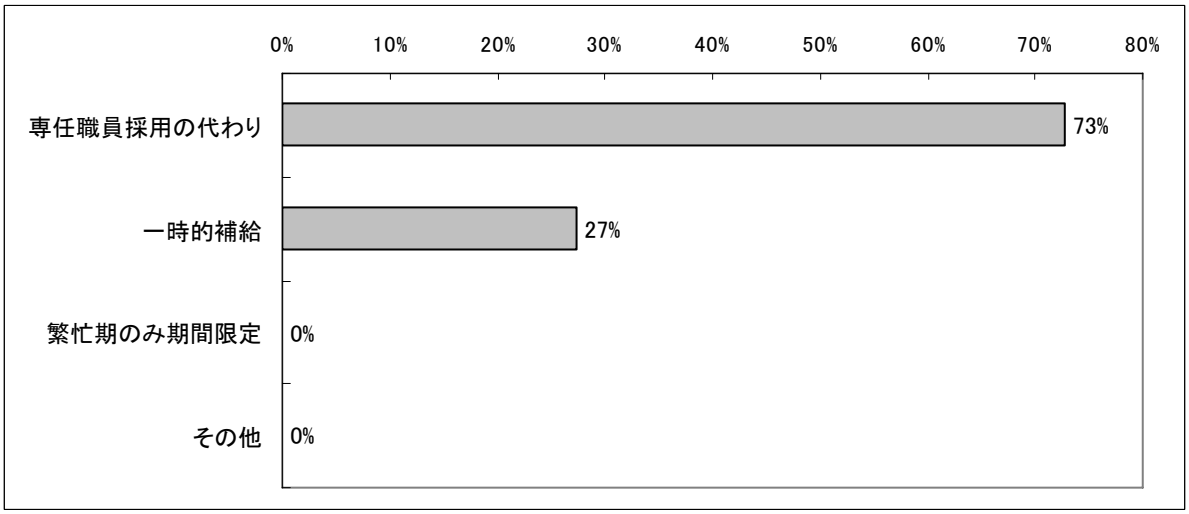

Q27

事務以外の業務について

ア）嘱託職員を採用していますか

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか

ウ）人材派遣会社を利用していますか

エ）業務委託を利用していますか

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

■　嘱託職員を採用していない学校法人は 14（67%）あります。

■　兼務職員（パート・アルバイト）を採用していない学校法人は 13（59%）あります。

■　人材派遣会社を利用していない学校法人は 18（78%）あります。

■　業務委託を利用している法人と、していない法人はほぼ同じ程度です。

■　事務以外の業務について、嘱託・人材派遣などを利用する目的は、専任職員採用の代わりとする法人が 13（68%）、他は一時的補給又は繁忙期限定とされています。

ア）嘱託職員を採用していますか

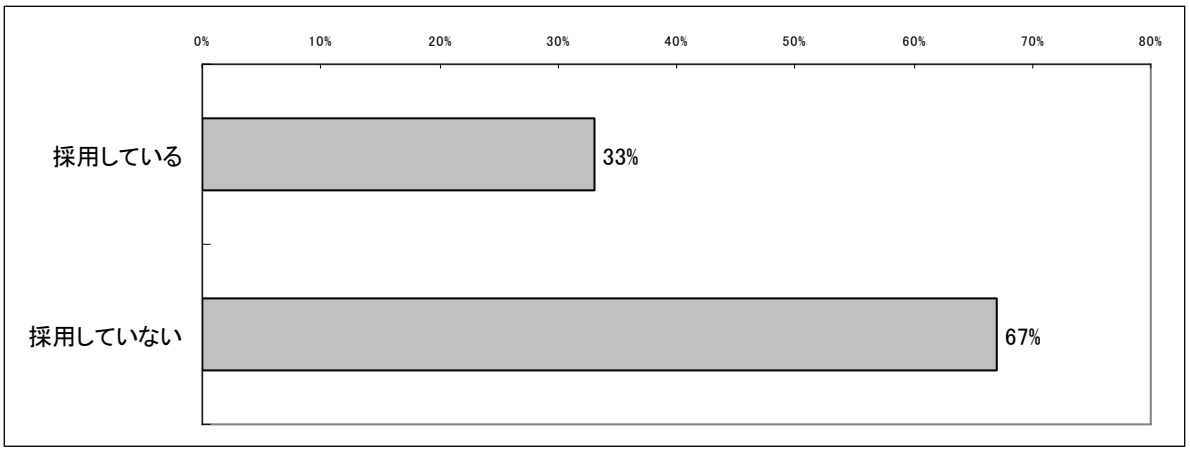

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか

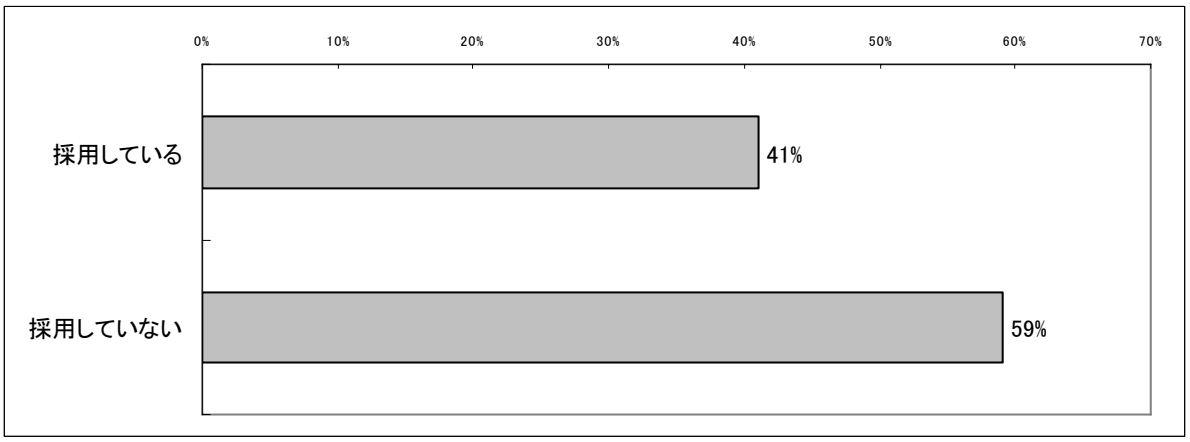

ウ）人材派遣会社を利用していますか

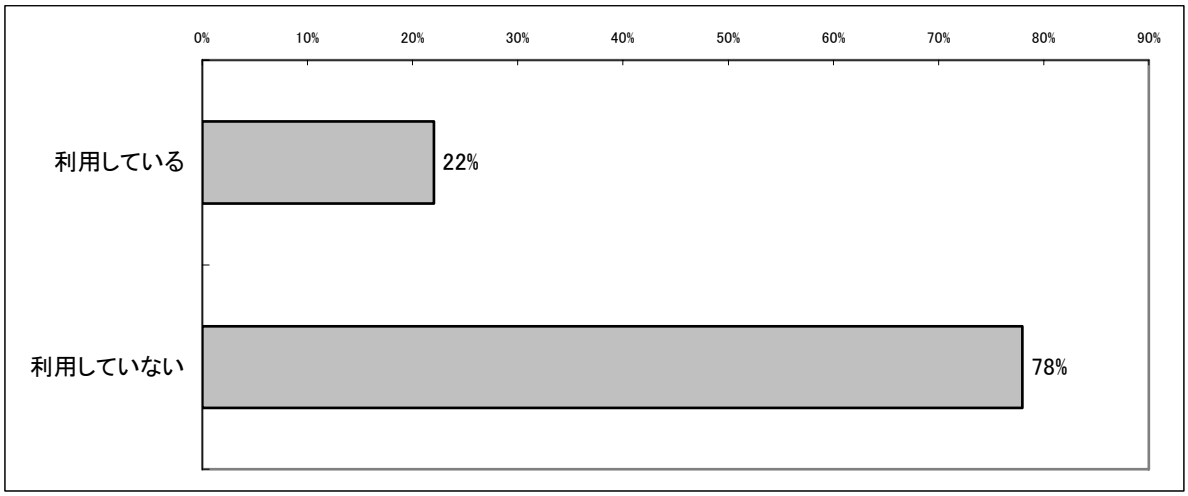

エ）業務委託を利用していますか

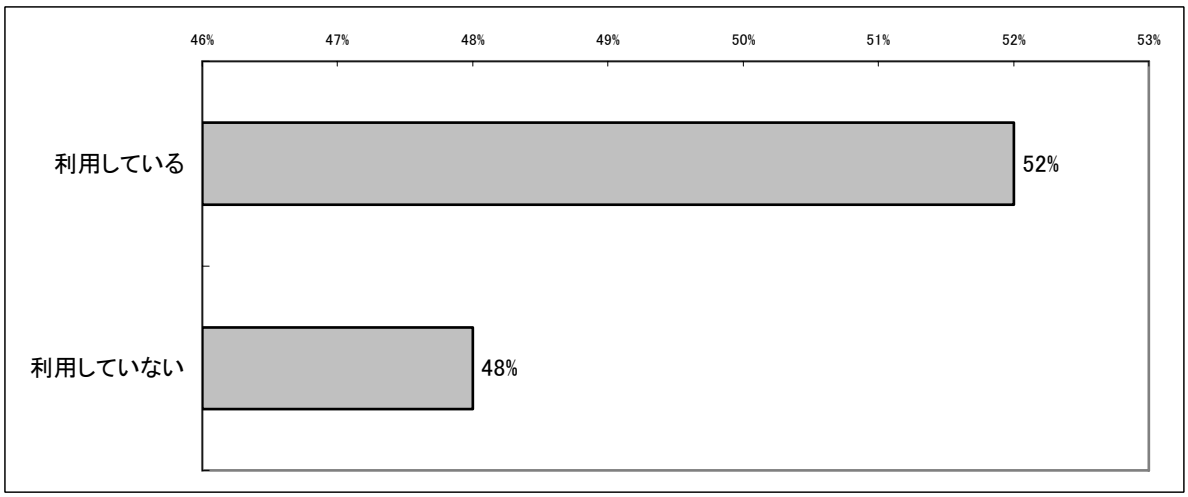

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

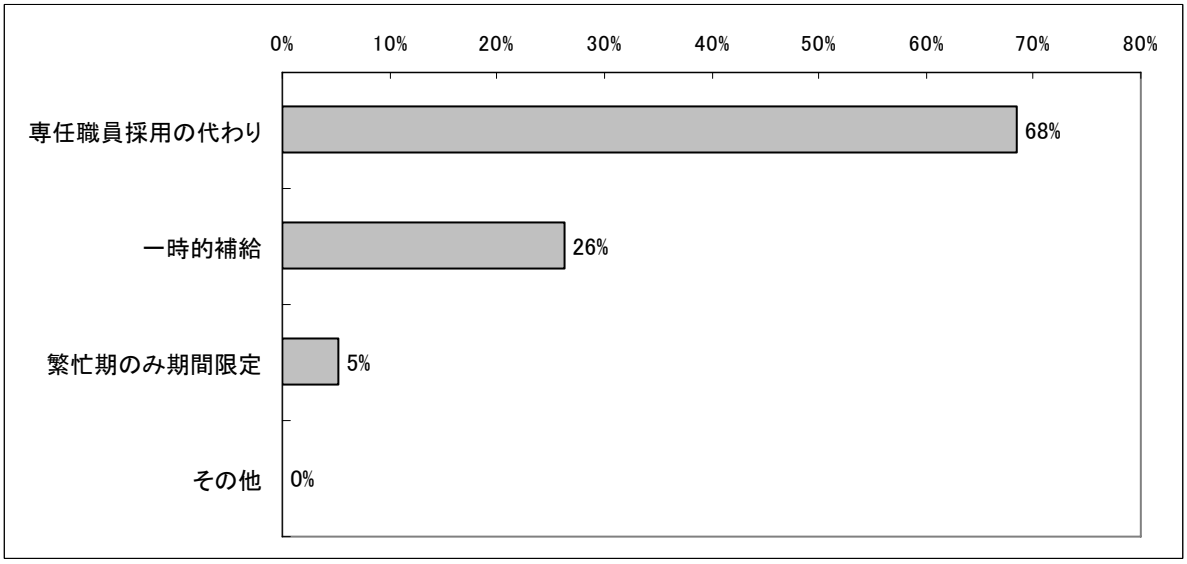

Q28

人件費削減のために、今まで取り組まれた削減方策がありましたら記入して下さい　(自由回答)

≪ 記入回答 ≫

・ 特別任用教員制度導入し、結果として早期退職となった
・ 早期退職優遇制度・本給引下げ、退職勧奨、雇用体系の多様化、55 歳昇給停止等
・ 理事を対象とした賞与算定基準から管理職手当を除外
・ 定年年齢をこえた理事については、賞与年間３ヶ月とし、実質年俸制とした。
・ 高年齢教職員と若手の切替・賞与支給率引下げ
・ 一定年齢で定昇・定給止め・更に定年の５年前位から俸給の切替（約 70%＝30%カット）
・ 定給年齢の引上げ
・ 給与改定・人員削減
・ アウトソーシングの活用・賞与の業績反映の徹底・学園間の人事異動

D　財務・経理関係

Q29

人件費について
ア）帰属収入に占める人件費比率は何％ですか　［人件費÷帰属収入］
イ）学生生徒等納付金に占める人件費依存率は何％ですか　［人件費÷学生生徒等納付金］

■　帰属収入に占める人件費比率「人件費/帰属収入」
40%～49%の学校法人が最も多く 10 法人（42%）、60%～69%が（25%）、70%～79%の法人が（17%）の順となっています。

*参考文献①　平成 15 年度短期大学の人件費比率の平均値は 59.7%です。

■　学生生徒等納付金に占める人件費依存率「人件費／学生生徒等納付金」
50～59%の学校法人が最も多く 6（25%）、次いで 100%以上の法人が（21%）などとなっています。

*参考文献①　平成 15 年度短期大学の人件費依存率の平均値は 75.7%です。

ア）帰属収入に占める人件費比率は何％ですか　［人件費÷帰属収入］

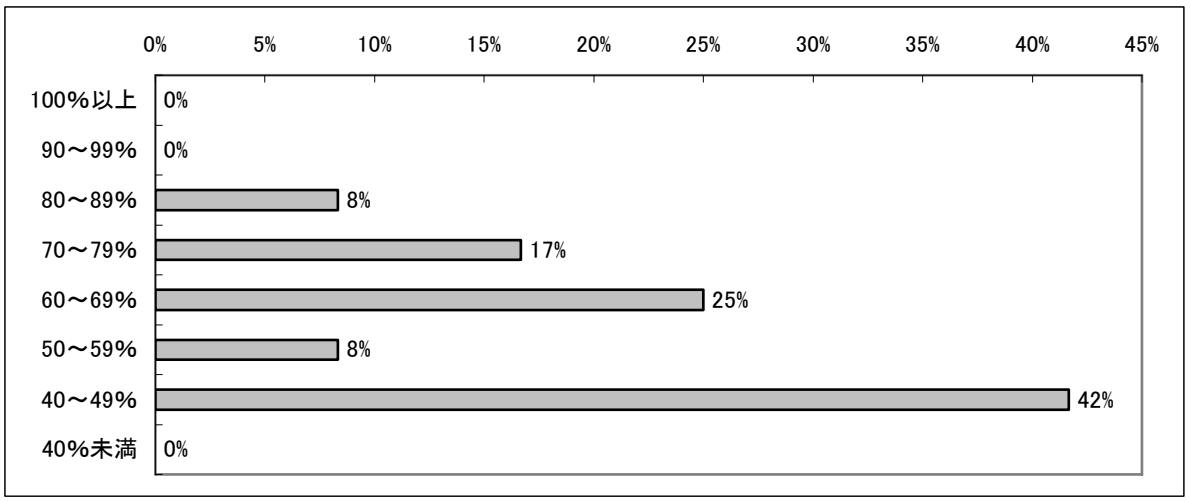

イ）学生生徒等納付金に占める人件費依存率は何%ですか　［人件費÷学生生徒等納付金］

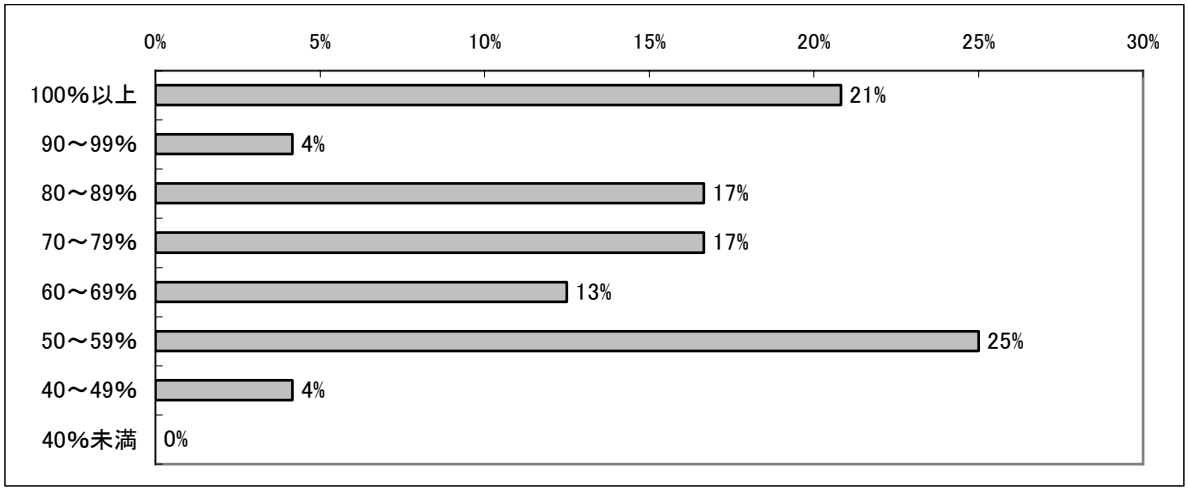

Q30

最近２年間で授業料の改定を行いましたか

■　最近 2 年間で授業料については、変更なしの学校法人が多数 22（88%）で、値上げした法人は（12%）となっております。

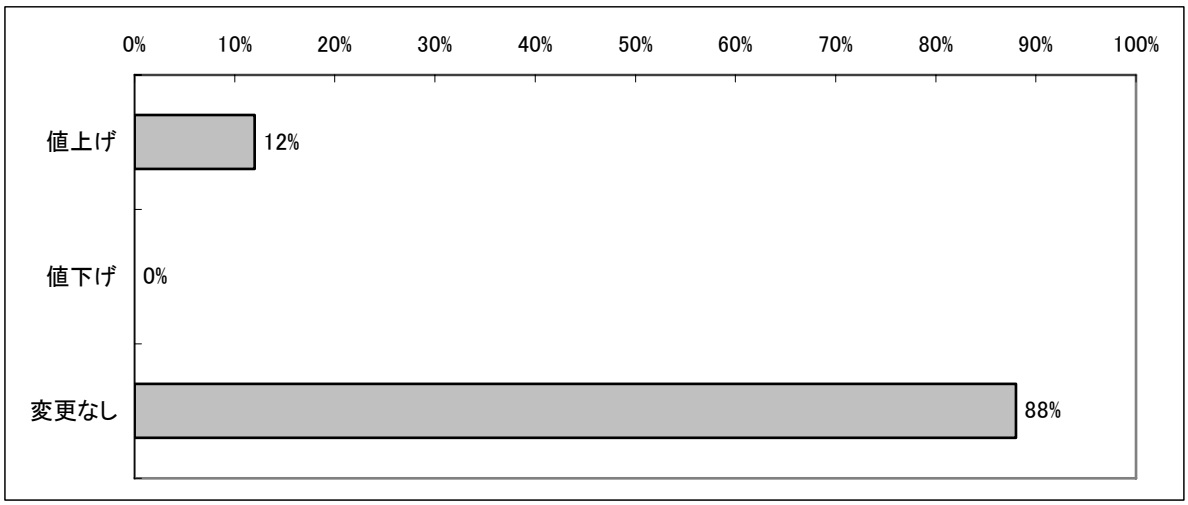

Q31

入学金・授業料の扱いについて
ア）入学辞退者に対して、入学金・授業料は返還していますか
イ）何らかの学納金返還請求がありましたか

■　入学辞退者に対して、授業料のみ返還の学校法人が最も多く 18（72%）、入学金・授業料とも全額返還の法人は（8%）です。

■　何らかの学納金返還請求があった学校法人は 6（25%）で、返還請求はなかった法人は（75%）でした。返還請求があった場合の件数では、1～5 件あった学校法人のみとなっております。

ア）入学辞退者に対して、入学金・授業料は返還していますか

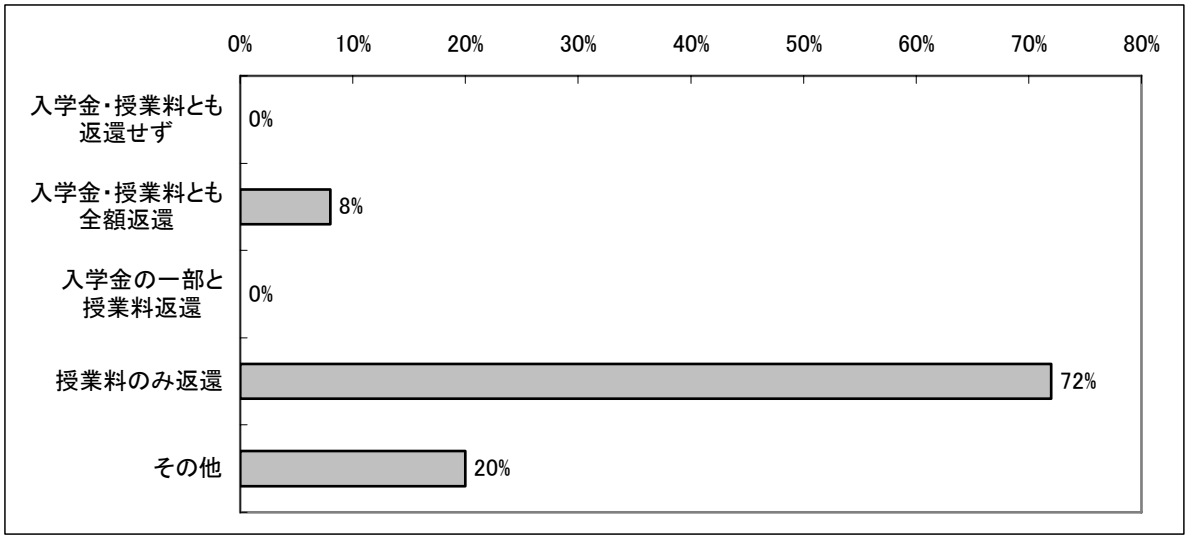

イ）何らかの学納金返還請求がありましたか

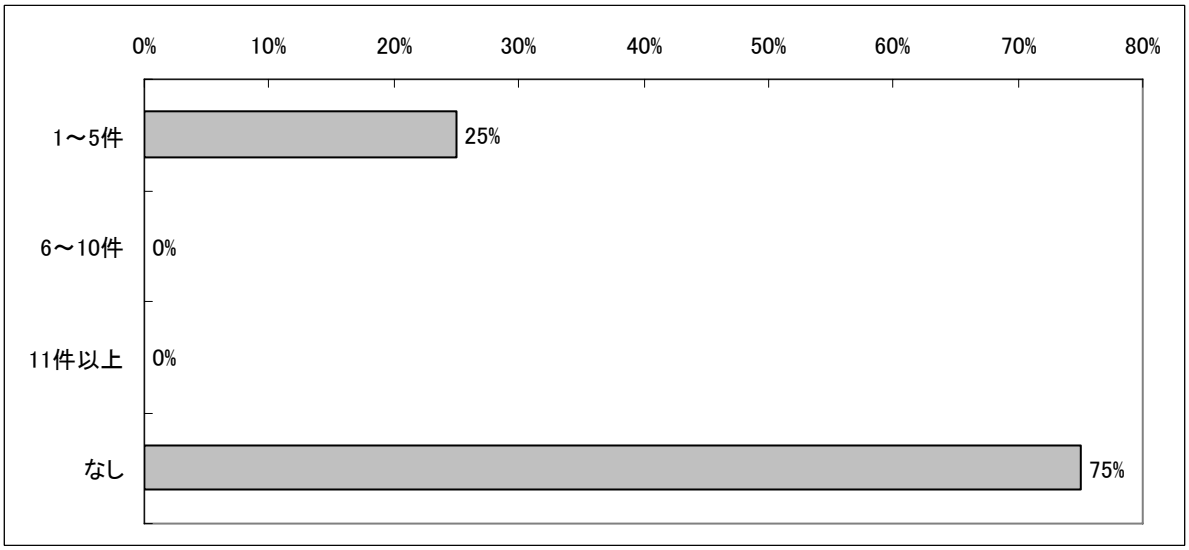

Q32

収益事業について
ア）収益事業を行っていますか
イ）行っていると回答した方へ、どのような収益事業を行っていますか

■　収益事業を行っている学校法人は（25%）で、検討中（13%)、行う予定のない法人は 15（63%）となっています。

■　収益事業を行っている場合の事業の種類は、物品販売業が最も多く（67%)、不動産貸付業（33%)、請負業（33%）など多岐にわたっております。

ア）収益事業を行っていますか

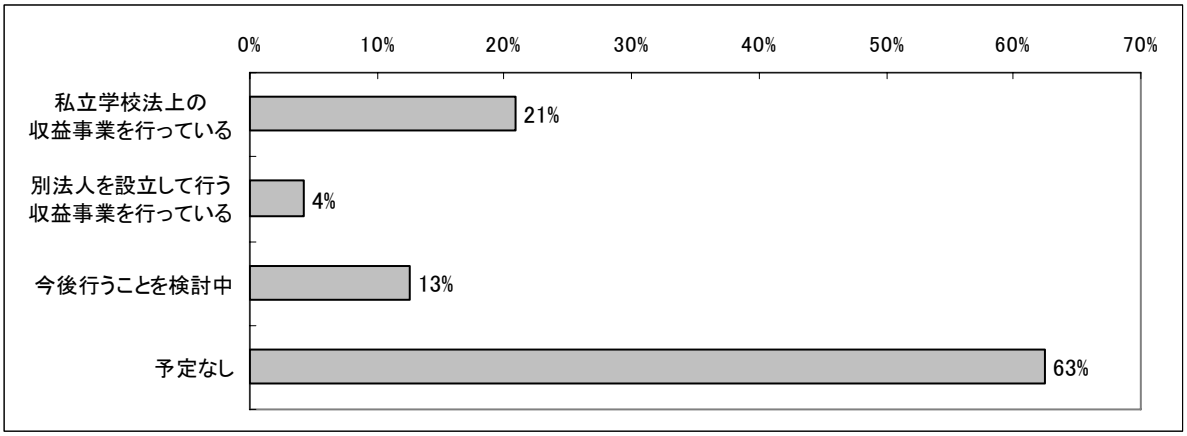

イ）行っていると回答した方へ、どのような収益事業を行っていますか　（複数回答可）

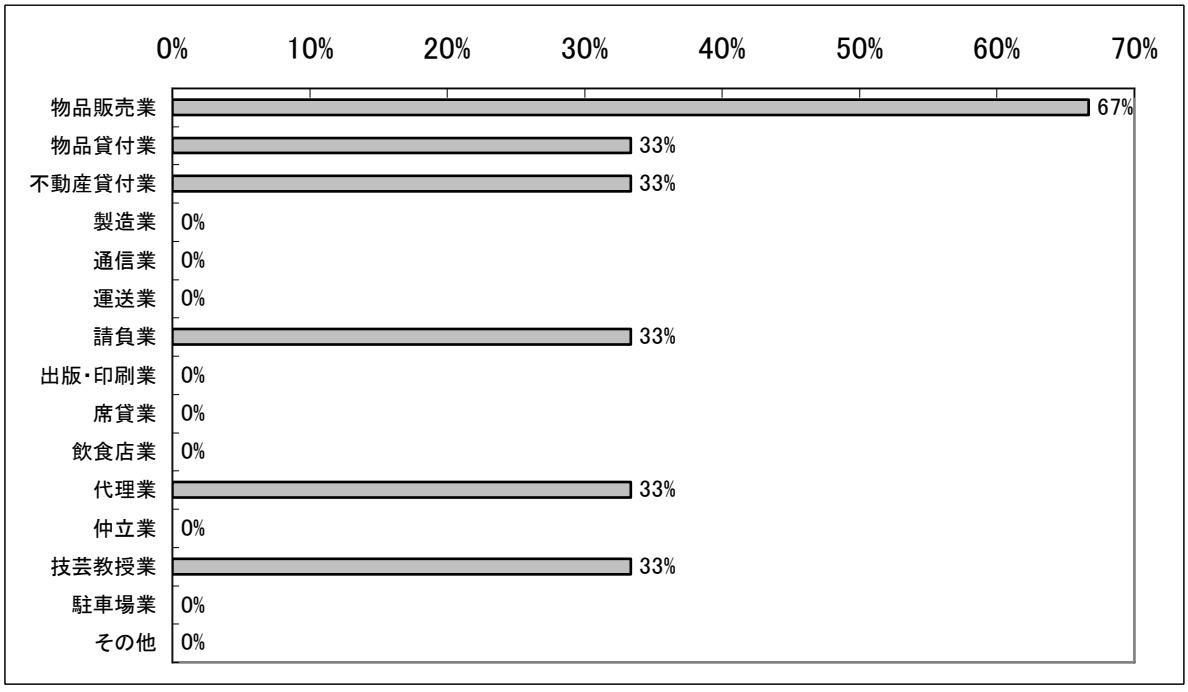

Q33

平成 15 年度の１年間に、どのようなものを対象に資金運用をしましたか

■ 資金運用方法については、銀行定期預金が最も多く（74%）で、国債・地方債（52%）、社債（30%）などの順となっております。

（※ 複数回答を各々1 法人とカウントしております。）

*参考文献④ 預金保険法に基づき、平成 17 年４月１日からペイオフ（預金などの払戻保証額を元本 1000 万円とその利息までとする措置）が全面解禁されています。今後は、短大においても、預金から債券への資金シフトが活発になることが予想されます。

≪ 資産運用の対象 ≫ （複数回答可）

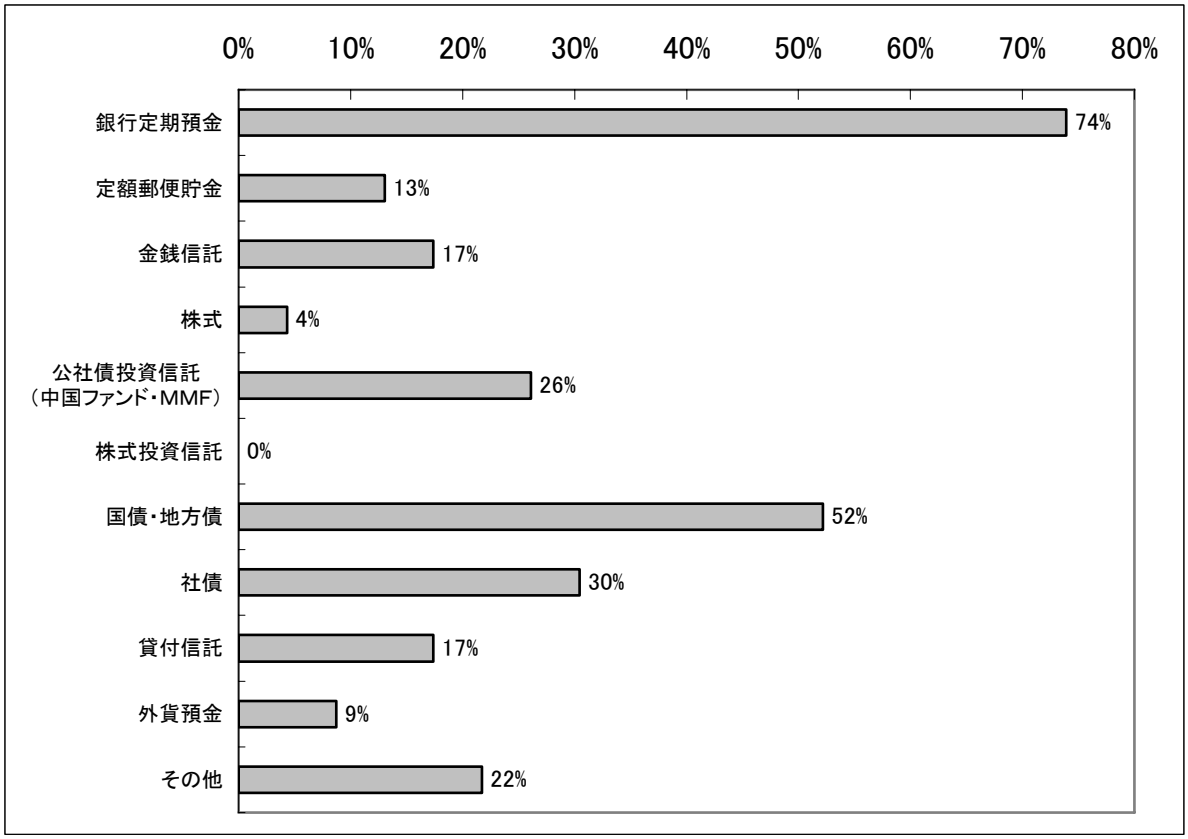

Q34

情報公開について
ア）財務公開の状況はどうですか
イ）公開していると回答した方へ、どのような方法で公開していますか
ウ）情報公開の実施項目について

■　財務公開をしていない学校法人はありません。

■　財務情報の公開の方法は、学内報、閲覧各々14（58%）、ホームページ（17%）の順となっております（複数回答は各々1法人とカウントしております)。

■　情報公開の実施項目は、短大の沿革・組織・教育理念（100%）、学生数（92%）就職状況、教育方針・内容各々（88%）、入試状況、最新の話題・行事等情報提供各々（75%）、など多岐にわたっております。
（※ 複数回答は各々1法人とカウントしております。）

*参考文献④　学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、それを閲覧に供することが義務付けられました。（私立学校法 47 条）

ア）財務公開の状況はどうですか

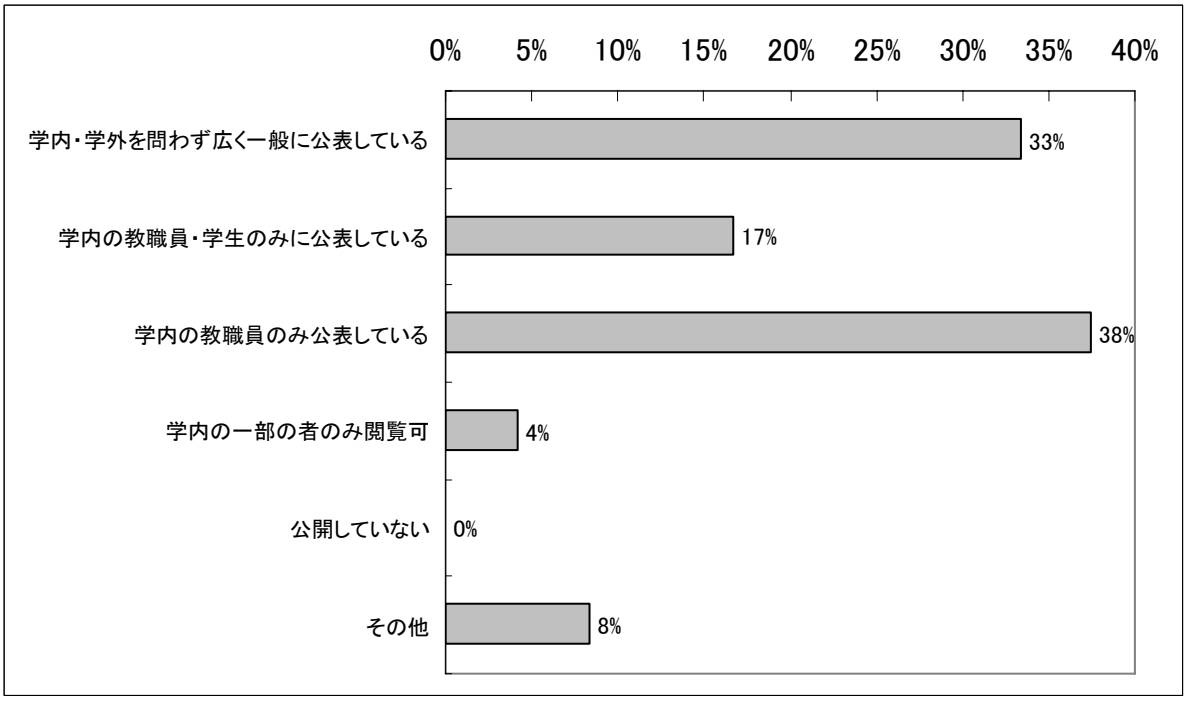

イ）公開していると回答した方へ、どのような方法で公開していますか　（複数回答可）

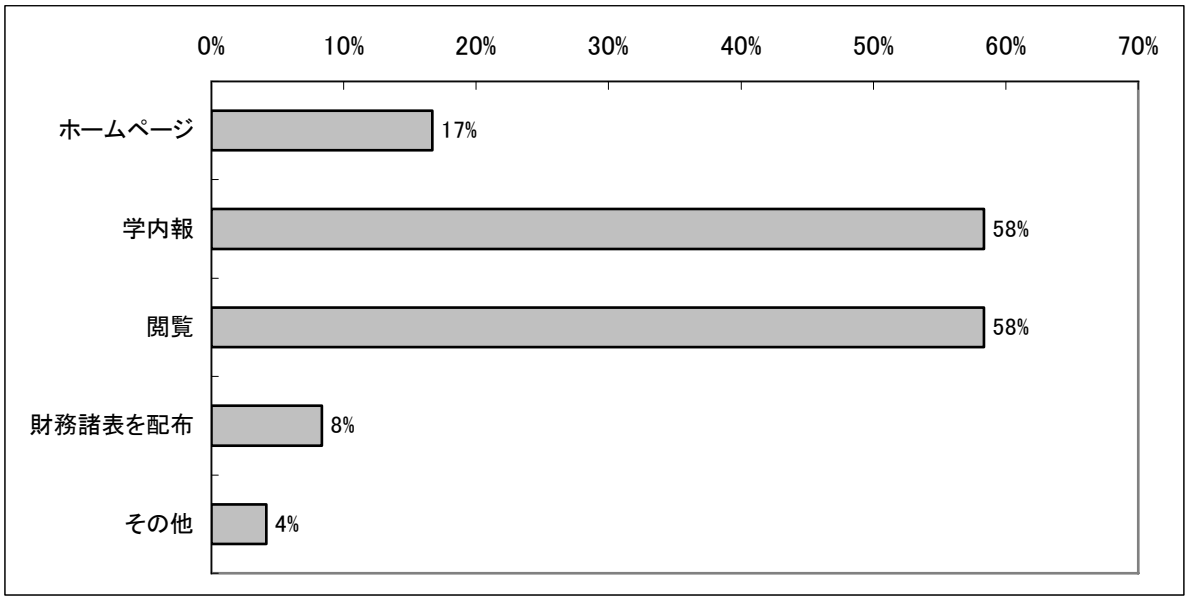

ウ）情報公開の実施項目について　（複数回答可）

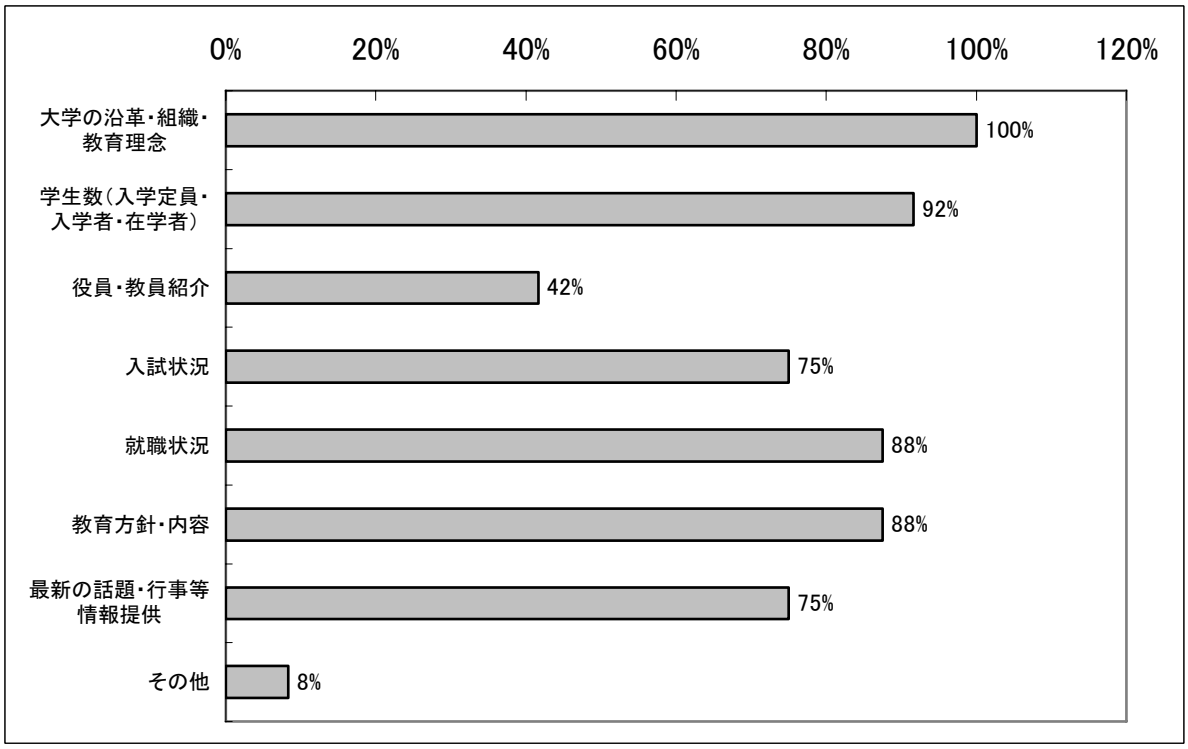

Q35

第三者評価制度への取組み状況について

■　検討委員会を設置している学校法人は（38%）、検討中（54%）などこれからの対応という学校法人が多いと思われます。

*参考文献④　私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、７年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第 69 条の 3、同法第 70 条の 10）

≪ 第三者評価制度への取組み状況 ≫

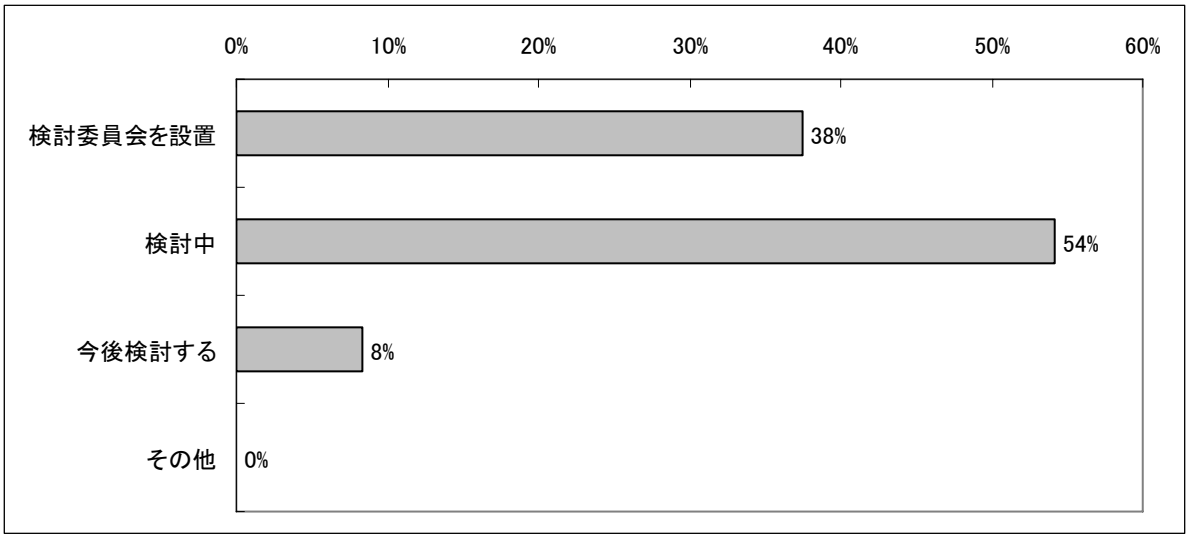

高　校　編

A　法人の種類・規模

Ｑ１

設置する学校について（設置学校の種類）

■　79 高等学校法人が設置する学校数は、高等学校 83 校、中学校 44 校、小学校１２校、幼稚園 29 校、専門学校 21 校、その他 4 校ですので、単純平均的には、1 高等学校法人は、1 高等学校を設置している他に、中学校は１／２校、幼稚園は 1／3 校を設置していることとなります。

なお、集計にあたっては、該当設置学校種別に○印を付し（　）内に設置学校数未記入の場合は１校を設置しているものとみなしカウントしております。）

≪ 高等学校法人の設置学校種別学校数 ≫　　（高等学校法人：79）

設置数	１校	２校	３校	４校	５校	無記入	合計	設置学校数	構成比
高等学校	62	4	0	0	0	13	79	83	43%
中学校	31	2	0	0	0	9	42	44	23%
小学校	10	0	0	0	0	2	12	12	6%
幼稚園	18	3	0	0	0	5	26	29	15%
専門学校	6	3	0	1	1	0	11	21	11%
その他	0	0	1	0	0	1	2	4	2%
計	127	12	1	1	1	30	172	193	100%

Q２

主たる事務所の所在地について

■　79 高等学校法人の主たる事務所の所在地についてみてみますと、近畿 25%、九州・沖縄 18%、関東 15%、東海、中国各々13%などの順となっております。

*参考文献④　学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（私立学校法 27 条）

≪ 主たる所在地 ≫

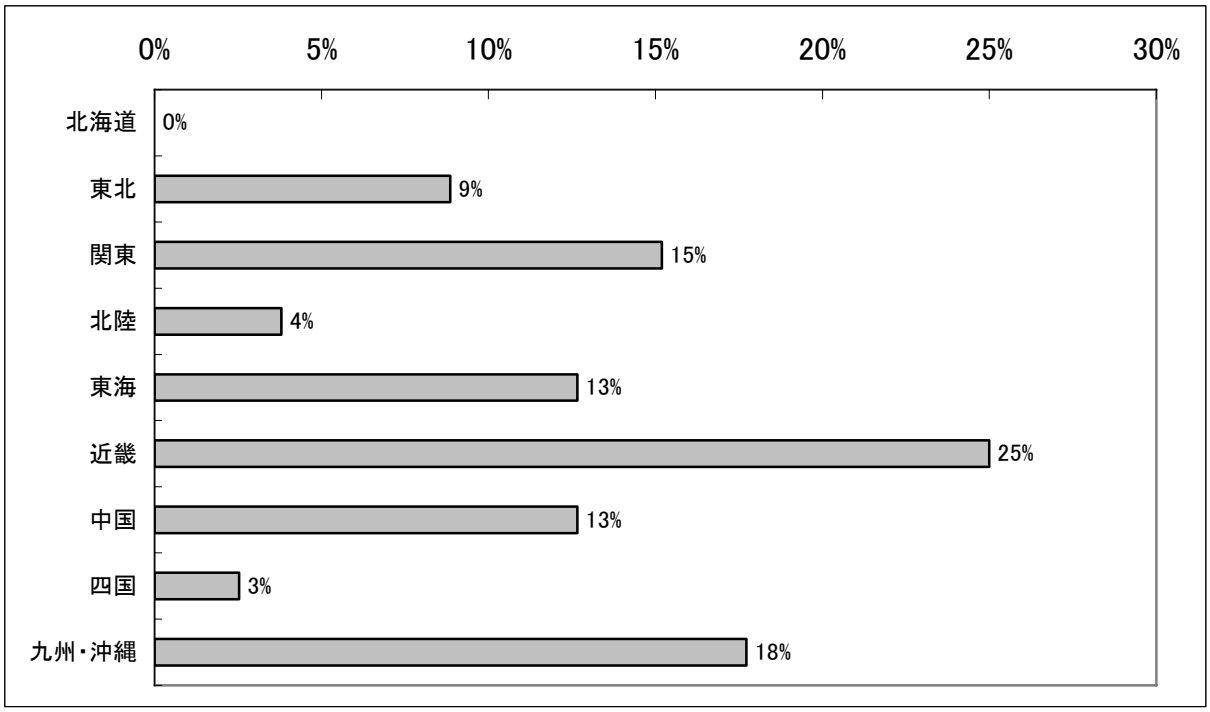

Ｑ３

法人の専任職員は何人ですか

■　副理事長から専務理事についてみると、いずれかの役職者を配置している学校法人は 43 法人（54%）で、配置役職 1 の法人（副理事長から専務理事のうち、配置人数を問わずいずれか 1 の役職者を置いている法人をいう）33（42%)、同 2 の法人 9（11%)、同 3 の法人 1（1%)となっています。

■　役職名別でみた場合は、常勤理事を配置している法人は 19（36%）で、常務理事は 18 法人（34%）などとなっています。

（※ この場合、1 法人で常務、専務など複数配置の場合は各々1 法人としてカウントしております)

≪ 法人の専任職員数 ≫　　（設置校の職員と兼任の場合は、ここには含まない）

項　目	理事長		理事長補佐		常務理事		常勤理事		専務理事	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
1 人	7	100%	1	100%	16	89%	11	58%	6	86%
2 人	0	0%	0	0%	1	6%	2	11%	1	14%
3 人	0	0%	0	0%	1	5%	3	16%	0	0%
4 人	0	0%	0	0%	0	0%	1	5%	0	0%
5 人	1	0%	0	0%	0	0%	2	10%	0	0%
6 人	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	8	100%	1	100%	18	100%	19	100%	7	100%

≪ 役職名別グラフ ≫

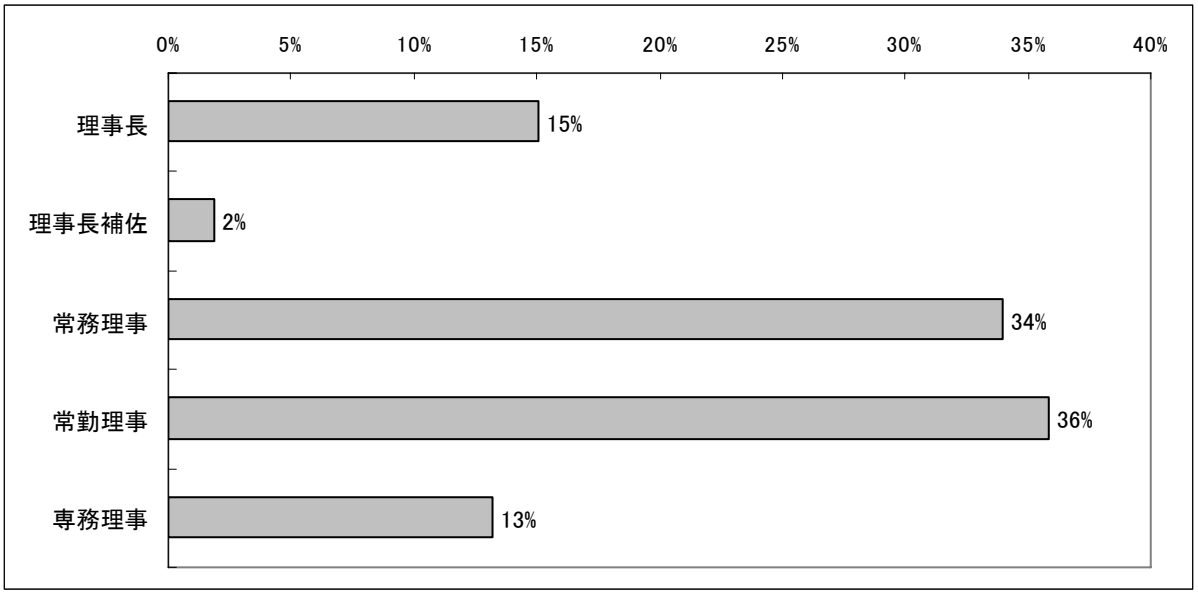

≪ 配置役職数別グラフ ≫

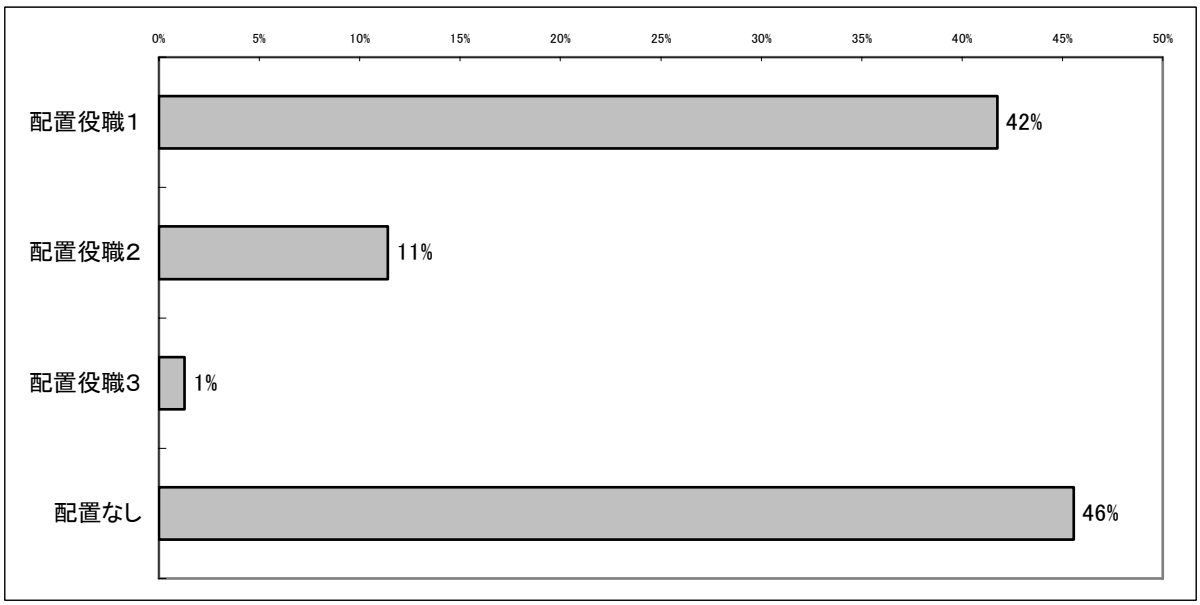

≪ その他法人専任職員 ≫

■ その他法人専任職員については、1 人を配置している学校法人が最も多く 6 法人（30%）、2 人配置が 3 法人（15%）などとなっています。

項　目	法人数	構成比
1 人	6	30%
2 人	3	15%
3 人	1	5%
4 人	2	10%
5 人	2	10%
6 人	2	10%
7 人	0	0%
8 人	0	0%
9 人	2	13%
10 人	0	0%
10 人以上	2	13%
計	20	100%

B 管 理 機 関

Q４

理事について
ア）理事は何人ですか
イ）理事の任期は何年ですか
ウ）学外常勤理事（現に当該学校法人の教職員でない者）を
　　任用していますか

■　理事の数は、5 人～10 人とする学校法人が多数 68（86%）で、次いで 11～15 人が（13%）などとなっています。

■　理事の任期は、4 年とする学校法人 48（61%）で、3 年が（23%）、2 年が（13%）などとなっています。

■　学外常勤理事の任用については、多数 51（67%）の学校法人で任用しておりません。任用している学校法人は25(33%)で、任用数は１人が最も多く 13法人(52%)となっております。

*参考文献③　役員（理事・監事）の任期について規定のあるもの 99.8%、うち任期 4 年 59%、3 年 27.2%、2 年 10.4%、 1 年 0.0%、その他 3.4%

*参考文献④　学校法人には役員として理事 5 人以上及び監事 2 人以上を置かなければならない（私立学校法 35 条）。
改正私立学校法で「理事の定数、任期、選任及び解任の手続きについては各学校法人の寄附行為で定める（同 30 条）」となりましたので、理事数、任期、選任、解任手続きなどにつき寄附行為の定めにより現在とは異なったものになります。
又、学外常勤理事の任用についても義務付けがされましたので異なるものとなります。

ア）理事は何人ですか

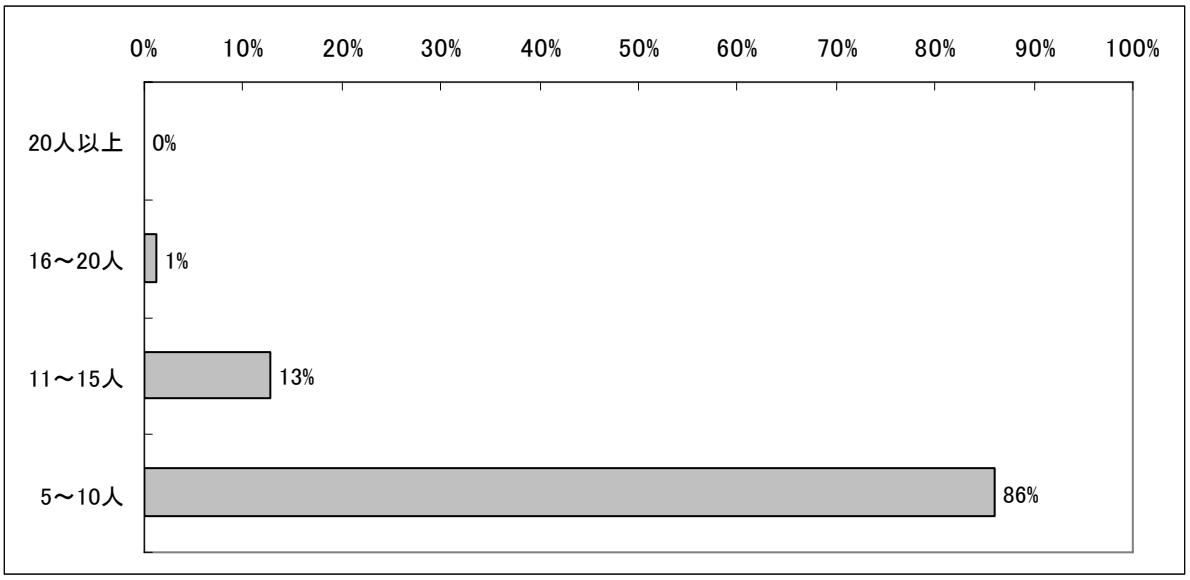

イ）理事の任期は何年ですか

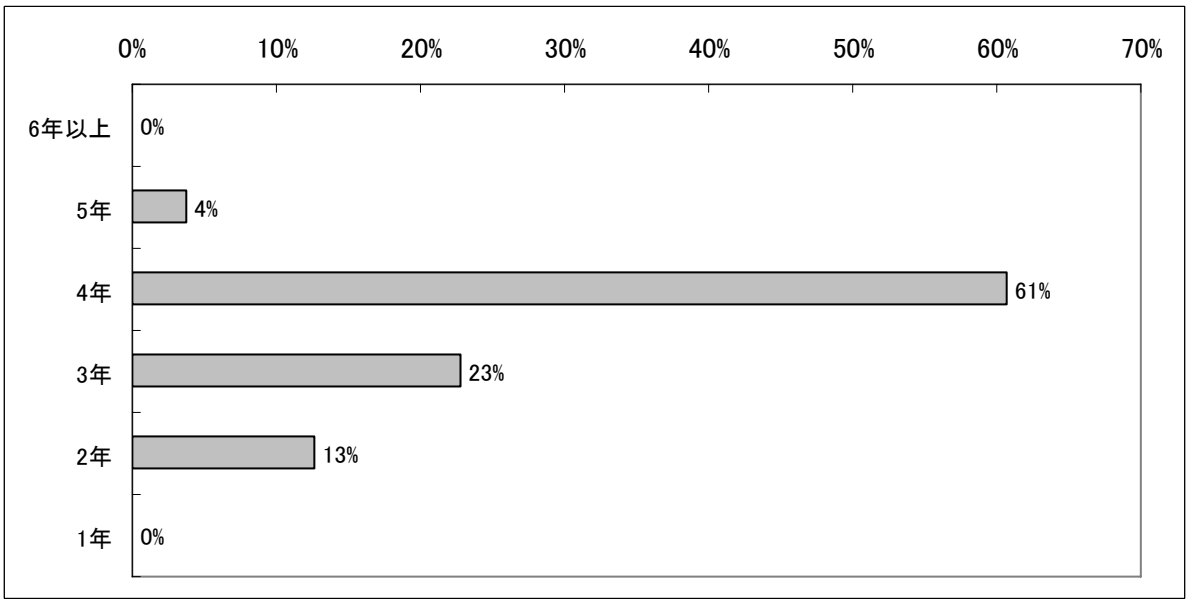

ウ）学外常勤理事（現に当該学校法人の教職員でないもの）を任用していますか

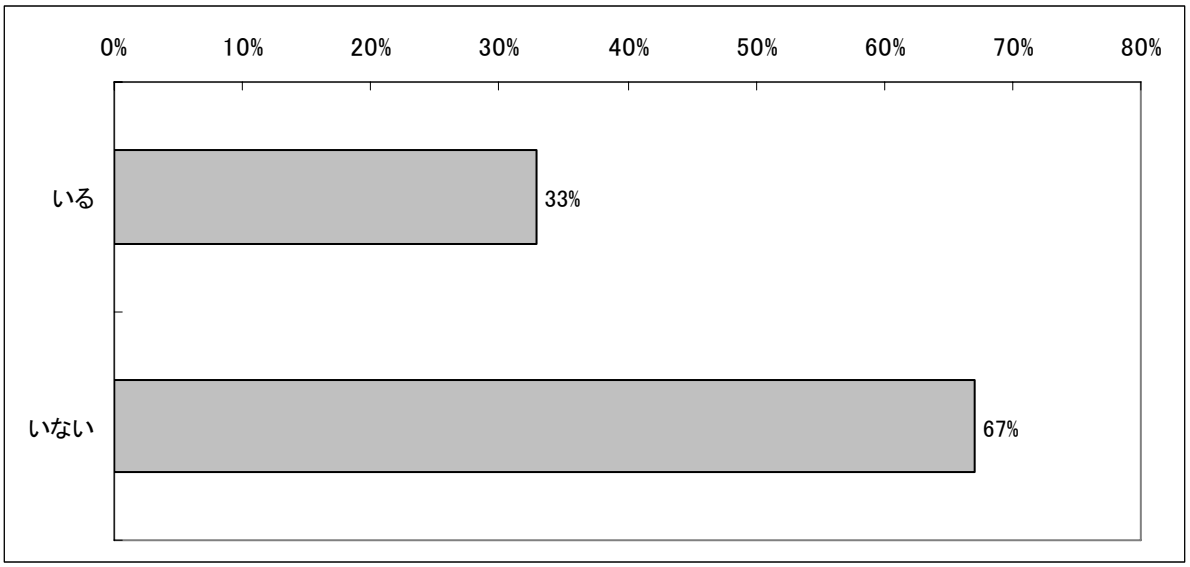

※　学外常勤理事を任用している場合は何人ですか

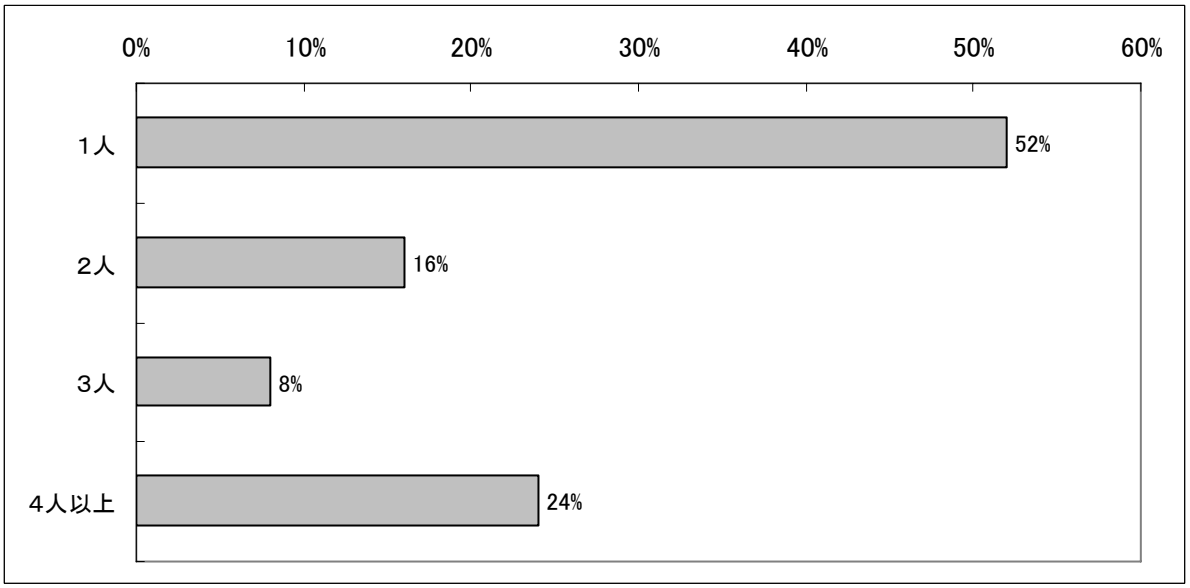

Q５

理事の選任について、選任方法及び各理事の人数をお書き下さい
ア）学長（校長）理事
イ）評議員のうちから選任された理事
ウ）学識経験者理事
　ⅰ）選任対象
　ⅱ）選任方法

■　学長（校長）理事

学長（校長）理事人数は、1 人とする学校法人が 51（77%）で最多となっています。

選任方法は､1 人又は一部の学長(校長)が理事になる学校法人が過半数 35(53%)で、学長（校長）全員が理事になるものは（45%）となっています。

*参考文献③　1 人又は 1 部の校長が理事となるもの・・・72.6%
校長全員が理事となるもの・・・27.4%

■　評議員理事

評議員理事人数は、3 人とする学校法人が 25（35%）で 4 人以上が 23（32%）となっています。

選任方法は、評議員の互選による者が理事になる学校法人が多数 47（65%）で、評議員会で選挙された者（15%)、寄附行為で選任基準を定めるものは（8%）となっています。

*参考文献③　評議員の互選によるもの・・・55.5%、
評議員会で選挙するもの・・・32.1%
寄附行為で選任権者を定めるもの・・・20.5%
寄附行為で選任基準を定めるもの・・・9.0%

■　学識経験者理事

学識経験者理事人数は、3 人とする学校法人が 19（26%)、2 人とする法人 18（24%)、4 人とする法人 15（20%）と、2 人から 4 人の学校法人が 70%を占めております。

選任の対象は、学識経験者を選任対象とする学校法人が 67（85%）で最多となっています。(複数回答可)

選任の方法は、理事の選任とする学校法人が（41%）で、理事会で選挙するもの（23%)、理事会の議を経て理事長の指定する者（19%）となっています。

ア）学長（校長）理事

項　　目	１人		２人		３人		４人以上		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
学長（校長）全員が理事になる	18	60%	8	27%	4	13%	0	0%	30	100%
１人又は一部の学長（校長）が理事になる	32	91%	2	6%	0	0%	1	3%	35	100%
そ　の　他	1	100%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
計	**51**	**77%**	**10**	**15%**	**4**	**6%**	**1**	**2%**	**66**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫

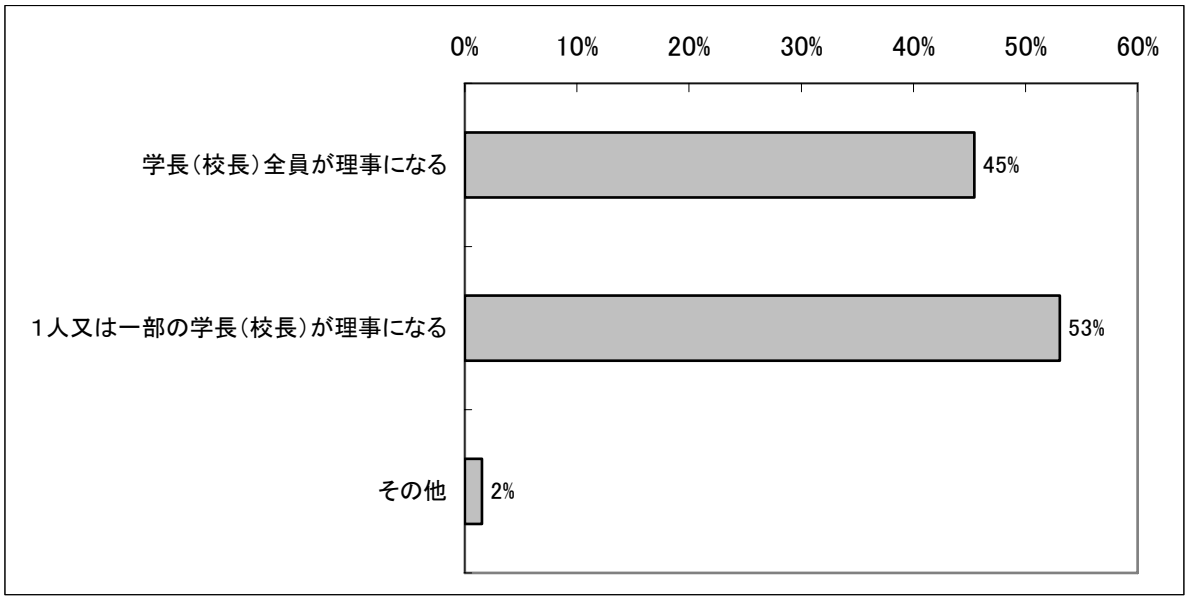

≪ 人数別グラフ ≫

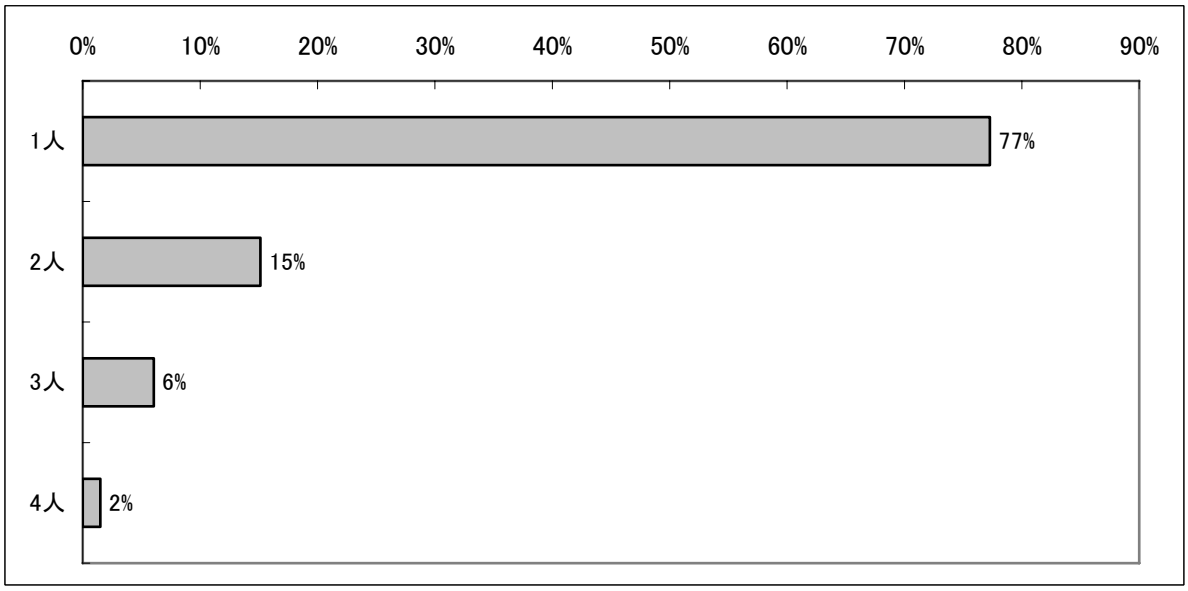

イ）評議員のうちから選任された理事

項　　目	１人		２人		３人		４人以上		計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
評議員会で選挙された者	1	9%	3	27%	3	28%	4	36%	11	100%
評議員の互選による者	8	17%	12	26%	15	32%	12	25%	47	100%
寄附行為で選任権者を定める	0	0%	0	0%	2	50%	2	50%	4	100%
寄附行為で選任基準を定める	0	0%	0	0%	3	50%	3	50%	6	100%
その他	0	0%	0	0%	2	50%	2	50%	4	100%
計	**9**	**13%**	**15**	**21%**	**25**	**35%**	**23**	**31%**	**72**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫

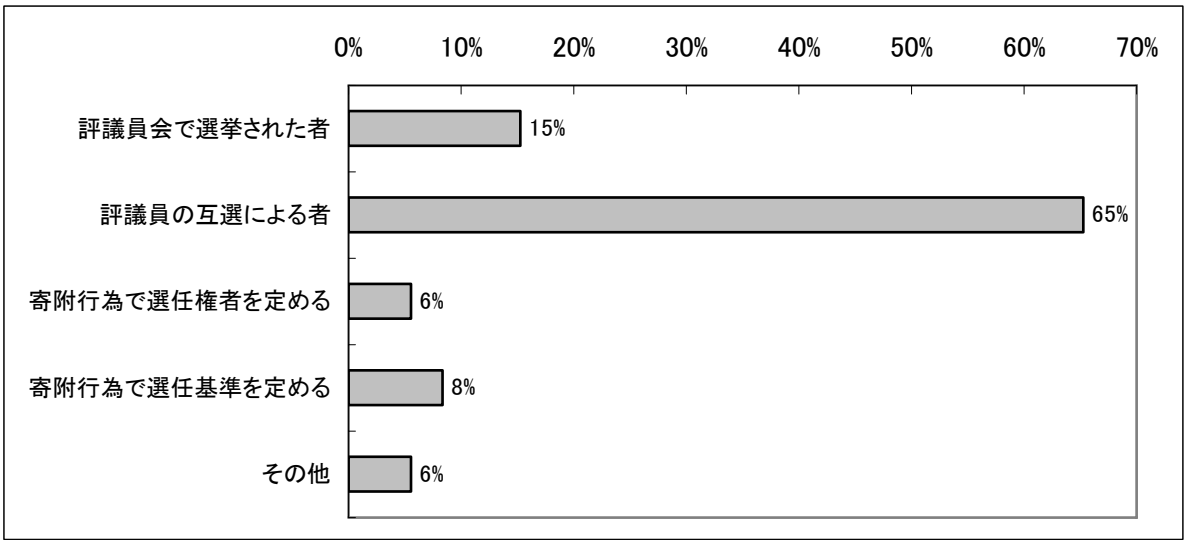

≪ 人数別グラフ ≫

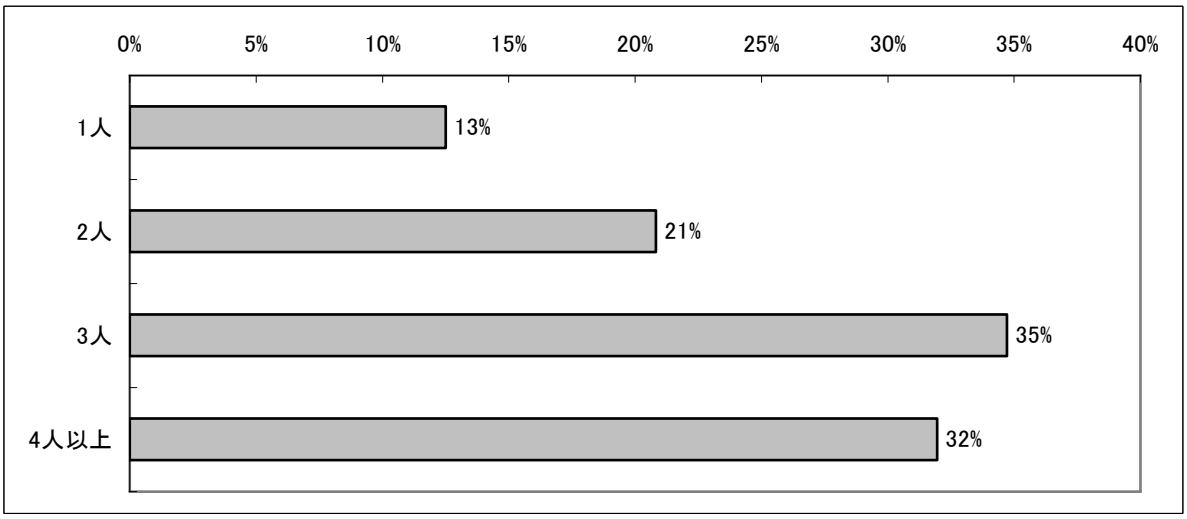

ウ）学識経験者理事

項　　目		理事会で選挙	理事の選任	評議員会で選ぶ	評議員会の推薦した者のうちより理事会が決定	理事会の議を経て理事長の指定する者	寄附行為で基準を定め自動的に理事となる	その他	合計
１人	法人数	3	4	1	1	0	0	0	9
	構成比	33%	44%	11%	12%	0%	0%	0%	100%
２人	法人数	7	4	1	1	5	0	0	18
	構成比	39%	22%	6%	6%	27%	0%	0%	100%
３人	法人数	4	8	1	2	3	1	0	19
	構成比	21%	42%	5%	11%	16%	5%	0%	100%
４人	法人数	2	9	1	1	2	0	0	15
	構成比	13%	60%	7%	7%	13%	0%	0%	100%
５人	法人数	1	2	0	1	3	0	1	8
	構成比	12%	25%	0%	13%	38%	0%	12%	100%
６人	法人数	0	1	0	0	0	0	0	1
	構成比	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
７人	法人数	0	2	1	0	1	0	0	4
	構成比	0%	50%	25%	0%	25%	0%	0%	100%
８人	法人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
９人	法人数	0	1	0	0	0	0	0	1
	構成比	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
１０人以上	法人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	**法人数**	**17**	**31**	**5**	**6**	**14**	**1**	**1**	**75**
	構成比	**23%**	**41%**	**7%**	**8%**	**19%**	**1%**	**1%**	**100%**

≪ 項目別グラフ ≫　（複数回答可）

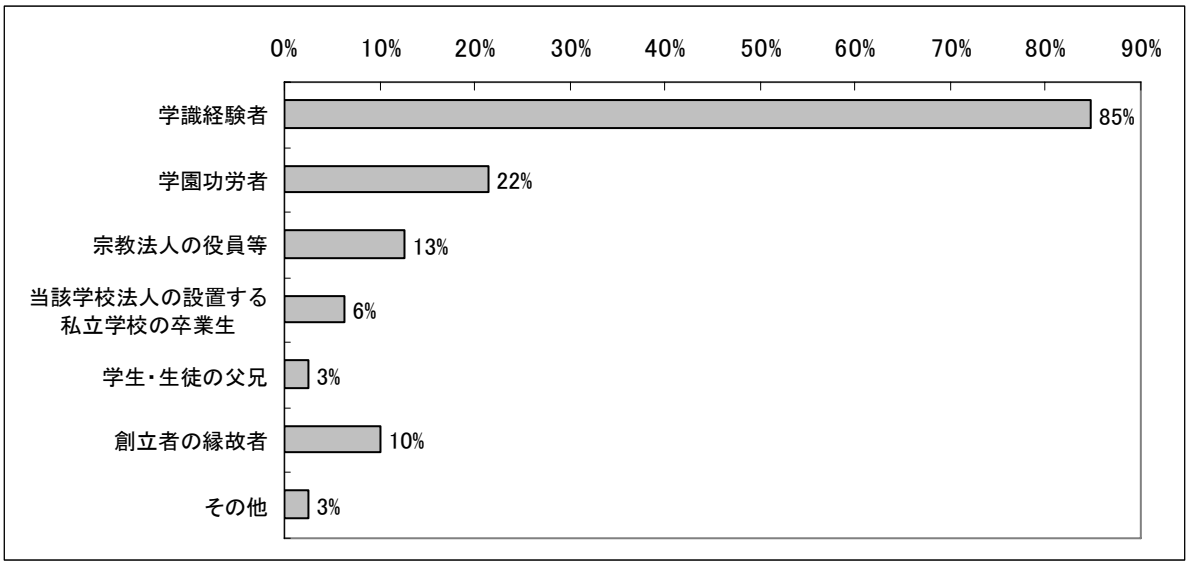

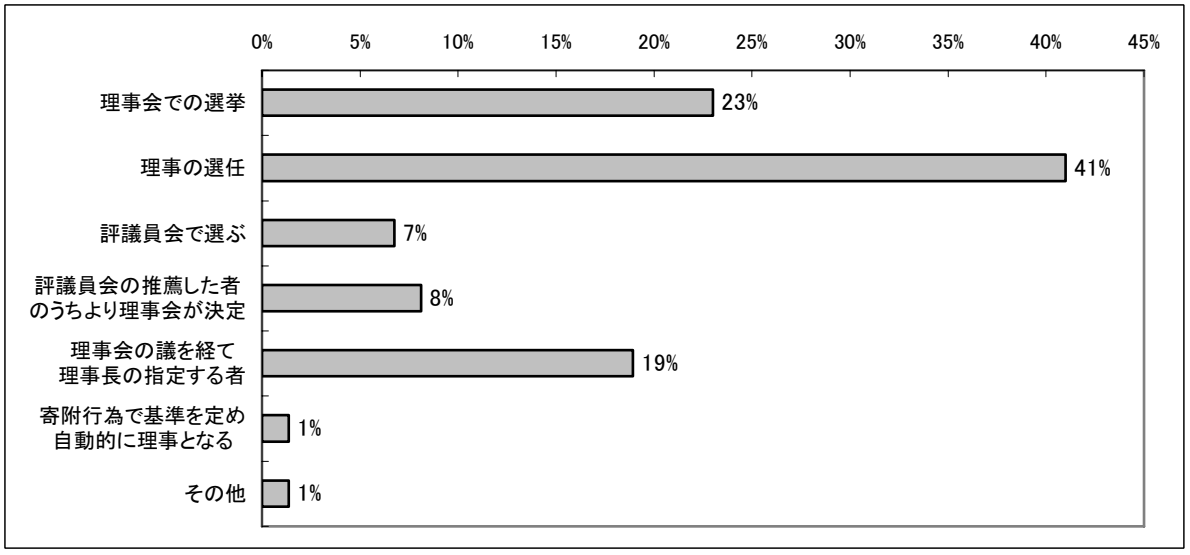

≪ 人数別グラフ ≫

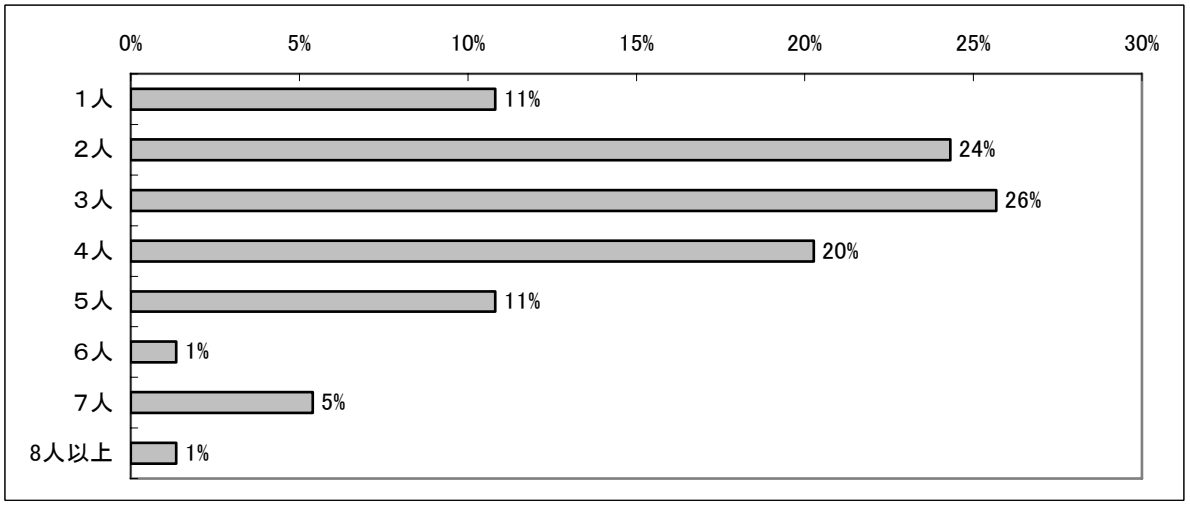

Q６

理事長について
ア）理事長の選任方法について
イ）理事長の任期について

■　理事長の選任方法については、理事会の選任によるとする学校法人が 39（50%）で、理事の互選によるものは（45%）となっております。

■　理事長の任期については、特に規定をしていない法人が 43（58%）となっております。又、任期を規定している場合の任期は、4 年が（57%）、3 年が（23%）、2 年が（20%）の順となっております。

*参考文献③　理事の互選 63.6%、理事会の選挙 28.5%、その他 7.9%

*参考文献④　理事長に関する規定が改正され、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する。（私立学校法 37 条）
代表権は寄附行為の特段の定めのない限り理事長のみが代表権をもち、登記簿にも理事長のみを代表権者として記載することになります。

ア）理事長の選任方法について

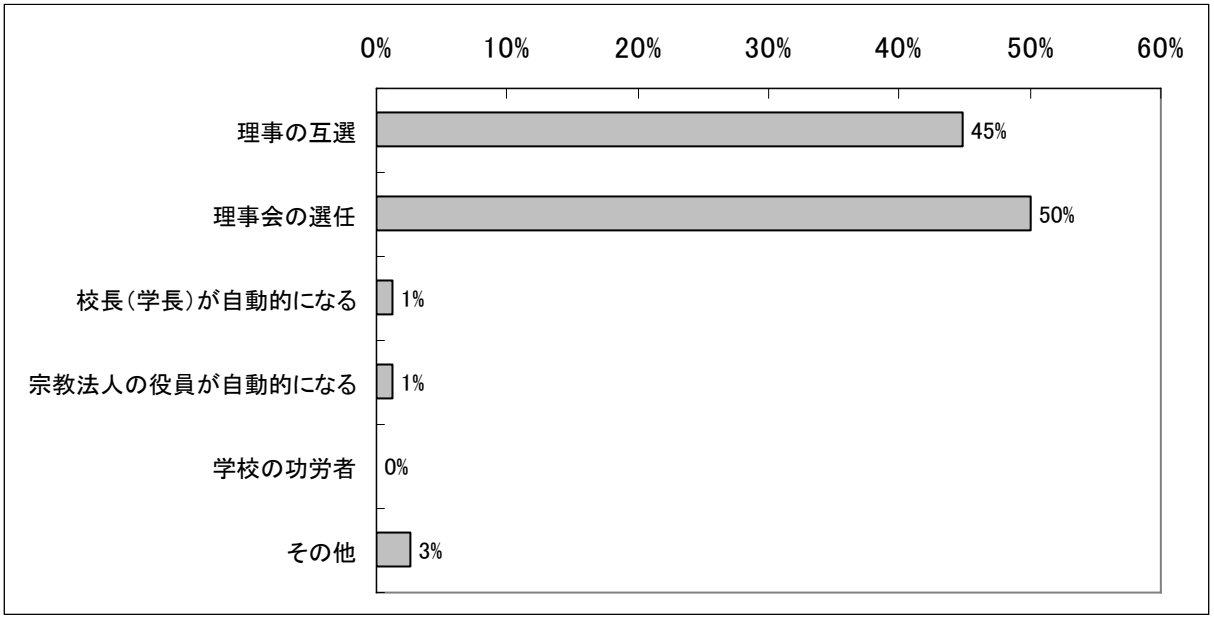

イ）理事長の任期について

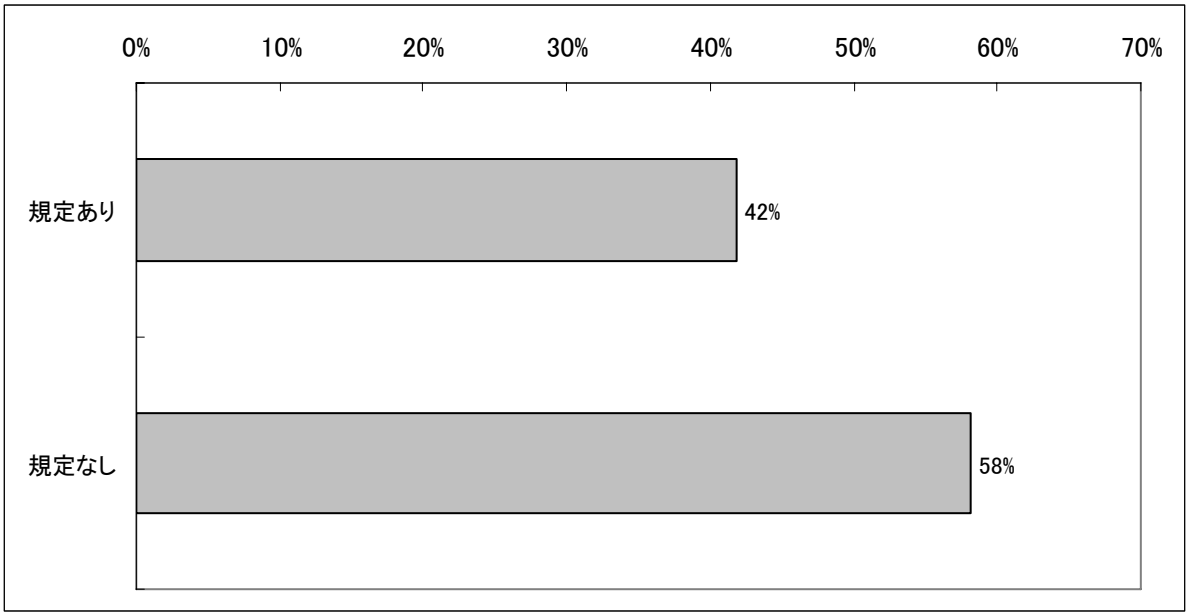

※ 任期がある場合の年数

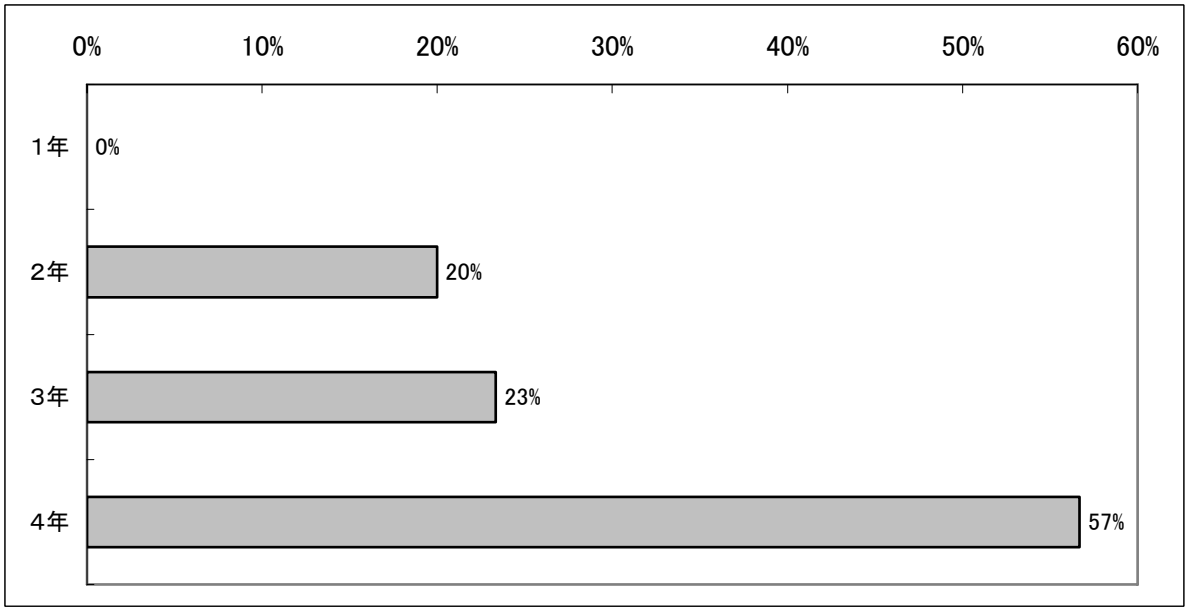

Q７

理事会について
ア）理事会の開催状況について（平成 15 年度）
イ）理事会の議長

■　理事会の開催状況（15 年度）は、4～5 回開催している学校法人が 29（39%）で最多となっています。
■　理事会の議長は、理事長が議長となる学校法人がほとんどです（97%）。
（※ 複数回答を含むものです）

*参考文献④　理事会については学校法人の業務に関する決定機関として理事会を置く（私立学校法 36 条）。と、学校法人の意思決定機関として明記されました。又、理事長が議長になることになりますので現在とは異なってまいります。

ア）理事会の開催状況について（平成 15 年度）

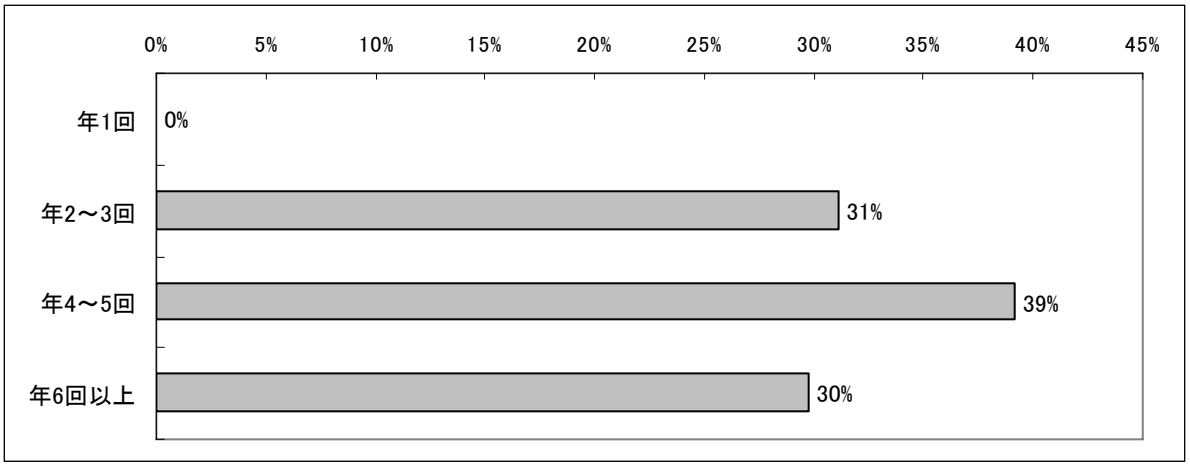

イ）理事会の議長

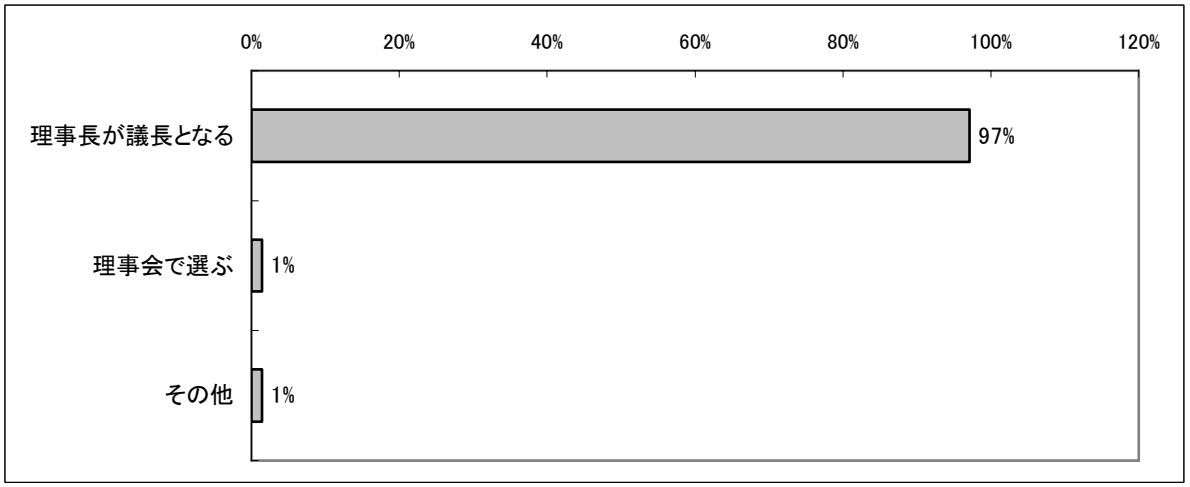

Q８

監事について
ア）監事は何人ですか
イ）監事の任期は何年ですか
ウ）常勤監事を任用していますか
エ）監事の選任方法について

■　監事の人数は、2 人の学校法人がほとんどです 72（97%）。

■　監事の任期は、４年とする学校法人が 47（61%）で最多となっております。

■　常勤監事の任用については、全ての学校法人で任用されておりません。

■　監事の選任方法については、理事会で選任する学校法人が 34（44%）、評議員会で選任（31%）、評議員会の推薦した者のうちより理事会が決定（10%）などとなっています。

*参考文献③　監事の選任方法は　評議員会の意見を聞いて理事会で選任・・・56.6%
評議員会で選任・・・23.5%
理事会で選任・・・17.1%
その他・・・2.8%

*参考文献④　監事は評議員会の同意を得て理事長が選任する、任期、解任手続きについては学校法人の寄附行為により定められる（私立学校法 38 条、30 条）と私立学校法が改正されましたので，寄附行為の定めにより現在とは異なってきます。
又、監事の人数は 2 人以上置くこと、その選任にあたっては現に当該学校法人の役員、又は職員でないものが含まれるようにしなければならない（私立学校法 35 条、38 条）こととなりましたのでこの点についても異なります。

ア）監事は何人ですか

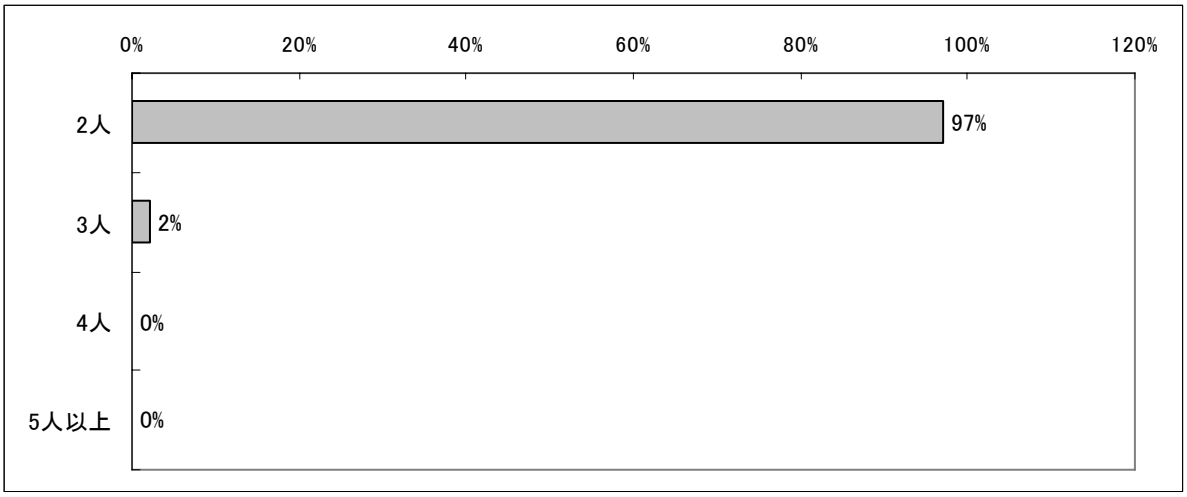

イ）監事の任期は何年ですか

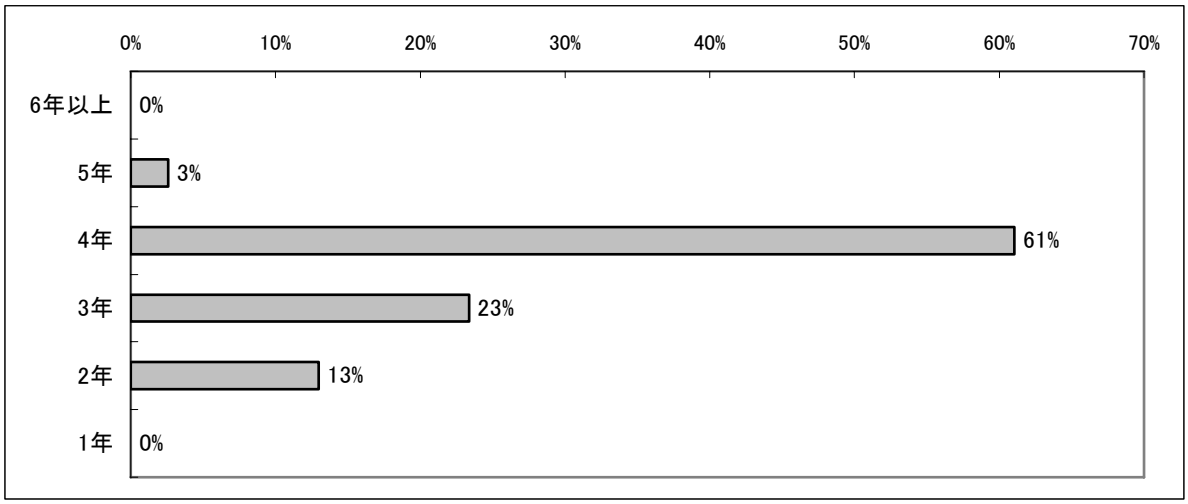

ウ）常勤監事を任用していますか

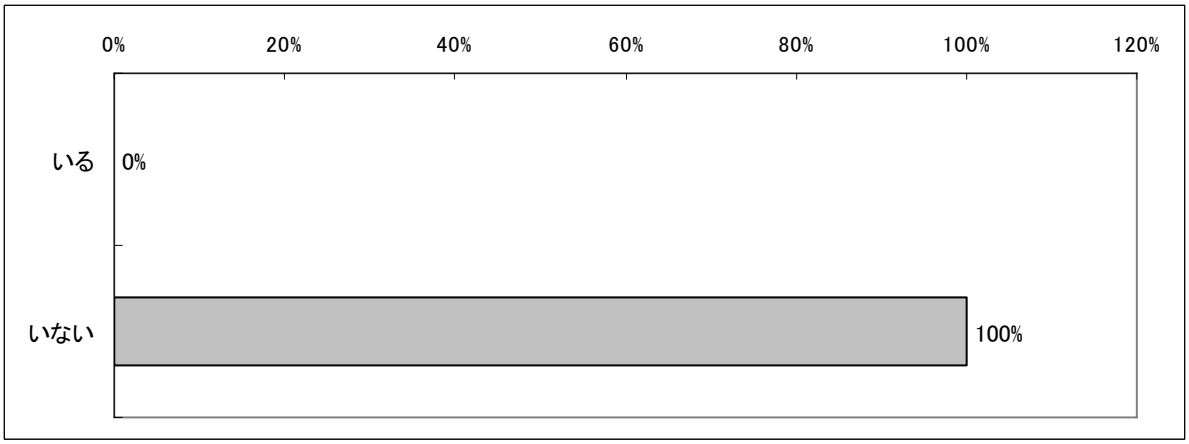

エ）監事の選任方法について

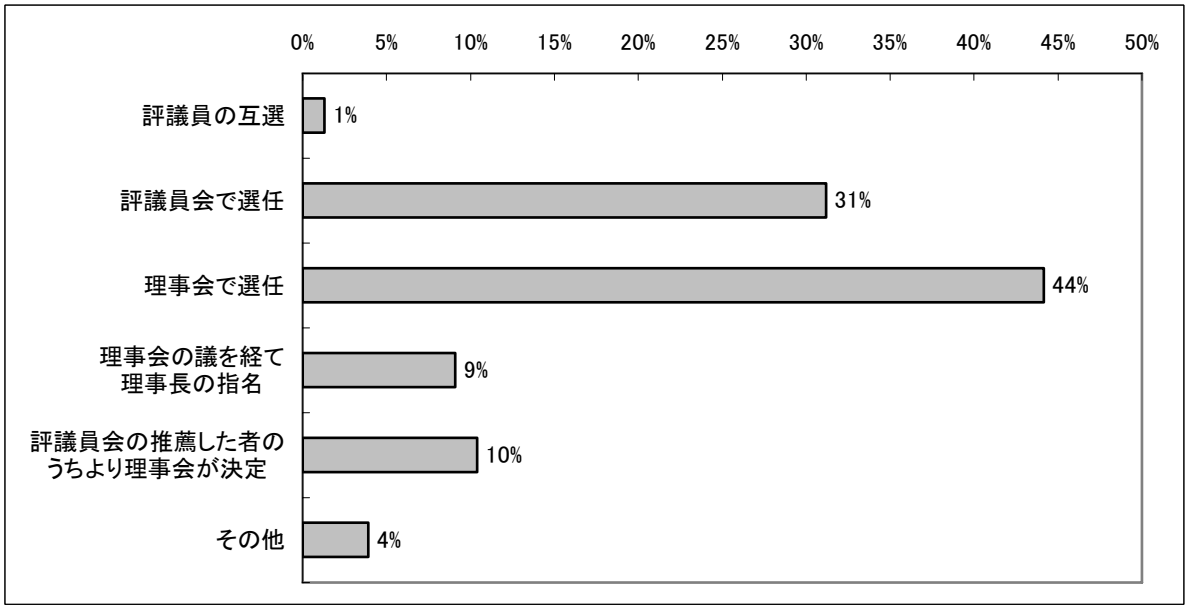

Q９

役員（理事・監事）について
ア）役員解任の規定はありますか
イ）「規定がある」とした方へ、解任の方法について
ウ）役員補充の規定はありますか
エ）役員報酬の規定はありますか

■　役員解任規定がない学校法人が（51%）あります。
■　役員補充規定のない学校法人が（25%）あります。
■　役員報酬規定のない学校法人が（51%）あります。

*参考文献④　現行の寄附行為に解任手続きなどに関する定めがないものについては、各学校法人の寄附行為により定めなければならない（私立学校法 30 条、附則 3 条）。
このように私立学校法が改正されましたので、現在とは異なってまいります。

ア）役員解任の規定はありますか

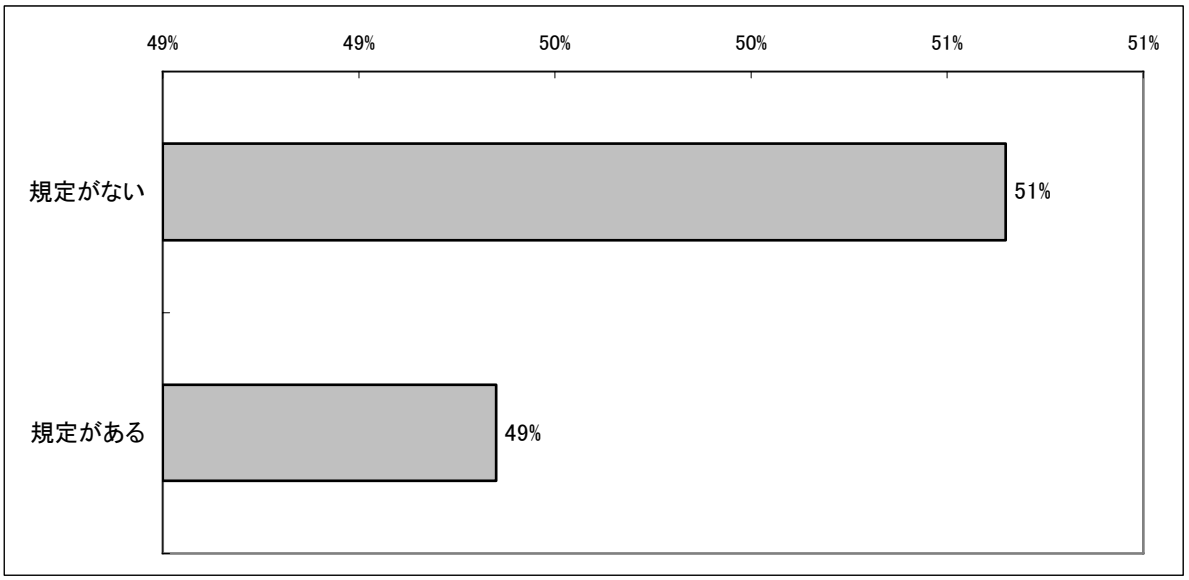

イ）「規定がある」とした方へ、解任の方法について

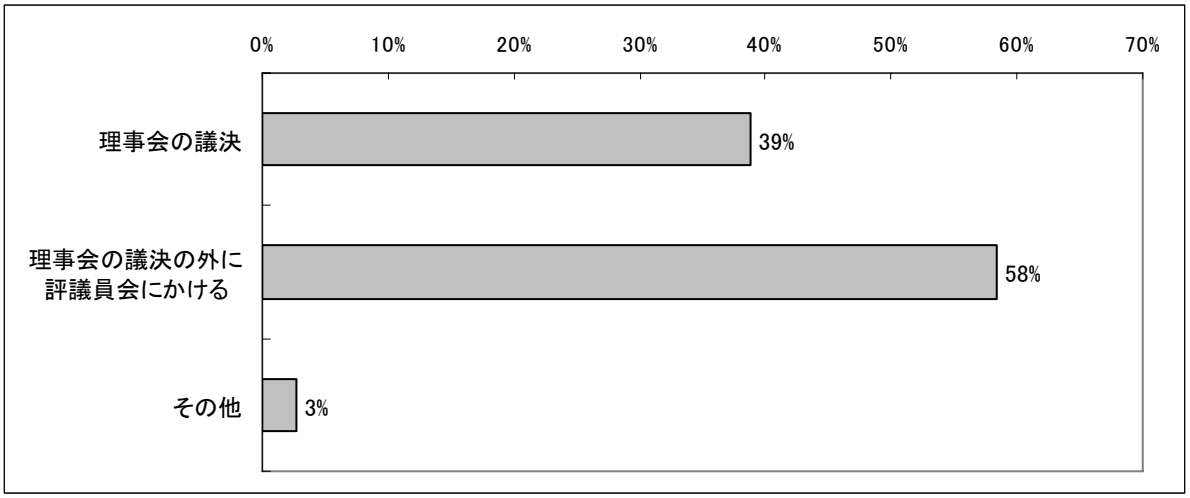

ウ）役員補充の規定はありますか

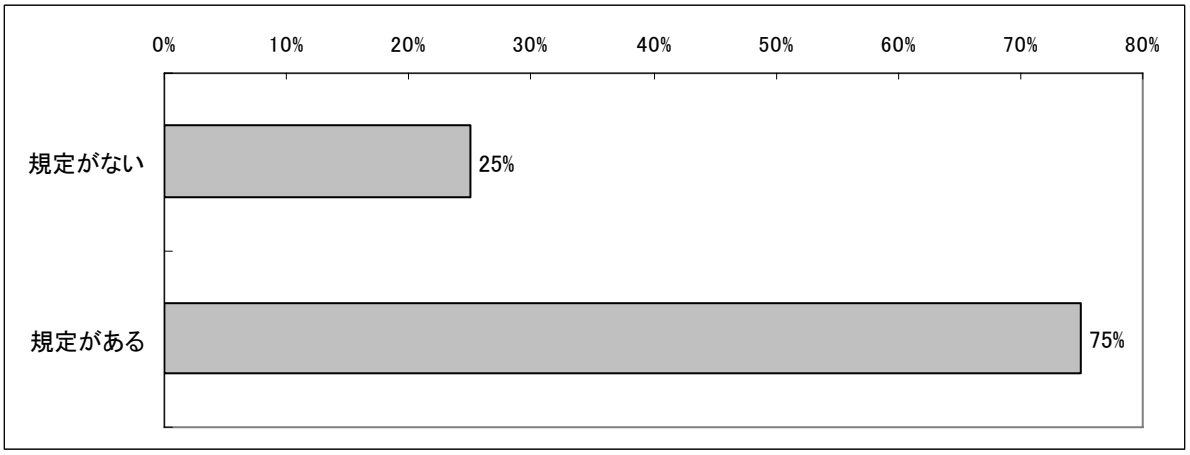

エ）役員報酬の規定はありますか

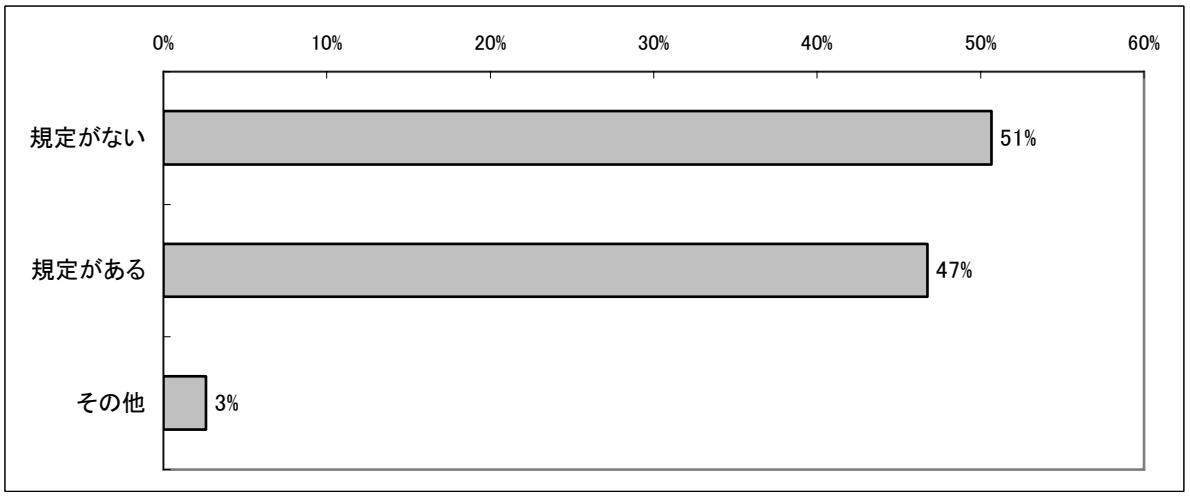

Q10

評議員について

ア）評議員の定数は何人ですか

イ）評議員の任期は何年ですか

ウ）評議員会での審議について

■　評議員の定数は、11～15 と定めている学校法人が 37（47%）で、最多となっております。

■　評議員の任期は、4 年 36（46%）、3 年（25%）、２年（22%）の順となっております。

■　評議員会での審議については、審議事項を諮問事項とするもの（84%）、議決事項とするもの（23%）となっており、重要事項については議決を要することとしている事項も多いことが伺われます（※ 複数回答可）。

*参考文献③　評議員の任期は 4 年 47.6%、3 年 30.0%、2 年 21.0%、5 年 1.1%、1 年 0.3%
又、審議事項を諮問事項とするもの 86.3%、議決事項とするもの 13.7%

*参考文献④　評議員会については、原則合議制の諮問機関であることについては今回の改正でも変わりはありません。寄附行為の定め方によっては議決機関とすることも変わりありません（私立学校法 42 条）。

ア）評議員の定数は何人ですか

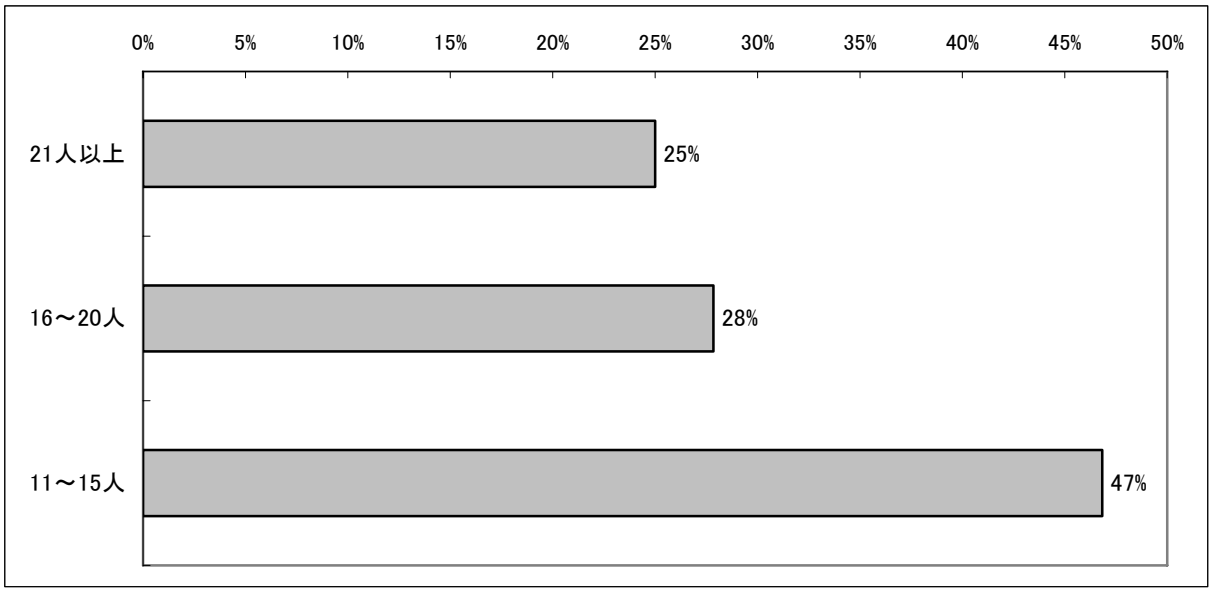

イ）評議員の任期は何年ですか

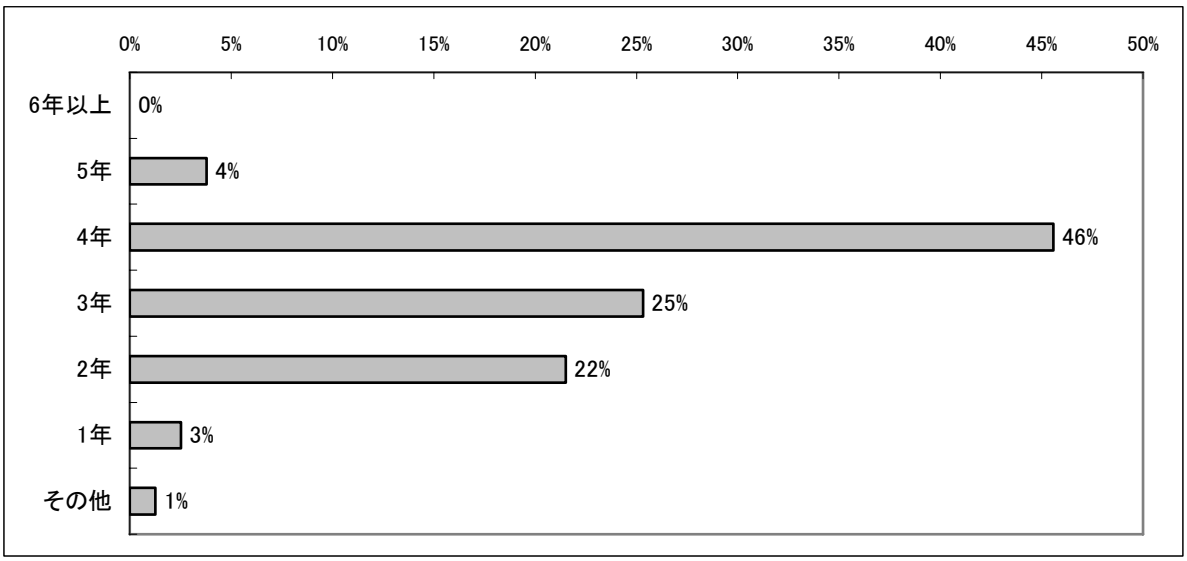

ウ）評議員会での審議について　（複数回答可）

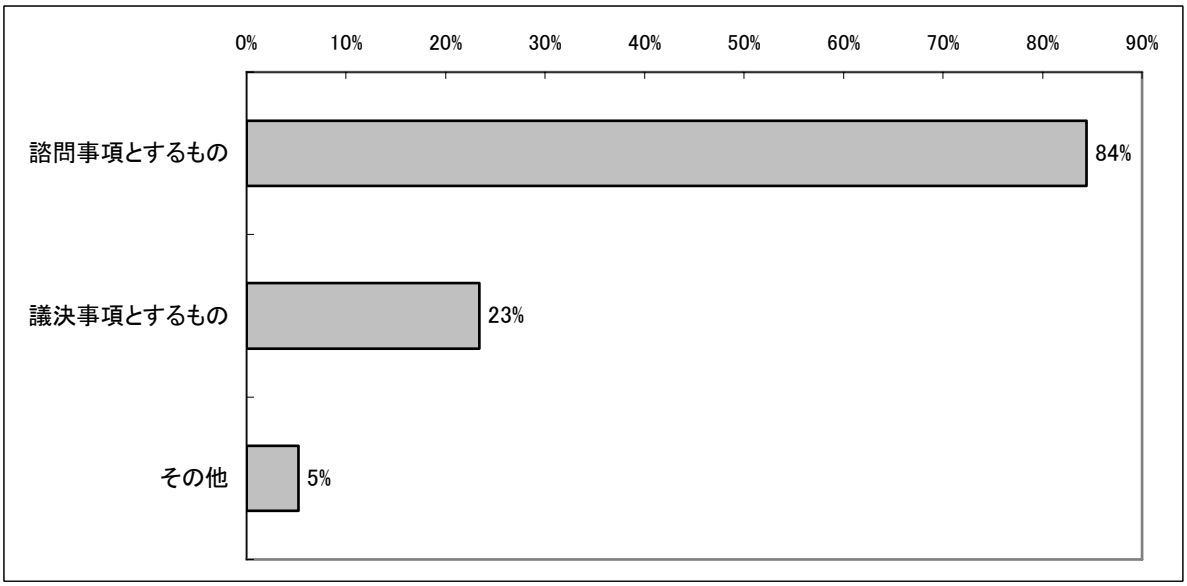

Q11

評議員の選任方法について
ア）学校法人の職員のうちから選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法
イ）学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法
ウ）その他寄附行為の定めるところにより選任された者
　ⅰ）選任の対象
　ⅱ）選任の方法

■「学校法人の職員のうちから選任された者」
選任の対象を職員とだけ規定する学校法人は 52（68%）で最多です。
選任の方法は、理事会の選ぶもの 59（76%）、評議員会で選ぶもの（26%）、寄附行為で資格を定め自動的に評議員になるもの（12%）の順となっております。
（※ 複数回答可）

*参考文献③　理事会で選ぶもの 78.7%、評議員会で選ぶもの 9.7%

■「学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者」
選任の対象を卒業生で 25 歳以上の者とする学校法人は 69（88%）で最多です。
選任の方法は、理事会の選ぶもの（85%）、評議員会で選ぶもの（10%）の順となっております。（※ 複数回答可）

*参考文献③　理事会で選ぶもの 73.7%、評議員会で選ぶもの 9.4%、互選、同窓会の選任、職員、同窓会長の推薦によるもの 11.7%、その他 5.2%

■「その他寄附行為の定めるところにより選任された者」
選任の対象を学識経験者とする学校法人は 69（88%）で最多です。
選任の方法は、理事会の選ぶもの（77%）、評議員（会）の過半数で選ぶもの（16%）の順となっております。（※ 複数回答可）

ア）学校法人の職員のうちから選任された者

ｉ）選任の対象　（複数回答可）

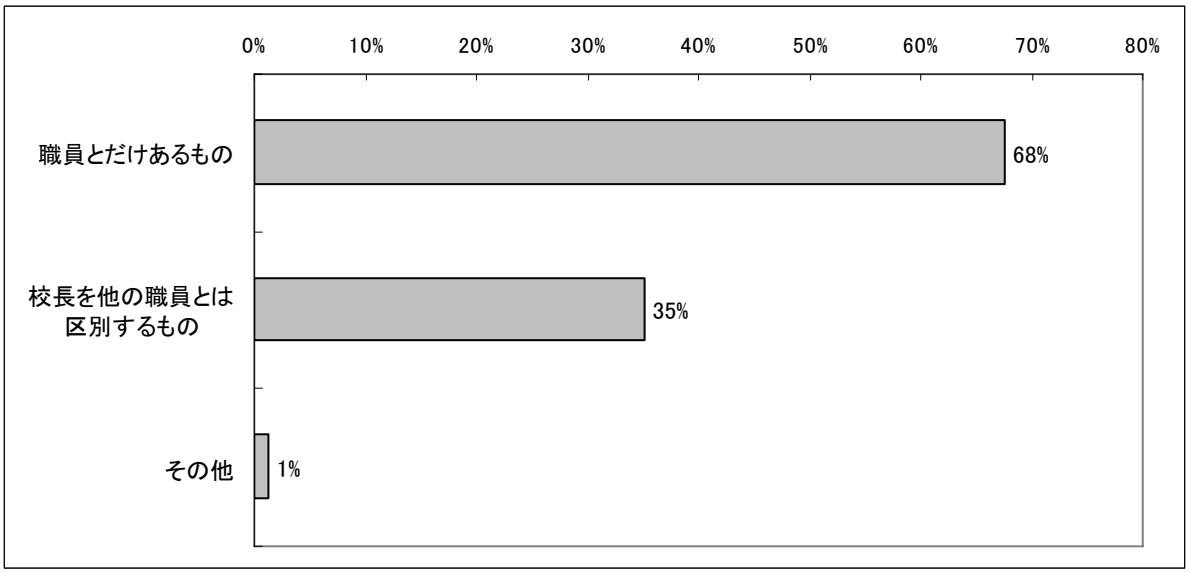

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

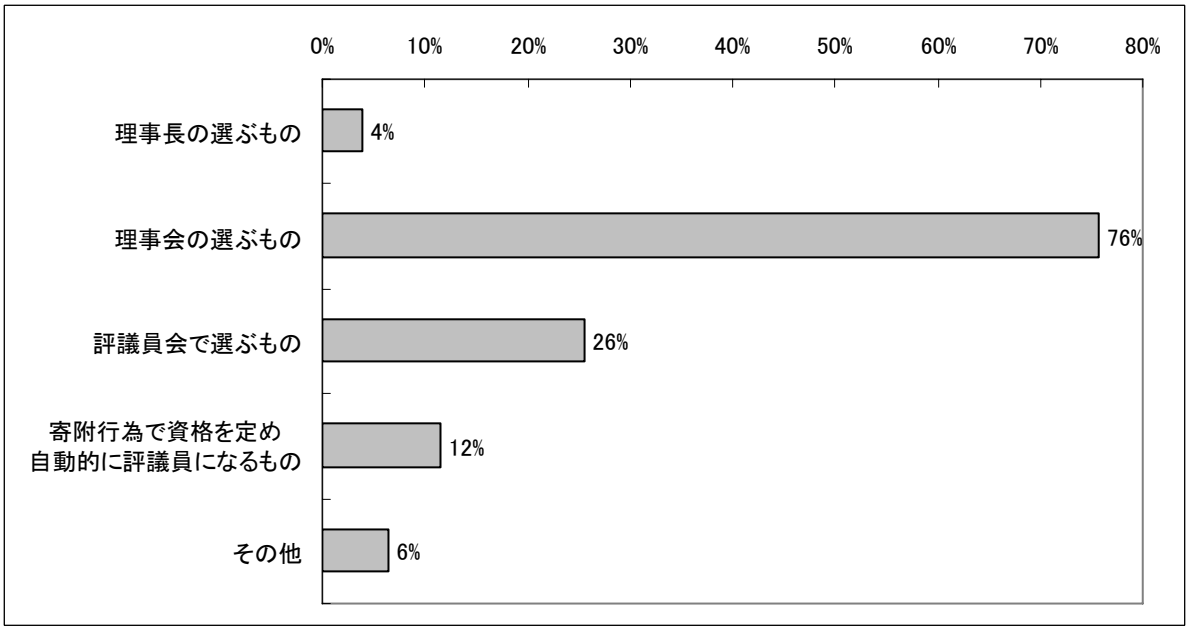

イ）学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者

ⅰ）選任の対象　（複数回答可）

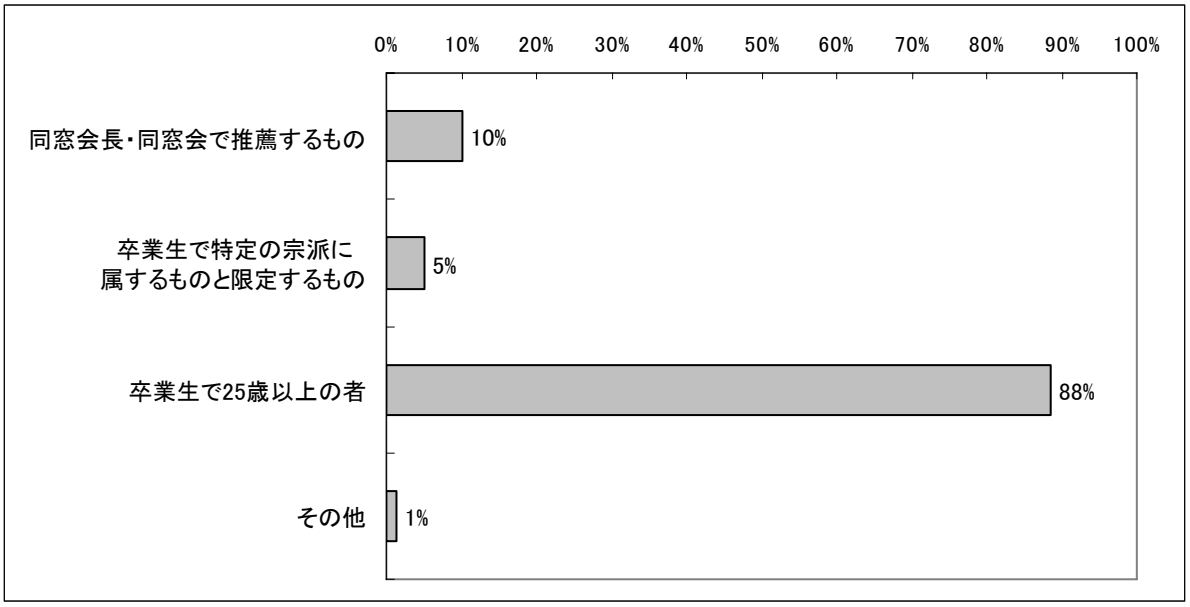

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

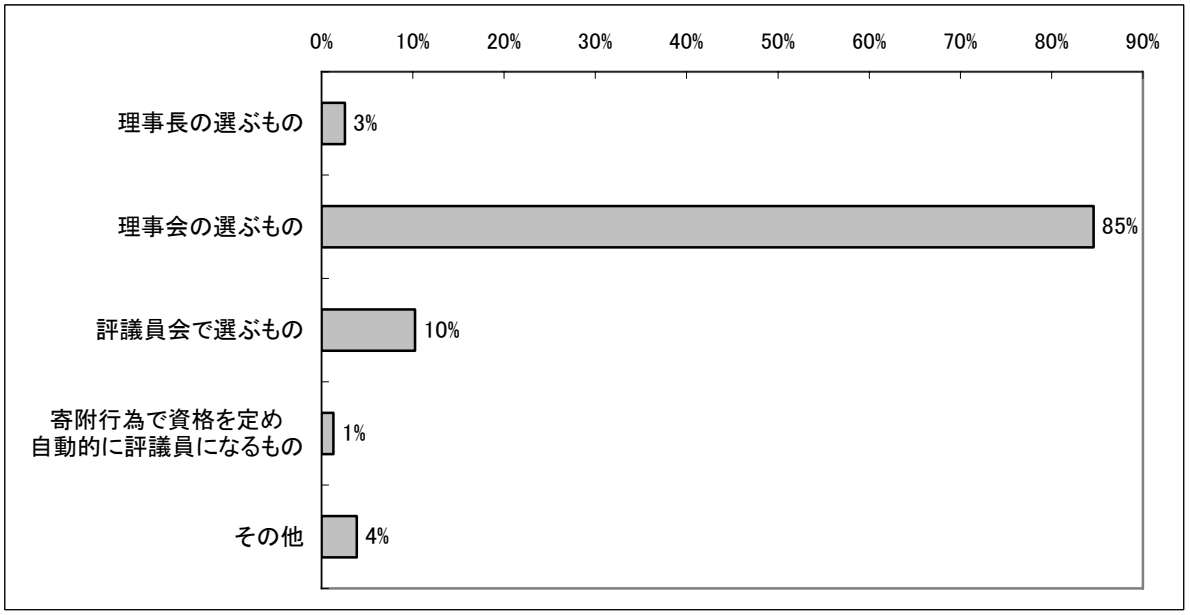

ウ）その他寄附行為の定めるところにより選任された者

ｉ）選任の対象（複数回答可）

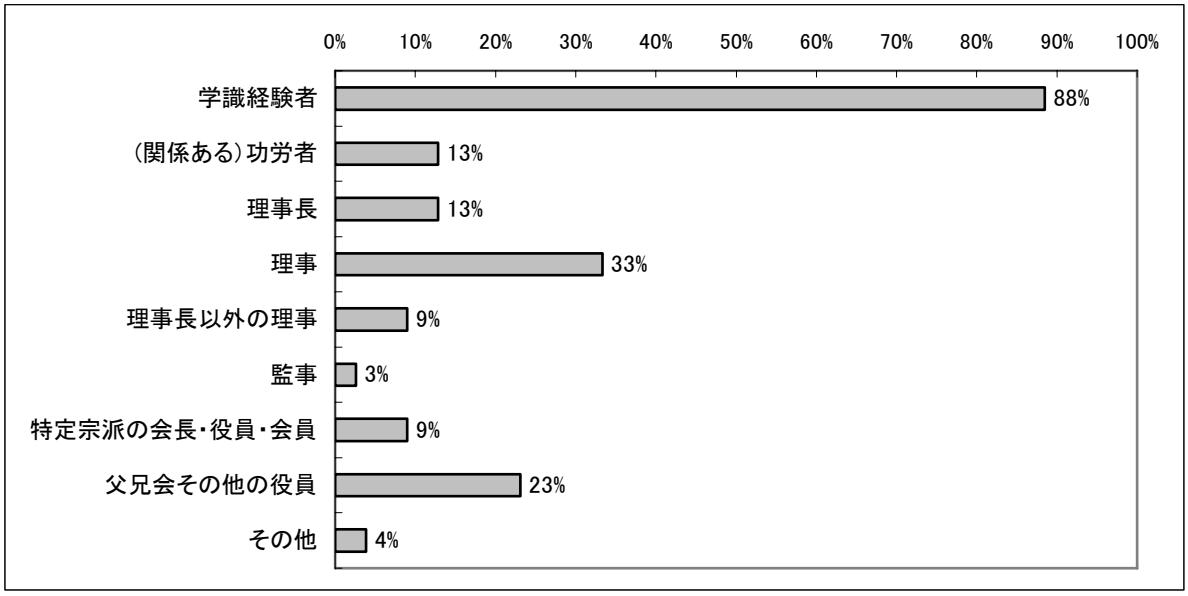

ⅱ）選任の方法　（複数回答可）

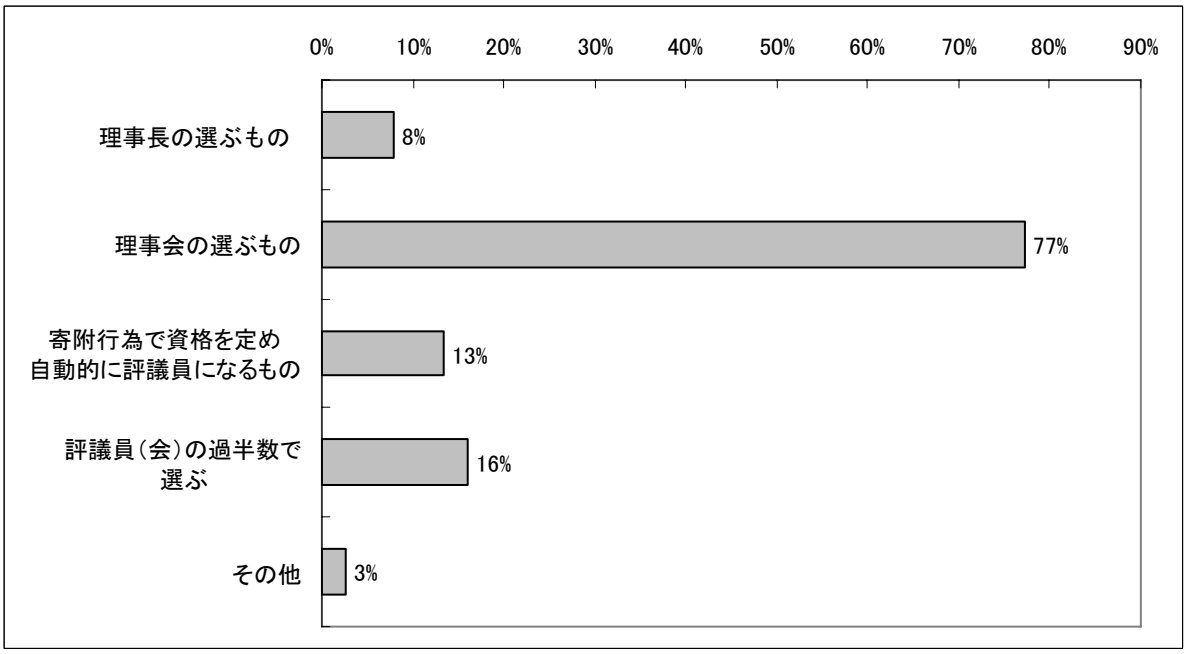

C　人事・労務・賃金関係

Q14

高等学校の系統別区分について

■　普通科のみを設置している学校法人が最も多く 51（65%）で、次いで普通科と職業科（29%）、職業科のみは（3%）となっております。

≪ 系統別区分 ≫

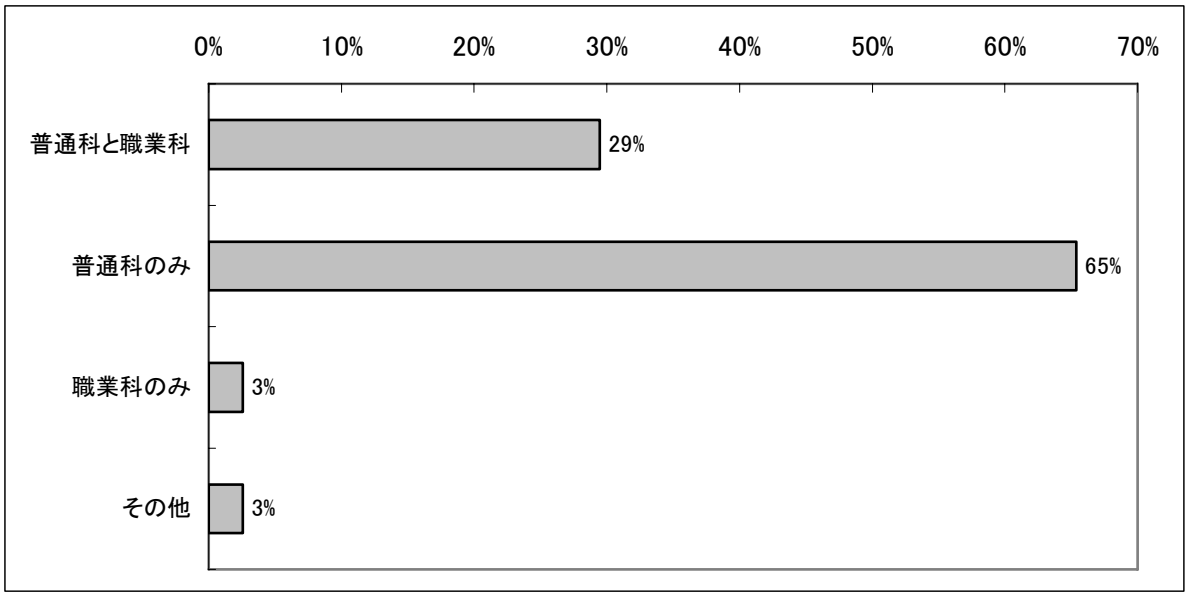

Q15

高等学校の規模について（複数の高校がある場合は合計して下さい）
ア）全生徒数
イ）専任教員数
ウ）専任職員数

■　全生徒数

2,400 人以上の大規模法人 2（3%）、600 人未満の法人 23（29%）で、600 人～1,199 人規模法人が過半数の 41（53%）となっています。

■　専任教員数

26～40 人が（31%）、41～55 人・56～70 人が各々（26%）などとなっています。

■　専任職員数

10 人未満の学校法人が最も多く 53（68%）で、10～19 人が（27%）となっており、職員数は 19 人以下がほとんどといえます。

ア）全生徒数

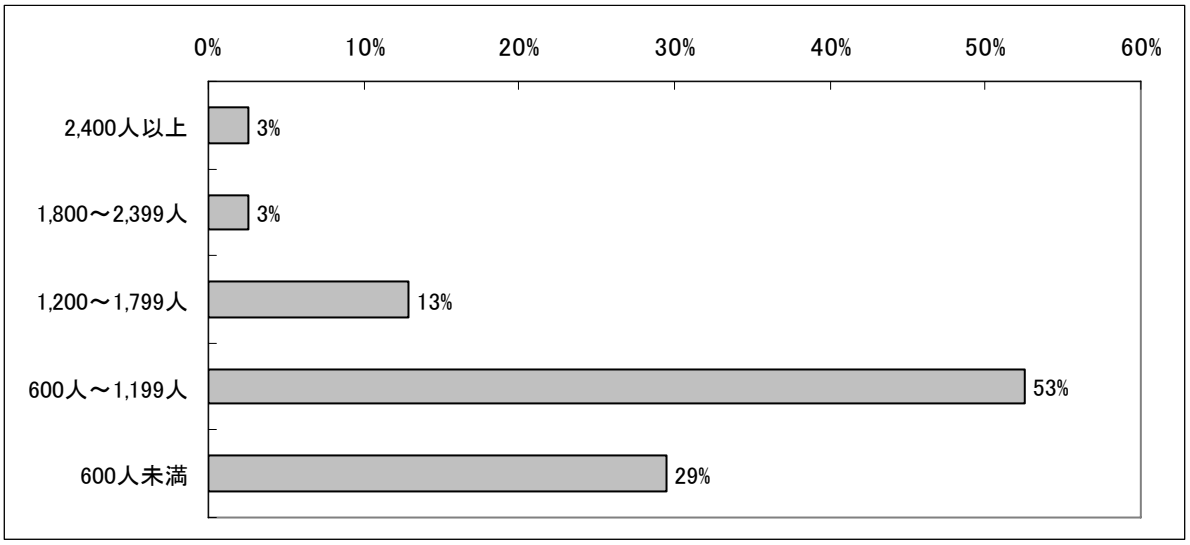

イ）専任教員数

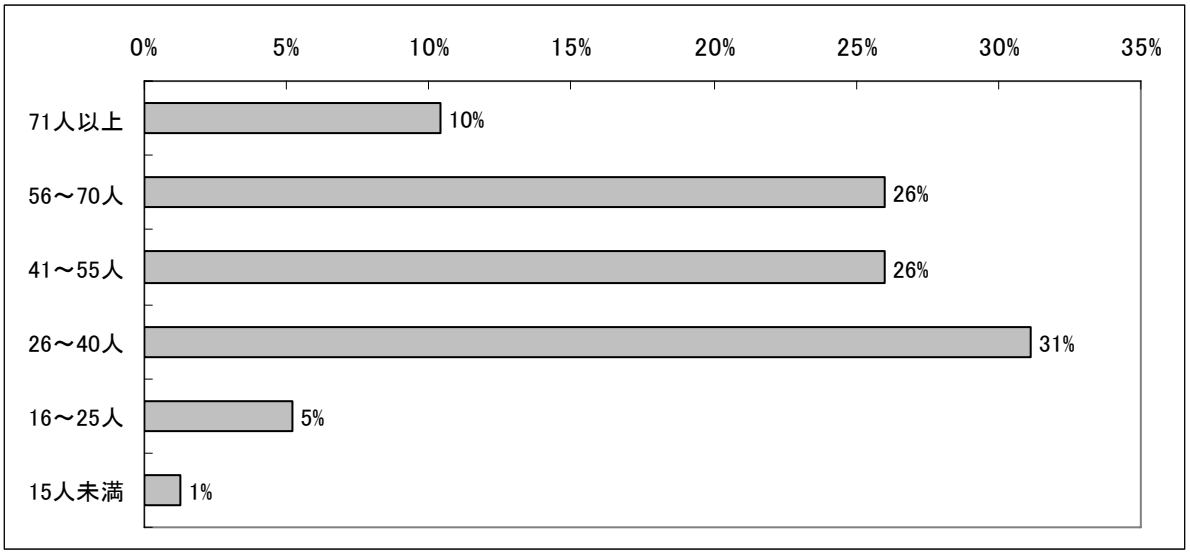

ウ）専任職員数

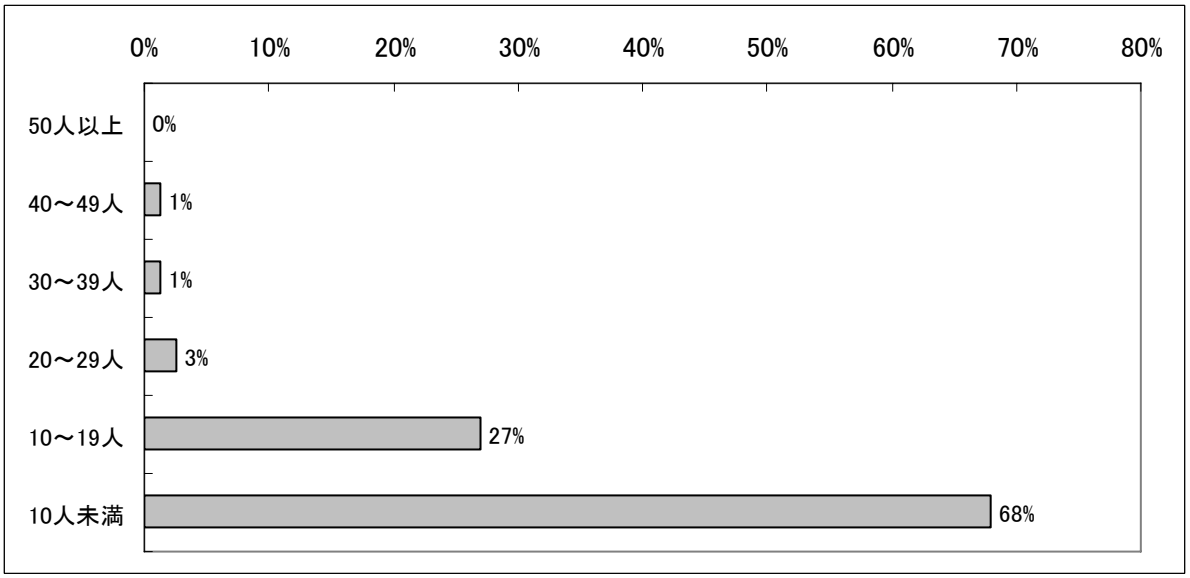

Q16

専任教員について
ア）専任教員の定年は何歳ですか
イ）専任教員の平均年齢は何歳ですか

■　専任教員の定年年齢は、60 歳が最も多く 54（69%）で、65 歳が（12%）となっております。

■　専任教員の平均年齢は、41 歳～45 歳が最も多く 45（59%）で、次いで 46 歳～50 歳が（29%）となっております。

*参考文献②　平成 16 年度における高等学校全体の定年年齢 60 歳は 56%、65 歳は 29%となっています。

*参考文献④　高年齢者雇用安定法の改正により、定年年齢が平成 18 年 4 月より段階的に引き上げられ、平成 25 年 4 月以降は 65 歳となります。

ア）専任教員の定年は何歳ですか

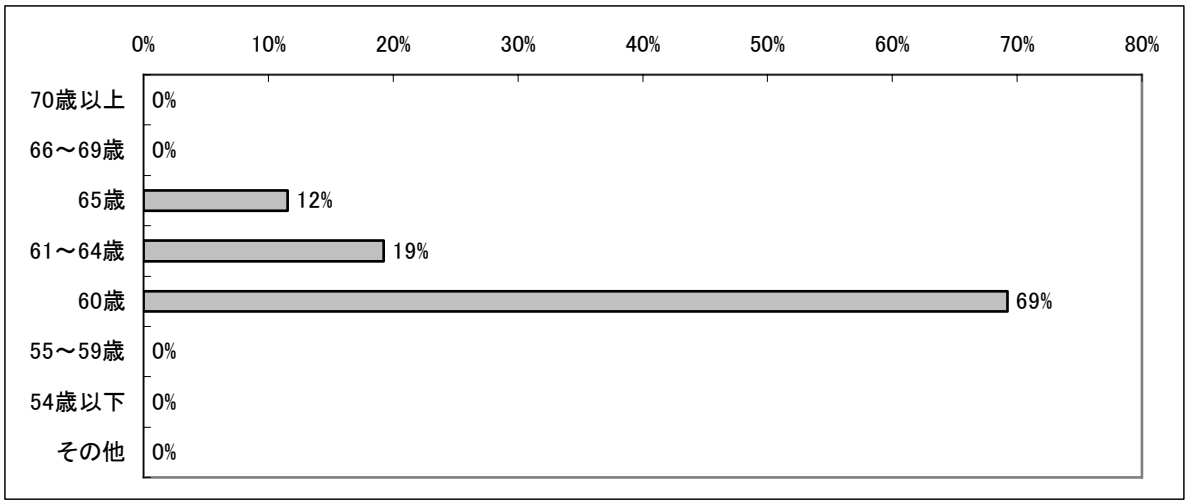

イ）専任教員の平均年齢は何歳ですか

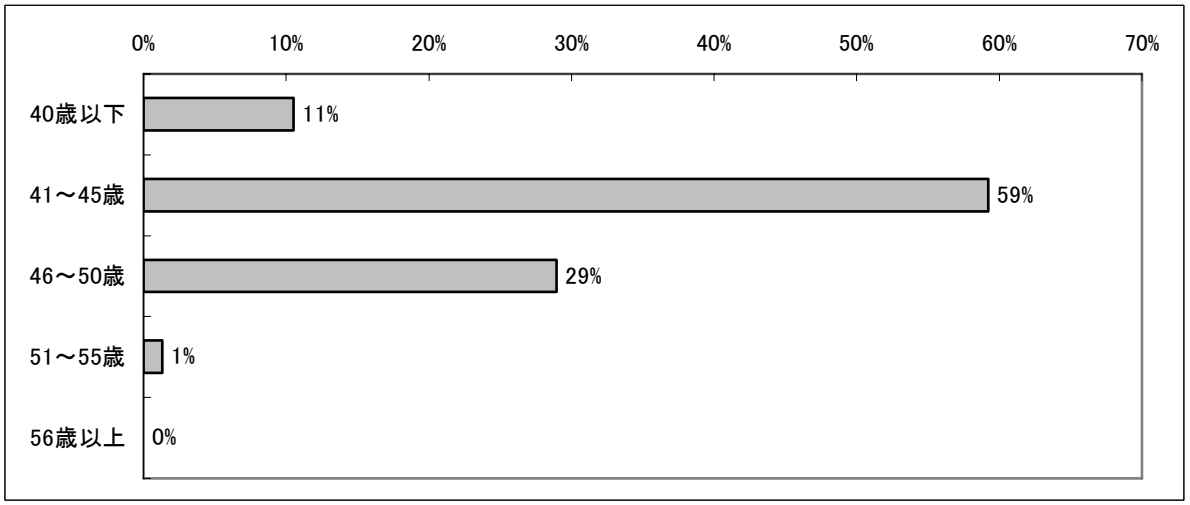

Q17

専任職員について
ア）専任職員の定年は何歳ですか
イ）専任職員の平均年齢は何歳ですか

■　専任職員の定年は、60 歳が最も多く 55（71%）で、65 歳以上が（10%）となっています。

■　専任職員の平均年齢は、46 歳～50 歳が（32%）、41 歳～45 歳が（31%）となっています。

*参考文献②　平成 16 年度における高等学校全体の定年年齢 60 歳は 59%、65 歳は 28%となっています。

*参考文献④　高年齢者雇用安定法の改正により、定年年齢が平成 18 年 4 月より段階的に引き上げられ、平成 25 年 4 月以降は 65 歳となります。

ア）専任職員の定年は何歳ですか

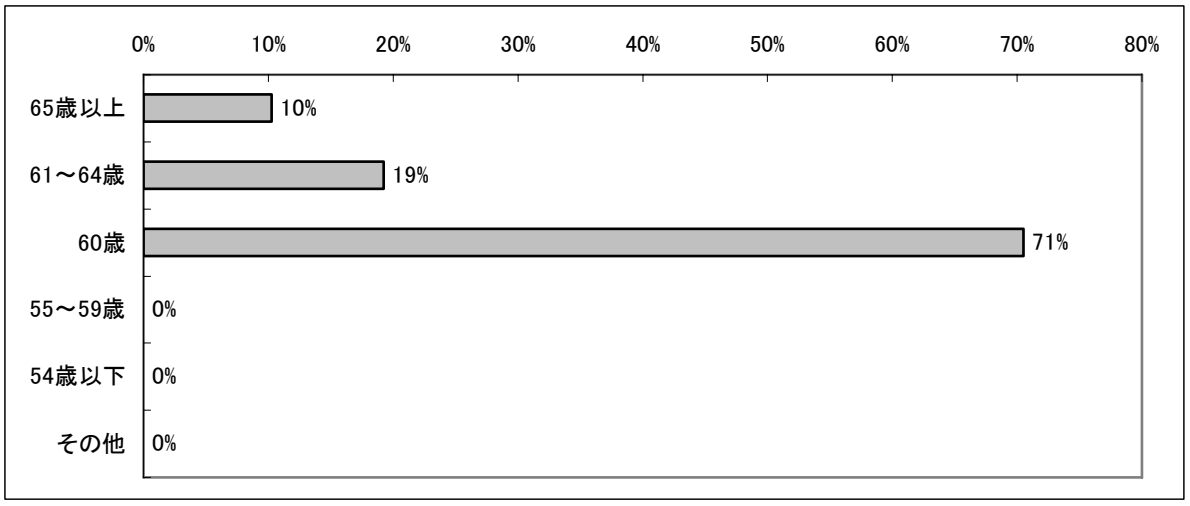

イ）専任職員の平均年齢は何歳ですか

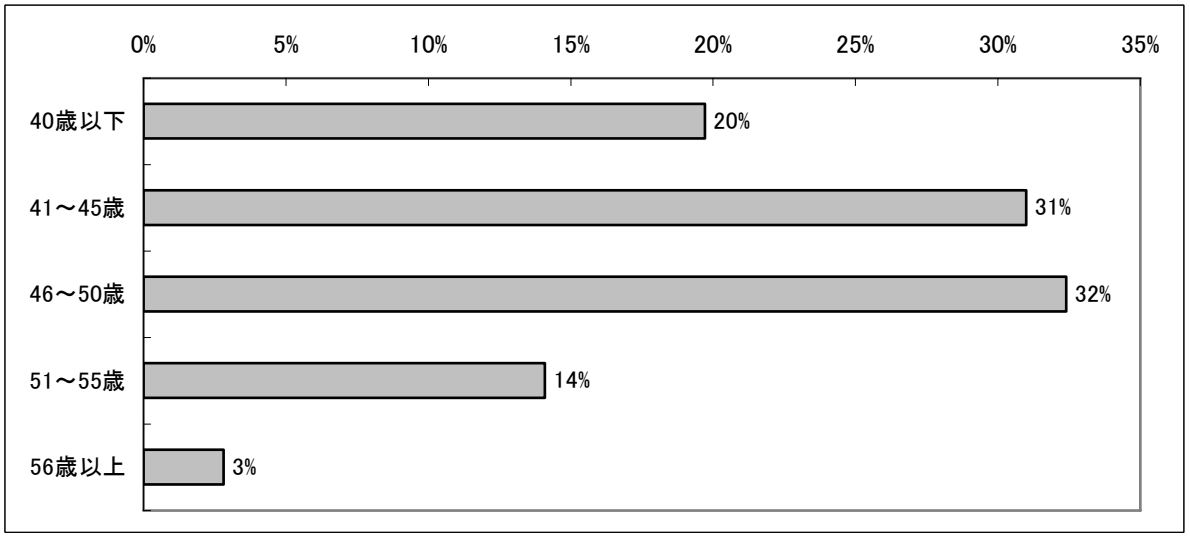

Q18

中途採用の場合の給与について

■　学園独自の給与規定を設けている学校法人が多数（85%）です。

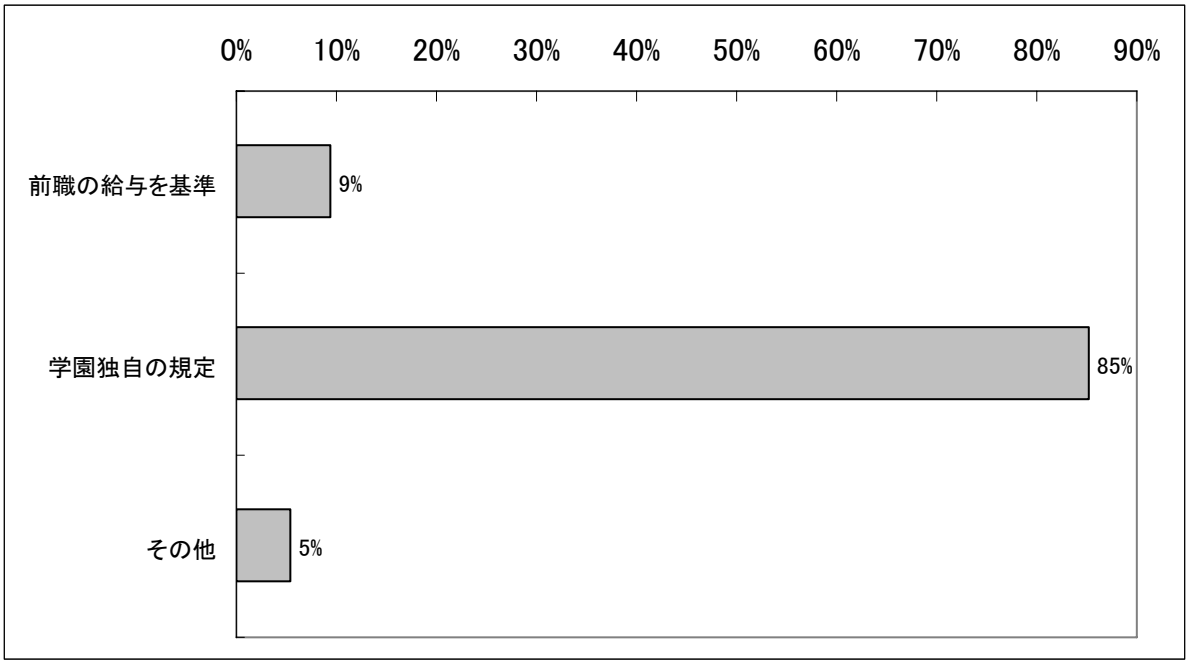

Q19

専任教職員の再雇用制度について
ア）専任教職員について定年後の「再雇用制度」がありますか
イ）導入していると答えた方へ、再雇用の更新に制限はありますか
ウ）再雇用の場合の賃金体系についてお答え下さい

■　専任教職員について定年後の「再雇用制度」を導入している学校法人は 49（63％）で、導入していないもの（21％）となっています。

■　導入している場合、再雇用の更新に制限なし（36％）、3 回、5 回以上は各々（14％）などとなっています。

■　再雇用の場合の賃金体系については、その他（学園独自の規定、退職前給与の○％など）が（64％）、退職前の給与を基準としている学校法人は（24％）です。

*参考文献②　平成 16 年度における再雇用制度（高等学校全体）、教員について実施中 50.7%、職員について実施中 42.2%となっています。

ア）専任教職員について定年後の「再雇用制度」がありますか

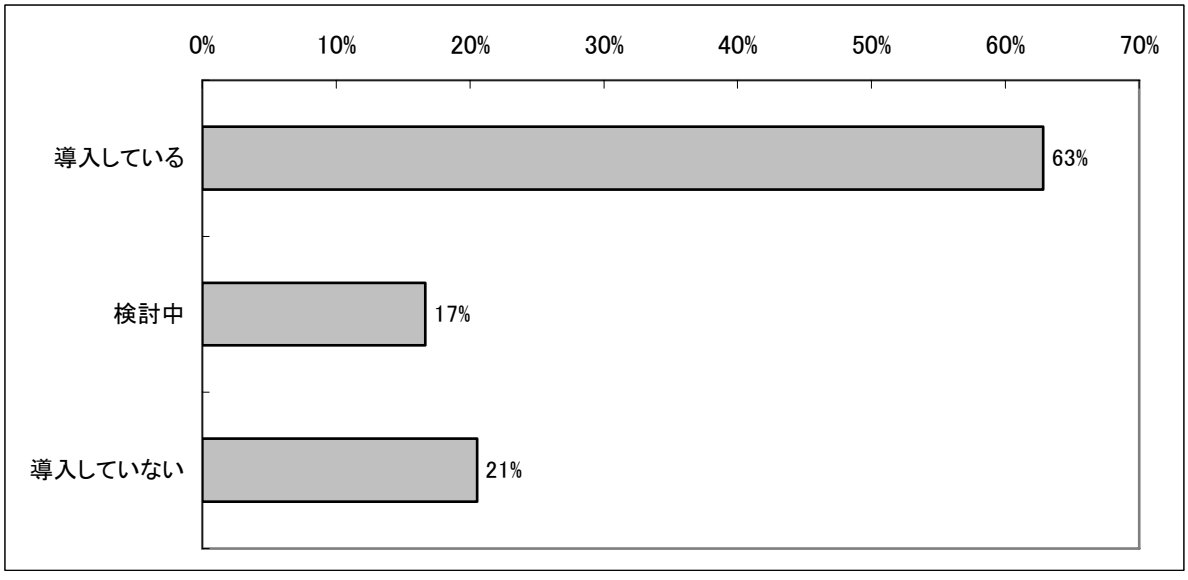

イ）導入していると答えた方へ、再雇用の更新に制限はありますか

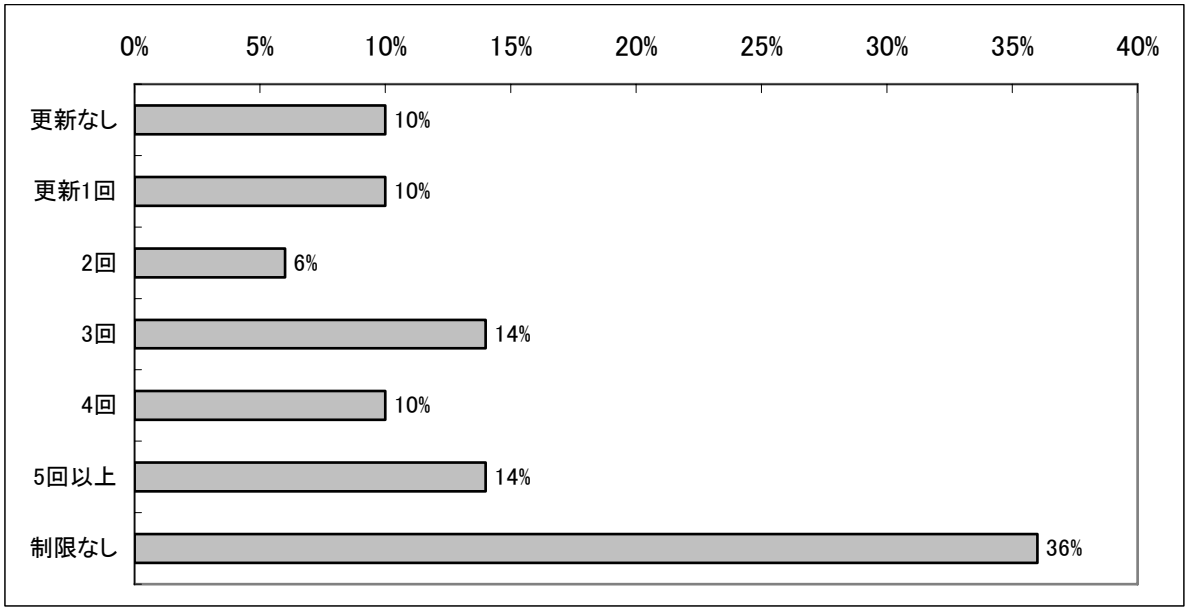

ウ）再雇用の場合の賃金体系についてお答え下さい

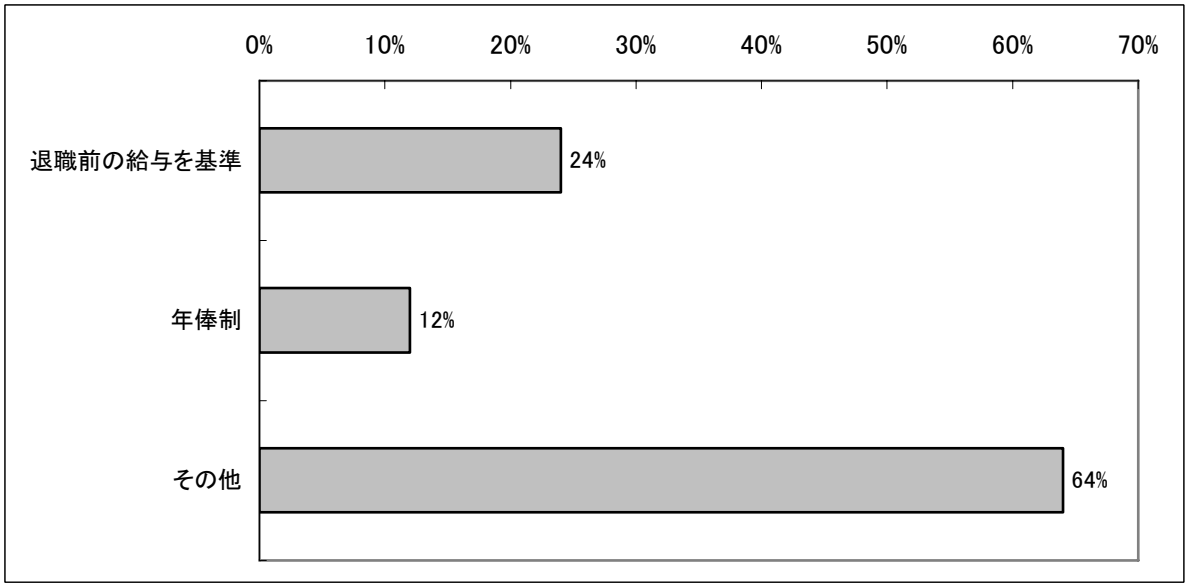

Q20

専任教職員の早期退職優遇制度（選択定年制度）について
ア）早期退職優遇制度または選択定年制度を実施又は検討していますか
イ）実施していると答えた方へ、適用範囲は次のいずれに該当しますか
ウ）実施していると答えた方へ、退職手当の割増は次のいずれに該当しますか

■　実施しないが最も多く 40(51%)で、実施中の学校法人は(17%)、検討中は(22%)となっています。
■　実施している場合の適用範囲は、年齢を基準とするが最も多く（69%）となっています。
■　実施している場合の退職手当の割増は、率加算方式が最も多く（63%）となっています。

*参考文献②　平成 16 年度における退職金割増し制度（高等学校全体）、教員について実施中 30.6%、職員について実施中 29.3%となっています。

ア）早期退職優遇制度または選択定年制度を実施又は検討していますか

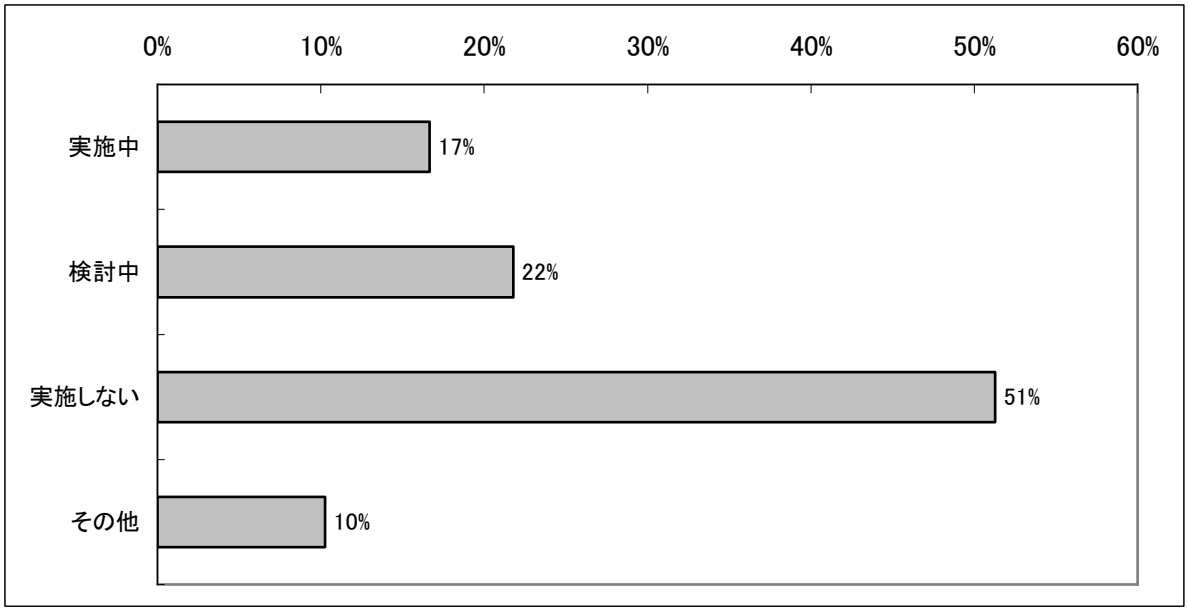

イ）実施していると答えた方へ、適用範囲は次のいずれに該当しますか（複数回答可）

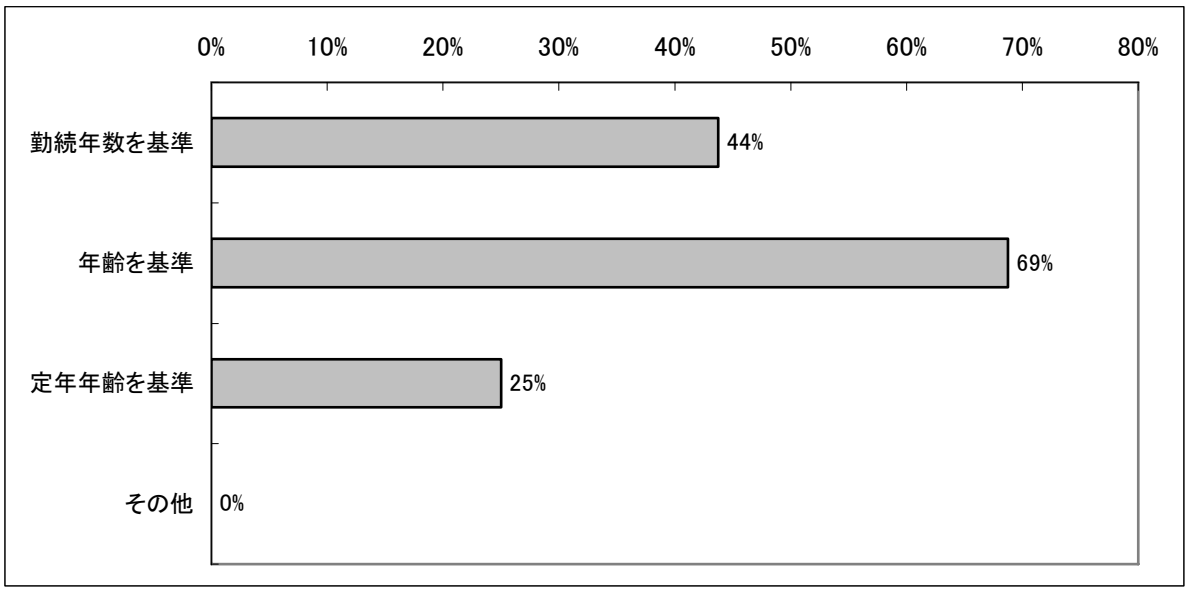

ウ）実施していると答えた方へ、退職手当の割増は次のいずれに該当しますか

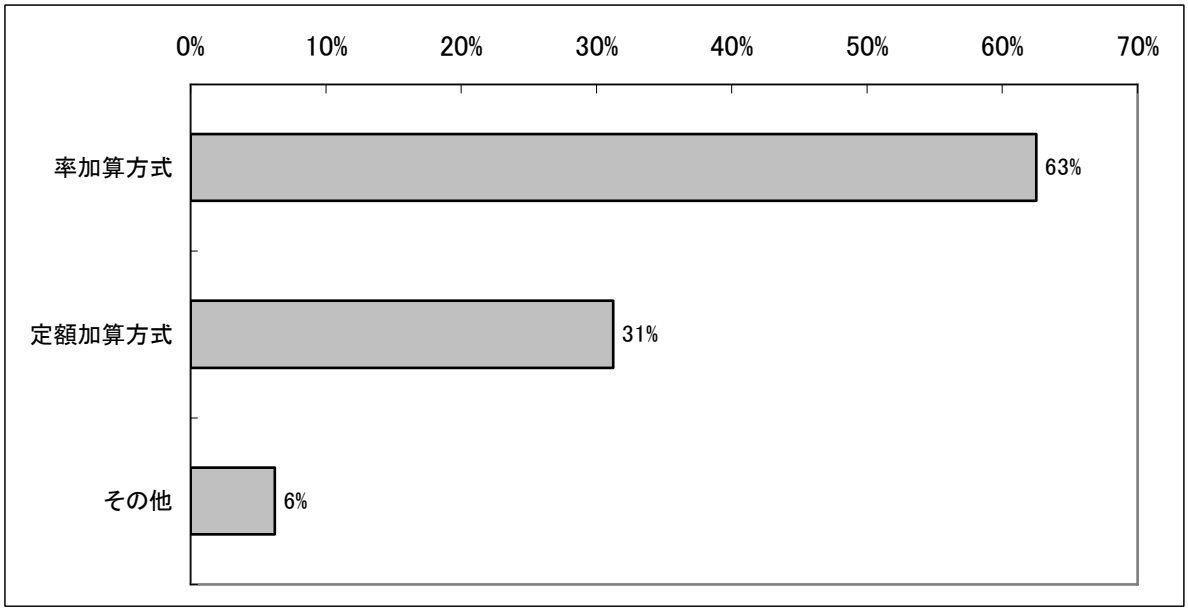

Q21

専任教職員の役職定年制について
ア）役職定年制を導入していますか
イ）導入していると答えた方へ、対象役職について、お答え下さい
ウ）導入していると答えた方へ、役職定年後の給与体系について、お答え下さい

■　役職定年制を導入しない学校法人は 57（74%）となっています。
■　役職定年制を導入している学校法人は 8（10%）で、この場合の対象役職は局長、事務長などとなっています。

ア）役職定年制を導入していますか

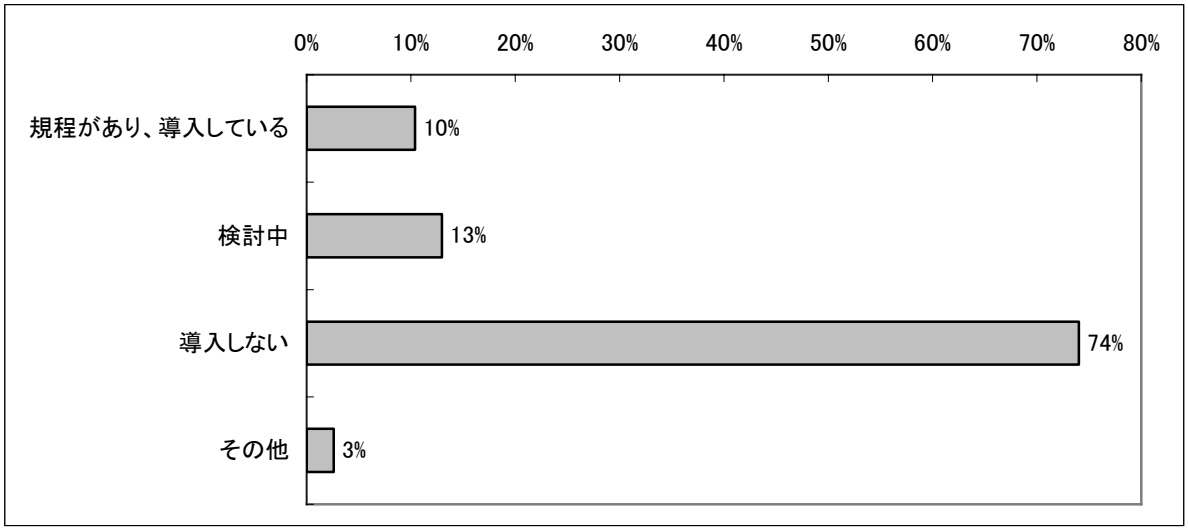

イ）導入していると答えた方へ、対象役職について、お答え下さい

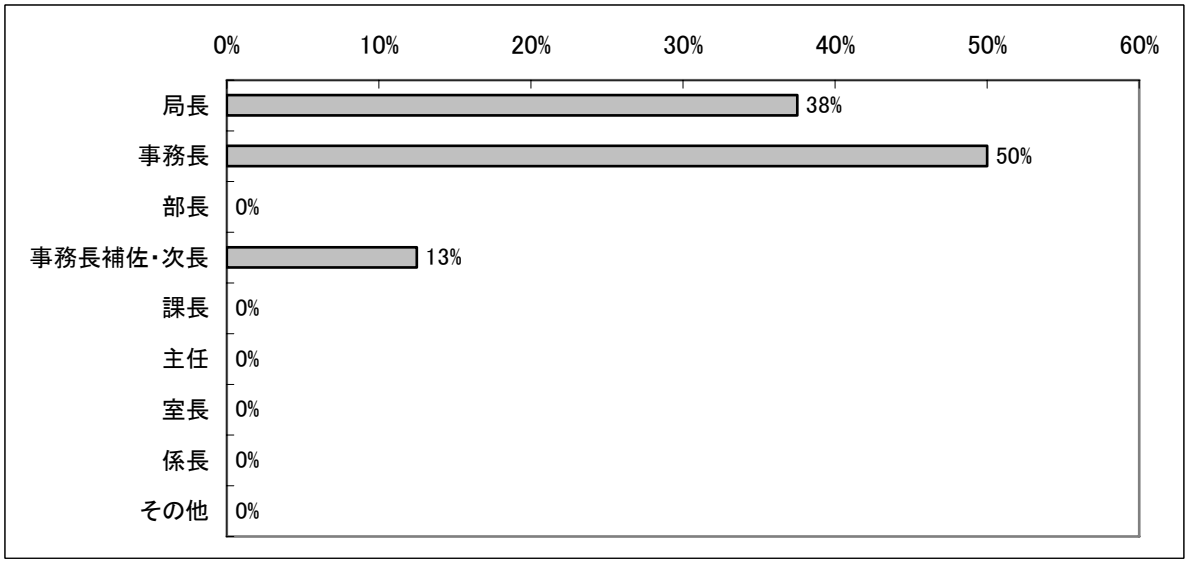

ウ）導入していると答えた方へ、役職定年後の給与体系について、お答え下さい。

（自由回答）

・ 年俸制に改定
・ 退職前の給与を基準にして決める

Q22

賃金について
ア）賃金決定方式について
イ）専任教員に採用している賃金体系について
ウ）専任職員に採用している賃金体系について
エ）平成 14 年度、15 年度の両年中に本給の支給基準（俸給表等）を変更しましたか
オ）平成 14 年度、15 年度の両年中に賞与の支給基準を変更しましたか
カ）賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立学校の教職員と比較した場合

■　賃金決定方式について

人事院勧告準拠が最も多く 43（55%）で、学園独自が（35%）などとなっております。

■　専任教員に採用している賃金体系について

公務員準拠・年功型が最も多く 47（62%）で、学校独自・年功型が（32%）などとなっています。

■　専任職員に採用している賃金体系について

教員と同じく公務員準拠・年功型が最も多く 42（55%）で、学校独自・年功型が（38%）となっています。

■　俸給表等の変更の有無（平成 14 年・15 年度）について

引き下げた学校法人は過半数（62%）、変更なし（29%）、引き上げた（9%）でした。

■　賞与の支給基準の変更の有無（平成 14 年・15 年度）について（※ 複数回答可）

引き下げた学校法人は過半数（60%）で、変更なし（33%）、引き上げた（6%）でした。

■　賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立教職員と比較した場合について

同等である学校法人は過半数（51%）で、本学が高いとみる法人（35%）、低いとみる法人（14%）となっています。（※ 回答のない法人 7 法人）

ア）賃金決定方式について

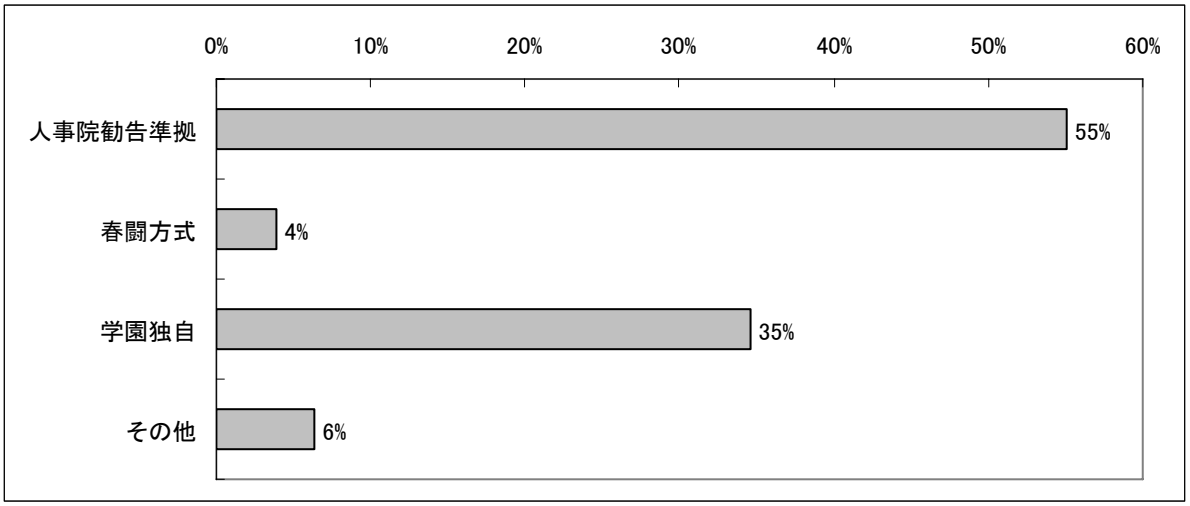

イ）専任教員に採用している賃金体系について

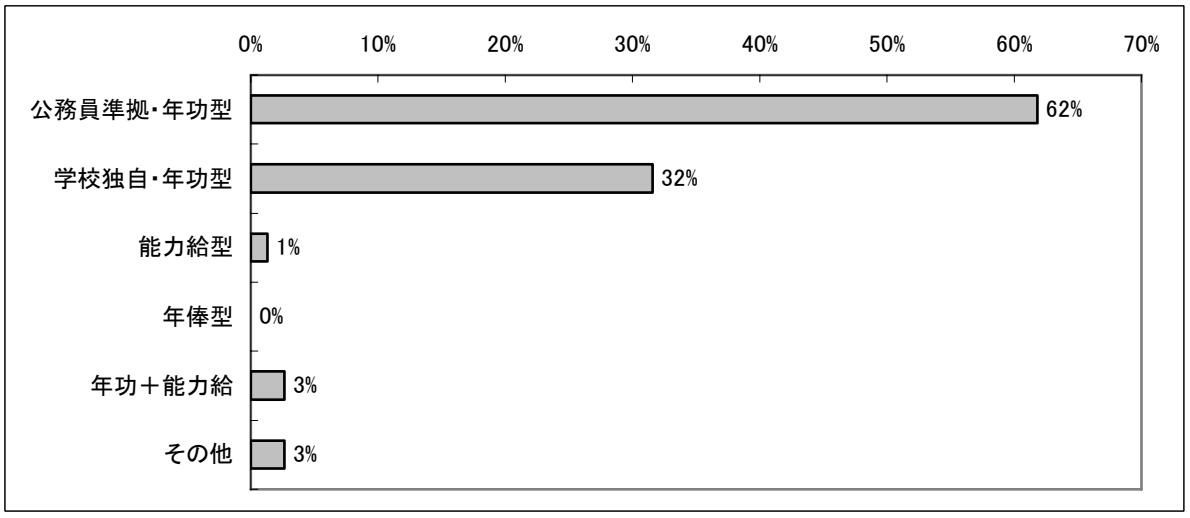

ウ）専任職員に採用している賃金体系について

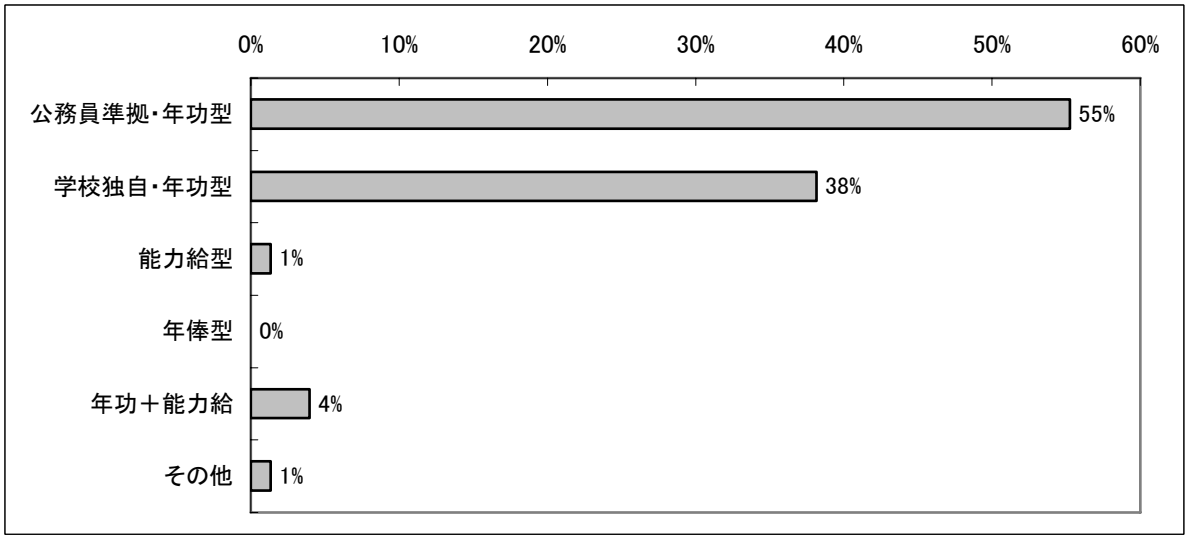

エ）平成 14 年度、15 年度の両年中に本給の支給基準（俸給表等）を変更しましたか

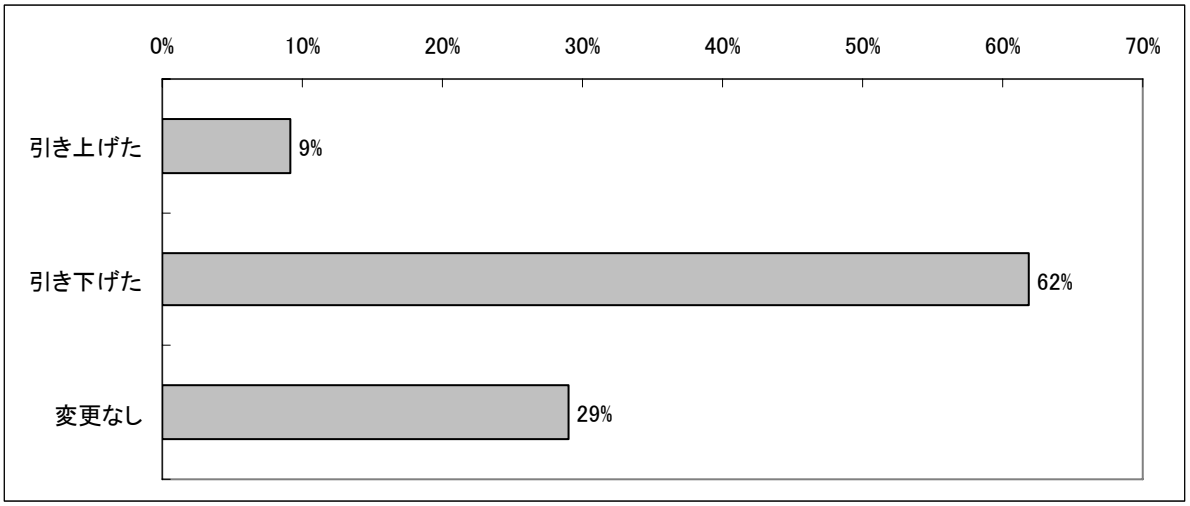

オ）平成 14 年度、15 年度の両年中に賞与の支給基準を変更しましたか

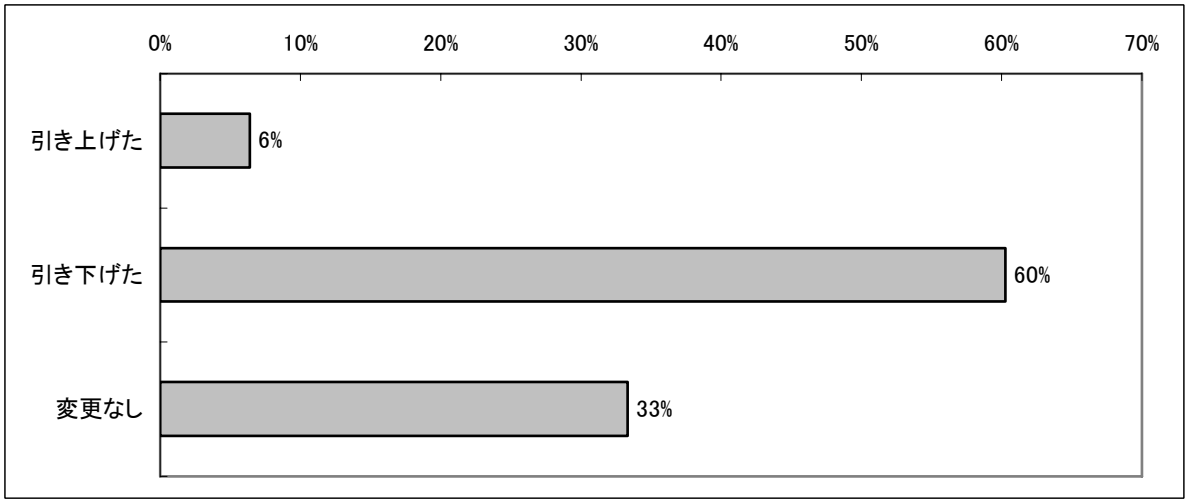

カ）賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立学校の教職員と比較した場合

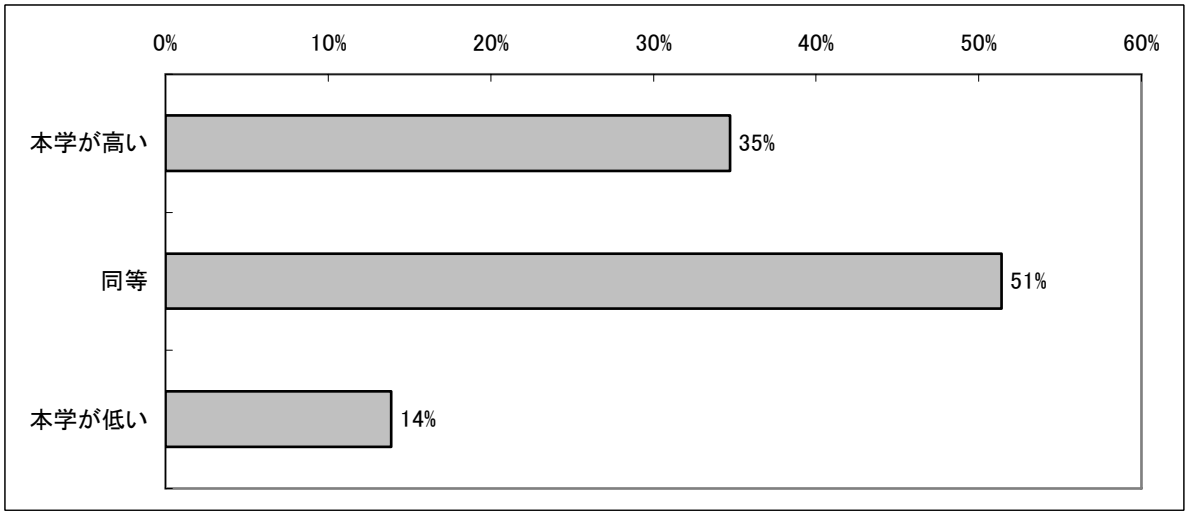

Q23

勤務評定（人事考課）制度について
ア）勤務評定（人事考課）制度を導入していますか
イ）導入していると回答された方へ、勤務評定を何に反映させますか

■　勤務評定（人事考課）制度導入を検討中の学校法人は（36%）で、導入している（16%）、導入しない（48%）となっています。

■　導入している場合、勤務評定を給与、賞与、給与・賞与に反映させている学校法人は多数（87%）となっています。

*参考文献②　平成 16 年度において人事考課制度（高等学校全体）を、教員に導入している学校法人は 11.9%、検討中は 33.6%、職員は導入 16.9%、検討中は 33.7%となっています。

ア）勤務評定（人事考課）制度を導入していますか

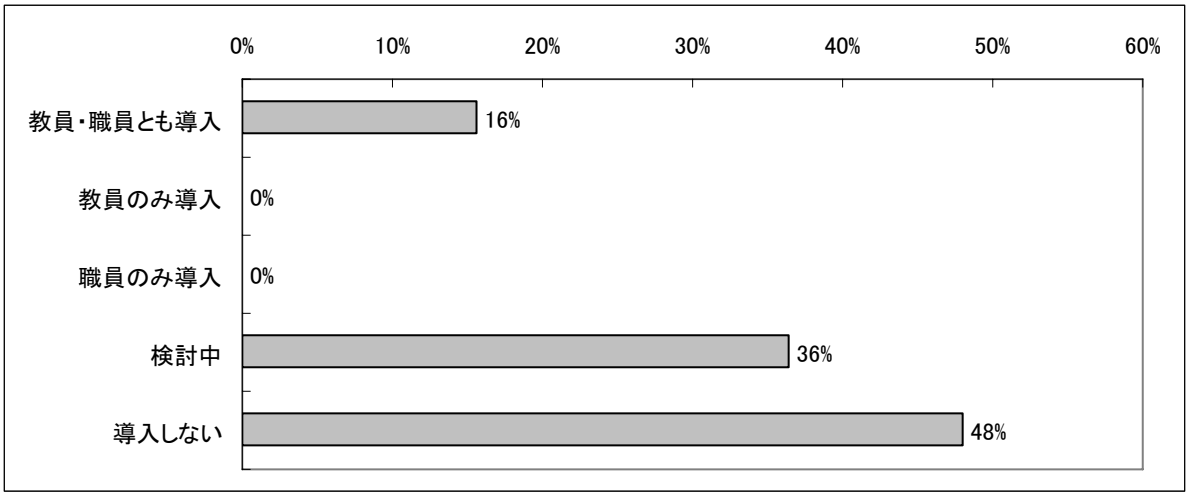

イ）導入していると回答された方へ、勤務評定を何に反映させますか

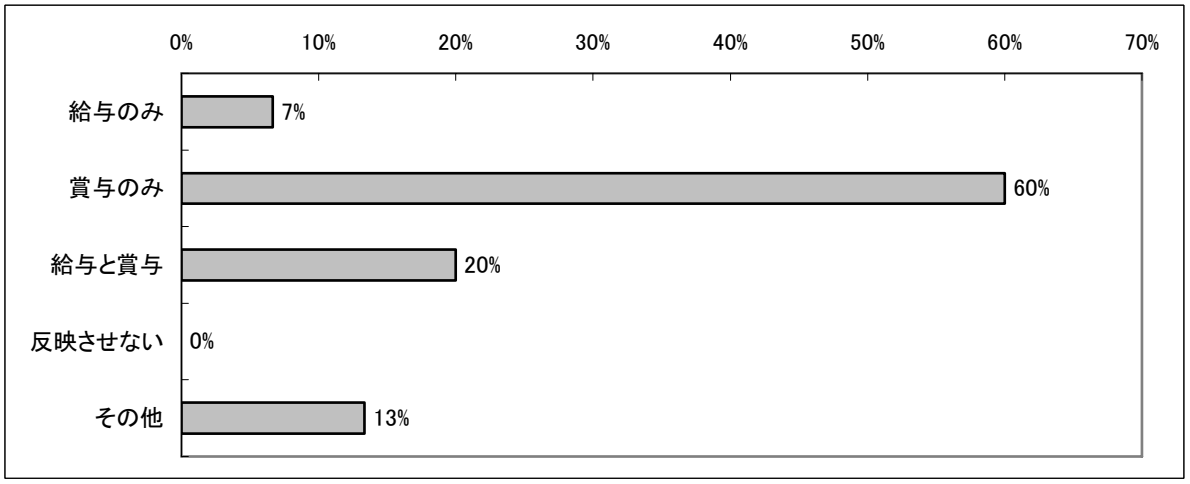

Q24

専任教員の最低出講日数・ノルマについて
ア）専任教員の最低出講日数について定めていますか
イ）専任教員の最低授業持ちコマ数（ノルマ）について定めていますか
ウ）ノルマをオーバーしたときの手当の支給がありますか

■　専任教員の最低出講日数について
定めていない学校法人が最も多く 62（86%）となっています。

■　専任教員の最低授業もちコマ数（ノルマ）について
就業規則、他の規則で定めている学校法人は（22%）で、定めていないが（76%）となっています。

■　ノルマを定めている場合オーバーしたときの手当ての支給について
何らかの支給をしている学校法人は（69%）となっています。

ア）専任教員の最低出講日数について定めていますか

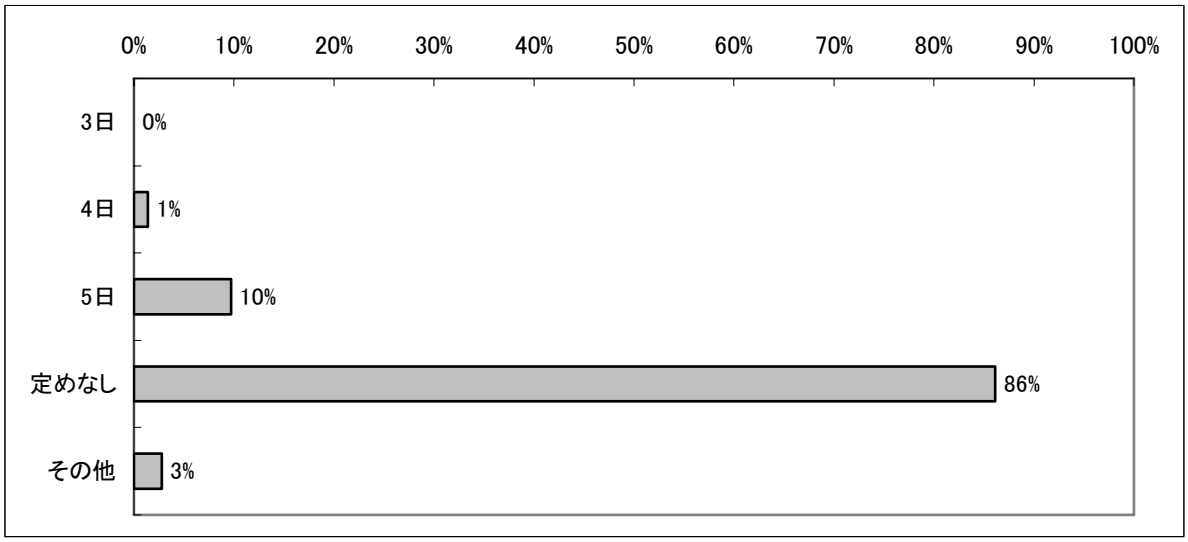

イ）専任教員の最低授業持ちコマ数（ノルマ）について定めていますか

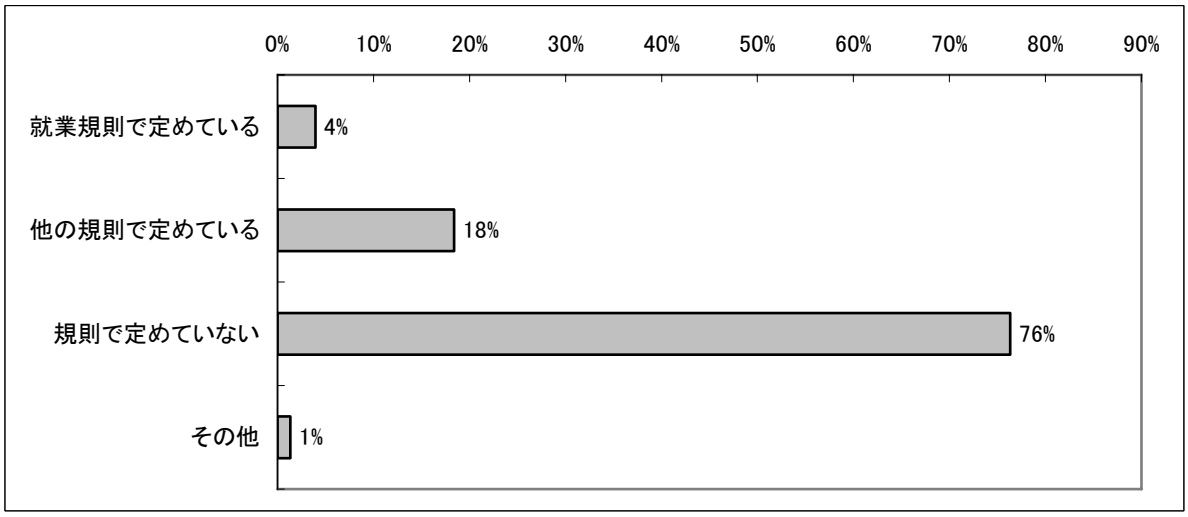

ウ）ノルマを定めていると答えた方へ、
　　ノルマをオーバーしたときの手当の支給はありますか

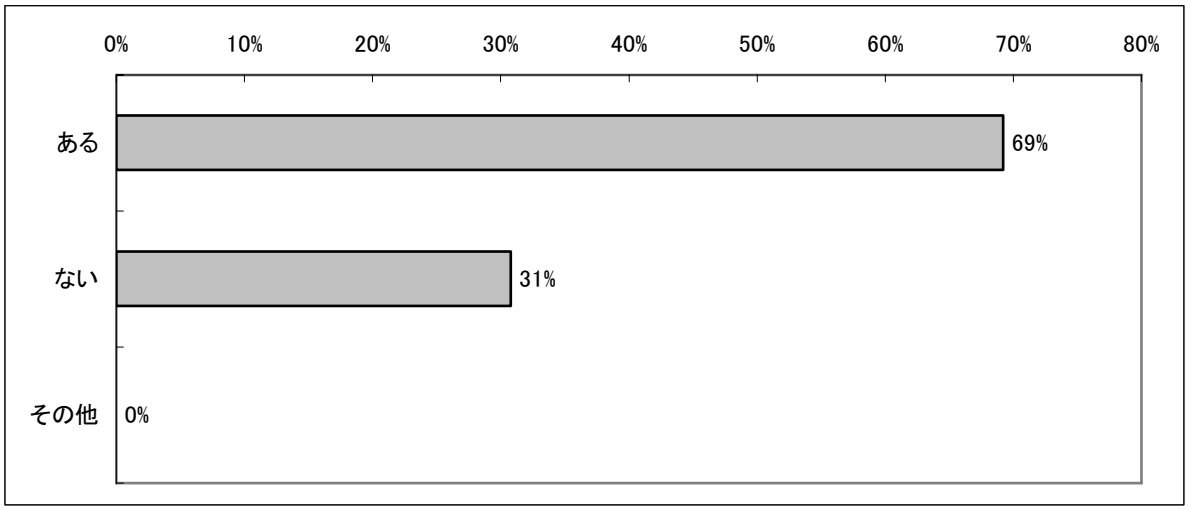

Q25

教員の任期制について
ア）教員に対して任期制を導入または検討していますか
イ）導入していると答えた方へ、任期制はどのようなケースで導入していますか
ウ）任期を付している対象教員について
エ）任期制を導入している教員の比率について
オ）任用されている任期について
カ）任期の更新は可能ですか

■　教員に対して任期制を導入している学校法人は（11%）で、検討中（8%）、導入しないが多数（82%）となっています。

■　導入している場合は、多様な人材の確保が特に求められる教育研究職に就く場合が（50%）となっています。

■　任期を付している場合、その対象教員は講師・助手・その他の職にわたっております。

■　任期制を導入している教員の比率は、31%以上の学校法人が半数（50%）です。

■　任用されている任期は、1年以上2年未満が多数（70%）です。

ア）教員に対して任期制を導入または検討していますか

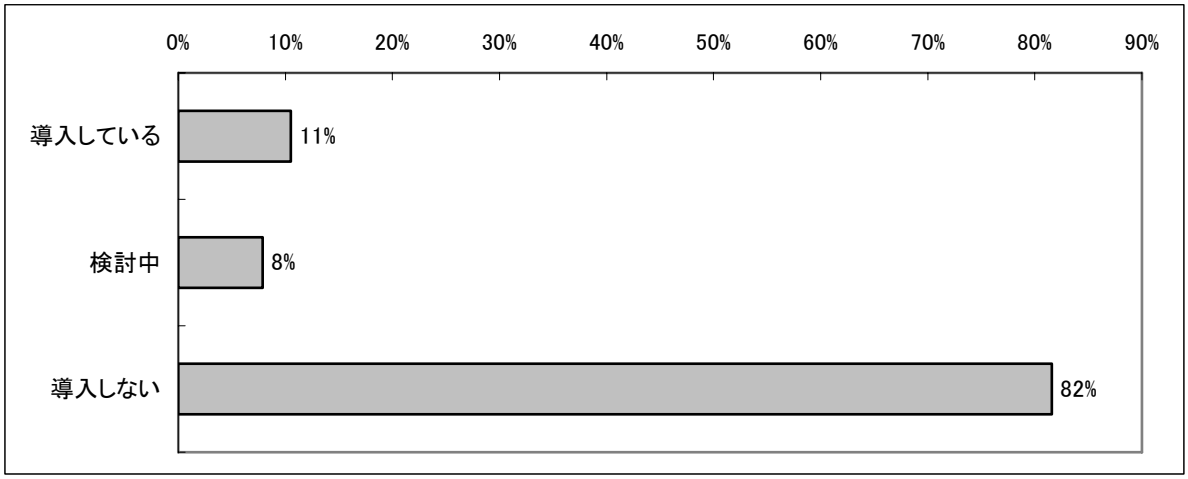

イ）導入していると答えた方へ、任期制はどのようなケースで導入していますか

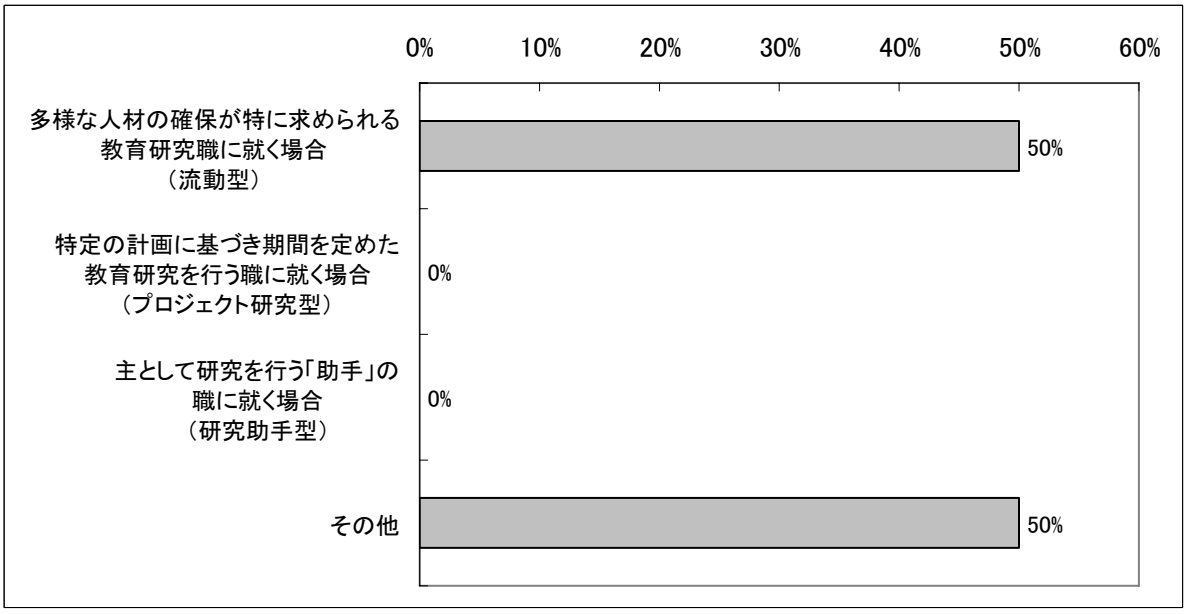

ウ）任期を付している対象教員について

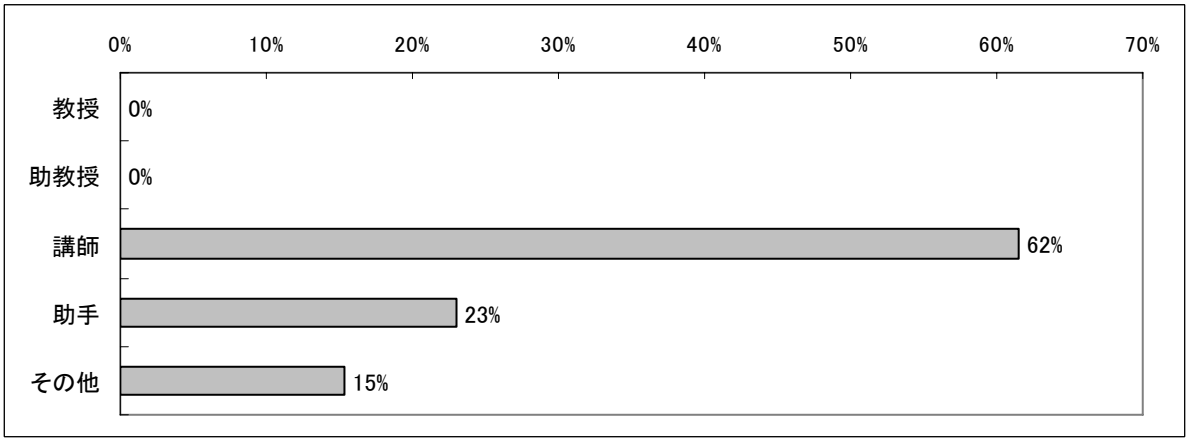

エ）任期制を導入している教員の比率について

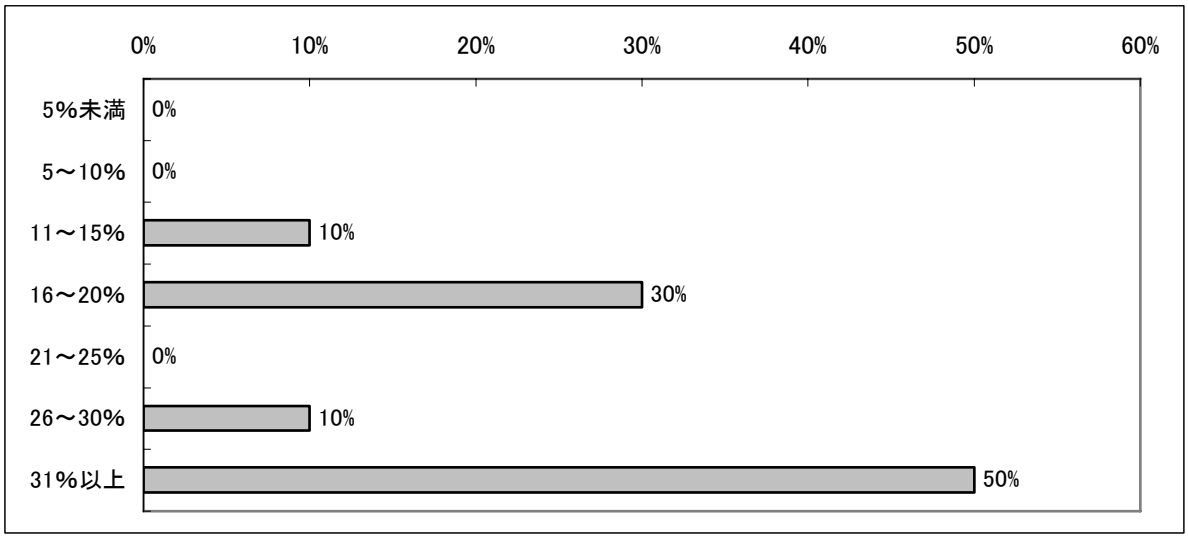

オ）任用されている任期について

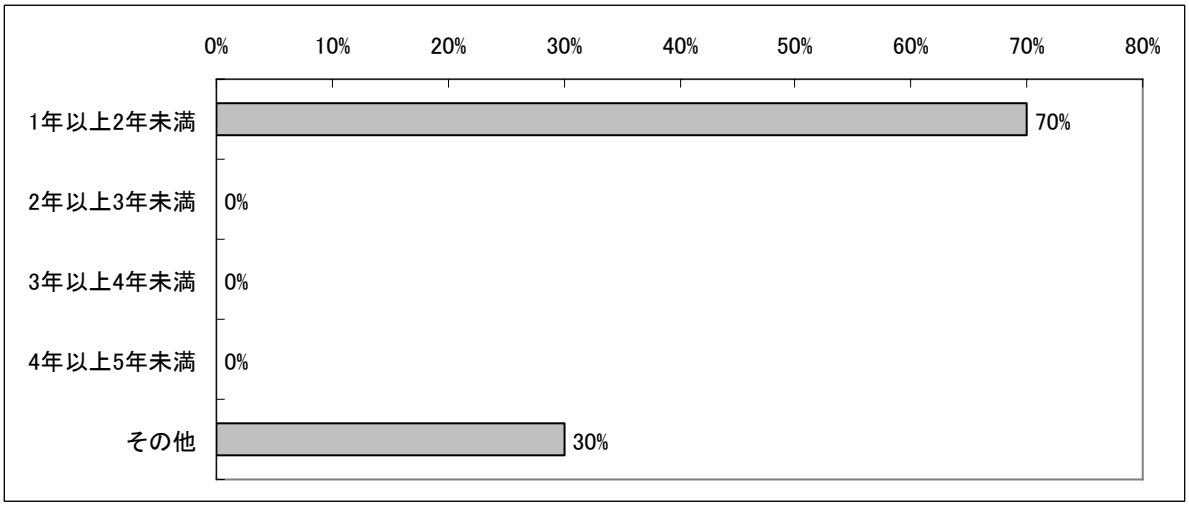

カ）任期の更新は可能ですか

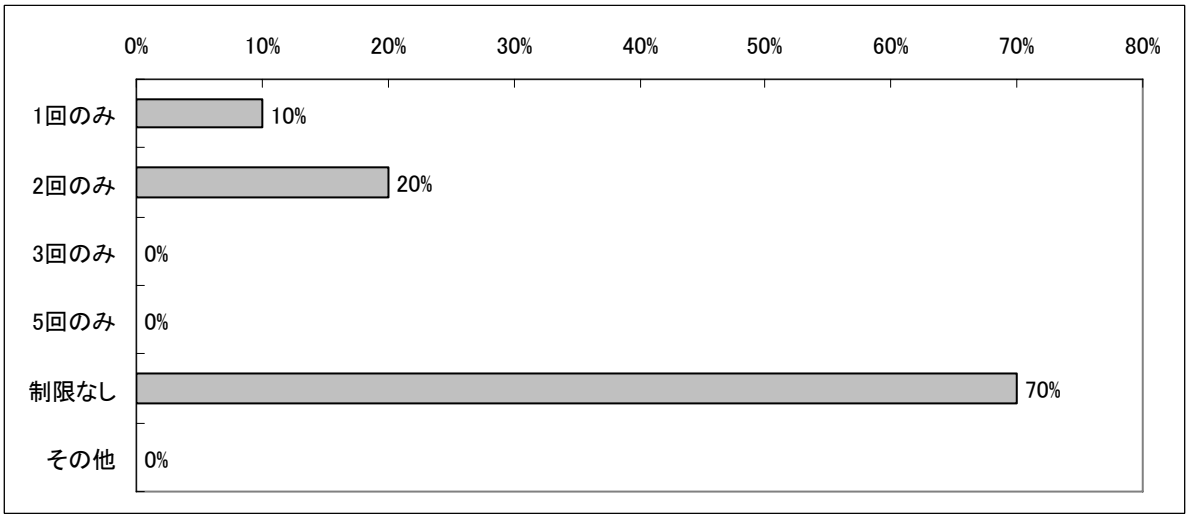

Q26

主要事務業務について
　ア）嘱託職員を採用していますか
　イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか
　ウ）人材派遣会社を利用していますか
　エ）業務委託を利用していますか
　オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

■　嘱託職員を採用していない学校法人は過半数（59%）あります。
■　兼務職員（パート・アルバイト）を採用している学校法人は（61%）あります。
■　人材派遣会社を利用していない学校法人は多数（67%）あります。
■　業務委託を利用していない学校法人は多数（69%）あります。
■　主要事務業務について兼務職員などを利用する目的は、専任職員採用の代わりとする学校法人が多数（80%）です。（※ 複数回答あり）

ア）嘱託職員を採用していますか

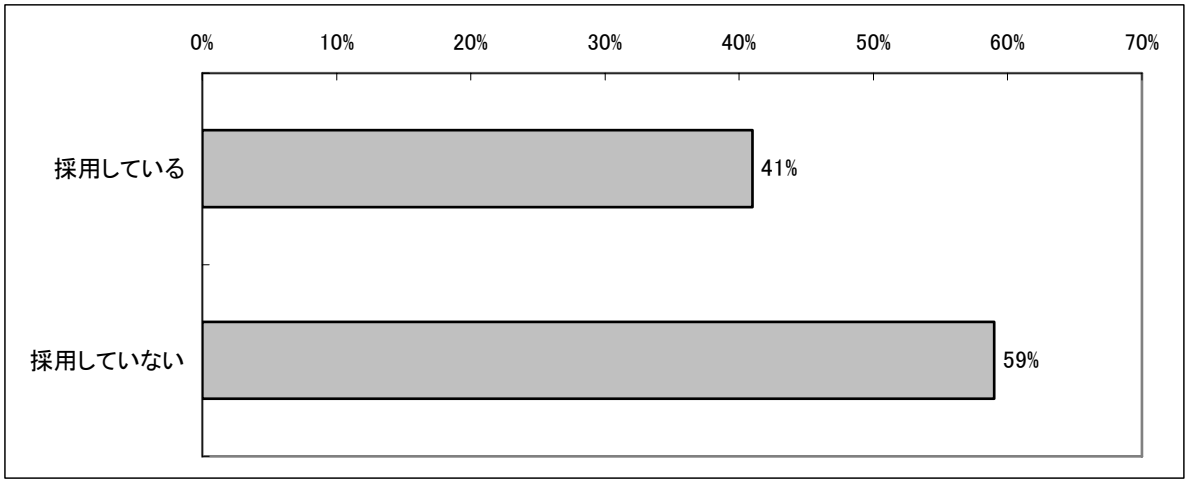

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか

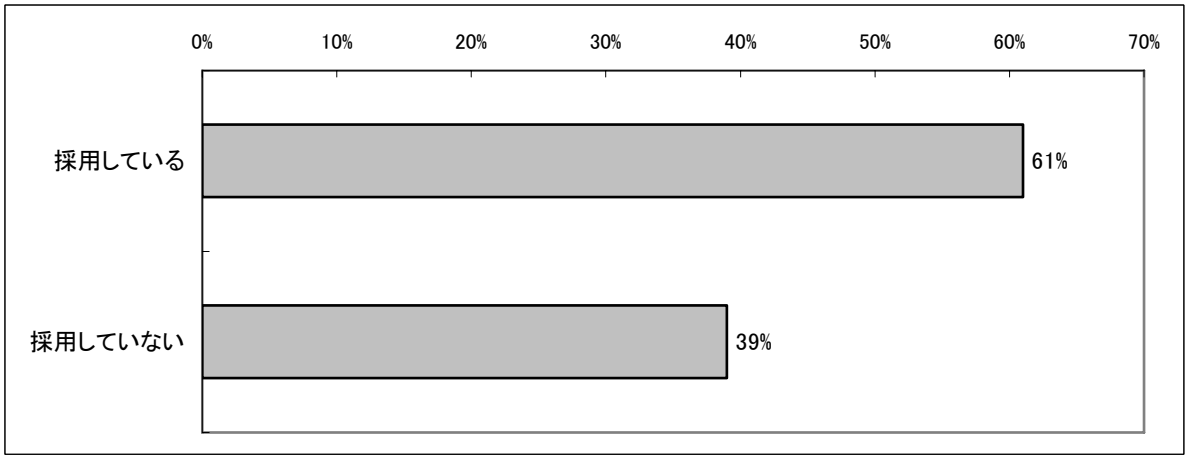

ウ）人材派遣会社を利用していますか

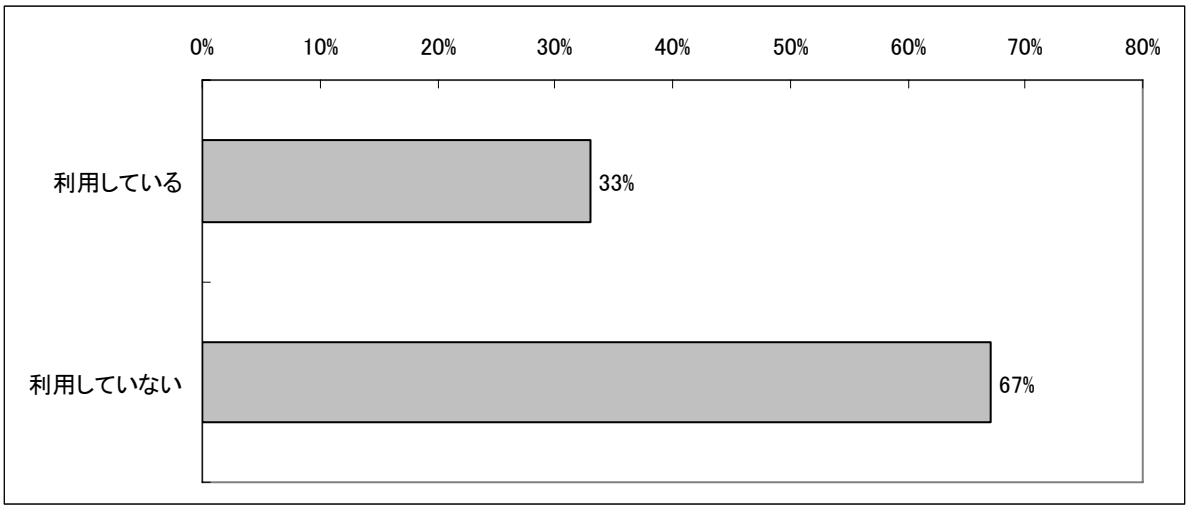

エ）業務委託を利用していますか

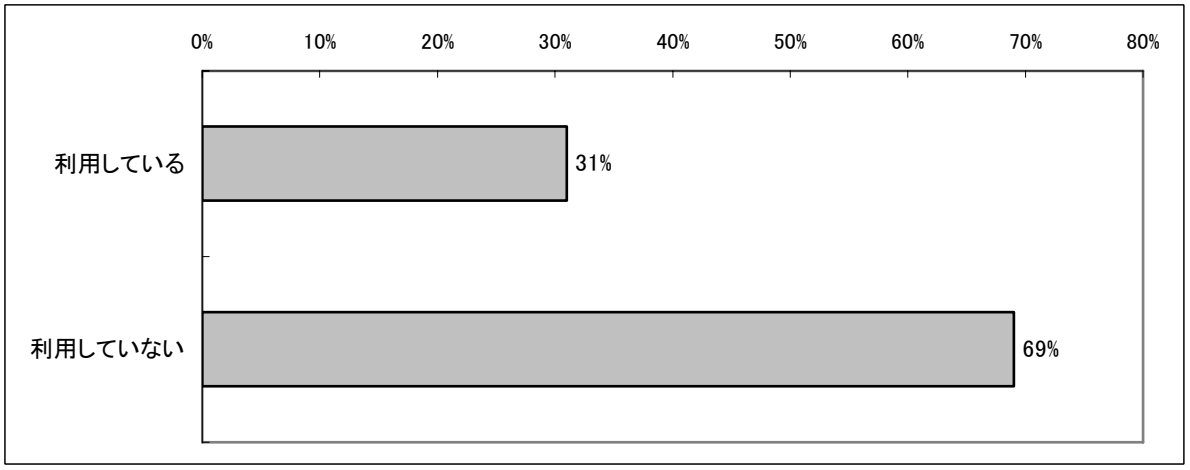

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか （複数回答可）

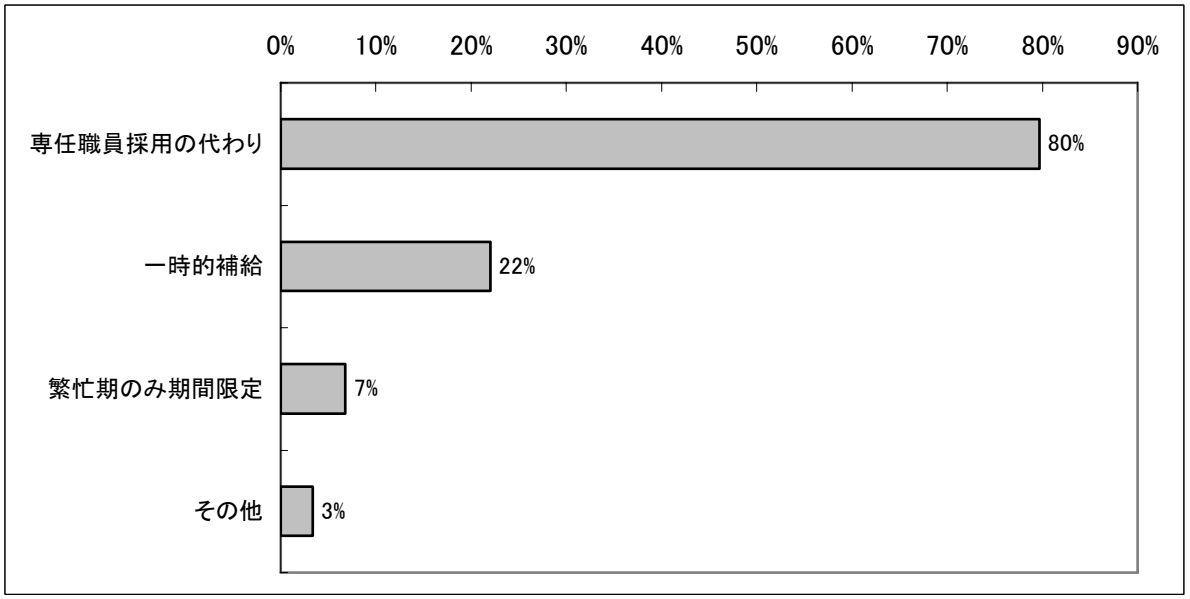

Q27

事務以外の業務について
ア）嘱託職員を採用していますか
イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか
ウ）人材派遣会社を利用していますか
エ）業務委託を利用していますか
オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか

■　嘱託職員を採用していない学校法人は多数（72%）あります。
■　兼務職員（パート・アルバイト）を採用していない学校法人は過半数（53%）あります。
■　人材派遣会社を利用していない学校法人は多数（75%）あります。
■　業務委託を利用していない学校法人は過半数（54%）あります。
■　事務以外の業務について嘱託・人材派遣などを利用する目的は、専任職員採用の代わりとする法人が多数（73%）です。（※ 複数回答あり）

ア）嘱託職員を採用していますか

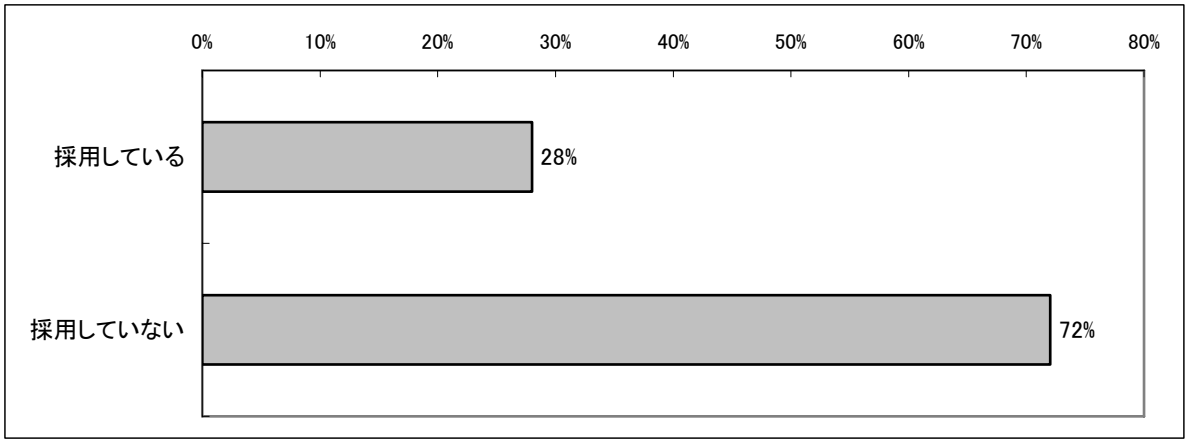

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか

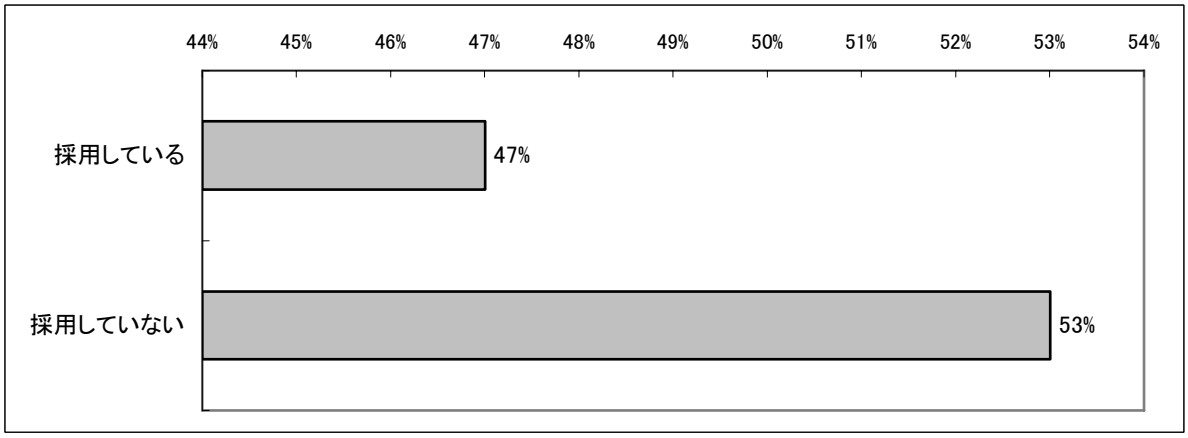

ウ）人材派遣会社を利用していますか

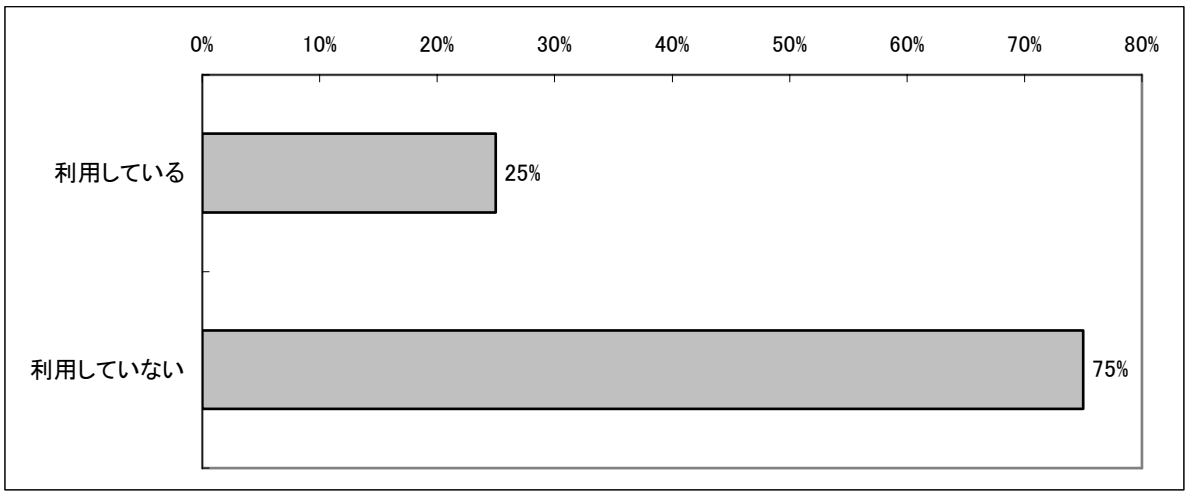

エ）業務委託を利用していますか

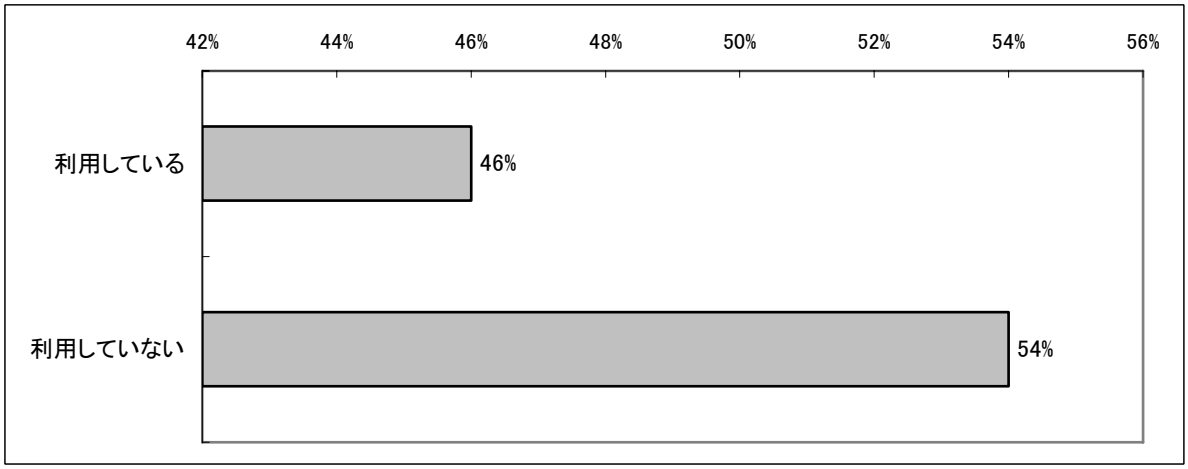

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか （複数回答可）

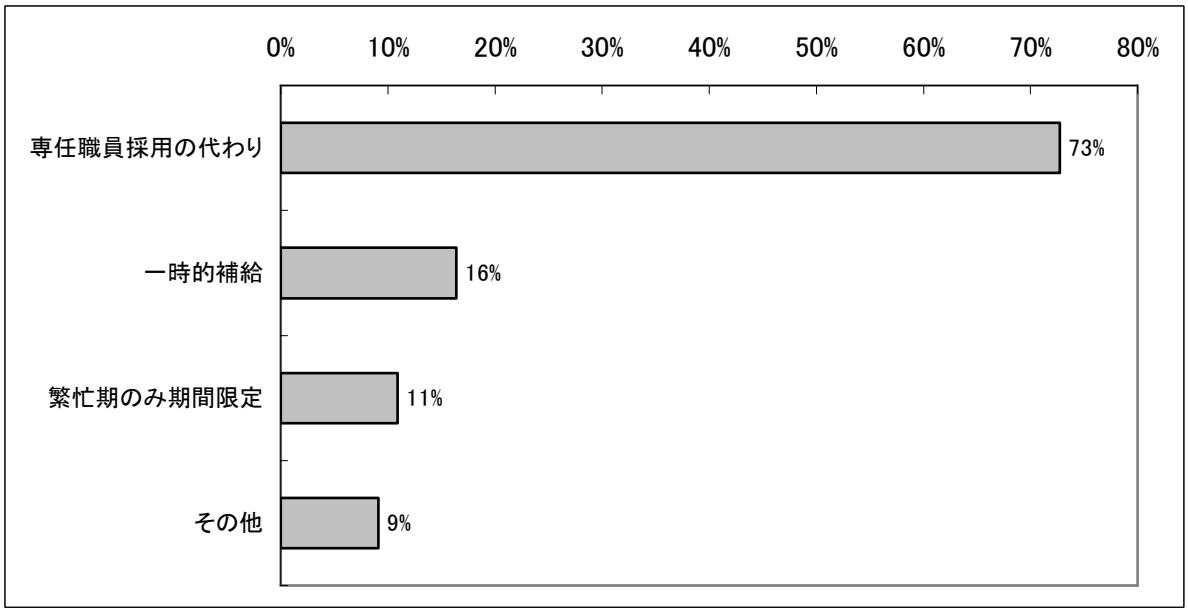

Q28

人件費削減のために、今まで取り組まれた削減方策がありましたら記入して下さい　（自由回答）

≪ 記入回答 ≫

・ 賞与のカット
・ 選択定年制度によって中期的に削減を図る。賞与のカット
・ 諸手当の改廃
・ 賞与は業績連動で実施・パート職員の代用（具体的には総額人件費管理）
・ 退職者不補充・高齢者嘱託・人材派遣
・ 役職者でも校長・延長は定年なし。事務長・教頭の定年は教職員と同じ
・ 制度はないが、早期退職の勧奨として一部を実施している。
・ 人材派遣会社利用
・ 一時金カット
・ 事務室の専任職員 3 名を 2 名削減し人材派遣社員を 3 名にした。
・ 早期退職優遇制度、評価制度に戻して給与支給、期限付雇用
・ 退職金の見直し、教員採用基準の設定
・ ＯＡ化、専任から委託・兼務職員への転換
・ 昇給 55 歳以上停止、給与ベースの引き上げ、賞与支給方式の改訂・旅費支給方法（基準）の改訂。尚、定年制の改訂を検討中
・ 期末手当の削減

D　財務・経理関係

Q29

人件費について

ア）帰属収入に占める人件費比率は何％ですか　［人件費÷帰属収入］

イ）学生生徒等納付金に占める人件費依存率は何％ですか　［人件費÷学生生徒等納付金］

■　帰属収入に占める人件費比率「人件費／帰属収入」

70％～79％の学校法人が最も多く 35（48％）で、次いで 60％～69％の法人が（36％）の順となっています。

*参考文献①　平成 15 年度高等学校の人件費比率の平均値は 68.1％です。

■　学生生徒等納付金に占める人件費依存率「人件費／学生生徒等納付金」

100％以上の学校法人が最も多く 60（82％）で、次いで 90％～99％の法人が（7％）などとなっています。

*参考文献①　平成 15 年度高等学校の人件費依存率の平均値は 127.8％です。

ア）帰属収入に占める人件費比率は何％ですか　［人件費÷帰属収入］

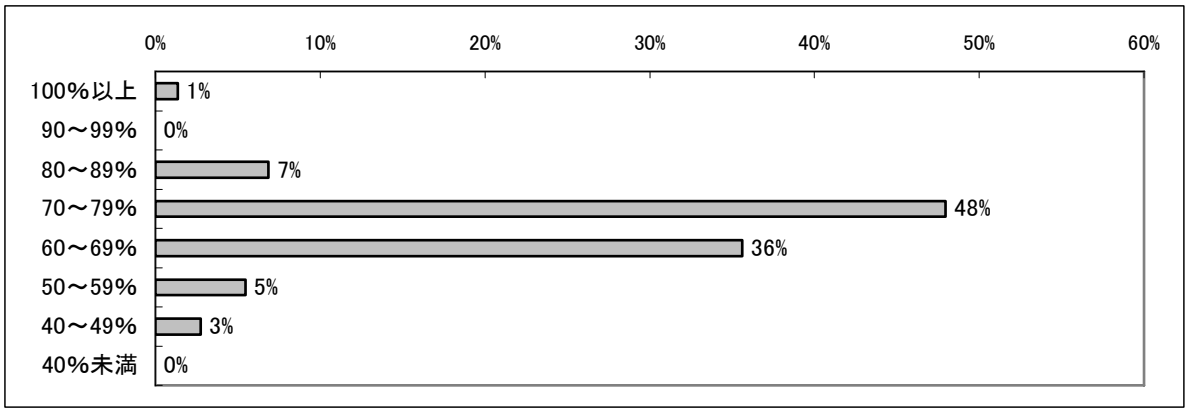

イ）学生生徒等納付金に占める人件費依存率は何％ですか　［人件費÷学生生徒等納付金］

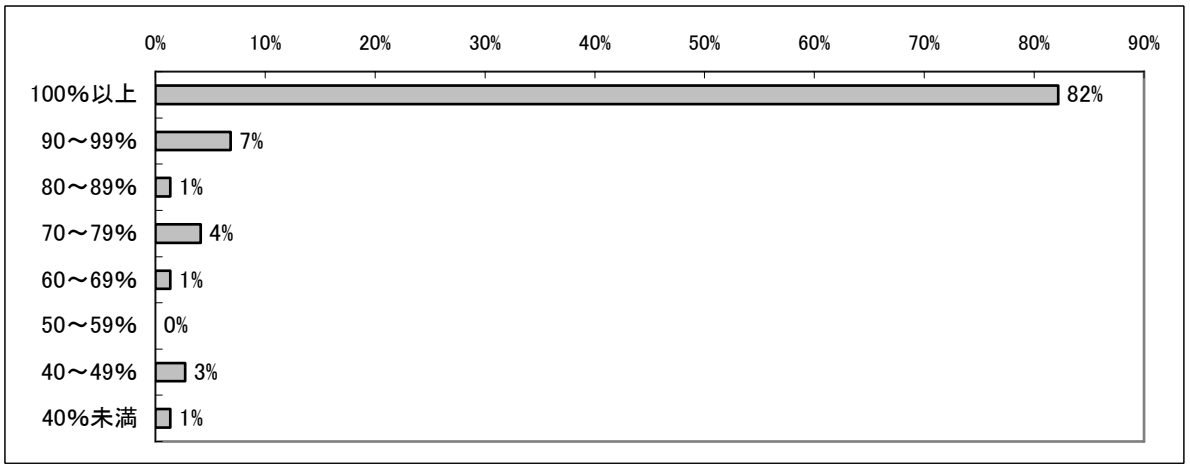

Q30

最近２年間で授業料の改定を行いましたか

■　最近 2 年間で授業料については、変更なしの学校法人が多数（86%）で、値上げした法人は（14%）となっております。

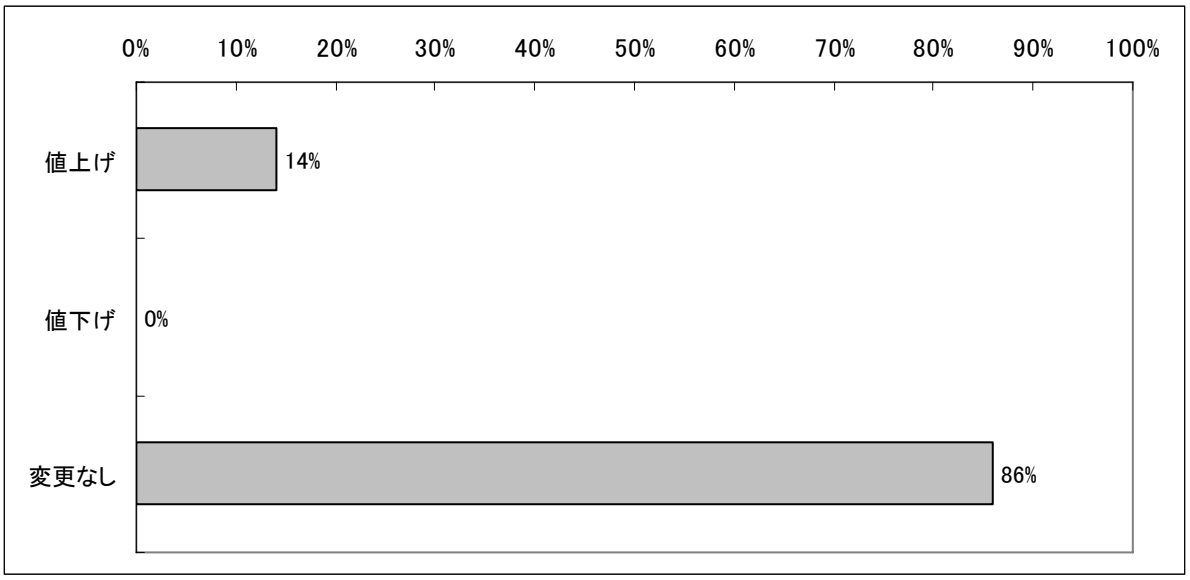

Q31

入学金・授業料の扱いについて
ア）入学辞退者に対して、入学金・授業料は返還していますか
イ）何らかの学納金返還請求がありましたか

■　入学辞退者に対して、入学金・授業料とも返還せず（28%）で、入学金ないし授業料のみ返還など何らかの返還をしたものは（44%）となっています。

■　何らの学納金返還請求もなかったが多数 65（88%）で、1～5 件の返還請求があった法人が（12%）となっております。

ア）入学辞退者に対して、入学金・授業料は返還していますか

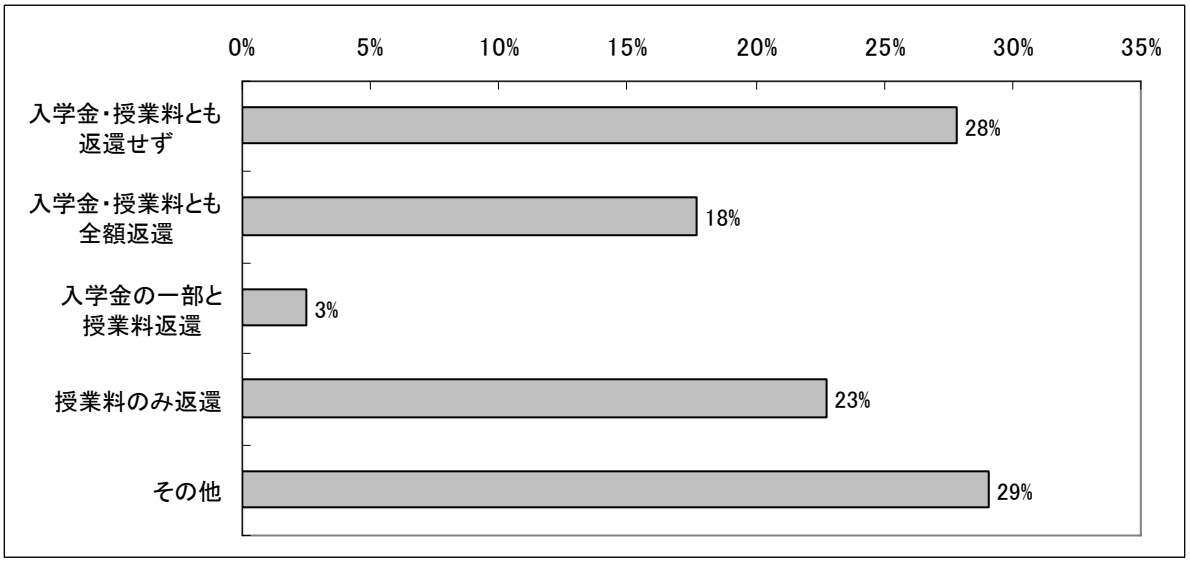

イ）何らかの学納金返還請求がありましたか

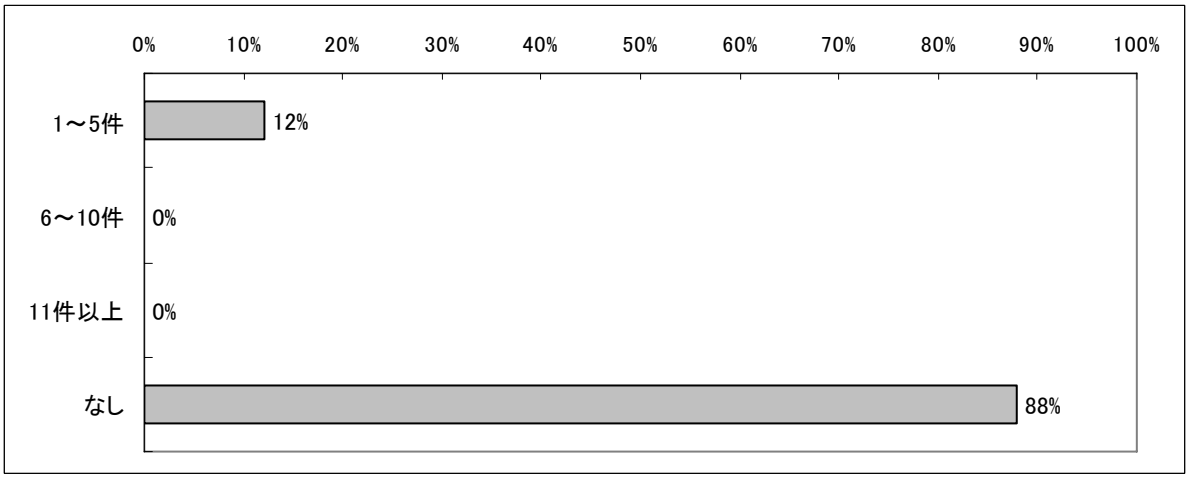

Q32

収益事業について
　ア）収益事業を行っていますか
　イ）行っていると回答した方へ、どのような収益事業を行っていますか

■　収益事業を行っている（30%）で、検討中（11%）、行う予定のない法人は（59%）となっています。

■　収益事業を行っている場合の事業の種類は、物品販売業が最も多く（82%）、次いで技芸教授業（18%）など多岐にわたっております。

ア）収益事業を行っていますか

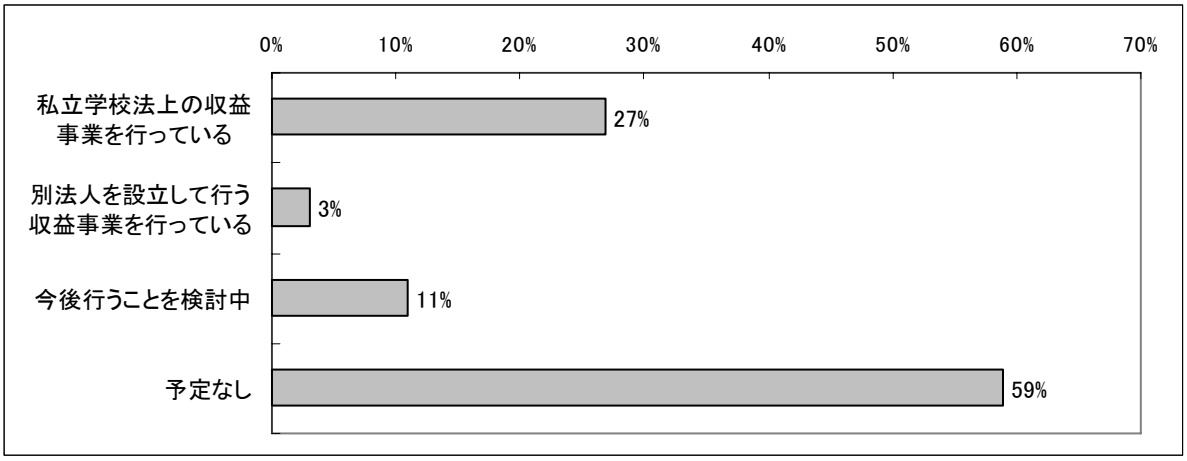

イ）収益事業を行っていると回答した方へ、どのような収益事業を行っていますか

（複数回答可）

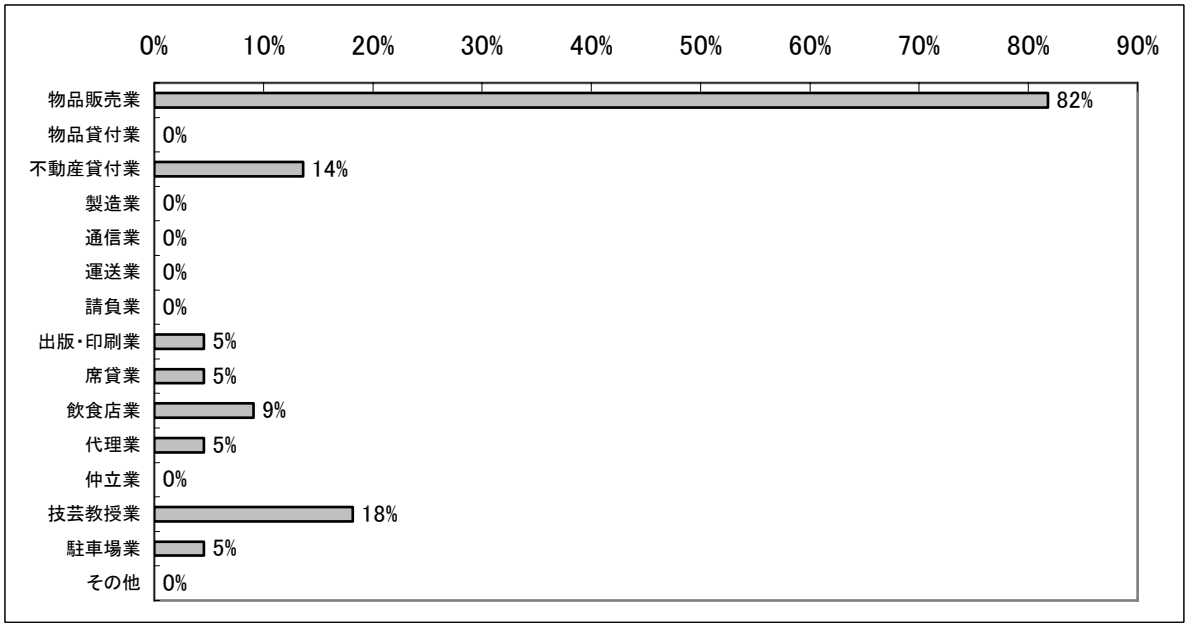

Q33

平成 15 年度の１年間に、どのようなものを対象に資金運用をしましたか

■　資金運用方法については、銀行定期預金が最も多く（77%）、国債・地方債（36%）、社債、貸付信託、公社債投資信託は各々（21%）などの順となっております。
（※ 複数回答を各々1 法人とカウントしております。）

*参考文献④　預金保険法に基づき、平成１７年４月１日からペイオフ（預金などの払戻保証額を元本 1000 万円とその利息までとする措置）が全面解禁されています。今後は、高校においても、預金から債券への資金シフトが活発になることが予想されます。

≪ 資産運用の対象 ≫　（複数回答可）

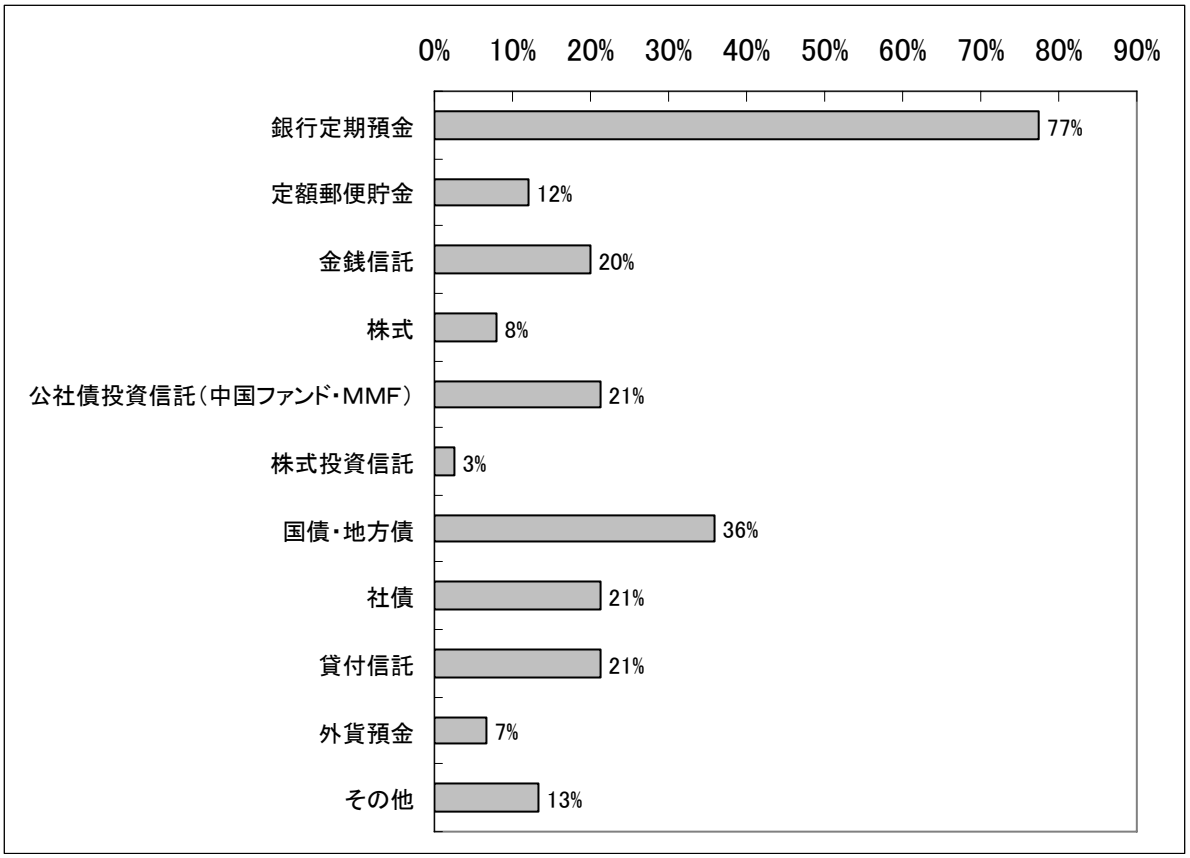

Q34

情報公開について
ア）財務公開の状況はどうですか
イ）公開していると回答した方へ、どのような方法で公開していますか
ウ）情報公開の実施項目について

■　財務公開をしていない法人は（36%）あります。

*参考文献②　平成 16 年度、財務情報を公開している高等学校法人は 57.5%です。

■　財務情報の公開の方法は、財務諸表を配布している法人が最も多く 21（44%）で、次いで閲覧（35%）となっております。

*参考文献②　平成 16 年度、高等学校法人の財務情報公開の方法は、閲覧 34%、配布 24%です。

■　情報公開の実施項目は、教育方針・内容（90%）、学生数（78%）、入試状況（74%）など多岐にわたっております。
（※ 複数回答は各々１法人とカウントしております。）

*参考文献④　学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、それを閲覧に供することが義務付けられました。（私立学校法 47 条）

ア）財務公開の状況はどうですか

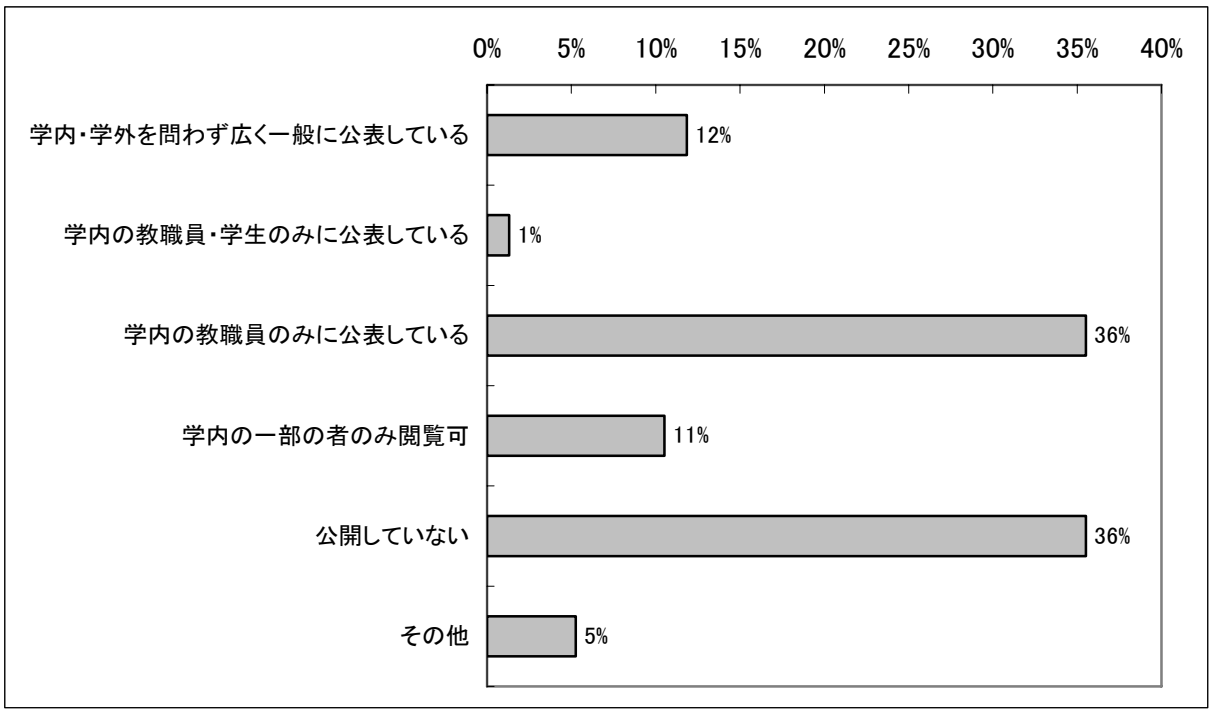

イ）公開していると回答した方へ、どのような方法で公開していますか（複数回答可）

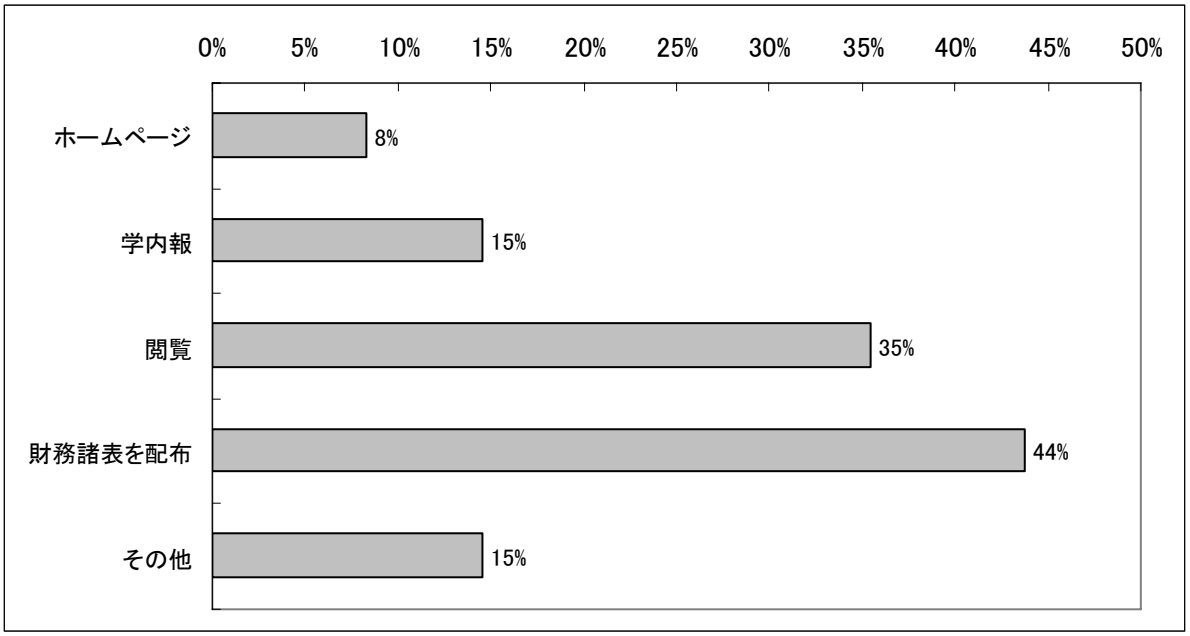

ウ）情報公開の実施項目について　（複数回答可）

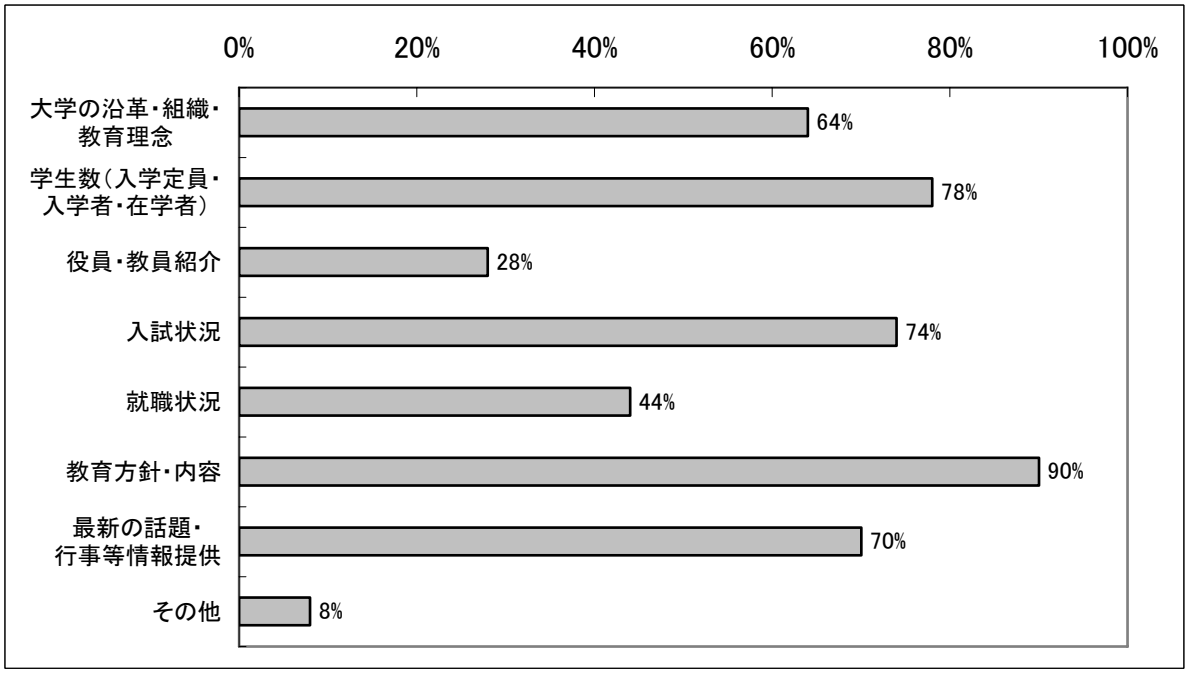

Q35

第三者評価制度への取組み状況について

■　検討委員会を設置している法人は（1%）、検討中（15%）・今後検討する（64%）などこれからの対応という学校法人が多いと思われます。

*参考文献④　私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、７年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第 69 条の 3、同法第 70 条の 10）

≪ 第三者評価制度への取組み状況 ≫

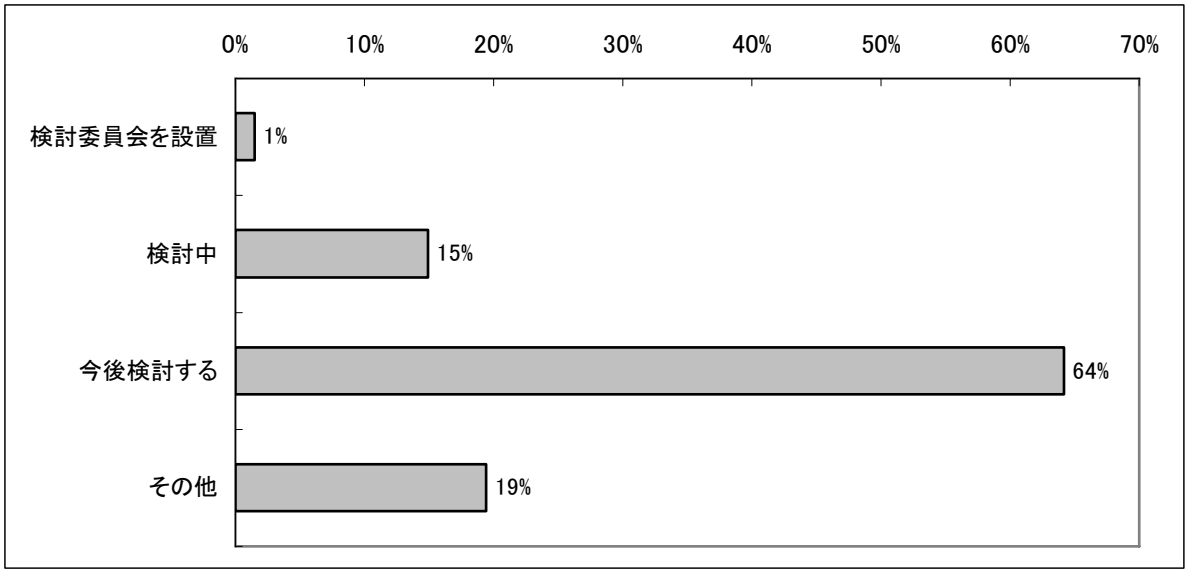

（参 考）

「私学経営に関するアンケート」
調　査　票

私学経営に関するアンケート調査

（学 園 名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（お差支えがなければ学園名をご記入下さい。）

A 法 人 の 種 類 ・ 規 模

Q. 1） 貴法人が設置する学校について（設置学校の種類に○を付けると共に、（ ）学校数を記入して下さい。）

1 大学（ ） 2 短期大学（ ）
3 高等専門学校（ ） 4 中等教育学校（ ）
5 高等学校（ ） 6 中学校（ ）
7 小学校（ ） 8 幼稚園（ ）
9 専門学校（ ）
10 その他（ ）

Q. 2） 貴法人の主たる事務所の所在地について

1 北海道 2 東北
3 関東 4 北陸
5 東海 6 近畿
7 中国 8 四国
9 九州・沖縄

Q. 3） 法人の専任職員は何人ですか。（設置校の職員と兼任の場合は、ここには含まないで下さい。該当の役職名に○をつけて、（ ）に人数を記入して下さい。）

1 副理事長（ 人）・理事長補佐（ 人）
2 常務理事（ 人）・常勤理事（ 人）・専務理事（ 人）
3 その他法人専任職員（ 人）

B 管 理 機 関

Q. 4） 理事について

ア） 理事は何人ですか。

1 20人以上 2 16～20人
3 11～15人 4 ５～10人

イ） 理事の任期は何年ですか。

1 ６年以上 2 ５年
3 ４年 4 ３年
5 ２年 6 １年

ウ） 学外常勤理事（現に当該学校法人の教職員でない者）を任用していますか。

1 いる （＿＿＿人） 2 いない

Q. 5） 理事の選任について、選任方法及び各理事の人数をお書き下さい。

ア） 学長（校長）理事・・・・（＿＿＿人）

1 学長（校長）全員が理事になる 2 １人又は一部の学長（校長）が理事になる
3 その他（ ）

イ） 評議員のうちから選任された理事 ・・・・（＿＿＿人）

1 評議員会で選挙された者 2 評議員の互選による者
3 寄附行為で選任権者を定める（ ）

4　寄附行為で選任基準を定める（　　）
5　その他（　　）

ウ）学識経験者理事　・・・・（＿＿＿人）

ⅰ）選任の対象

1　学識経験者　　2　学園功労者
3　宗教法人の役員等　　4　当該学校法人の設置する私立学校の卒業生
5　学生・生徒の父兄　　6　創立者の縁故者
7　その他（　　）

ⅱ）選任の方法

1　理事会で選挙　　2　理事の選任
3　評議員会で選ぶ　　4　評議員会の推薦した者のうちより理事会が決定
5　理事会の議を経て理事長の指定する者　　6　寄附行為で基準を定め自動的に理事となる
7　その他（　　）

Q.6）理事長について

ア）理事長の選任方法について

1　理事の互選　　2　理事会の選任
3　校長（学長）が自動的になる　　4　宗教法人の役員が自動的になる
5　学校の功労者
6　その他（　　）

イ）理事長の任期について

1　規定あり（＿＿＿年）　　2　規定なし

Q.7）理事会について（平成15年度）

ア）理事会の開催状況について（平成15年度）

1　年１回　　2　年２～３回
3　年４～５回　　4　年６回以上

イ）理事会の議長

1　理事長が議長となる　　2　理事会で選ぶ
3　その他（　　）

Q.8）監事について

ア）監事は何人ですか。

1　２人　　2　３人
3　４人　　4　５人以上

イ）監事の任期は何年ですか。

1　６年以上　　2　５年
3　４年　　4　３年
5　２年　　6　１年

ウ）常勤監事を任用していますか。

1　いる　（＿＿＿人）　　2　いない

エ）監事の選任方法について

1　評議員の互選　　2　評議員会で選任
3　理事会で選任　　4　理事会の議を経て理事長の指名
5　評議員会の推薦した者のうちより理事会が決定
6　その他（　　）

Q.9)　役員（理事・監事）について

ア）役員解任の規定がありますか。

1　規定がない　　2　規定がある

イ）「規定がある」とした方へ、解任の方法について

1　理事会の議決　　2　理事会の議決の外に評議員会にかける

3　その他（　　）

ウ）役員補充の規定がありますか。

1　規定がない　　2　規定がある

エ）役員報酬の規定はありますか。

1　規定がある　　2　規定なし

3　その他（　　）

Q.10)　評議員について

ア）評議員の定数は何人ですか。

1　21人以上　　2　16～20人

3　11～15人

イ）評議員の任期は何年ですか。

1　６年以上　　2　５年

3　４年　　4　３年

5　２年　　6　１年

7　その他（　　）

ウ）評議員会での審議について

1　諮問事項とするもの　　2　議決事項とするもの

3　その他（　　）

Q.11）評議員の選任方法について

ア）学校法人の職員のうちから選任された者

ｉ）選任の対象

1　職員とだけあるもの　　2　校長を他の職員とは区別するもの

3　その他（　　）

ii）選任の方法

1　理事長の選ぶもの　　2　理事会の選ぶもの

3　評議員会で選ぶもの　　4　寄附行為で資格を定め自動的に評議員になるもの

5　その他（職員の互選、校長・教職員の推薦など）（　　）

イ）学校法人の設置する学校を卒業した者のうちから選任された者

ｉ）選任の対象

1　同窓会長・同窓会で推薦するもの　　2　卒業生で特定の宗派に属するものと限定するもの

3　卒業生で２５歳以上の者

4　その他（　　）

ii）選任の方法

1　理事長の選ぶもの　　2　理事会の選ぶもの

3　評議員会で選ぶ（理事会の推薦に基づくものを含む）　　4　寄附行為で資格を定め自動的に評議員になるもの

5　その他（互選、同窓会の選任、職員、同窓会長の推薦など）（　　）

ウ）その他寄附行為の定めるところにより選任された者

ｉ）選任の対象

1　学識経験者　　2　（関係ある）功労者

3　理事長　　4　理事

5　理事長以外の理事　　6　監事

7　特定宗派の会長・役員・会員　　8　父兄会その他の役員

9　その他（　　）

ii）選任の方法

1　理事長が選ぶ（互選を含む）　　2　理事会が選ぶ
3　寄附行為で資格を定め自動的に評議員になるもの　　4　評議員（会）の過半数で選ぶ
5　その他（　　）

（Q.12・13は大学・短大法人のみお答え下さい）

Q.12）教授会について

ア）「教授会」の設置形態について

1　全学部を通じてのいわゆる「合同教授会」のみ　　2　学部ごとの「教授会」（単学部大学を含む）
3　「合同教授会」と学部ごとの「教授会」
4　その他　　）

イ）教授会の構成メンバーについて

1　教授のみ　　2　教授＋助教授
3　教授＋助教授＋講師　　4　教授＋助教授＋講師＋助手
5　学部教授会ごとに異なる
6　その他（　　）

ウ）教授会への学長の出席について

1　教授会のすべてに出席　　2　要請があれば教授会に出席
3　出席しない
4　その他（　　）

エ）教授会への事務職員の出席について

1　必ず出席する　　2　議案によって出席する場合がある
3　出席できない
4　その他（　　）

オ）理事会で決定した事項が、教授会の反対により実行できないことがありますか。

1　実行できないことがある　　2　反対があっても実行する
3　その他（　　）

カ）教授会の反対により実行できない事項はどのようなものですか。（複数回答可）

1　学費改定に関すること　　2　人事・組織変更に関すること
3　教育課程に関すること（改組・新増設等）　　4　定員（臨時定員・入学定員）に関すること
5　その他（　　）

Q.13）学長について

ア）学長の選任方法について

1　選挙　　2　選挙された者の中から理事会で決める
3　理事会で決める　　4　理事長が兼務する
5　その他（　　）

イ）上で、1又は２と答えた方へ、選挙の場合の選挙権者について

1　専任教員　　2　専任教員及び事務職員
3　その他（　　）

ウ）学長の補佐機関について

1　副学長を置いている　　2　学長補佐を置いている
3　設けていない
4　その他（　　）

（Ⅰ）貴法人が設置する大学（短大・高校）について答えて下さい。

（複数設置の場合は全体で答えて下さい）

C 人 事・労 務・賃 金 関 係

（大学の場合）

Q. 14）大学の系統別区分について

ア） 単一学部を設置する場合

1　医・歯学部　　2　薬学部
3　理工系学部（保健系、理・工系、農学系）　　4　文系学部（人文科学系、社会科学系）
5　その他系学部（家政、教育、体育、芸術系、その他）

イ） 複数学部を設置する場合

1　医歯他複数学部（医・歯学部を含む学部を複数設置）　　2　薬他複数学部（薬学部を含む学部を複数設置（1を除く））
3　理工他複数学部（1・2を除く）　　4　文他複数学部
5　その他複数学部

Q. 15）学校の規模について（複数の大学がある場合は合計して下さい）

ア） 全学生数

1　10, 000人以上　　2　8, 000～9, 999人
3　5, 000～7, 999人　　4　3, 000～4, 999人
5　2, 000～2, 999人　　6　1, 000～1, 999人
7　500人～999人　　8　500人未満

イ） 専任教員数

1　500人以上　　2　300～499人
3　200～299人　　4　100～199人
5　50～99人　　6　50人未満

ウ） 専任職員数

1　360人以上　　2　220～359人
3　150～219人　　4　80～149人
5　50～79人　　6　40人未満

（短大の場合）

Q. 14）短大の系統別区分について

ア） 単一学科を設置する場合

1　理工系学科（保健系・農工系）　　2　文系学科（人文系・社会系）
3　その他系学科（家政系・教育系・芸術系・その他　　）

イ） 複数学科を設置する場合

1　理工他複数学科（理工系学科を含む学科を複数設置）　　2　文他複数学科（文系学科とその他系学科、又は文系学科を複数設置）
3　その他複数学科（その他系学科を複数設置）

Q.15）学校の規模について（複数の短大がある場合は合計して下さい）

ア）全学生数

1　2,000人以上　　2　1,500～1,999人
3　1,000～1,499人　　4　500～999人
5　200～499人　　6　200人未満

イ）専任教員数

1　71人以上　　2　56～70人
3　41～55人　　4　26～40人
5　16～25人　　6　15人未満

ウ）専任職員数

1　50人以上　　2　40～49人
3　30～39人　　4　20～29人
5　10～19人　　6　10人未満

（高校の場合）

Q.14）高等学校の系統別区分について

1　普通科と職業科　　2　普通科のみ
3　職業科のみ
4　その他（　　）

Q.15）学校の規模について（複数の高校がある場合は合計して下さい）

ア）全生徒数

1　2,400人以上　　2　1,800～2,399人
3　1,200～1,799人　　4　600～1,199人
5　600人未満

イ）専任教員数

1　71人以上　　2　56～70人
3　41～55人　　4　26～40人
5　16～25人　　6　15人未満

ウ）専任職員数

1　50人以上　　2　40～49人
3　30～39人　　4　20～29人
5　10～19人　　6　10人未満

（以下共通）

Q.16）専任教員について

ア）専任教員の定年は何歳ですか。

1　70歳以上　　2　66～69歳
3　65歳　　4　61～64歳
5　60歳　　6　55～59歳
7　54歳以下
8　その他（　　）

イ）専任教員の平均年齢は何歳ですか。

1　40歳以下　　2　41～45歳
3　46～50歳　　4　51～55歳
5　56歳以上

Q.17) 専任職員について

ア）専任職員の定年は何歳ですか。

1　65歳以上　　2　61～64歳
3　60歳　　4　55～59歳
5　54歳以下
6　その他（　　）

イ）専任職員の平均年齢は何歳ですか。

1　40歳以下　　2　41～45歳
3　46～50歳　　4　51～55歳
5　56歳以上

Q.18) 中途採用の場合の給与について

1　前職の給与を基準　　2　学園独自の規定
3　その他（　　）

Q.19) 専任教職員の再雇用制度について

ア）専任教職員について定年後の「再雇用制度」がありますか。

1　導入している　　2　検討中
3　導入していない

イ）導入していると答えた方へ、再雇用の更新に制限はありますか。

1　更新できない。　　2　１回
3　２回　　4　３回
5　４回　　6　５回以上
7　制限なし

ウ）再雇用の場合の賃金体系についてお答え下さい。

1　退職前の給与を基準　　2　年俸制
3　その他（　　）

Q.20) 専任教職員の早期退職優遇制度（選択定年制度）について

ア）早期退職優遇制度または選択定年制度を実施又は検討していますか。

1　実施中　　2　検討中
3　実施しない
4　その他（　　）

イ）実施していると答えた方へ、適用範囲は次のいずれに該当しますか。

1　勤続年数を基準（勤続＿＿＿年以上）　　2　年齢を基準（＿＿＿＿＿歳以上）
3　定年年齢を基準（定年＿＿＿年前～）
4　その他（　　）

ウ）実施していると答えた方へ、退職手当の割増は次のいずれに該当しますか。

1　率加算方式　　2　定額加算方式
3　その他（　　）

Q.21) 専任教職員の役職定年制について

ア）役職定年制を導入していますか。

1　規程があり、導入している　　2　検討中
3　導入しない
4　その他（　　）

イ）導入していると答えた方へ、対象役職について、お答え下さい。

1　局長　　2　事務長
3　部長　　4　事務長補佐・次長
5　課長　　6　主任
7　室長　　8　係長
9　その他（　　）

ウ）導入していると答えた方へ、役職定年後の給与体系について、お答え下さい。（自由回答）

（　　）

Q.22）賃金について

ア）賃金決定方式について

1　人事院勧告準拠　　2　春闘方式
3　学園独自
4　その他（　　）

イ）専任教員に採用している賃金体系について

1　公務員準拠型（年功型）　　2　学校独自型（年功型）
3　能力給型　　4　年俸型
5　年功＋能力給
6　その他（　　）

ウ）専任職員に採用している賃金体系について

1　公務員準拠型（年功型）　　2　学校独自型（年功型）
3　能力給型　　4　年俸型
5　年功＋能力給
6　その他（　　）

エ）平成14年度、15年度の両年中に本給の支給基準（俸給表等）を変更しましたか。

1　引き上げた　　2　引き下げた
3　変更なし

オ）平成14年度、15年度の両年中に賞与の支給基準を変更しましたか。

1　引き上げた　　2　引き下げた
3　変更なし

カ）賃金（俸給表・賞与）を所在都道府県立学校の教職員と比較した場合

1　本学が高い（＿＿＿%程度）　　2　同等
3　本学が低い（＿＿＿%程度）

Q.23）勤務評定（人事考課）制度について

ア）勤務評定（人事考課）制度を導入していますか。

1　教員・職員とも導入　　2　教員のみ導入
3　職員のみ導入　　4　検討中
5　導入しない

イ）導入していると回答された方へ、勤務評定を何に反映させますか。

1　給与のみ　　2　賞与のみ
3　給与と賞与　　4　反映させない
5　その他（　　）

Q.24）専任教員の最低出講日数・ノルマについて

ア）専任教員の最低出講日数について定めていますか。

1　３日　　2　４日
3　５日　　4　定めなし
5　その他（　　）

イ）専任教員の最低授業持ちコマ数（ノルマ）について定めていますか。

1　就業規則で定めている　　2　他の規則で定めている
3　規則で定めていない
4　その他（　　）

ウ）ノルマを定めていると答えた方へ、ノルマをオーバーしたときの手当の支給がありますか。

1　ある　　2　ない
3　その他（　　）

Q.25）教員の任期制について

ア）教員に対して任期制を導入または検討していますか。

1　導入している　　2　検討中
3　導入しない

イ）導入していると答えた方へ、任期制はどのようなケースで導入していますか。（複数回答可）

1　多様な人材の確保が特に求められる教育研究職に就く場合（流動型）
2　特定の計画に基づき期間を定めた教育研究を行う職に就く場合（プロジェクト研究型）
3　主として研究を行う「助手」の職に就く場合（研究助手型）
4　その他（　　）

ウ）任期を付している対象教員について（複数回答可）

1　教授　　2　助教授
3　講師　　4　助手
5　その他（　　）

エ）任期制を導入している教員の比率について

1　５%未満　　2　５～10%
3　11～15%　　4　16～20%
5　21～25%　　6　26～30%
7　31%以上

オ）任用されている任期について

1　１年以上２年未満　　2　２年以上３年未満
3　３年以上４年未満　　4　４年以上５年未満
5　その他（　　）

カ）任期の更新は可能ですか。

1　１回のみ　　2　２回まで
3　３回まで　　4　５回まで
5　制限なし
6　その他（　　）

Q.26）主要事務業務について

ア）嘱託職員を採用していますか。

1　採用している（職員の約＿＿＿%）　　2　採用していない

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか。

1　採用している（職員の約＿＿＿%）　　2　採用していない

ウ）人材派遣会社を利用していますか。

1　利用している　　2　利用していない

エ）業務委託を利用していますか。

1　利用している　　2　利用していない

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか。

1　専任職員採用の代わり　　2　一時的補給
3　繁忙期のみ期間限定
4　その他（　　）

Q.27)　事務以外の業務について

ア）嘱託職員を採用していますか。

1　採用している（職員の約＿＿＿＿%）　　2　採用していない

イ）兼務職員（パート・アルバイト）を採用していますか。

1　採用している（職員の約＿＿＿＿%）　　2　採用していない

ウ）人材派遣会社を利用していますか。

1　利用している　　2　利用していない

エ）業務委託を利用していますか。

1　利用している　　2　利用していない

オ）嘱託・パート・人材派遣の目的は何ですか。

1　専任職員採用の代わり　　2　一時的補給

3　繁忙期のみ期間限定

4　その他（　　）

Q.28)　人件費削減のために、今まで取り組まれた削減方策がありましたら記入して下さい。（自由回答）

（　　）

D　財　務　・　経　理　関　係

Q.29)　人件費について

ア）帰属収入に占める人件費比率は何%ですか。［人件費÷帰属収入］

1　100%以上　　2　90～99%

3　80～89%　　4　70～79%

5　60～69%　　6　50～59%

7　40～49%　　8　40%未満

イ）学生生徒等納付金に占める人件費依存率は何%ですか。［人件費÷学生生徒等納付金］

1　100%以上　　2　90～99%

3　80～89%　　4　70～79%

5　60～69%　　6　50～59%

7　40～49%　　8　40%未満

Q.30)　最近２年間で授業料の改定を行いましたか。

1　値上げ　　2　値下げ

3　変更なし

Q.31)　入学金・授業料の扱いについて

ア）入学辞退者に対して、入学金・授業料は返還していますか。

1　入学金・授業料とも返還せず　　2　入学金・授業料とも全額返還

3　入学金の一部と授業料返還　　4　授業料のみ返還

5　その他（　　）

イ）何らかの学納金返還請求がありましたか。

1　１～５件　　2　６～10件

3　11件以上　　4　なし

Q.32) 収益事業について

ア）収益事業を行っていますか。

1 私立学校法上の収益事業を行っている　2 別法人を設立して行う収益事業を行っている
3 今後行うことを検討中　4 予定なし

イ）収益事業を行っていると回答した方へ、どのような収益事業を行っていますか。（複数回答可）

1 物品販売業　2 物品貸付業
3 不動産貸付業　4 製造業
5 通信業　6 運送業
7 請負業　8 出版・印刷業
9 席貸業　10 飲食店業
11 代理業　12 仲立業
13 技芸教授業　14 駐車場業
15 その他（　　）

Q.33) 平成15年度の１年間に、どのようなものを対象に資金運用をしましたか。（複数回答可）

1 銀行定期預金　2 定額郵便貯金
3 金銭信託　4 株式
5 公社債投資信託（中国ファンド・ＭＭＦ）　6 株式投資信託
7 国債・地方債　8 社債
9 貸付信託　10 外貨預金
11 その他（　　）

Q.34) 情報の公開について

ア）財務公開の状況はどうですか。

1 学内・学外を問わず広く一般に公表している　2 学内の教職員・学生のみに公表している
3 学内の教職員のみに公表している　4 学内の一部の者のみ閲覧可
5 公開していない
6 その他（　　）

イ）公開していると回答した方へ、どのような方法で公開していますか。

1 ホームページ　2 学内報
3 閲覧　4 財務諸表を配布
5 その他（　　）

ウ）情報公開の実施項目について（複数回答可）

1 大学の沿革、組織、教育理念　2 学生数（入学定員、入学者、在学者）
3 役員、教員紹介　4 入試状況
5 就職状況　6 教育方針・内容
7 最新の話題、行事等情報提供
8 その他（　　）

Q.35) 第三者評価制度への取組み状況について

1 検討委員会を設置　2 検討中
3 今後検討する
4 その他（　　）

ご協力ありがとうございました。

私学経営 別冊

「私学経営に関するアンケート」
報　告　書

（大学・短期大学・高等学校法人編）

平成 16 年７月調査

発 行　平成 17 年５月 25 日
編 集　（社）私学経営研究会

〒533-0033
大阪市東淀川区東中島１丁目 21 番 33 号 俵ビル３階
TEL：06-6321-2666　　FAX：06-6321-3207

© 社団法人 私学経営研究会　2005／印刷・製本　有限会社 ダイコウプリンティング
この本の一部、または全部を無断で複写、転写、引用することを固く禁じます。
落丁・乱丁はおとりかえいたします。